

法人番号 76

平成 31 事業年度に係る業務の実績及び第 3 期中期目標期間
(平成 28～平成 31 事業年度) に係る業務の実績に関する報告書



令和 2 年 6 月

国立大学法人

長 崎 大 学

目 次

項 目		頁
○大学の概要		1
○全体的な状況		5
○戦略性が高く意欲的な目標・計画の状況		8
○項目別の状況		35
I 業務運営・財務内容等の状況		35
(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標	計画の実施状況等	35
	特記事項	64
(2)財務内容の改善に関する目標	計画の実施状況等	71
	特記事項	80
(3)自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	計画の実施状況等	85
	特記事項	91
(4)その他業務運営に関する重要目標	計画の実施状況等	93
	特記事項	106
II 教育研究等の質の向上		112
(4)その他の目標	②附属病院に関する目標	112
	③附属学校に関する目標	122
教育研究等の質の向上に関する特記事項		134
III 予算(人件費見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画		147
IV 短期借入金の限度額		147
V 重要財産を譲渡し, 又は担保に供する計画		147
VI 剰余金の使途		148
VII そ の 他		149
1	施設・設備に関する計画	149
2	人事に関する計画	151
○別表1 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)		153
○別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)		155

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名： 国立大学法人 長崎大学
- ② 所在地： 本部・文教キャンパス 長崎県長崎市文教町
坂本キャンパス 長崎県長崎市坂本1丁目
片淵キャンパス 長崎県長崎市片淵4丁目
- ③ 役員の状況： 学長 片峰 茂
(平成20年10月11日～平成29年9月30日)
河野 茂
(平成29年10月1日～令和2年9月30日)
理事数 6名
監事数 2名(うち非常勤1名)
- ④ 学部等の構成：
(学部) 多文化社会学部, 教育学部, 経済学部, 医学部, 歯学部, 薬学部, 工学部, 環境科学部, 水産学部
(研究科) 多文化社会学研究科, 教育学研究科, 経済学研究科, 工学研究科, 水産・環境科学総合研究科, 医歯薬学総合研究科, 熱帯医学・グローバルヘルス研究科
(附置研究所) 熱帯医学研究所(※1), 原爆後障害医療研究所(※2)
(学部等の附属施設等)
海洋未来イノベーション機構環東シナ海環境資源研究センター(※3), 附属練習船長崎丸(※3), 附属練習船鶴洋丸, 附属先進予防医学研究センター, 附属薬用植物園, 附属アジア・アフリカ感染症研究施設, 附属熱帯医学ミュージアム, 附属放射線・環境健康影響共同研究推進センター
※1は, 共同利用・共同研究拠点(単独)
※2は, 共同利用・共同研究拠点(ネットワーク型)
※3は, 教育関係共同利用拠点
- ⑤ 学生数及び教職員数：
学生数 9,076名(356名)
(学部 7,504名(93名), 大学院 1,572名(263名))
教職員数 3,098名
(教員 1,154名, 職員 1,944名)

(2) 大学の基本的な目標等

大学の理念

長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ, 豊かな心を育み, 地球の平和を支える科学を創造することによって, 社会の調和的發展に貢献する。

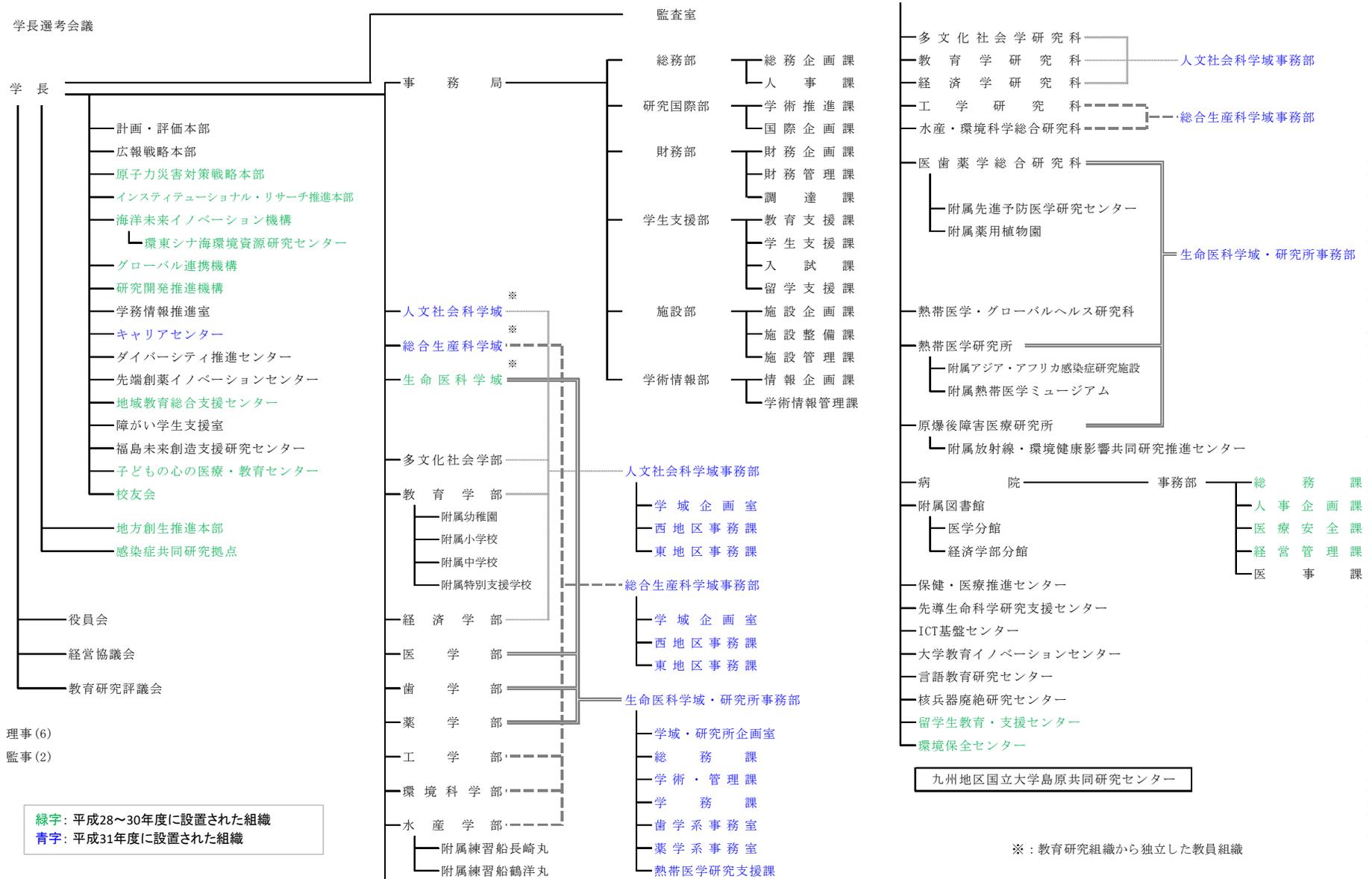
大学の基本的目標

長崎大学は, 東シナ海を介して大陸と向き合う地理的環境と出島, 原爆被ばくなどの記憶を有する地域に在って, 長年にわたり培ってきた大学の個性と伝統を基盤に, 新しい価値観と個性輝く人材を創出し, 大きく変容しつつある現代世界と地域の持続的發展に寄与する。第3期中期目標期間においては, 具体的に以下の項目を基本的目標として設定し, 新しい学長主導ガバナンス体制の下, 改革を迅速かつ大胆に推進する。

- (1) 熱帯医学・感染症, 放射線医療科学分野における卓越した実績を基盤に, 予防医学や医療経済学等の関連領域を学際的に糾合して, 人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”教育研究拠点となる。
- (2) 全ての教育研究領域の高度化, 国際化を推進するとともに, 国内外のトップレベルの大学との連携の強化及び実質化, 管理運営・人事システム改革, 学内資源の適正再配置等をとおして, 大学全体の総合力を格段に向上させ, 世界最高水準の総合大学への進化のための基盤を構築する。
- (3) グローバル化する社会の要請に応えるべく, 国際水準の教育, キャンパスの国際化, 日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し, 地域の課題を掘り下げる能力と, 多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成する。
- (4) 特に学部教育においては, 学生参加型の新しい教養教育と世界標準の学部専門教育との有機的結合により, 問題解決能力・創造的思考力・コミュニケーションスキル等の学士力と各専門分野の知識・素養に裏打ちされ, 現実の課題に即応できる個性輝く学士を育成する。また, 新しい大学教育を高校教育改革と効果的に接続させるため, 多面的かつ基盤的な資質・能力を測るための新しい入学者選抜方法を先進的に開発・導入する。
- (5) 地域に基盤を置く総合大学として, 地域のニーズに寄り添いつつ, 教育研究の成果を地域の行政, 産業, 保健医療, 教育, 観光に還元し, グローバル化時代における地方創生の原動力となる。特に, 海洋エネルギー, 海洋生物資源, 水環境, 地域福祉医療, 核兵器廃絶など, 地域社会の持続的發展に大きく貢献し, かつ, 地球規模課題にも直結する特色分野における教育研究を重点的に推進する。また, 東日本大震災直後から継続している福島との協働を強化し, 福島の未来創造に貢献する。

(3) 大学の機構図

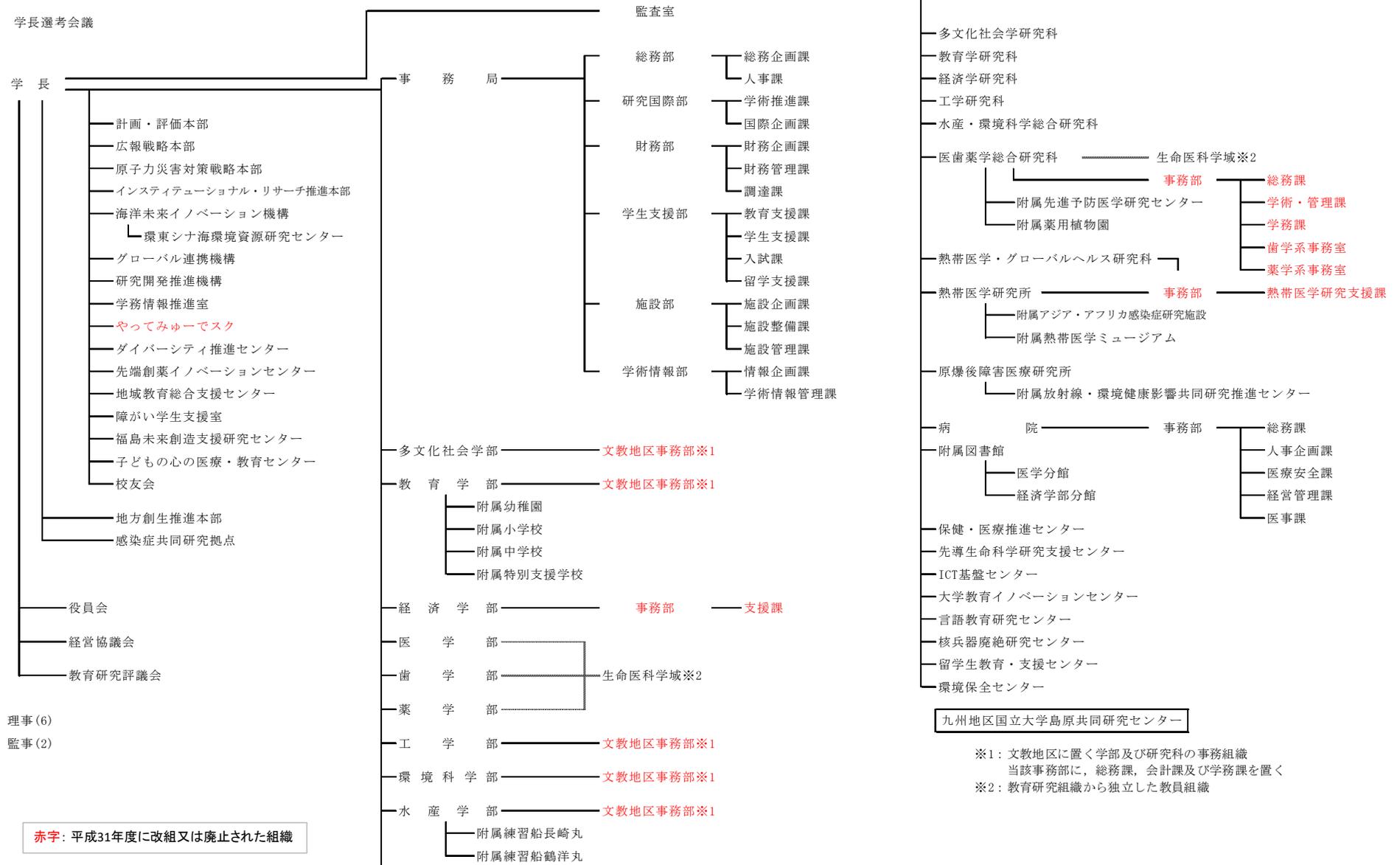
○平成31年度（令和2年3月31日現在）



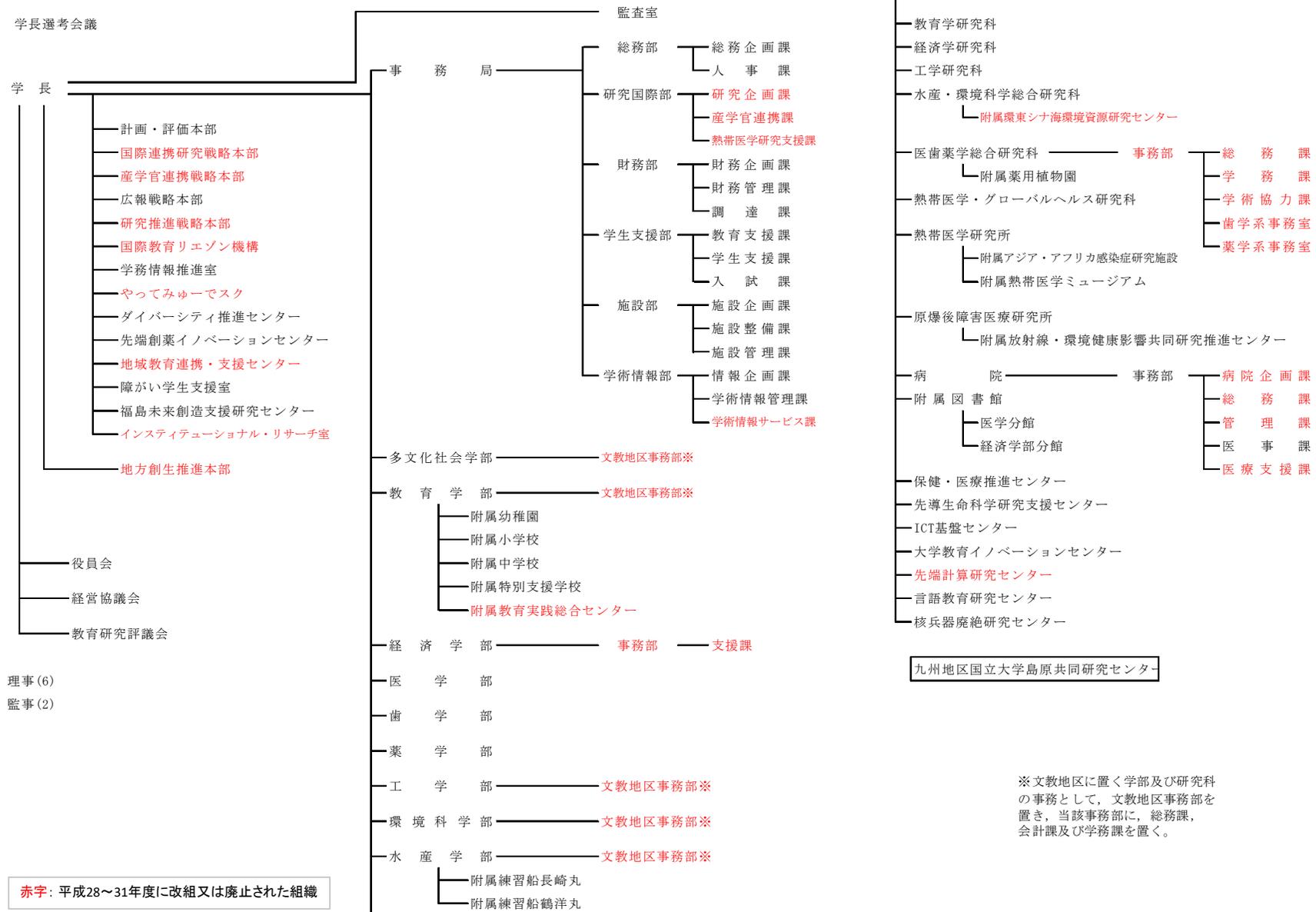
緑字：平成28～30年度に設置された組織
 青字：平成31年度に設置された組織

※：教育研究組織から独立した教員組織

○平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日現在）



○平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）



○ 全体的な状況

本学は、第3期中期目標期間において、以下に要約される5つの基本的目標、(1)人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”教育研究拠点の構築、(2)世界最高水準の総合大学への進化のための基盤の構築、(3)多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材の育成、(4)学生参加型の教養教育と学部専門教育の有機的結合による現実の課題に即応できる個性輝く学士の育成及び新しい入学選抜方法の開発・導入、(5)地球規模の課題解決も視野に入れた地域社会の持続的発展及び福島の未来創造への貢献、を掲げ、教育研究の質の向上と高度化と業務運営・財務内容の改善に取り組んできた。

以下、特色ある取組を中心にその成果と今後の展開を総括する。

【学長のリーダーシップを支える体制の構築と効果的運用】

大学の喫緊の課題に対する施策を立案して学長に提言する学長室 WG を設置した。平成28年6月の「自己収入増進WG」から始まり、平成31年1月の「附属学校園働き方検討WG」まで、合計で10件のWGが設置され、提言に基づく施策を行うことにより、戦略的なガバナンスを可能とした。さらに、アドホック組織である学長室WGを進化させ、学長のシンクタンク機能を果たすことを目的とした「政策企画室」を令和元年5月に設置した。政策企画室には若手教員4名を学長補佐に任命した上で配置し、政策立案機能を更に強化した。政策企画室は、平成31年度中に、「長崎大学の研究力向上に関する総合的な方策について（答申）」など、2つの答申・提言を行っている。

学長室WG及び政策企画室のそれぞれの答申・提言は、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会、役員会等での議論・決定を経て実行に移されている。本学独自の修学・教育・研究支援を目的とした「西遊基金」の設置（平成29年10月）と充実、「キャリアセンター」の設置（令和元年10月）、「多文化社会学研究科博士後期課程」の設置（令和2年4月）などはその例である。

平成31年4月には、学長室WGの提言に基づき、「人文社会科学域」と「総合生産科学域」を設置した。これにより、教員の所属を、研究所等に所属する教員を除き、生命医科学域（平成29年4月設置）を含む3学域に集約した。従来部局等が主導していた教員人事と教育研究のための予算編成を学域単位で行うこととし、部局の壁を越えた人事と予算編成を可能とした。さらに、この機能を確実なものとするために、学域長を執行役員とし、役員懇談会等にも参加させることとした。本学では、部局等の運営会議には、理事、執行役員、副学長又は学長特別補佐が出席することにしており、これに加えて、学域長を執行役員とすることにより、大学本部と部局の意思疎通を進めるとともに、ガバナンス機能も強化することができた。

また、客観的データに基づいた政策立案、意思決定を容易にするために、平成30年1月には、IR室を廃止し、学長を本部長とするIR推進本部を設置した。IR推進本部は、大学運営のために必要なデータを学長・役員等に提供するとともに、全教員の活動状況を教育・研究・国際化・社会貢献・外部資金・大学運営の分野ごとに、全学共通基準で分析・可視化して、その結果を各教員にフィ

ードバックすることにより、各教員が自らの活動状況を全学的な視点から分析することを可能としている。さらに、教員の適正な処遇を進めるために、令和元年7月に、全学共通基準での分析結果を教員の給与（年俸あるいは12月期の賞与）に反映させることを可能とする規則整備を行い、令和元年12月期の賞与から実施した。

教職員・学生の健康増進も重要な課題と捉え、「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」を実施した。教職員への二次健診の勧奨と生活習慣改善に係る啓発パンフレットの送付、教職員のストレスチェックの実施、学生に対するメンタルヘルスチェック対象学年の拡大、大学生協と連携した「ヘルシー弁当」の販売、スモークフリーキャンパスに向けたロードマップの策定と無料の禁煙外来の設置などを行った。これらの取組は、職員の二次健診受診率の改善（平成28年度：28.8%、平成31年度：47.2%）、メタボリックシンドローム該当者及び予備群減少（平成29年度：21.7%、平成31年度：18.7%）、平成27年度から学部生の自殺者なし、令和元年8月のキャンパス内全面禁煙の実現などの成果に繋がっている。

【人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”教育研究拠点の構築】

本学の特色である感染症分野での貢献を基軸に「グローバルヘルスに貢献する大学」としての役割を確立できたことは、第3期中期目標期間での大きな成果である。国内9大学（北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、長崎大学及び慶應義塾大学）を構成員とする「感染症研究コンソーシアム」を主宰し、「BSL-4施設」の整備を通じた感染症研究拠点の形成に関する意見交換・方向性の決定を図るとともに、当該施設を用いた感染症研究による成果を創出し、広く世界や地域社会に還元するため、平成29年度に「長崎大学感染症共同研究拠点」を設置した。BSL-4施設の設置について、地元自治体、住民等への説明を重ね、平成30年度にはその建設を開始することができた。

同年、熱帯医学・グローバルヘルス研究科に「グローバルヘルス専攻（博士後期課程）」及び「長崎大学—ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（博士後期課程）」を設置した。国際連携グローバルヘルス専攻では、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と長崎大学で構成されるJoint Academic Committeeでの審査を経て、いわゆる、ジョイント・ディグリーを取得できる。さらに、同研究科を中核としてロンドン大学衛生・熱帯医学大学院との連携で推進する「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」が卓越大学院プログラムとして採択され、教育を通じてグローバルヘルスに貢献する体制も一層強化することができた。

附置研究所である熱帯医学研究所と原爆後障害医療研究所は、全国共同利用・共同研究拠点としての役割を果たしつつ、顧みられない熱帯病（NTDs）関係者の組織化（日本顧みられない熱帯病アライアンス<JAGntd>設置）、塩野義製薬とのオープンイノベーション型産学連携によるマラリアの予防・診断・

治療の研究推進、後述する福島県への復興支援、福島県立医科大学との共同大学院の設置及び「大学の世界展開力強化事業」採択による国内外の人材育成、ケニア・ベトナム・ベラルーシに設置した海外教育研究・プロジェクト拠点での活動等を通じて、感染症撲滅や原発事故後の医療保健状況の改善に貢献している。

【世界最高水準の総合大学への進化のための基盤の構築と長崎大学ブランド人材の育成】

本学は、世界で唯一の被ばく大学として、世界の平和と安全に寄与する使命を有しており、第2期中期目標期間に整備した核兵器廃絶研究センターを基軸に第3期中期目標期間においてもその取組を強化した。北東アジアの非核化を目指す政治・外交プロセス「ナガサキ・プロセス」の構築に向けて、平成28年度には、韓国、米国、中国、ロシア、オーストラリア、モンゴルなどの研究者とともに「北東アジアの平和と安全保障に関するパネル（PSNA）」を設置し、これまで、日本、モンゴル、ロシアにおいて会合を開いた。それに加えて、PSNAワーキングペーパーとして、急変する国際情勢へタイムリーに対応する形で政策を提言してきた。さらには、平成29年度には、英文国際学術雑誌「Journal for Peace and Nuclear Disarmament」の刊行を開始し、核兵器廃絶に係る世界からの論文を発信している。また、長崎県、長崎市、長崎大学の3者によって構成される「核兵器廃絶長崎連絡協議会」のプロジェクトにより、毎年、長崎県内から選抜された大学生世代の若者を、「ナガサキ・ユース代表団」として、核兵器廃絶に係る国際会議等へ派遣するなど人材育成にも力を入れている。

長崎は、出島を介して異文化への窓口であった歴史を有するとともに、宗教や科学における非人道的な負の事象も体験してきた。この歴史を踏まえれば、複雑化・多様化する世界から生まれる諸課題の本質を見極め、その解決策を提案できる人材育成は本学の重要なミッションである。これを実現するために、平成30年度には多文化社会学研究科（修士課程）を新設した。さらに、学長リーダーシップの下、学内関連組織（多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンター）の教員を糾合した博士後期課程設置の準備を進め、令和2年4月の設置が決定し、複雑化・多様化する世界に貢献する長崎大学ブランドの人材育成体制を更に強化することができた。多文化社会学研究科は、核兵器廃絶研究センターとともに、被爆地としての歴史的経験や記憶等を背景にした、国内唯一の、核兵器廃絶を中心に据えた平和研究も実施しており、大学院でも核兵器廃絶に資する人材を育成している。

本学の教育・研究改革を支える基盤の一つであり、地域イノベーション・エコシステムの形成に寄与する「情報データ科学部」を、本学10番目の学部として、令和2年4月に設置することを決定した。

学部の設置にあたっては、学長リーダーシップの下、工学部と教育学部からの学生定員及び教員の移動、他部局等からの教員人事ポイントの移動等、学内資源の再配分・適正配置を強力に推進した。

従来の情報工学分野に加え、データサイエンス分野の研究力により、本学の強みである医療・保健分野に蓄積されたデータを活用した研究成果の創出や医療支援、長崎県が誇る観光資源に基づいたビッグデータ分析などにより、Society5.0の実現に寄与するとともに、長崎県及び産業界の持続的発展に貢献できる長崎大学ブランドの「インフォメーションサイエンティスト」及び「データサイエンティスト」を育成予定である。

なお、当該学部の設置計画が本格化した平成31年度には、富士フィルムソフトウェア(株)など情報系企業7社が長崎県に進出しており、これらの企業等と連携し教育研究の成果を地域に還元することにより、地域社会の持続的発展にも大きく貢献できると考えている。

【地域に根ざし、地球規模の課題解決にも繋がる教育・研究を通じた地域への貢献及び福島の未来創造への貢献】

地域社会の持続的発展に大きく貢献し、かつ、地球規模課題にも直結する特色分野における教育研究を推進してきた。

長崎県の海洋資源に注目した取組は一つの例である。長崎県は海面漁業・養殖業産出額が全国2位の水産県である。本学には水産学部があり、教育関係共同利用拠点として環東シナ海環境資源研究センターと附属練習船長崎丸がある。平成26年度に長崎県の3海域が海洋再生可能エネルギー実証フィールドに指定されたことを受けて、海洋環境を保護しつつ、海洋再生可能エネルギー開発と海洋生物資源の利用を可能とするために、水産環境科学総合研究科及び工学研究科から教員を移籍し、「海洋未来イノベーション機構」を平成28年度に設置した。本機構は、海洋エネルギーの開発と利用、次世代型の水産技術革新、海洋環境の保全と管理、及び海洋分野の人材育成に取り組んでおり、平成31年3月には、長崎県の産学官が共同で取り組む「海洋開発をリードする専門人材育成・実証フィールドセンター整備事業」が日本財団助成事業に採択され、令和2年3月から大学内に「長崎海洋開発人材育成・フィールドセンター」が設置されている。今後、内閣府策定の第3期海洋基本計画に掲げられた海洋開発人材育成の推進のための全国の拠点として機能することを目指している。

平成31年度にはアカデミア創薬を目指す先端創薬イノベーションセンターに卓越教授を配置し、海洋資源を創薬に活用するための大学オリジナルの海洋微生物抽出物ライブラリーの構築を開始した。同センターの卓越教授と大学院生・学部学生が参加する「長崎の地域特性を生かした医水連携海洋資源活用型創薬」事業は、九州経済産業局が募集した知財アクセラレーションプログラムに採択された。

東日本大震災直後から継続する福島県への支援活動では、福島県川内村、富岡町に加え、大熊町の復興支援を開始すると同時に、福島の復興を担う若い世代の人材育成に積極的に取り組んでいる。平成31年度には、「大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業（重点枠）」の採択により、福島県の浜通りを「災害・被ばく医療科学」の国内外の専門家を育成する一大拠点とするための取組を開始した。これらの取組は、本学が醸成し

てきた特色を活かし、地域イノベーション・エコシステムの形成を通じた長崎の活性化に加えて、長崎モデルを世界に展開することにより地球全体にも寄与していくことを目指すものである。

【今後の展望 ―プラネタリーヘルスに貢献する総合大学への進化―】

グローバルヘルスの重要性が益々増加するなかで、医療だけでは解決しない問題として、深刻な宗教対立や政治対立、地球温暖化の加速、エネルギー・食糧問題など、社会の持続的発展を困難にする地球規模の課題がより深刻化しつつある。これらの諸問題の解決がなければ、本学が取り組んできたグローバルヘルスの更なる発展がないばかりでなく、社会の持続的発展を維持できないと危惧される。すなわち、グローバルヘルスに加えて、文化・政治・経済の観点、資源・環境の観点等から、社会の持続的発展を可能とする取組が極めて重要となっている。このような地球規模の課題に対して、地球の健康が冒されているという認識に立ち、その解決にあたる「プラネタリーヘルス」への進化を加速している。

前述した海洋再生可能エネルギー開発と海洋生物資源の利用を可能とするための取組、核兵器廃絶のための取組、複雑化・多様化する世界から生まれる諸課題の本質を見極め、その解決策を提案できる人材の育成、福島復興のための取組、Society 5.0 の実現に寄与し長崎県及び産業界の持続的発展に貢献できるIT人材の育成は、まさに、プラネタリーヘルスへの貢献を進めてきたものと位置付けることができる。

プラネタリーヘルスの改善は、本学の教員組織を構成する3学域（人文社会科学域、総合生産科学域、生命医科学域）のリソースを有機的に糾合し、総合大学としての力を結集して取り組むべき壮大なテーマである。第3期中期目標期間の残り2年間の中で、世界と地域に目を向けたプラネタリーヘルスへの取組を醸成し、「プラネタリーヘルスに貢献する総合大学」へと進化する準備を進めたいと考えている。この取組は、第3期中期目標期間の基本的目標達成をより確実にするものである。

○ 戦略性が高く意欲的な目標・計画の状況

<p>ユニット1</p>	<p>世界トップレベルの感染症教育研究拠点の構築</p> <hr/> <p>「熱帯医学・グローバルヘルス研究科」を基盤としたグローバルヘルス分野で日本をリードする卓越した大学院教育プログラムの構築に取り組み、また、世界をリードする感染症研究拠点の形成に取り組む。</p>
<p>中期目標【2】</p>	<p>高度な実践的能力と世界をリードできる高い研究能力を持つ研究者・高度専門職業人を育成する。</p>
<p>中期計画【2-3】</p>	<p>博士・博士後期課程において、グローバルリーダーとしての能力を有する人材養成を推進するため、体系的なコースワークの導入や幅広い分野を統合した教育と「熱帯医学・感染症分野」、「放射線医療科学分野」、「海洋生物資源・水環境分野」などにおける強み・特色を生かした独創的な研究活動を通じた一貫した学位プログラムを構築する。</p>
<p>平成31年度計画【2-3-①】</p>	<p>グローバルな環境で活動できる専門性と国際性を身に付けた熱帯病・新興感染症制御に資する専門家を育成するため、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムで得られた成果を活かし実践的な教育プログラムを実施するとともに、卓越大学院プログラムに対応した教育プログラムを実施する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学医歯薬学総合研究科博士課程における「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」は、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」事業において平成24年度に採択され、平成30年度をもって当該補助期間が終了した。補助期間終了にあたっては、本プログラムの継続体制を構築するため、平成30年度に教員配置、修学支援等の整備を行い、同整備に基づき、平成31年度は特任教員6名を引き続き雇用するとともに、経済的支援として延べ16名の優秀な学生に対して授業料全額免除の措置を行った。</p> <p>同継続体制の下、本プログラムでは、リーディングプログラム事業で得られた成果・効果を生かし、完全英語化した分野横断的なカリキュラム、4年間を通じたコミュニケーションスキル教育、Qualifying Examinationとしての全授業科目での評価等による実践的な教育プログラムを、平成31年度も引き続き実施した。また、国際協力機構（JICA）「健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化プログラム（PREPARE）」における感染症対策人材育成事業に引き続き協力して、3名の学生をアフリカ諸国から受け入れた。</p> <p>なお、当該年度は、卓越大学院プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」の開始に伴い、医歯薬学総合研究科として同プログラムに参加するにあたって、同プログラムに対応したカリキュラムを構築し、実施した。同カリキュラムの下、リーディングプログラムの学生のうち、2名が卓越大学院生（正規生）、2名が卓越大学院候補学生として受講を開始した。</p> <p>さらに、大学院教育・研究の強化のための全学的な運営体制として、リーディングプログラムで構築した運営体制を基に、学長をトップとし、大学院改革の基本方針の策定及び大学院教育プログラムの目標を達成するための予算・人事面からの支援の策定を全学的な立場から戦略的に行う「大学院改革推進会議」を平成31年4月に設置するとともに、その直下に、教学担当理事を委員長とする、卓越した大学院教育・研究の拡大を進めるための「卓越大学院運営委員会」及び大学院研究科の枠組みを超えた新しい教育プログラムを構築するための「学位プログラム改革委員会」を併せて設置した。</p> <p>同体制の下、平成31年度は「学位プログラム改革委員会」において、リーディング大学院プログラムで取り組んできた人</p>

		文系授業科目の全学的開放による将来的な大学院共通教育の導入に係る協議を開始した。
	平成 31 年度計画 【2-3-②】	海洋を多角的にとらえる視座を得ることができる人材の育成に貢献するため、水産・環境科学総合研究科及び工学研究科において、博士前期課程及び博士課程（5年一貫制）の学生を対象とする両研究科横断型の教育プログラム「海洋未来イノベーション教育プログラム」を開始する。
	実施状況	<p>海洋に関する実践的能力を備えた人材を育成するため、工学研究科と水産・環境科学総合研究科の博士前期課程及び5年一貫制博士課程の学生を対象とする両研究科横断型の「海洋未来イノベーション教育プログラム」を、平成31年4月から開始した。</p> <p>本プログラムは、海洋未来イノベーション機構による海洋産業を担う人材の育成に位置付けられるものであり、工学研究科並びに水産・環境科学総合研究科に所属する博士前期課程及び5年一貫制博士課程の学生が、自己の所属する研究科のみならず、他研究科の授業科目を修得することにより、自らの学問的視野を広げ、海洋を多角的にとらえる視座を得ることに意義を有している。例えば、工学系の学生であれば、海洋エネルギー施設の設置には、現場海域環境や水産業への影響の知識が必須であることを学術的に説明できる人材へと育てる点にあり、また、工学的知識を踏まえて自身の専門分野を展開できる水産系・環境系の人材を育てる点にある。</p> <p>初年度である平成31年度は、工学研究科1名及び水産・環境科学総合研究科5名の学生がプログラム登録を行うとともに、本プログラムのために新規開講した共通科目「海洋開発産業概論」については、両研究科より計20名の学生が受講した。</p>
	中期目標【3】	熱帯医学・感染症、放射線健康リスク、国際保健領域を中心に学内外の関連研究科や教育研究機関等を糾合し、グローバルヘルス分野で日本をリードする卓越した大学院教育プログラムを修士・博士両課程の有機的連携体制で構築し、世界に貢献する人材を育成する。
	中期計画【3-1】	熱帯医学・感染症、国際保健分野においては、グローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の東京キャンパスと博士課程の設置を実現するとともに、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムの継続体制を構築し、両研究科の有機的連携による修士と博士両課程一貫の大学院教育プログラムを構築する。
	平成 31 年度計画 【3-1-①】	卓越大学院プログラムにおいて、“世界を動かし地球規模の健康課題を解決できる真に卓越したグローバルヘルス人材”を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核母体とした医歯薬学総合研究科をはじめとするグローバルヘルス領域で連携可能な研究科との先進的な学位プログラム（5年一貫制）を構築し、大学院システム改革を実行する。
	実施状況	<p>本学は、平成30年度における文部科学省「卓越大学院プログラム」事業において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核母体とする5年一貫の大学院教育プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」が採択された。</p> <p>【熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核母体とした先進的な学位プログラム（5年一貫制）の構築】 同プログラムは、大別して卓越大学院プログラムのレベルに則した高度な知識と技術を修得させる「グローバルヘルス卓越</p>

	<p>コースワーク（1，2年目）」と、本学とロンドン大学衛生・熱帯医学大学院（LSHTM）との国際共同研究に参画させ、世界トップレベルのチーム型研究指導を行う「グローバルヘルス卓越リサーチモジュール（3年目以降）」により構成され、熱帯医学・グローバルヘルス研究科に加え、グローバルヘルス領域で連携可能な5研究科（多文化社会学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科）が参加する分野横断型の教育体制により実施される。</p> <p>同プログラムの実施にあたっては、平成30年度において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学—ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（博士後期課程）の学生5名を第1期生として先行して開始し、平成31年度から、同研究科の他専攻及び他研究科の学生も対象とする学位プログラムとして構築し、実施した。</p> <p>平成31年度は、厳格な選抜の結果、新たに医歯薬学総合研究科から8名、熱帯医学・グローバルヘルス研究科から15名の合計23名を第2期生として受け入れ、同プログラムに参加する卓越大学院学生は計28名（うち正規生18名）となった。</p> <p>同プログラムでは、卓越した学生を養成するための厳格な質の管理として、正規生と候補生を置く学生間の競争原理を導入するとともに、進級においてはUpgrade Examination, Qualifying Examinationを実施しており、博士論文研究審査をはじめとする進級試験の合格に向けて、各研究指導チームが論文指導に当たっている。</p> <p>【大学院システム改革の実行】</p> <p>大学院システム改革として、大学院教育・研究の強化のための全学的な運営体制を新たに構築した。</p> <p>具体的には、学長をトップとし、大学院改革の基本方針の策定及び大学院教育プログラムの目標を達成するための予算・人事面からの支援の策定を全学的な立場から戦略的に行う「大学院改革推進会議」を平成31年4月に設置し、その直下に、教学担当理事を委員長とする、卓越した大学院教育・研究の拡大を進めるための「卓越大学院運営委員会」及び大学院研究科の枠組みを超えた新しい教育プログラムを構築するための「学位プログラム改革委員会」を併せて設置した。</p> <p>同体制の構築により、卓越大学院プログラム等に対する予算や人員等の学内資源の重点配分を可能にし、将来にわたる継続性を担保するとともに、教育・研究機関や学内の研究科の枠組みを越えて社会のニーズに正しくかつ迅速に対応できる新しい学位プログラムの機動的な構築を可能とした。</p> <p>同体制の下、平成31年度は「学位プログラム改革委員会」において、将来的な大学院共通教育の導入に係る協議を開始した。</p>
<p>平成31年度計画 【3-1-②】</p>	<p>グローバルな環境で活動できる専門性と国際性を身に付けた熱帯病・新興感染症制御に資する専門家を育成するため、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムで得られた成果を活かし、新たに学長をトップとする意思決定組織を構築し、学長裁量による修学支援等の整備を行うなど、医歯薬学総合研究科において、実践的な教育プログラムを継続して実施するとともに、卓越大学院プログラムに対応した教育プログラムを実施する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学医歯薬学総合研究科博士課程における「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム」は、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」事業において平成24年度に採択され、平成30年度をもって当該補助期間が終了した。補助期間終了にあたっては、本プログラムの継続体制を構築するため、平成30年度に教員配置、修学支援等の整備を行い、同整備に基づき、平成31年度は特任教員6名を引き続き雇用するとともに、経済的支援として延べ16名の優秀な学生に対して授業料全額免除の措置を行った。</p> <p>同継続体制の下、本プログラムでは、リーディングプログラム事業で得られた成果・効果を生かし、完全英語化した分野横断的なカリキュラム、4年間を通じたコミュニケーションスキル教育、Qualifying Examinationとしての全授業科目での評価等による実践的な教育プログラムを、平成31年度も引き続き実施した。また、国際協力機構（JICA）「健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化プログラム（PREPARE）」における感染症対策人材育成事業に引き続き協力して、3名の学生をアフリカ諸国から受け入れた。</p> <p>なお、当該年度は、卓越大学院プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」の開始に伴い、医歯薬学</p>

	<p>総合研究科として同プログラムに参加するにあたって、同プログラムに対応したカリキュラムを構築し、実施した。同カリキュラムの下、リーディングプログラムの学生のうち、2名が卓越大学院生（正規生）、2名が卓越大学院候補学生として受講を開始した。</p> <p>さらに、大学院教育・研究の強化のための全学的な運営体制として、リーディングプログラムで構築した運営体制を基に、学長をトップとし、大学院改革の基本方針の策定及び大学院教育プログラムの目標を達成するための予算・人事面からの支援の策定を全学的な立場から戦略的に行う「大学院改革推進会議」を平成31年4月に設置するとともに、その直下に、教学担当理事を委員長とする、卓越した大学院教育・研究の拡大を進めるための「卓越大学院運営委員会」及び大学院研究科の枠組みを超えた新しい教育プログラムを構築するための「学位プログラム改革委員会」を併せて設置した。</p> <p>同体制の下、平成31年度は「学位プログラム改革委員会」において、リーディング大学院プログラムで取り組んできた人文系授業科目の全学的開放による将来的な大学院共通教育の導入に係る協議を開始した。</p>
<p>中期計画【3-2】</p>	<p>放射線健康リスク領域においては、国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、福島県立医科大学と共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）を平成28年度に設置するとともに、医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻（博士課程）との連携体制による大学院教育プログラムを構築する。</p>
<p>平成31年度計画【3-2-①】</p>	<p>医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻で、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」において、災害・被ばく医療科学分野における日ロ両国及び世界の専門家育成を図るため、引き続き学生及び教員の交流を拡充する。「放射線防護学」などの講義に加え、「長崎大学川内村実習」や「福島県立医科大学救急医学実習」等の実習科目の共修、単位互換を通じて、北西医科大学（ロシア）とのダブル・ディグリー制度の構築を目標に取り組を進める。</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学は、平成29年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業～ロシア、インド等との大学間交流形成支援～」において、福島県立医科大学との連携事業である「日露の大学間連携による災害・被ばく医療科学分野におけるリーダー育成事業」が採択された。同事業は、日本及びロシアが持つ放射線災害の経験、教育インフラを糾合し、世界的にも人材が不足している災害・被ばく医療科学分野における専門家の育成に連携して取り組むものであり、本学及び福島県立医科大学との共同大学院である「災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）」と「北西医科大学（ロシア）」との間の単位互換からダブル・ディグリー・プログラムの構築を目指している。</p> <p>以下に、平成31年度計画に掲げる各取組の実施状況を示す。</p> <p>【学生及び教員の交流】</p> <p>学生交流について、令和元年10月及び12月に北西医科大学より10名（昨年度：6名）の学生を受け入れるとともに、令和2年1月に長崎大学及び福島県立医科大学から9名（昨年度：8名）の学生を北西医科大学へ派遣し、双方において単位互換を行った。</p> <p>また、教員を含めた交流を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月にモスクワ国立大学にて開催された「日露大学協会総会」に、本学の教員2名が出席し、日露大学間において直面する課題やその解決策等について意見交換を行った。 ・9月にモスクワ国立大学で開催された「日露学生フォーラム」に、災害・被ばく医療科学共同専攻の学生1名が出席し、日露学生間の交流を更に深めた。 ・令和2年1月に東京で開催された「日露産官学連携実務者会議」に、本学の教員1名、北西医科大学の教員2名が出席し、本学における日露協働の取組事例を発表した。

		<p>【ダブル・ディグリー・プログラムの構築・実施に向けた取組】 ダブル・ディグリー・プログラムの構築・実施に向けて、9月に北西医科大学において、本学、福島県立医科大学及び北西医科大学の3大学における相互の学生派遣の人数、学修時間、単位互換対象科目等の詳細について運営会議で協議を行い、令和元年11月、12月及び令和2年1月には、これまでの協議事項を踏まえ、今後の単位互換拡大、ダブル・ディグリー・プログラムにふさわしい講義体系の整備、さらには令和3年度からのダブル・ディグリー・プログラム開始に向けて北西医科大学とTV会議を行った。 また、北西医科大学とのダブル・ディグリー・プログラム開始を見据え、広報活動として、災害・被ばく医療科学共同専攻のロシア語版ホームページの開設や、各協力機関、ロシア語圏の大学及びロシアでの日本留学フェア参加者に対する同専攻に係るロシア語版パンフレットの配付などを、積極的に行った。</p>
	<p>中期目標【8】</p>	<p>「世界をリードする感染症研究拠点の形成」を図ることにより世界トップレベルの教育研究拠点を構築する。</p>
	<p>中期計画【8-1】</p>	<p>「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」（平成28年11月17日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づく国の関与を踏まえるとともに、国内研究機関及び地域との緊密な連携を通して、「高度安全実験（BSL-4）施設（仮称）」を中核とした感染症研究拠点の形成を推進する。加えて、新興感染症等の学術研究や、感染症制圧に貢献できる人材育成を担う世界トップレベルの教育研究拠点機能の充実を図る。</p>
	<p>平成31年度計画【8-1-①】</p>	<p>感染症共同研究拠点実験棟（BSL-4施設）の設置・運営に向けて、地元住民等の理解を得つつ、建設工事を進めるとともに、施設の安全性確保に向けた安全管理マニュアル等の検討を進める。</p>
	<p>実施状況</p>	<p>感染症研究における本学の卓越した実績を基盤に、BSL-4施設を中核とした新たな感染症研究拠点を形成し、感染症分野における世界最高水準の教育研究と専門人材の育成を実践することにより、我が国のみならず、世界の安全・安心の向上に寄与することを計画しており、平成31年度においては主に以下の取組を推進した。 地域住民等の理解促進のため、BSL-4施設に関するものを含む感染症についてのニューズレター、パンフレット、新聞広告等の配布（平成31年度合計27,870部）、住民・団体向けの説明会の開催（平成31年度計5回、169名参加）、コンゴ民主共和国国立生物医学研究所（INRB）所長ムエンベ＝タムフム博士による市民公開講座や新型コロナウイルス感染症対策に関する市民公開講座の開催（平成31年度計6回、609名参加）等、幅広い活動を行うとともに、地域住民も委員となっている「長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会」を平成31元年度5回開催するなどの取組を積極的に行った。 また、BSL-4施設の安全性確保のため、文部科学省に設置された「長崎大学高度安全実験施設に関する監理委員会」（平成31年度2回開催）や本学に設置した「長崎大学高度安全実験（BSL-4）施設整備に関する専門家会議」等における有識者の意見、地域連絡協議会等における地域住民等からの意見等を踏まえて、安全性確保のためのマニュアルの検討等を進めている。 感染症共同研究拠点実験棟（BSL-4施設）の建設については、現在2階躯体工事を施工中である。</p>

<p>ユニット 2</p>	<p>知の拠点として地域に根ざした教育・研究を通した人材育成</p> <hr/> <p>グローバル化時代における地方創生の中核を担う人材育成に取り組むとともに、特に、海洋エネルギー、海洋生物資源、水環境、地域福祉医療など地域の課題解決や持続的発展に大きく貢献する。</p>
<p>中期目標【11】</p>	<p>大学の知を結集させ、社会の要請に応えるとともに、知の拠点として地域に根ざした教育・研究を通して、地域の未来創造における主導的役割を果たす。</p>
<p>中期計画【11-2】</p>	<p>学校教育・離島教育支援事業、高大連携・接続事業、教員免許状更新講習事業など地域教育関連事業推進のコーディネート機能を強化するため、「地域教育連携・支援センター」と教育学部附属の「教育実践総合センター」及び産学官連携戦略本部の「生涯教育室」の分散した組織を統合し、全学組織とした「地域教育総合支援センター（仮称）」を平成 29 年度までに設置する。</p>
<p>平成 31 年度計画【11-2-①】</p>	<p>サテライト・オフィスの活動を更に充実させるため、五島市及び松浦市の教育委員会との協議会を開催し、本学と当該教育委員会が相互に教育研究資源を提供しあえる新たな事業を立案する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>地域教育総合支援センターでは、離島・へき地地区における課題（人口減少、人材育成・定着、地域コミュニティの崩壊等）と、本学のミッションでもある地域課題解決のための研究・実践を行う上での課題（地域課題・ニーズの把握、研究フィールド、協力・支援者の確保等）をマッチングさせ、両者が連携して地域課題の解決を図るための仕組みとして、平成 30 年度において五島市及び松浦市の教育委員会と連携して各市にサテライト・オフィスを置いた。</p> <p>平成 31 年度は、サテライト・オフィスにおいて主に学校教育支援活動を更に充実させるため、五島市及び松浦市の教育委員会との協議会をそれぞれ令和 2 年 1 月に開催した。本学側の資源（児童生徒への教育指導のノウハウ、学校教員への研修指導力、大学教員間のネットワーク、地域教育を強化支援する財源（機能強化支援経費）など）と、教育委員会側の資源（離島へき地での教育方法、地域関係者とのコミュニケーション力・ネットワーク、離島へき地の教育課題の把握、自然環境）の詳細を相互に報告、確認し合った。その協議の中で、学校教員の教科指導力の向上に重点を置いた研修、離島・へき地地区では招へいが難しい講師の派遣、離島・へき地地区ならではの環境資源を効果的に活用した教育指導方法の研修などを実施していくこととした。</p> <p>また、教育委員会側からの要望に応じた事業について、サテライト・オフィスに置くコーディネーターを中心に企画立案した。具体的な事業内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教員の教科（特に「理科」「英語」）指導力の向上に重点化した研修 ・離島・へき地地区でニーズのある特別支援教育方法の学習の場を都市部でなく”現地へ”提供 ・特異な自然環境（ジオパーク認定目標）を生かした教育研修会（学校教員対象、理科・地学を想定）

<p>平成 31 年度計画 【11-2-②】</p>	<p>長崎県における大学間の単位互換制度 (NICE キャンパス長崎) を活性化するため、大学間で提供できる授業科目の e-learning 化を推進する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>「NICE キャンパス長崎」は、長崎県内の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が参加する単位互換制度 (平成 13 年度～) であり、本学地域教育総合支援センターがその事務局 (大学コンソーシアム長崎事務局) を担っている。</p> <p>平成 31 年度は、同制度の活性化を目的に、大学間で提供できる授業科目の e-learning 化を推進するため、制度上初となる e-learning による授業科目として「小学校の英語教育 (1)」「小学校の英語教育 (2)」の提供を開始した。それぞれ定員枠 20 名で募集を行った結果、いずれも定員枠を超える申込みがあり、前期開講の「小学校の英語教育 (1)」は 25 名、後期開講の「小学校の英語教育 (2)」は 21 名の受講生を受け入れて実施した。</p> <p>同制度における提供科目は、従来は対面授業のみであり、受講者は離れた講義会場に向いて受講する必要があったが、今後 e-learning 化が進むことで、都合の良い場所、時間での受講が可能となり、ひいては同制度の利便性が向上し、より活性化することが見込まれる。今回の上記 2 科目の提供は、今後の e-learning 化推進に向けた主導的役割を本学が担ったものである。</p>
<p>中期計画【11-3】</p>	<p>地域のニーズに応え地域社会の活性化に貢献するため、「“道守”人材養成」,「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」,「法医 (歯) 学専門家育成」事業など、教育、保健・医療・福祉、経済等の実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材を育成する教育プログラムを充実する。</p>
<p>平成 31 年度計画 【11-3-①】</p>	<p>「“道守”人材養成」「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医 (歯) 学専門家育成」の教育プログラムのほか、各部局において、実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材の育成と社会人や企業のニーズに応じた、各教育プログラムの充実を図り実施する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学は、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムとして、工学研究科「“道守”人材養成」プロジェクト、環境科学部の「レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム」や歯学部での法歯学関連の教育実習、薬学部での「多職種協働事業」の継続等、各学部・研究科において実施し、実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材を育成する教育プログラムの充実を図った。</p> <p>以下に、平成 31 年度における主な教育プログラムの実施状況を示す。</p> <p>【“道守”人材養成 (工学研究科)】</p> <p>「“道守”人材養成」事業では、“まちおこし”の基盤となるインフラ構造物の再生・長寿命化に係わる人材を創出することを目的に、自治体職員、建設・コンサルタント業、NPO、地域住民を対象として、道路構造施設の維持管理に携わる“道守”を養成している。同事業は、平成 20 年度文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」(平成 20～24 年度)及び平成 28 年度文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業 (平成 28～29 年度)への採択を経て、各支援期間終了後も、工学研究科インフラ長寿命化センターの任務に位置付け、道守養成講座として、受講料を徴収し、自走した運営を行っている。同事業で養成する道守、特定道守、道守補は、平成 26 年度より国土交通省「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」に登録されており、令和 2 年 2 月に同資格としての更新が認められた。</p> <p>平成 31 年度は、特定道守 31 名、道守補 62 名 (うち 24 名は宮崎県、8 名は関西での実施分)、道守補助員 21 名の計 114</p>

名を養成した。

さらに、“道守”養成事業を行う工学研究科インフラ長寿命化センターでは、同事業以外にも、県内の工業高校の建設・土木系学科に在籍する学生を対象とした「インフラ長寿命化体験実習」（受講者：11名）や「長崎市土木技術職員研修」（受講者：207名）、「玉名市土木技術職員コンクリート点検研修」（受講者：2名）、JICA 課題別研修「橋梁維持管理研修」（受講者：17名）を実施し、インフラの再生・長寿命化に関わる人材の育成に取り組んだ。

【海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生（水産学部）】

「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」事業では、長崎県の重要な産業である水産業・水産加工業を活性化させる人材の養成を目的に、県内の同業従事者等を対象とした2年間の履修証明プログラム「海洋サイバネティクスプログラム」を実施している（10月開始、翌々年9月修了）。

平成31年度は、平成29年度に受け入れた受講生に対して、各職場における課題解決の取組として、課題に関連する研究室と連携して「アコヤガイ個体識別・管理技術の高度化」「天草市水産研究センターにおける魚病検査室のリスタート」などの6課題について演習を実施し、6名に対して修了証及び履修証明書を授与した。

また、令和元年10月からは、受講生として新たに4名を受け入れ、令和2年3月時点において過年度受講生1名とともに食品栄養学や海洋微生物生態学、漁業技術等に関する演習課題を実施した。

【多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成（薬学部）】

平成24年度大学間連携共同教育推進事業（文部科学省）に採択された「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点」事業については、補助期間終了後の平成29年度以降も「在宅医療・福祉コンソーシアム長崎」としての連携体制を維持し、「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成」に継続的に取り組んでいる。

平成31年度は、同事業の一環として以下のとおり取り組んだ。

- ・「NICE キャンパス長崎」（長崎県内全ての大学が参加する単位互換制度）に計4科目（薬物治療実践学、在宅医療・福祉早期体験学習、在宅ケア概論Ⅰ、在宅ケア概論Ⅱ）を提供し、前期に薬物治療実践学と在宅医療・福祉早期体験学習の2科目を開講した。
- ・薬学部薬学科における「在宅医療・福祉早期体験学習」では、長崎市内・長与町内の地域包括支援センター、訪問看護ステーション、診療所において他大学（長崎大学7名、長崎県立大学1名、長崎国際大学8名）、他学部合同の臨地実習を行った。
- ・後期に、「在宅ケア概論Ⅰ」を開講し、43名が受講した。また、「在宅ケア概論Ⅱ」を開講し、44名が受講した。
- ・「長崎県民フォーラム」の継続事業として「在宅ケアフォーラム in 長崎」を10月11日に開催し、64名が参加した。
- ・多職種協働事業の取組を更に発展・充実させるため、平成31年度から、離島地区における地域貢献事業及び国際交流事業を行った。具体的には、本学部と交流のあるニューメキシコ大学と国際共同事業を開始し、10月4日～10月11日にかけて、ニューメキシコ大学教員とともに、「在宅ケアフォーラム in 長崎」及び心臓プレチェック相談会を開催した。また、本学教員の引率の下、ニューメキシコ大学の教員が、上五島、下五島の病院及び薬局の現地視察を行い、ニューメキシコ大学の学生が本学薬学部学生と一緒に令和2年度離島実習を行うことについて、関係者間で協議を行った。

【レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム（環境科学部）】

環境科学部では、地域社会が抱える環境課題の解決に貢献し、レジリエントな地域（様々な問題に対応できる力を有する地域）の創生を担う実践的能力を備えた人材を育成するため、学部・大学院一貫の文理融合教育プログラム「レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム」を、平成31年度から開始した（大学院には学年進行により設置）。

同プログラムは、行政やNPO法人等の実務者による講義や地域住民等との意見交換も交えて実施するものであり、地域の課題に関する基礎知識及び現地での活動経験を備えた上で、受講者が個別に設定する地域課題について実践的な活動に取り組む

	<p>構成としている。 なお、平成 31 年度は、既設科目「地域環境概論」を開講するとともに、地域が抱える課題を扱う「環境フィールドスクール」を計 7 回開催し、延べ 75 名の学生が参加した。</p>
<p>中期計画【11-4】</p>	<p>五島沖海洋エネルギー実証フィールド指定と連動し、実証フィールドと東シナ海を活用した海洋エネルギー、海洋生物資源及び水環境に関する学際的な研究開発体制と人材育成プログラムを、本学を中心に産学官連携で構築する。</p>
<p>平成 31 年度計画【11-4-①】</p>	<p>海洋エネルギー、海洋生物資源及び水環境に係る産学官連携研究を推進するため、研究成果の積極的な情報発信と共同研究課題の発掘に取り組む。</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学は、長崎県五島列島周辺海域の「海洋再生可能エネルギー実証フィールド」選定（平成 26 年 7 月）並びに長崎県、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会、長崎総合科学大学及び本学の 4 者における連携協力に関する協定締結（平成 28 年 3 月）を背景に、海洋エネルギー開発及び海洋環境保全・回復並びに海洋生物資源の持続的利用を同時に可能とするための融合研究プラットフォームとして「海洋未来イノベーション機構」を、平成 28 年 4 月から設置している。</p> <p>同機構の設置以降、専任教員の追加配置や、高い専門性を有する長崎県職員の出向受入（機構長特別補佐として配置）、産業界からの専任コーディネーター採用等の研究体制整備、長崎県、産業界及び国内外研究機関との連携体制強化を図っており、平成 31 年度においては、海洋エネルギー開発研究部門を中心に兼務教員 6 名を追加して研究体制を強化し、洋上風車群配置、風車構造、振子式波力発電システム等の新規課題への取組を開始するとともに、浮体式構造物の係留やドローン等システム開発に携わる企業、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会、九州大学工学研究院及び岡山大学環境生命科学研究所から連携研究員 6 名を新たに受け入れ、中期計画に掲げる産学官連携による研究開発体制を強化した。</p> <p>これらの継続的な機能強化により、平成 31 年度において同機構は、共同研究として海洋ゴミ漂着診断、インフラ維持管理、環境計測ロボット、水中音魚類行動影響、内分泌かく乱化学物質等の分野における新規課題 28 件を含む計 45 件を契約し、共同研究費 6,615 万円（対前年度比 216%）を獲得した。共同研究費以外では、科研費 32 件 8,827 万円（対前年度比 117%）、受託研究 16 件 3,044 万円（対前年度比 46%）、寄附金 23 件 1,726 万円（対前年度比 95%）を獲得し、外部資金として総計 20,212 万円（対前年度比 106%）を獲得した。</p> <p>また、同機構では、熱帯医学・感染症研究、放射線災害・リスク科学研究に続く本学における第 3 の研究コアを創出すべく、「長崎の地の利を活かした第 3 の研究コア創出プロジェクト」における事業選定・支援の下、平成 31 年度から「海洋生物の養殖を基軸においた総合水産海洋産業の創出」事業を開始した（支援期間：平成 31 年度～令和 3 年度、支援総額 1.2 億円）。</p> <p>同事業において平成 31 年度は、新たな水産海洋産業の創出に向けて、その核となる、本学、長崎県及び県内自治体並びに民間企業等が参画する総合水産海洋産業研究プラットフォーム「次世代養殖戦略会議」を令和 2 年 3 月に立ち上げた。同会議は、10 年後、20 年後の日本の水産海洋産業を見据えた研究・実証に関する意見交換・論議の場となり、水産海洋産業の情報収集・動向把握の下、異分野・異業種間連携を含む新たな枠組みでの水産海洋研究を支援することをその役割としている。次年度以降は、同会議の下、産学官連携研究コンソーシアムによる共同研究・技術開発に取り組む、新たな水産海洋産業の創出を目指す。</p> <p>さらに同機構では、その他研究成果の情報発信及び共同研究課題の発掘に取り組む、主に以下の成果が得られた。</p>

	<p>【研究成果の情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省「戦略的情報通信研究開発推進事業（社会展開指向型研究開発）」により実施した「養殖漁業における赤潮早期予測・発見・対策を実現する IoT システムの研究開発」の成果を、長崎大学が目指すべき新しい目標である「プラネタリーヘルス（地球の健康）」の取組の一環として、令和2年2月開催の第20回長崎サミット（長崎都市経営戦略推進会議）で紹介した。 ・第5回沖縄海洋ロボットコンペティションにおいて、本学が開発した海洋ロボットを発表し、ROV部門で「CAIBOT」、フリースタイル部門で「UKIBOT II」、知能・計測チャレンジ部門で「SMART-CAIBOT」が、それぞれ最優秀賞を受賞した。また、水中ロボット技術を ASME IOWTC2019 国際学会及び国際ジャーナルに発表した。 ・第20回 SICE 計測自動制御学会インテグレーション部門講演会において、「移動式足場の片持ち状態におけるロバスト制振制御」が優秀講演賞を受賞した。 ・CMT's OWP Japan（洋上風力発電）サミット、第20回風力エネルギー利用総合セミナー、海洋エネルギー資源利用推進機構講演会、IFAC IAV, エジンバラ大学 IES セミナー、新潟県フォーラム、海洋資源開発技術プラットフォーム分科会、内閣府海洋産業タスクフォース等において招待・基調講演を実施した。 ・内閣府総合海洋政策本部「科学技術・イノベーションに関するスタディーグループ」及び国土交通省「洋上風力発電の作業員に係る訓練メニュー等検討 WG」の委員に海洋未来イノベーション機構構成員が任命され、日本における洋上風力発電の普及に向けた意見や資料の提示等を行った。また、日本における洋上風力発電について、日本船舶海洋工学会学会誌に論文「洋上風力発電の現況—欧州における洋上風力発電産業の発展と日本の課題—」を発表した。 ・本学を会場に開催した水産工学分野の国際会議「The International Conference on Fisheries Engineering 2019」において、海洋エネルギー開発と漁業共生を議論するシンポジウムを企画し、本学の先端的な研究成果を国内外に発信した。 <p>【共同研究課題の発掘】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国スコットランド・日本財団プロジェクトとして「効率的な海底機器検査技術システムに関する研究（三菱重工と共同）」及び「洋上の風力発電及び養殖施設における、革新的遠隔操業・保守の技術開発（横河電機等と共同）」が採択された。 ・長崎県西海市関係者との「洋上風力と漁業及び地域との共生」についての勉強会等や西海市江島の現地訪問を進めた結果、令和2年度から3か年の共同研究（約2,500万円/年）を長崎県西海市と実施することとなり、西海市と海洋未来イノベーション機構の間で「海洋エネルギー関連分野における連携・協力に関する協定書」を令和2年3月に取り交わした。 ・長崎県の対馬等を主要な舞台に展開する、ロボット IoT による海ごみ漂着状況診断システムの開発が、日本財団・JASTO・リバネスの「プロジェクト・イッカク」に採択され、長崎大学を含む6社2大学による共同研究プロジェクトを開始した。 ・日本財団とノルウェーによる「海洋エネルギーの連携技術開発プログラム」を活用した水産養殖分野の案件創出に向けて、古野電気（株）等との意見交換を進め、産学官連携により事業プロデュースを支援するとともに、今後の共同研究に先立ち、研究探索を踏まえた寄附金を受け入れた。 ・三井物産環境基金「洋上風力発電と沖合養殖との共生に関する研究（3か年）」の採択を受け、離島のモデル化や無人養殖システムのコンセプト策定等を参画企業と共同で開始した。
<p>平成31年度計画 【11-4-②】</p>	<p>海洋に関する実践的能力を備えた人材を育成するため、関連の研究科と連携し海洋未来イノベーション教育プログラムを開始するとともに、新たな大学院学位プログラムの構想を取りまとめる。</p>

<p style="text-align: center;">実施状況</p>	<p>【海洋未来イノベーション教育プログラムの開始及び学位プログラム化の検討】 海洋に関する実践的能力を備えた人材を育成するため、工学研究科と水産・環境科学総合研究科の博士前期課程及び5年一貫制博士課程の学生を対象とする両研究科横断型の「海洋未来イノベーション教育プログラム」を、平成31年4月から開始した。</p> <p>本プログラムは、海洋未来イノベーション機構による海洋産業を担う人材の育成に位置付けられるものであり、工学研究科並びに水産・環境科学総合研究科に所属する博士前期課程及び5年一貫制博士課程の学生が、自己の所属する研究科のみならず、他研究科の授業科目を修得することにより、自らの学問的視野を広げ、海洋を多角的にとらえる視座を得ることに意義を有している。例えば、工学系の学生であれば、海洋エネルギー施設の設置には、現場海域環境や水産業への影響の知識が必須であることを学術的に説明できる人材へと育てる点にあり、また、工学的知識を踏まえて自身の専門分野を展開できる水産系・環境系の人材を育てる点にある。</p> <p>初年度である平成31年度は、工学研究科1名及び水産・環境科学総合研究科5名の学生がプログラム登録を行うとともに、本プログラムのために新規開講した共通科目「海洋開発産業概論」については、両研究科より計20名の学生が受講した。</p> <p>また、「海洋未来イノベーション教育プログラム」の学位プログラムへの移行に向けた検討等を進めるため、自然科学系研究科構想・学位プログラム検討WGの会議を4回開催するとともに、複合学位プログラムの教育内容に関する打合せを2回実施した。これを受けて海洋関連教員による協議を進め、工学研究科と水産・環境科学総合研究科の複数の専攻・コースにまたがる博士前期課程学位プログラム（海洋未来技術コース（仮））について、設置コンセプト、カリキュラム構成、3ポリシー等の概要案を3月に取りまとめた。</p> <p>【長崎海洋開発人材育成・フィールドセンター開所への参画】 日本財団オーシャンイノベーションプロジェクト「長崎海洋開発人材育成・フィールドセンター（略称：長崎海洋アカデミー）」の令和2年3月開所に向けて、実務者会議（毎月）、アドバイザー会議（8、1月）、組織運営会議（8、2月）等に出席し、開所準備に関するアドバイスを継続的に実施した。</p> <p>また、社会人向け洋上風力発電総論コースの講師育成プログラムを9名の本学教員等が受講し、うち5名が欧州でのプロフェッショナル教育を主導するDe Oude Bibliotheek Academy認定の教員資格を取得した。これにより、2020年10月から有料講習を開始予定の同センターに、講師として協力する体制基盤ができた。</p> <p>さらに、同センターに整備予定の教育ツールやフィールド活動支援ツールを本学の教育研究へ積極的に活用していくため、「長崎オープンイノベーション拠点」との連携も図りながら、産学連携強化・共同研究促進の重要項目として正式に協議していくことを同センター事務局に提案した。</p>
<p style="text-align: center;">中期計画【11-7】</p>	<p>関係機関と協働して子供の心の問題に対する支援を行うため、医療、教育、行政のネットワークの中心となる「子どもの心の医療・教育センター」を平成28年度に設置し、巡回支援等のアウトリーチ活動や研修等を行うとともに支援体制を整備し、子どもの心のエキスパートの地域人材育成を行う。</p>
<p style="text-align: center;">平成31年度計画【11-7-①】</p>	<p>「ながさき子どもの心の支援ネットワーク」の充実と長崎県内の教育機関へのアウトリーチ活動を行う。また、子どもの心のエキスパートの地域人材育成のため、職業実践力育成プログラムの募集定員を拡大して実施するとともに、医学部・教育学部共同教育プログラムを開始する。</p>

<p>実施状況</p>	<p>本学は、長崎県内の発達障害児等への医療的支援を踏まえた支援ができる高度な知識及び技術を有する人材を育成すること並びに医療、教育、療育、保健、福祉、就労等を行う関係機関との連携を強化してながさき子どもの心の支援ネットワークを構築することを目的とした「子どもの心の医療・教育センター」を平成28年10月より設置している。</p> <p>以下に、平成31年度計画に掲げる同センターの各取組の実施状況を示す。</p> <p>【「ながさき子どもの心の支援ネットワーク」の充実と長崎県内の教育機関へのアウトリーチ活動】 県内各地における子どもの心の支援のためのネットワーク強化の取組として、地域の特別支援教育に関わる連携協議会などでの講演を計5回、長崎県内の教育機関に対するアウトリーチ支援（心理面に深刻な問題を抱える子どもの教育に関するコンサルテーション等の支援）を計55回行うとともに、地域での連携体制を構築するための研修会を五島市において行った。</p> <p>【子どもの心のエキスパートの地域人材育成のための取組】 子どもの心のエキスパートの地域人材育成のための取組として、e-learning形式により平成30年度から実施している職業実践力育成プログラム（履修証明プログラム）「子どもの心の支援にかかわる高度人材育成プログラム」では、平成31年度において、募集定員を前年度の40名から100名に拡大し、受講生の募集を行ったところ、定員を大きく超える181名の応募があった。選考により定員である100名が受講し、82名が修了した。</p> <p>また、医学部・教育学部共同教育プログラムにおいては、集中講義（9/14～9/16）として「特別な支援を必要とする子どもの理解」を当該年度より開講し、同センターの兼務教員などによる講義を行った。教育学部、医学部保健学科及び他学部の学生計48名が受講した。</p> <p>【その他の取組】 文部科学省が長崎県こども未来課に委託した「幼稚園の人材確保支援事業」の再委託を受け、幼稚園教諭の子どもの支援スキル向上のためのプログラムを実施し、幼稚園教諭のストレスに関する研究及び幼稚園教育のストレス軽減に向けた介入の効果研究を行い、その成果をまとめた。</p>
<p>中期目標【12】</p>	<p>福島原発事故後の復興に資する教育研究・人材育成の推進と地域創生に貢献する。</p>
<p>中期計画【12-1】</p>	<p>福島県における復興支援と地域再生に向けた人材育成と帰還帰村支援を強化するため、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。</p>
<p>平成31年度計画【12-1-①】</p>	<p>引き続き、福島未来創造支援研究センターを中心に、川内村、富岡町の復興推進拠点を活用した放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。また、福島県立医科大学との災害・被ばく医療科学共同専攻における国内外の人材育成に努めるほか、福島大学や東日本国際大学との包括連携協定に基づく関連事業を推進する。</p>

実施状況

本学は、東日本大震災により甚大な被害を受けた福島県に対する健康、医療、福祉、教育等の包括的かつ具体的な支援及び協力をを行うことにより、福島県の未来創造に資することを目的とした「福島未来創造支援研究センター」を平成26年5月より設置している。

特に平成31年度においては、福島イノベーション・コースト構想推進機構「大学等の復興知を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業（重点枠）」において、同センターが申請した「災害・被ばく医療科学分野の人材育成による知の交流拠点構築事業」が採択（14大学中3大学）され、福島県の浜通りを「災害・被ばく医療科学」の国内外の専門家を育成する一大拠点とするための取組を開始した。本事業の採択は、本学の福島復興支援の将来構想が公に認められたことを表しており、特筆すべき成果であると考えている。

以下に、平成31年度計画に掲げる同センターを中心とした福島県における包括的地域再生事業等の実施状況を示す。

【川内村における復興支援等取組】

川内村復興推進拠点では、「知の交流拠点」としての活動を強化し、韓国原子力医科学院（KIRAMS）の看護師を受け入れて研修を行ったほか、8月には日本財団、福島県立医科大学との共催として第5回放射線災害医療サマーセミナーを開催し、放射線リスク教育に係る医療人を中心とした人材育成を行った。

また、福島県の未来創造に資する研修教育及び人材育成として、川内村役場からの寄付金を活用して本学教育学部学生派遣による川内村復興子ども教室を実施したほか、8月には川内村小学校の児童を長崎に受け入れ、原爆や火砕流災害からの復興について学ぶ機会を提供した。

健康増進のための取組として、11月中旬には、川内村の特別養護老人ホーム及び地域の高齢者サロンに本学教員と医学部保健学科学生を派遣し、高齢者の機能回復訓練を実施した。令和元年12月3日～5日には、歯学部の教員3名、研修医1名による川内村における口腔支援事業を行った。同事業では、保健医療福祉施設において、各30名程度の通所者に対して、老人向け義歯の取扱いについての講演、嚥下機能を高めるゲームを行うとともに、長崎大学がリードして嚥下機能低下者向けに開発された「なめらかステラ」の試食会を催した。ついで学童教室にて学童約20名を対象として、「ムシバの話」と歯みがき教室を開催した。

さらに、これまでの復興支援活動から得られた知見を、5月にジュネーブで行われた国際防災機関（UNDRR）の会議において報告したところ、原子力災害時における住民と行政、専門家が一体となった「川内村モデル」が高い評価を得、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告改定の際に本取組が記載されることになった。

【富岡町における復興支援等取組】

富岡町復興推進拠点では、富岡町役場と連携しながら帰還した住民を対象とした車座集会を毎月開催し、住民とのリスクコミュニケーション活動を推進し、その結果富岡町に帰還した住民の数は1,000名を突破した。

また、川内村、富岡町及び大熊町が含まれる双葉郡の再生・復興に向けて、10月にJビレッジで行われた「ふたばワールド」に出展し、相談事業を推進した。

【大熊町における復興支援等取組】

川内村、富岡町に加えて、住民の帰還が始まった大熊町への復興支援を7月から新たに開始し、相談窓口を同町の役場内に開設し、住民の相談事業を開始した。大熊町の復興支援にあたっては、富岡町において定期的に開催している住民との「車座集会」に大熊町住民や役場職員に参加してもらい、少人数でのリスクコミュニケーションを本格化させ、令和2年2月には大熊町内において初めて車座集会を開催した。

さらに、環境放射能のモニタリング、個人被ばく線量の測定を行い、それらを基にしたリスクコミュニケーションを、戸別訪問等を通じて行った。

		<p>【災害・被ばく医療科学共同専攻における人材育成】 「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」で連携している北西医科大学（ロシア連邦）の修士学生を、10月に川内村と富岡町に招へいた。当該期間においては、本学災害・被ばく医療科学共同専攻学生との共修（「リスクコミュニケーション実習」「救急医学実習」）を行い、単位の互換を行った。</p> <p>【福島大学や東日本国際大学との包括連携協定に基づく関連事業の推進】 東日本国際大学との包括連携協定に基づく関連事業として、9月に東日本国際大学、いわき短期大学、さらに玉川大学の学生約40名を対象とした短期集中セミナーを開催し、川内村でしか学べない原子力災害からの復興学を教授した。</p> <p>【福島イノベーション・コースト構想に係る取組】 上記重点枠の一環として、福島県内の医療系大学生を対象とした国内セミナーや、被ばく医療の関連現場で働いている海外の医療人を対象とした国際セミナーを計画するなど、災害・被ばく医療科学分野の国内外の人材を育成する「知の交流拠点」の構築に向けて基盤を整備した。 また、上記重点枠とは別に、福島イノベーション・コースト構想促進事業において新たに「富岡町におけるイノシシ中の放射性物質濃度評価；地域振興のためのモデルケース作り」が採択されたことに伴って、放射性セシウムが濃縮しやすい野生動物における体内動態解明と駆除対象となるイノシシ等の活用について、富岡町、川内村と連携しながら同事業を開始した。</p> <p>【福島県「県民健康調査」検討委員会への委員派遣】 福島県「県民健康調査」検討委員会の委員として本学教員を派遣した。同委員会において当該教員は、事業の評価等を行い、甲状腺検査（本格検査）の結果を「甲状腺検査本格検査（検査2回目）に発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」とする議論を主導したほか、他の回においても、特に甲状腺検査の評価や今後のありかたについての議論を主導し、「福島県民の健康を見守る」ための体制構築に貢献した。</p>
<p>中期目標【25】</p>		<p>「ミッションの再定義」や社会的ニーズを踏まえ、教育研究組織を見直し、教育及び研究の更なる機能強化を図る。</p>
<p>中期計画【25-4】</p>		<p>経済学部では、平成26年度に学部学生定員を削減したことに伴って行った教育コース再編等の改革を引き続き展開する。さらに、グローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため、「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に、国内外のビジネス系の大学や学部及び企業等と連携して実践力育成を志向した教育プログラムを実施する。</p>
<p>平成31年度計画【25-4-①】</p>		<p>国際ビジネスプログラムとビジネス実践力育成プログラムにおいて、それぞれの参加学生を対象とする授業科目を、両プログラム学生が相互に履修可能にする。</p>

<p>実施状況</p>	<p>本学経済学部では、ミッションの再定義を経て設置した学長室 WG「長崎大学経済学部・経済学研究科改革ワーキンググループ」の答申（平成 26 年 12 月 18 日）を受け、「実践力」と「志」を有した「グローバルな知識創造社会をけん引できる人材」を育成するとの方向性の下、国際ビジネス教育研究センターを教育組織とする「国際ビジネス (plus) プログラム」と、みらい創造センターを教育組織とする「ビジネス実践力育成プログラム」を構築し、実施している。</p> <p>両プログラムについて、前者は海外の大学を、後者は地元企業や自治体を実践力向上の場としているが、グローバル企業での就職を希望する学生にとっても「ローカルな視野」は必要であり、地域活性化のために地元での就職を希望する学生にとっても「グローバルな視野」は必要である。</p> <p>このことを踏まえ、平成 31 年度は、両プログラムの長所を活かすためのプログラム間連携として、ビジネス実践力育成プログラムで実施する授業科目「ビジネス・リサーチ」（長崎県内の企業実務者との協働による新しいビジネス企画の立案を通して、経営学に関する理論を学修するとともに、その理論を実践の場で活用する能力を涵養）を、国際ビジネスプログラムの学生も履修可能にした。</p> <p>また、ラグビーワールドカップにあたり、令和元年 9 月にスコットランド代表チームが長崎でキャンプを行った際には、国際ビジネスプログラム科目の「留学生との共修ゼミ」とビジネス実践力育成プログラムの「専門ゼミ（実践力ゼミ）」において、長崎県ラグビー協会、長崎市スポーツ振興課など様々な機関と連携して、おもてなしチーム「YOKABAI-NAGASAKI」を組織し、その歓迎の取組を行った。</p>
<p>中期計画【25-5】</p>	<p>文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により、環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。</p>
<p>平成 31 年度計画【25-5-①】</p>	<p>島原半島地域を対象とする地域レジリエンスモデルの構築に向けた作業を産学官連携で進めるとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開始する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学水産・環境科学総合研究科は、ミッションの再定義を経て設置した学長室 WG「長崎大学環境科学領域の強み創成ワーキンググループ」の答申（平成 26 年 12 月 18 日）を受け、環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施するため、学際的研究組織「アジア環境レジリエンス研究センター」を平成 28 年 4 月より設置している。</p> <p>以下に、平成 30 年度計画に掲げる各取組の実施状況を示す。</p> <p>【「地域レジリエンスモデル」の構築】</p> <p>島原半島における地域レジリエンスモデルの構築に向け、同センター内に組織する環境汚染レジリエンス、災害レジリエンス、エネルギーレジリエンスの各研究ユニットにおいて、産学官及び地域との連携の下、引き続き以下の活動を行った。</p> <p>○環境汚染レジリエンス研究ユニット</p> <p>大気汚染に注目し、島鉄バス小浜ターミナル屋上、雲仙小学校、島原第一小学校、大野木場小学校、雲仙ロープウェイの山頂駅など、島原半島内の標高の異なる複数箇所にて PM2.5 濃度の計測を継続し、その高度依存性や季節変化を解析した。冬季には、霧粒子用の測器を雲仙ロープウェイの山頂駅に設置し、PM2.5 濃度と霧の関係性の調査を開始した。また汚染</p>

物質でもあるオゾンが植物に及ぼす影響を簡易的に評価するために、インゲンマメ 2 品種を用いたモニタリング手法の検討を継続して行なった。

○災害レジリエンス研究ユニット

災害リスクのエクスポージャの空間分布に着目し、島原地方の 2015 年から 2050 年までの 500 メートルメッシュ人口の推計を行った。

また、複合ハザード環境下の緊急避難場所及び指定避難所の適性評価手法を開発し、現地踏査を通じて島原地方の緊急避難場所及び指定避難所に関するデータの収集を行った。

○エネルギーレジリエンス研究ユニット

一般社団法人 小浜温泉エネルギーと共同で、雲仙市小浜温泉の約 25 か所の源泉のうちの 14 か所に温度センサを設置し、温泉の温度モニタリングを開始した。

また、地元自治体に対して「島原半島西部地域における地熱資源保護・活用モデル」の事業提案を行い、令和 2 年度から源泉調査、法政策調査、協議体制構築等の事業を開始することで合意し、その準備を開始した。

【文理融合教育プログラムの実施】

地域社会が抱える環境課題の解決に貢献し、レジリエントな地域（様々な問題に対応できる力を有する地域）の創生を担う実践的能力を備えた人材を育成するため、学部・大学院一貫の文理融合教育プログラム「レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム」を、環境科学部において平成 31 年度から開始した（大学院には学年進行により設置）。

同プログラムは、行政や NPO 法人等の実務者による講義や地域住民等との意見交換も交えて実施するものであり、地域の課題に関する基礎知識及び現地での活動経験を備えた上で、受講者が個別に設定する地域課題について実践的な活動に取り組む構成としている。

なお、平成 31 年度は、既設科目「地域環境概論」を開講するとともに、地域が抱える課題を扱う「環境フィールドスクール」を計 7 回開催し、延べ 75 名の学生が参加した。

【その他の取組】

アジア環境レジリエンス研究センターにおけるその他の取組として、以下を実施した。

- ・ 11 月 11～15 日の 5 日間、アジア地域における持続可能な開発目標（SDGs）達成のために重要な研究課題について考える若手研究者育成プログラム「アジア環境レジリエンス研究イニシアチブ（AERRI2019）」を開催した。
（参加学生数：タイ王国マヒドン大学 10 名、台湾国立高雄科技大学 21 名、長崎大学 14 名）
- ・ 12 月 5 日に講演会「気候危機とエネルギーシフト」を開催した（場所：文教スカイホール、講演者：高橋真樹氏（ノンフィクションライター）、参加者：115 名）。

<p>ユニット3</p>	<p>先駆的なグローバル人材育成とキャンパスの国際化によるグローバル化の推進</p> <hr/> <p>グローバル化する社会の要請に応える戦略的かつ包括的な教育改革を推進するとともに、留学生の派遣・受入を増加させ、グローバル化の取組を推進する。</p>
<p>中期目標【2】</p>	<p>高度な実践的能力と世界をリードできる高い研究能力を持つ研究者・高度専門職業人を育成する。</p>
<p>中期計画【2-2】</p>	<p>修士・博士前期課程において、高度専門職業人としての実践的問題解決能力や国際性を育むため、モジュール化を含むコースワークを導入し、大学や研究科の枠を越えた高度な専門的知識等を体系的に修得させる学位プログラムを構築する。</p>
<p>平成31年度計画【2-2-①】</p> <p>実施状況</p>	<p>熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核に研究科の枠を超えた卓越大学院プログラムの実施により、さらに、グローバルヘルス領域において幅広い教養、学際性と専門性を兼ね備えた人材を育成するための分野横断的な教育を推進する。</p> <p>平成30年度の文部科学省「卓越大学院プログラム」事業において採択された「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」については、平成31年度から、熱帯医学・グローバルヘルス研究科に加え、グローバルヘルス領域で連携可能な4研究科（多文化社会学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科）が参加する分野横断型の教育体制により実施し、同年度末時点で卓越大学院学生として計28名が参加している。</p> <p>同プログラムは、大別して、グローバルヘルスに関する高度な知識と技術を学ぶ「グローバルヘルス卓越コースワーク（1，2年目）」と、本学とロンドン大学衛生・熱帯医学大学院（LSHTM）との国際共同研究に参画させ、世界トップレベルのチーム型研究指導を行う「グローバルヘルス卓越リサーチモジュール（3年目以降）」により構成される。</p> <p>本プログラムの実施にあたり、博士前期課程にあたる「グローバルヘルス卓越コースワーク」では、<u>熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士前期課程のモジュール（科目群）をベースに、卓越大学院のレベルに則した課題解決型のアドバンスト科目を設定している。当該コースワークの中核となる疫学、統計学の講義は、LSHTMの講義マテリアルを使用し、LSHTMの教員チームと合同で、LSHTMと同等レベルの講義を展開している。疫学、統計学を駆使することは研究の実施及び論文の作成に必須の能力であり、この段階で世界トップレベルの研究の手法を修得することで、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院とのジョイント・ディグリー・プログラム（博士後期課程）を完遂できる実力を養成する他に類を見ない画期的なカリキュラムを構築した。</u></p> <p>また、グローバルヘルス卓越コースワークにおける専門性強化並びに論文及び研究指導の強化を目的として、マレーシア国立サバ大学、アントワープ熱帯医学研究所及びワシントン大学から3名の教員を客員教授とするとともに、同客員教授にアドバンスト科目「Statistical computing」「Implementation Science」「Mixed Methods for Health Research and Evaluation」</p>

	<p>の授業を担当させた。</p>
<p>平成 31 年度計画 【2-2-②】</p>	<p>医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻で、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」において、災害・被ばく医療科学分野における日ロ両国及び世界の専門家育成を図るため、引き続き学生及び教員の交流を拡充する。「放射線防護学」などの講義に加え、「長崎大学川内村実習」や「福島県立医科大学救急医学実習」等の実習科目の共修、単位互換を通じて、北西医科大学（ロシア）とのダブル・ディグリー制度の構築を目標に取組を進める。（【3-2-①】再掲）</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学は、平成 29 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業～ロシア、インド等との大学間交流形成支援～」において、福島県立医科大学との連携事業である「日露の大学間連携による災害・被ばく医療科学分野におけるリーダー育成事業」が採択された。同事業は、日本及びロシアが持つ放射線災害の経験、教育インフラを糾合し、世界的にも人材が不足している災害・被ばく医療科学分野における専門家の育成に連携して取り組むものであり、本学及び福島県立医科大学との共同大学院である「災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）」と「北西医科大学（ロシア）」との間の単位互換からダブル・ディグリー・プログラムの構築を目指している。</p> <p>以下に、平成 31 年度計画に掲げる各取組の実施状況を示す。</p> <p>【学生及び教員の交流】 学生交流について、令和元年 10 月及び 12 月に北西医科大学より 10 名（昨年度：6 名）の学生を受け入れるとともに、令和 2 年 1 月に長崎大学及び福島県立医科大学から 9 名（昨年度：8 名）の学生を北西医科大学へ派遣し、双方において単位互換を行った。</p> <p>また、教員を含めた交流を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 月にモスクワ国立大学にて開催された「日露大学協会総会」に、本学の教員 2 名が出席し、日露大学間において直面する課題やその解決策等について意見交換を行った。 ・ 9 月にモスクワ国立大学で開催された「日露学生フォーラム」に、災害・被ばく医療科学共同専攻の学生 1 名が出席し、日露学生間の交流を更に深めた。 ・ 令和 2 年 1 月に東京で開催された「日露産官学連携実務者会議」に、本学の教員 1 名、北西医科大学の教員 2 名が出席し、本学における日露協働の取組事例を発表した。 <p>【ダブル・ディグリー・プログラムの構築・実施に向けた取組】 ダブル・ディグリー・プログラムの構築に向けて、9 月に北西医科大学において、本学、福島県立医科大学及び北西医科大学の 3 大学における相互の学生派遣の人数、学修時間、単位互換対象科目等の詳細について運営会議で協議を行い、令和元年 11 月、12 月及び令和 2 年 1 月には、これまでの協議事項を踏まえ、今後の単位互換拡大、ダブル・ディグリー・プログラムにふさわしい講義体系の整備、さらには令和 3 年度からのダブル・ディグリー・プログラム開始に向けて北西医科大学と TV 会議を行った。</p> <p>また、北西医科大学とのダブル・ディグリー・プログラム開始を見据え、広報活動として、災害・被ばく医療科学共同専攻のロシア語版ホームページの開設や、各協力機関、ロシア語圏の大学及びロシアでの日本留学フェア参加者に対する同専攻に係るロシア語版パンフレットの配付などを、積極的に行った。</p>

<p>中期目標【14】</p>	<p>長崎の地理，風土と鮮烈な記憶，歴史に根ざした個性を基盤に，多文化が共生する国際社会の現場に強い，行動力のある長崎大学ブランドのグローバル人材を育成する。</p>
<p>中期計画【14-1】</p>	<p>学生の英語力の向上とともに海外派遣の拡充を図るため，学術交流協定に基づく単位互換の活用，外国語での授業数を平成25年度の実績値である1.8%を倍増させるなど，多様な学びの機会を提供する。特に，学部横断型プログラム等の導入によって，日本人学生の留学経験者の割合を平成25年度の実績値である学部2.9%，大学院3.8%をそれぞれ2.5倍以上とする。</p>
<p>平成31年度計画【14-1-①】</p>	<p>単位互換制度を利用した留学先増加に向けて，引き続き学生交流に関する覚書締結先を増加させるほか，新たに部局が企画する派遣プログラムを予算面で支援することにより，日本人学生の留学経験者を増加させる。また，英語力の向上と海外志向の学生を育成する取組である学部横断型特別教育プログラムの受講生を増加させるため，プログラム内容の改善継続とともに周知時期を早めるなど広報を充実させる。上記の取組により，多様な学生支援を充実させる。</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学は，学生の英語力の向上及び海外派遣の拡充に向けた取組を継続的に実施しており，その結果，平成31年度における英語での授業数は127科目（3.4%），大学院587科目（9.6%）となり，大学全体で714科目（7.3%）と中期計画に掲げる3.6%を達成した。一方で，日本人学生の留学経験者は，新型コロナウイルス感染症拡大の影響による海外派遣の中止もあって，学部504名（6.80%），大学院105名（8.11%）となり，中期計画に掲げる目標値である学部7.25%，大学院9.5%には及ばなかったものの，前年度実績である学部413名（5.6%），大学院50名（4.0%）から大きく増加した。</p> <p>以下に，平成31年度計画に掲げる各取組の実施状況を示す。</p> <p>【単位互換が可能な留学先の充実】 平成31年度は，学術交流協定49件（新規16件，更新33件）及び学生交流に関する覚書34件（新規14件，更新24件）を締結し，単位互換が可能な留学先は，前年度より9校増加し186校となった。</p> <p>【部局が企画する派遣プログラムの支援】 日本人学生の留学経験者を増加させるため，学長裁量経費を活用した「日本人学生海外短期派遣プログラム等支援事業」により，部局が企画するプログラムのうち24件を採択し約200名の学生の留学支援を決定したが，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う一部プログラムの中止等のため，本支援による渡航学生数は179名となった。 一方で，協定校を訪問し英語での交流活動を行う「海外 English Camp」においては，台湾及び韓国に派遣する100名の学生への渡航費支援を実施した。</p> <p>【学部横断型特別教育プログラムの改善・充実】 学部横断型特別教育プログラムである「長崎グローバル+コース」では，平成31年度（第5期生）の募集において，入学者への周知時期を早め，オリエンテーションでの広報等を行った。その結果，116名の応募（前年度比+36名）があり，うち92名を英語の成績評価に基づき受け入れた。 また，学生の受講インセンティブを高めるため，同コース授業科目と教養教育科目との読み替え等について検討を行った。</p> <p>【留学支援業務に係る事務の効率化】 日本人学生海外短期派遣プログラム等支援事業の次年度の公募に際して，日本人学生海外留学奨学金制度による募集も同時</p>

	<p>に行うとともに、これまで異なる審査委員会で行っていた審査を同じ委員会で行うこととし、審査方法を変更することで事務の効率化を図った。</p>
<p>中期計画【14-2】</p>	<p>平成 26 年 4 月に新設した多文化社会学部において、卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学の資質を兼ね備えたグローバル人材を斬新かつ特色ある入試・カリキュラム・学生指導を通じて先駆的に育成し、グローバルに事業を展開する国内外の企業や国際機関等へ輩出及び大学院へ進学させる。</p>
<p>平成 31 年度計画【14-2-①】</p>	<p>多文化社会学部において、「英語カフェ」など英語力強化のための課外指導を継続し、卒業時の英語力達成目標を達成させる。</p>
<p>実施状況</p>	<p>多文化社会学部では、「大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、多文化社会において必要とされる人間力と社会力を身に付け、多様な文化的背景を持つ人々と協働し、グローバル化する社会を担い、たくましく生き抜く力を有する人材を育成すること」を目的としている。</p> <p>その実現のために、同学部では、高度の英語力を身に付けさせるため段階的に目標値を設定し、正課において系統的で集中した英語力養成プログラムを実践するとともに、短期留学の義務化、中長期留学の推奨（一部コースは必修）、専門科目の英語での開講等に取り組むほか、正課外においても英語力強化のための指導を継続的に実施している。</p> <p>【英語力強化のための課外指導の継続】 英語力強化のための課外指導として、助教が中心となり、実践的かつ生きた英語力を培う英語コミュニケーションプログラムである「英語カフェ」（1年生対象の「フレッシュマン・カフェ」、2年生以上対象の「アドバンスト・カフェ」を昨年度に引き続き定期的に開催した（週当たりの平均開催数：7回程度）。また、本学部の全学生を対象に、海外協定校の職員や留学経験者を講師として、留学プログラムや留学生活の紹介・情報提供を行う「国際交流カフェ」も開催した。</p> <p>そのほかにも、「英語民間試験対策サポート」として、TOEFL と IELTS について、助教が1対1のスピーキング指導とライティングの添削指導を行うとともに、学生が目標スコアを獲得しやすいよう文教キャンパスで英語民間試験を実施した。（TOEFL ITP は年4回、IELTS は年2回）</p> <p>【卒業時の英語力達成目標の達成】 本学では、グローバル人材が備えるべき英語コミュニケーション能力を TOEIC750 点相当以上と設定しているが、同学部では、グローバル系の専門学部の人材養成という観点から、更に高い「TOEFL ITP 600, TOEFL iBT 100 相当（※TOEIC 換算 850 点相当）」を卒業時の英語力達成目標（努力目標）として設定している。</p> <p>前述した正課及び正課外における英語力強化の取組の結果、以下の①に示すとおり、平成 31 年度の卒業生 82 名のうち、11 名が当該達成目標を達成した。また、②③に示すとおり、卒業時の英語力達成目標に及ばないまでも、それと近いと考えられる英語力を有する学生は、67 名であった。</p> <p>以上のとおり、卒業生の 95.1%となる計 78 名が、グローバル企業が求める以上の英語力を有して卒業しており、中期計画に掲げる「卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学の資質を兼ね備えたグローバル人材の育成」について、順調に実施できていると判断している。</p>

	<p>①：卒業時英語力達成目標（TOEFL PBT 600/TOEFL iBT 100 相当）及びそれと同等の英語レベル（IELTS 7.0 以上及び TOEIC 850 点以上）に到達した学生数：11 名</p> <p>②：①には達しないが、大学及び学部の海外協定校が求める、海外留学を行う上で十分な英語力（TOEFL ITP (PBT) 550 点以上、TOEFL iBT 79 点以上、IELTS 6.0 以上又は TOEIC 800 点以上）を有する学生数（①を除く）：22 名</p> <p>③：①と②に及ばないまでも、グローバル企業が求める英語力（TOEIC 730 点以上とそれに相当する TOEFL ITP (PBT) 500 点以上、TOEFL iBT 61 点以上又は IELTS 5.5 以上）を有する学生数（①②を除く）：45 名</p>
平成 31 年度計画【14-2-②】	海外への中長期留学を推奨・支援し、グローバルな知見を修得させるとともに、就職ガイダンスや仕事セミナー、海外インターンシップ並びに進学説明会等を通じて海外展開する国内外の企業等への就職及び大学院進学への興味・関心を引き続き喚起する。
実施状況	<p>多文化社会学部では、引き続き海外への中長期留学を推奨・支援し、平成 31 年度は、34 名が平成 30 年度から引き続き年度を跨いで中長期留学に参加するとともに、平成 31 年度中に新たに 29 名の学生を派遣した。</p> <p>また、海外展開する国内外の企業等への就職及び大学院進学への興味・関心を喚起するため、引き続き仕事セミナーや海外インターンシップ等を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事セミナーの開催回数及び参加人数：50 回（765 名（うち多文化社会学部生 487 名）） ・海外インターンシップ派遣学生数：42 名 ・大学院進学説明会の開催回数及び参加人数：4 回（30 名） <p>上記取組の結果、以下に示すとおり、平成 31 年度卒業者 82 名のうち 30 名（36.6%）が、グローバルに事業を展開する国内外の企業等又は大学院に就職・進学した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルに事業を展開する国内外の企業や国際機関等への輩出（就職）状況：20 名 ・大学院への進学状況：10 名（一橋大学、京都大学、九州大学、長崎大学、関西学院大学）
中期目標【15】	外国人教員や留学生を増加させ、キャンパスの国際化を図る。
中期計画【15-1】	キャンパスの国際化を図るため、海外留学経験や高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を平成 25 年度の実績値である 2.2%から 3.5 倍以上に増やして留学生の支援や学術交流協定校などとの国際交流を活発化させるとともに、外国人教員等の割合を 30%に増加させる。
平成 31 年度計画【15-1-①】	海外教育研究機関との交流を通じたグローバル化を推進するため、学術交流協定校等との学生交流、研究者交流及び国際セミナーの開催を学内公募事業により予算面で支援する。また、海外からの問合せに英・中・韓の言語で迅速に対応可能な体制を整備して交流の促進に繋げる。

実施状況

本学は、キャンパスの国際化を図るため、グローバル化に対応できる事務職員及び外国人教員等の増加に向けた取組を継続的に実施しており、その結果、平成 31 年度におけるグローバル化に対応できる事務職員は、令和元年 5 月 1 日現在 40 名 (8.3%) と数値目標に掲げる 7.7%を達成し、外国人教員等に該当する教員についても、令和元年 5 月 1 日現在 422 名 (36.6%) と数値目標に掲げる 30%を達成した。

以下に、平成 31 年度計画に掲げる各取組の実施状況を示す。

【学術交流協定校等との学生交流の支援】

留学生の受け入れ増加によるキャンパスの国際化及び学術交流協定の実質化推進のため、学術交流協定校等との学生交流事業を学内公募により募集し、人文社会科学域、総合生産科学域及び生命医科学域の全学域において全 12 プログラムを実施した。受け入れた学生は、東アジアの近隣国を中心に北米、欧州等から 213 名であった。参加した留学生の中には本学への交換留学を希望する学生もいるなど、新たな留学生の獲得に発展し得る可能性が推察される。

プログラムによっては、大学院への優秀な外国人留学生獲得、国際共同シンポジウム及び共同研究に繋げることも目的の一つとしており、そうしたプログラムにおいて引率した相手大学の教員を含め、双方の教員と学生が交流しネットワークキングの機会となったことも成果である。

また、ほぼ半数のプログラムにおいて日本人学生との共修や交流を含むプログラムとなっており、共同発表や外国人学生のサポートを通じ日本人学生のコミュニケーション能力を育成する機会にもなった。

【学術交流協定校との研究者交流及び国際セミナーの開催の支援】

学術交流協定校との研究者交流及び国際セミナーの開催の支援については、高度化推進経費による学内公募事業として、8 件を実施した。新型コロナウイルス感染症流行による相手校訪問の取り止めなど一部変更を余儀なくされた計画もあったが、感染症流行勃発前に実施する予定であった計画では、合同国際シンポジウムの開催や相手校教員による特別講義を行い、キャンパスの国際化を図った。また、新たな学生交流や研究交流を開始するための交渉や準備を行い、今後の交流の土台を作った。

【海外からの問合せに迅速に対応可能な体制の整備】

海外からの問合せに対して英・中・韓の言語で迅速に対応するため、中国語・韓国語は各 1 名、英語は日本人学生の派遣 1 名、外国人留学生の受入 2 名を主担当とする体制とした。特に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、受入・派遣の可否の調整では、学術交流協定校等と連絡を密に行って速やかに対応することで、春季中止となったプログラムについても秋季に延期するなど今後の交流機会の確保ができた。

また、令和 2 年 4 月設置となる「情報データ科学部」の外国人留学生入試においては、上記体制による応募等への対応協力を行い、中国から 2 名、韓国から 3 名の入学者が確保された。

【グローバル化に対応できる職員の養成】

グローバル化に対応できる職員の割合は、上述のとおり中期計画に掲げる数値目標を達成している。

一方で、組織全体を貫徹した大学の国際化のため、国際業務を担当することのできる事務職員は引き続き増やしていく必要があり、そのための方策を包含した「事務系職員の人材育成・人事等に関する基本的な考え方」を平成 31 年 4 月に策定し、キャリアパスに沿った人材育成の考え方の導入及び研修の拡充を行った。国際関係業務に携わる人材養成のための研修としては、従来 SD 研修として実施している初級から中級レベルの英語研修に加え、新たな試みとして、一定の語学力のある事務職員を世界の大学関係者が一堂に会する大学フェアに参加させ、経験者とともに本学の紹介や協定校との打合せ等を経験させる形式の研修を 2 件企画した。

そのうち、3 月末に実施する予定であった Asia Pacific Association for International Education (APAIE) 参加による研修は、新型コロナウイルスによる感染症勃発のため延期され実施できなかったが、11 月に開催された QS 社の QS Asia Pacific

	<p>Professional Leaders in Education(QS-APPLE)年次総会には事務職員3名がブースを出展し、海外の大学との間で学生交流に関するニーズ及び受入プログラムの条件などの情報交換を行った。さらに、他大学の国際業務を担当する教職員のプレゼンテーションを聞くことにより、高等教育に関するグッドプラクティスの共有など他大学の取組を知る機会となった。</p>
<p>中期計画【15-2】</p>	<p>留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プログラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能を強化し、留学生の割合を平成25年5月1日現在の4.5%及び平成25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上とする。</p>
<p>平成31年度計画【15-2-①】</p>	<p>留学生の受入増加を目的に、学術交流協定校のニーズに対応する短期受入プログラムの立案と実施、留学生の利便性向上のための申請書類等の日英二か国語併記、留学生用宿舎の充実対策等に取り組む。さらに、日本での就職を希望する留学生のための就職情報の収集・提供及びインターンシップ参加機会を増やす。</p>
<p>実施状況</p>	<p>本学は、キャンパスの国際化の一環として、留学生の受入増加に向けた取組を継続的に実施しており、その結果として平成31年度における外国人留学生の受入数は、5月1日現在の目標値620名(6.75%)に対して579名(6.38%)、通年の目標値960名(10.5%)に対して1,106名(12.2%)となり、5月1日現在では目標値に及ばなかったものの、通年では目標値を大きく超えた。</p> <p>以下に、平成31年度計画に掲げる各取組の実施状況を示す。</p> <p>【学術交流協定校のニーズに対応する短期受入プログラムの立案と実施】 部局が実施する短期受入プログラムを学長裁量経費により支援するため、平成31年度より「長崎大学外国人留学生短期受入プログラム支援事業」を開始した。本事業は、学術交流協定校においてサマープログラムなど比較的短い期間の受入プログラムに対してニーズがある一方で、本学では各プログラム実施にかかる経費を外部資金や部局で負担することが難しい場合がある実態を踏まえた改善策であり、また当該支援による各プログラムの充実により、協定校間に生じる派遣数の不均衡の是正や、将来的な本学への長期留学の動機づけに繋がることも見込まれ、もって留学生数の増加や部局における優秀な外国人留学生の獲得に資することをその目的としている。</p> <p>平成31年度は、上記事業により12件の短期受入プログラムを支援するとともに、留学生教育・支援センターが実施主体である2019長崎大学国際サマープログラムについても同支援を活用して実施し、前年度比17名増となる留学生28名を受け入れた。なお、同様に実施する予定であった2019長崎大学国際ウィンタープログラムについては、30名の応募があったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。</p> <p>【留学生の利便性向上のための取組】 留学生の利便性向上のため、交換留学プログラム等の申請において日英二か国語併記によるオンライン出願を実施するとともに、新たに渡日した留学生向けのオリエンテーションにおいては、市役所や警察署等の生活上・防犯上の注意事項について、資料の一部に英訳を付し、また説明内容を通訳することで、内容の周知を図った。</p> <p>【留学生用宿舎の充実対策】 本学では、各種取組により留学生が増加傾向にある一方で、留学生用宿舎である国際交流会館及び国際学寮ホルテンシアはすでに100%に近い入居率で運用している状況を踏まえ、留学生の生活支援として留学生用宿舎の充実に取り組んでいる。</p>

		<p>平成 31 年度は、留学生の住環境整備のための空き家活用を目的に産学官で構成した「ながさき HOPs」(平成 29 年度～)と長崎留学生支援センターを含めた WG を定期的開催し、空き家の留学生向けシェアハウス化実現に必要な運営管理面での課題解決等に関して議論した。また、長崎県の職員宿舎等の活用を検討するため県の担当者と協議を行い、今後情報共有していくことを確認した。</p> <p>さらに、スチューデント・ビレッジ(仮称)設置検討委員会において、ニーズやコスト等を勘案し留学生宿舎の必要性を検討した結果、日本人と留学生の混住型の宿舎が適当ではないかとの意見に基づき、近年混住型の宿舎を設置した筑波大学と名古屋工業大学へ視察に行き、入居状況や運営について情報を収集した。</p> <p>【日本での就職を希望する留学生のための支援】 12 月に開催された「NAGASAKI しごとみらい博 2019」(地元企業×学生の大会として 110 社が出展)では、長崎留学生支援センターとともに「留学生ブース」の出展や留学生の採用・就職に係るミニセミナーの実施など積極的に関わったほか、留学生に対して参加を促し、約 100 名(他大学を含む。)の留学生が参加した。また、11 月には留学生を対象としたヤングハローワーク長崎が実施した留学生就職ガイダンスに参加を周知し、35 名(4 大学)が参加した。</p> <p>【その他の取組】 本学への留学に関心のある留学生に対する広報戦略として、本学における教育、研究及び課外活動並びに留学生活の一端を英語で紹介する動画を制作し、本学ホームページに掲載した。</p>
<p>中期目標【25】</p>		<p>「ミッションの再定義」や社会的ニーズを踏まえ、教育研究組織を見直し、教育及び研究の更なる機能強化を図る。</p>
	<p>中期計画【25-3】</p>	<p>多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため、既存の研究科の組織の見直しを行い、多文化社会学部の学年進捗と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。</p>
	<p>平成 31 年度計画【25-3-①】</p>	<p>人文社会系研究科(博士課程)の平成 32 年度設置に向けて、着実に準備を進める。</p>
	<p>実施状況</p>	<p>本学は、平成 30 年 4 月に設置した多文化社会学研究科において、多文化社会学の更なる高度化と専門化を図り、国際的発信能力を備えた研究者又は高度専門職業人等を養成することを目的に、「多文化社会学専攻(博士後期課程)」を令和 2 年 4 月に設置するため、平成 31 年 3 月に文部科学省に設置申請を行った。</p> <p>同専攻の設置にあたっては、多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター及び大学教育イノベーションセンターから専任教員が参画する全学的な協力体制の下、学外連携機関(ライデン大学、国際基督教大学、国立歴史民俗博物館及び公益財団法人東洋文庫)と連携して教育及び研究を行う体制を構築している。</p> <p>平成 31 年度においては、文部科学省より令和元年 9 月にその設置が認められ、その後、令和 2 年 4 月の設置に向けて着実に準備を進めた。入学者選抜試験を実施した結果、入学定員 3 名に対し、志願者 12 名、入学者 4 名となった。</p>

--	--	--	--	--

<p>ユニット4</p>	<p>大学連携による教育研究の充実強化，国際化の推進</p> <hr/> <p>国立六大学（千葉大学，新潟大学，金沢大学，岡山大学，長崎大学，熊本大学）の連携により，それぞれ優位な教育研究資源を結集し，多面的・総合的入試の共同開発，研究プログラムの共同構築・実施，海外大学との交流推進による国際展開などの取組を進める。</p>
<p>中期目標【22】</p>	<p>国立六大学（千葉大学，新潟大学，金沢大学，岡山大学，長崎大学，熊本大学）連携コンソーシアム等の大学間連携により，教育・研究等の機能の強化を図る。</p>
<p>中期計画【22-1】</p>	<p>国立六大学（千葉大学，新潟大学，金沢大学，岡山大学，長崎大学，熊本大学）連携コンソーシアムにおいて，東京に設置した国立六大学連携コンソーシアム連携機能強化推進本部を活用し，教育，研究，国際連携等の事業を実施するなど，大学間連携による協働を実質化する。</p>
<p>平成31年度計画【22-1-①】</p>	<p>「国立六大学連携による新たな国際連携モデルの構築」事業において各大学のネットワークを活用したアライアンス交流を継続するとともに，旧「留学コーディネーター配置事業」が「日本留学海外拠点連携推進事業」となり活動地域がミャンマーから東南アジアに拡大されたことに伴い，留学フェア及びアカデミック・セミナーを中心に留学生獲得に向けたリクルーティング活動で連携を継続する。また，「大学間連携を見据えた選抜方法の開発と先導的入試の導入」事業においては，引き続き事業を推進する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>千葉大学，新潟大学，金沢大学，岡山大学，長崎大学及び熊本大学の国立六大学は，自主自立を尊重しつつ連携して，教育・学術研究・社会貢献等の機能を一層強化し，グローバル社会をリードする人材育成の推進と学術研究を高度化することを目的として，平成25年3月に「国立六大学連携コンソーシアム」を設置した。</p> <p>以下に，平成31年度計画に掲げる同コンソーシアムにおける各取組の実施状況を示す。</p> <p>【「国立六大学連携による新たな国際連携モデルの構築」事業】</p> <p>同事業では，アライアンス間（連合間）交流推進による新しい国際連携モデルの構築や，大学と産業界との連携組織「ミャンマー人材育成支援産学官連携ぷらっとフォーム」の設置による日本への留学及び日本企業への就職推進を通じたミャンマー高度人材育成支援を目指している。</p> <p>各大学のネットワークを活用したアライアンス交流としては，①ASEAN University Network(AUN)，②中国卓越大学連合(Excellence 9)，③オランダの大学との交流があり，そのうち③のオランダの大学との交流については，平成29年度の国立六大学連携コンソーシアムとオランダ高等教育国際協力機構(Nuffic)の共催による日蘭国際シンポジウムにおいて日蘭双方の大学を紹介して以降，各大学がそれぞれオランダの大学との交流を行っている。</p> <p>また，①及び②については，緩やかな連携の下に，以下のとおり国立六大学として共同で実施する取組を進展させた。</p> <p>・①については，平成30年度から「日本留学海外拠点連携推進事業」と連携させた取組として，対象地域をミャンマーから</p>

東南アジアに拡大し留学生誘致に取り組んでいる。平成 30 年度は、ミャンマー・ヤンゴンで行われた日本留学フェアに国際交流担当の副学長及び留学生担当の職員が参加したほか、ミャンマー、インドネシア及びタイで行われたアカデミック・セミナー並びに留学フェアに教職員が参加し、本学の教育・研究の一端を現地の学生及び教員に紹介した。

- ・②の Excellence 9（「以下、E9」との交流としては、大連理工大学との間で国立六大学を含む日本の 27 大学から 1 週間程度のプログラムに学生を受け入れる事業が実施され、本学も学生 9 人及び教員 1 人が参加したほか、同大学の創立 70 周年記念行事に他の国立六大学の学長等とともに本学学長が出席し交流した。さらに、令和元年 10 月 19 日に中国・遼寧省で開催された第 6 回岡山杯日本語スピーチコンテストに国際交流担当副学長及び留学支援課職員 1 名が参加した。

【「大学間連携を見据えた選抜方法の開発と先導的入試の導入」事業】

同事業では、新しい大学教育に対応できる素養を持つ学生を選抜するためのテストのスタンダードを確立し、スタンダードを適用した入学者選抜を実施するとともに、将来的に学生の流動化を視野に入れた「大学間連携入試（仮称）」を実施することを目的としている。

平成 31 年度は、「面接・小論文（記述式）問題の作題と採点のガイドライン」に基づいた面接及びペーパー・インタビュー試験を高校生対象に試行する「高校トライアル」の実施に向けたペーパー・インタビュー作問研修を開催し、国立六大学の全大学（本学からは教育学部教員を含む。）が参加した。

また、高校トライアルを 5 大学（改組の関係から実施不可となった千葉大学を除く。）で実施するとともに、高校教員に対して入試改革対応状況や主体性等領域の評価等を聞き取りする「高校ヒアリング」を実施したほか、主体性等領域の評価に関する公開シンポジウムを 11 月 30 日に東京 TKP 田町グランパークカンファレンス 401 ホールで開催し、大学、高校関係者を中心に約 120 名の参加があった。

さらに、六大学連携入試事業の中間報告書「大学入学者選抜における主体性等の評価」及び 11 月に開催したシンポジウムの報告書を作成し、国公立大学や都道府県教育委員会等に配付した。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの下で、組織運営の改善、戦略的な体制整備等によりガバナンス機能を強化する。 ・弾力的かつ柔軟な人材の配置と、資源の重点配分を推進する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【23-1】ガバナンス機能を強化するため、学長の諮問に応じて調査、企画立案等を行う学長室 WG 等の学長直轄組織を機能させるとともに、大学執行部と部局運営会議の連携を図り、機動的な大学運営を行う。</p>		IV		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） ガバナンス機能を強化するため、以下のとおり学長室 WG 等の学長直轄組織を機能させるとともに、大学執行部と部局運営会議との連携により機動的な大学運営を行った。</p> <p>1. 学長室 WG 等の学長直轄組織の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 6 月に設置した「自己収入増進 WG」の検討結果に基づき、基金の一本化、校友会の設置、土地の貸付等を行った。 ・平成 30 年 1 月に設置した「クロス・アポイントメントの運用制度検討 WG」の検討結果に基づき、クロス・アポイントメント制度の適用拡大を視野に入れた人件費ポイント運用ルールを定めた。 ・平成 30 年 1 月に設置した「間接経費のあり方 WG」の検討結果を基に、平成 30 年 4 月から寄附金の額の 2% を西遊基金に組み込むこととした。 ・平成 30 年 1 月に設置した「人文社会系大学院（博士課程）構想 WG」の検討結果に基づき、多文化社会学研究科多文化社会学専攻（博士後期課程）の令和 2 年 4 月設置について文部科学省に申請し、令和元年 9 月に認められた。 ・平成 30 年 6 月に設置した「人文社会科学系学域検討 WG」及び「自然科学系教育研究組織検討 WG」 	<p>引き続き、大学執行部が部局運営会議に参画することなどにより、部局における課題等を把握し大学運営の改善を推進するとともに、学長室 WG 等の学長直轄組織における答申や、IR 推進本部の分析等を活用して、学長のリーダーシップの下、戦略的な大学運営を行う。</p>

			<p>の検討結果に基づき、平成31年4月に人文社会科学域及び総合生産科学域を設置した。</p> <p>2. 大学執行部と部局運営会議の連携 理事、副学長等が分担して各部局運営会議に出席し、大学運営に係る執行部の意向を部局に共有するとともに、各部局における課題等を把握し、学長・副学長会議において報告、意見交換を行った。</p> <p>当該連携は、卓越大学院への申請や新たな学域の設置等にあたって、その実現に向けた相互の意思共有に活用され、機動的な大学運営に資した。</p>	
	<p>【23-1-①】教育研究組織から分離した教員所属組織「学域」を自然科学領域及び人文社会科学領域についても設置し、学域長に学長が指名する教員を充てることにより、教育研究組織に対する学長のガバナンスを強化する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況) 平成31年4月に、新たに自然科学領域の学域である「総合生産科学域」及び人文社会科学領域の学域である「人文社会科学域」を設置した。</p> <p>学域長には、大学執行部と部局との連携を図ることによりガバナンスを強化するという重要な役割があり、その役割を最大限に果たすことができるよう、執行部として位置付ける新たな職として執行役員を設け、学長が指名する教員を執行役員に任命し、当該執行役員を学域長に充てることとした。これにより学域長を執行役員として役員懇談会に出席させるなど法人運営にも参画させる体制を構築した。</p> <p>学域設置による成果の一例として、学域内の教員選考基準の統一化、部局を超えた融合的研究の推進等の取組が行われている。</p>	
	<p>【23-1-②】引き続き、大学執行部が部局運営会議に参画することなどにより、部局における課題等を把握し大学運営の改善を推進するとともに、学長室WG等の学長直轄組織における答申や、IR推進本部の分析等を活用して、学長のリーダーシップの下、戦略的な大学運営を</p>	<p>IV</p>	<p>1. 部局における課題等の把握 大学運営の改善を推進するため、引き続き大学執行部である理事、執行役員、副学長等が各部局運営会議に出席し、当該運営会議における審議の状況等を、役員懇談会及び学長・副学長会議において報告する取組を行った。</p> <p>また、令和2年1月から、学長と部局長が第4期中期目標期間に向けての各部局の将来構想実現のための方策等について懇談する新たなコミュニケーションの場として、1か月に4部局ずつの予</p>	

	<p>行う。</p>		<p>定でランチミーティングを開始した。</p> <p>2. 学長直轄組織における答申等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 9 月に学生のキャリア形成及び就職支援を支える全学的な支援体制の構築を目的として設置した「キャリア支援センター課題対応 WG」の答申を受けて、令和元年 5 月の役員会での決定を経て、令和元年 10 月に新たにキャリアセンターを設置した。 令和元年 5 月に学長のシンクタンク機能を果たすことを目的として政策企画室を設置し、若手教員 4 名を学長補佐に任命した上で室員として配置した。当該室においては、令和元年 8 月に「長崎大学の研究力向上に関する総合的な方策について（答申）」を、令和元年 12 月には、「総合生産科学域将来構想及び研究科横断型学位プログラムに関する提案書」をとりまとめ、学長に提出した。 IR 推進本部における教員活動状況分析の結果を教員の給与に反映させることができることを規定した「長崎大学における教員活動状況分析の実施要領」を令和元年 7 月に制定し、当該分析結果を基に 12 月賞与に反映させた。 	
<p>【23-2】経営戦略の強化を図るため、IR 室において、データ収集体制を整備するとともに、分析手法を開発するなど、平成 31 年度までに IR 機能を確立する。</p>	<p>IR 機能の確立に向けて、以下のとおり実施した。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>IR 機能の確立に向けて、以下のとおり実施した。</p> <p>1. データ収集体制の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 6 月に、「長崎大学インスティテューショナル・リサーチ室における IR 業務に関する要項」を制定し、IR 室が行うデータの収集、管理、公開、提供その他の業務に必要な事項を整備した。 IR 室の兼務室員である事務局各課の班長等を通じた学内におけるデータ収集体制を整備するとともに、戦略的な大学運営に向けて、第 3 期中期目標期間における「学内管理指標 (137 項目)」を定め、平成 28 年度実績データより継続的収集を開始した。 学長の意思決定への支援体制を強化するため、平成 29 年 12 月に既存の IR 室 (室長：総務担当 	<p>(令和 2 年度)</p> <p>IR 推進本部において蓄積したデータを基に経営戦略の強化に活用するためのファクトブックを構築する。</p> <p>(令和 3 年度)</p> <p>構築した IR 機能及び収集した第 3 期における評価指標データ (学内管理指標) を、次期中期目標・中期計画の策定に活用する。</p>

			<p>理事)を改組し、学長を本部長とする IR 推進本部を設置した。</p> <p>2. 分析手法の開発等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集した学内管理指標のデータを、グラフ化等により進捗状況を可視化し、IR 推進本部ホームページに掲載した。 ・教員の活動状況を「見える化」し、機能分担を進めるための「教員活動状況分析」の制度を設計し、平成 29, 30 年度に試行を実施した。 	
	<p>【23-2-①】教員の機能分担のための分析手法として、教員の活動状況分析を本格稼働し、分析結果を教員の処遇に関する基礎データとして活用する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>平成 29 年度、平成 30 年度の試行を経て、「教員の活動状況分析」を平成 31 年度より本格稼働した。</p> <p>同分析の本格稼働にあたっては、前年度までの試行において構築した教員の業績収集及び可視化するシステムを更に実用化するため、管理・運営に関する「長崎大学教員活動状況システム管理規則」を令和元年 5 月に制定するとともに、当該分析の実施に係る必要事項や分析結果を教員の給与等に反映できることを定める「長崎大学における教員活動状況分析の実施要領」を令和元年 7 月に制定した。</p> <p>同分析による結果は、各教員に通知するとともに、上記実施要領に基づき、学長が実施する 12 月期賞与の優秀者等選考において、分野ごとに各職位から「特に優秀」「優秀」となる教員を選考するための基礎データとして活用した。</p>	
<p>【24-1】研究者の業務特性に配慮するとともに、教育・研究業務に配慮したテレワーク等の新たな就業形態について検討し、平成 31 年度までに運用する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>平成 31 年度から育児、介護等を必要とする教員を対象としたテレワークの制度を導入するため、労務コンサルタントと連携して制度設計を行い、平成 31 年 3 月に「長崎大学在宅勤務規程」を制定した。</p> <p>また、テレワークの実施における情報セキュリティ対策の規範として「長崎大学におけるテレワークに関するセキュリティガイドライン」を策定し、同制度の概要とともに学内に周知した。</p>	<p>テレワークの制度を学内に周知し、定着させる。</p>

	<p>【24-1-①】 育児・介護等を必要とする教員に配慮したテレワークを導入する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 妊娠、出産若しくは育児又は介護における負担を軽減し、ワークライフバランスを推進することを目的としたテレワークの運用を開始した。</p>	
<p>【24-2】 教育研究，管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するとともに，優秀な若手，外国人を積極的に採用し組織の活性化を図るため，年俸制，クロス・アポイントメント（他大学・研究機関等との混合給与）制度等，人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については，適切な業績評価体制を構築し，退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき，拡充する。</p>		<p>III</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 人事給与システムの弾力化として，年俸制とクロス・アポイントメント制度の拡充に対して以下のとおり取り組んだ。</p> <p>1. 年俸制 年俸制については，年俸制導入等に関する計画に基づき，卓越研究員制度及び優れた若手研究者の採用拡大支援事業により雇用した教員等に年俸制を適用し拡充した。 なお，平成 30 年度末時点では，同計画に掲げる導入目標人数 13 名に対し，17 名に年俸制を適用した。</p> <p>2. クロス・アポイントメント制度 クロス・アポイントメント制度については，平成 28 年度に同制度に関する規程を一部改正し，対象を有期雇用教員まで拡大した。その後，制度の適切な運用や質の向上，人件費ポイントの機能的な運用を目的として学長室 WG での検討を踏まえ，平成 30 年 5 月に更なる規程改正を行い，制度適用拡大を視野に入れた人件費ポイントの運用ルールを定めた。</p>	<p>整備した規則に基づき，新規採用教員に新たな年俸制を適用する。</p>
	<p>【24-2-①】 文部科学省の人事給与マネジメント改革に係るガイドラインを参照しつつ，新たな年俸制の規則を整備し，新規採用教員に適用する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 新規採用教員，移行希望者等に適用する新たな年俸制の規則を令和元年 6 月に制定し，7 月以降の新規採用教員に適用した。 既存の年俸制は，本学の戦略的なミッションを担当する教員や年俸制を希望する教員を対象とし目標の達成度評価に応じて年俸を毎年改定するのに対し，新たな年俸制は新規採用教員等を対象に月給制の評価に合わせた年度評価に応じて業績年俸を毎年改定するとともに 4 年に 1 回の総合評価に応じて基本年俸を改定（昇給）する。平成 31 年</p>	

			<p>度は、10名の新規採用教員に新たな年俸制を適用した。 なお、平成31年度末時点では、同計画に掲げる導入目標人数15名に対し、15名に年俸制を適用した。</p>	
<p>【24-3】女性教員を積極的に採用し、在籍率23%を達成する。また、ダイバーシティマネジメント（多様な人材を生かす職場環境の管理運営）を推進することにより、役員及び管理職における女性教職員の在職率をそれぞれ10%以上にする。</p>	<p style="text-align: center;">III</p>		<p>（平成28～30事業年度の実施状況概略） 以下のとおりダイバーシティマネジメントの推進に取り組んだ結果、平成31年3月1日時点での女性教員在籍率は20.9%、平成31年2月1日時点での役員における女性の在職率は0%、管理職における女性教職員の在職率は10.5%となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスに配慮した労働環境の実現等を目的に、平成28年度から「働き方見直しプログラム」を部局横断的に実施した。 ・ライフイベントサポートとしてコンサルティング、研究支援員配置、学童保育を実施するとともに、内閣府の「企業主導型保育事業」を活用した学内保育園を平成29年4月に開設した。 ・各キャンパスに相談窓口を設置するとともに、仕事と介護の両立に関するワークショップや管理職の意識改革を目的としたセミナーを開催し、ワークライフバランス環境の整備を推進した。 ・「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」（平成29年度策定）に基づき、部局ごとにダイバーシティ推進のための行動計画、女性教員の採用や在籍率等に関する数値目標を設定し、その目標達成に向けた進捗確認・サポートを行った。 ・平成30年度から、「全学教授等選考委員会」にダイバーシティマネジメントの観点からダイバーシティセンター長をオブザーバーとして参加させるとともに、女性教員の比率向上及び上位職登用に向けた教員選考を推進するために「長崎大学における女性教員の比率向上及び上位職登用に向けた教員選考に関する要項」を平成30年11月に制定した。 	<p>中期計画の実施に向けて、以下のとおり取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、仕事と介護の両立支援、働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートプログラム（キャリアコンサルティング、研究支援員配置、リスタートアップ研究費の支給）等の各取組を実施し、多様な人材を生かす研究環境を整備する。 ・「女性枠設定による学内教授昇任推進事業実施要領」による学内登用支援や、「海外派遣支援制度」等による女性教員の研究力向上の支援を継続する。 ・管理職、教職員それぞれを対象とした「ダイバーシティ推進学習プログラム」を開発し、受講を義務化することで、より広いダイバーシティ研究環境の形成に向けて意識改革を進める。 ・現非常勤監事の令和2年8月31日付け任期満了に伴う後任として、女性の候補者を文部科学大臣に推薦する。本候補者の任命により、役員における女性の在職率10%以上を達成見込みである。（女性候補者の選考については、令和2年4月24日開催の監事

	<p>【24-3-①】引き続き、女性リーダー育成プログラム、働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートプログラムを実施し、女性教員の仕事と生活の両立支援から登用までの段階にサポートを行うことにより女性教員在籍率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき各部局における女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを強化し、達成度確認を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 以下のとおり取り組んだ結果、令和 2 年 3 月 1 日時点での女性教員在籍率は 23.1%，令和 2 年 2 月 1 日時点での役員における女性の在職率は 0%，管理職における女性教職員の在職率は 10.3%となった。</p> <p>1. 仕事と生活の両立支援等サポート 引き続き、女性リーダー育成プログラム、働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートプログラムを実施するとともに、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの働き方見直しプログラムの成果などを基に、「働き方改革の ABC～働くあなたのために～」を令和元年 8 月に発行し、学内に公開した。 ・女性研究者のサポート強化のため、「女性研究者サポートオフィス」をダイバーシティ推進センター内に設置し、女性管理職増加に向けた活動を行った。 ・「女性教員海外派遣制度」及び「女性研究者英語論文作成支援制度」を新たに設け、平成 31 年度は前者において 16 名、後者において 21 名に対して支援を行った。 <p>2. 各部局の数値目標達成に向けた支援 各部局における女性教員増加に関する数値目標の達成支援の一環として、部局ごとの女性教員在籍率把握や、ダイバーシティ推進センター長と各部局長との女性教員の上位職登用に係る面談を実施した。</p> <p>また、女性教員の比率向上及び上位職登用に向けた教員選考を推進するため、「女性枠設定による学内教授昇任推進事業実施要領」を令和元年 9 月に制定し、女性教員の学内登用を支援する取組を開始した。</p> <p>同取組の結果、当該年度中に 3 名の学内教授昇任があり、令和 2 年 2 月 1 日現在における「女性教授在籍率」は、前年度比 102%となる 12.5%に上昇した。</p>	<p>候補者選考会議において決定済み)</p>
--	--	------------	---	-------------------------

<p>【24-4】教育・研究の更なる実質化，高度化，グローバル化を実現するため，学内資源の再配分を戦略的・重点的に行い，学長裁量経費を拡充する。</p>			<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 第 3 期中期目標期間のシミュレートを実施し，学内資源の戦略的配分と学長裁量経費の拡充を行うためには，人件費及び物件費の基盤的経費を計画的に削減する必要があるとの判断の下，人件費においては，「人件費削減方針」を掲げ①未使用ポイントの凍結，②配分ポイントの削減，③定年退職の後任補充の一時的凍結の 3 つの対策を実施するとともに，物件費においては，基盤的経費を平成 28～29 年度は平成 27 年度の 88%配分，平成 30 年度以降は 80%配分を実施した。 当該計画的削減によって得られた成果としては，機能強化経費による KPI 達成をより確実なものとするための「機能強化支援経費（業務達成基準適用事業）」の創設（平成 28 年度～平成 31 年度），中期目標・中期計画及び学長ビジョンの達成への寄与及び研究力の更なる強化を実施するための「学長裁量経費（充実分）」の創設（平成 30 年度～）が挙げられる。</p>	<p>令和 2 年度以降も厳しい財政事情となることを見込まれるが，学長裁量経費（充実分）の継続的確保等，学長の更なるリーダーシップを発揮した予算編成を実施していく。</p>
	<p>【24-4-①】安定的な大学運営のため，第 3 期中期目標期間の人件費削減方針に基づき人件費を計画的に削減する。また，特に研究支援を充実させるため，学長裁量経費の戦略的・重点的な配分を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 平成 31 年度予算編成に際し，人件費については「第 3 期中期目標期間の人件費削減方針」に基づく削減を引き続き実施するとともに，当該方針を踏まえた人件費所要額を確保した。 また，物件費については，学長裁量経費（充実分）1 億円を引き続き確保するとともに，中期目標・中期計画及び学長ビジョンの達成に寄与する取組を積極的に支援することとした。 とりわけ平成 31 年度は，熱帯医学・感染症研究及び放射線災害・リスク科学研究に続く第 3 の研究コアの創出を目指す「長崎の地の利を活かした第 3 の研究コア創出プロジェクト」への支援が主な事業として挙げられる。 当該プロジェクトは，業務達成基準を適用させ，予定を含め以下のとおり予算を確保した。 平成 30 年度： 70,000 千円 平成 31 年度： 50,000 千円 令和 2 年度： 60,000 千円 令和 3 年度： 60,000 千円 総 額： 240,000 千円</p>	

			<p>平成 31 年 3 月より当該プロジェクトを開始し、プロジェクトに見合う事業の選定作業を行った結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合水産海洋産業研究プラットフォームの構築 ・長崎大学オリジナル創薬ライブラリーの開発と拡充 <p>の 2 事業を選定した。</p> <p>その他、外部資金間接経費の全学共通経費と部局経費の配分割合を 50：50 から 60：40 へ変更させ、これを活用し電子ジャーナル経費を共通経費化させる（部局負担の廃止）など、学長の強いリーダーシップを発揮した戦略的な予算配分を実施した。</p>	
--	--	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標

・「ミッションの再定義」や社会的ニーズを踏まえ、教育研究組織を見直し、教育及び研究の更なる機能強化を図る。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【25-1】長崎県における教員養成の拠点として小学校教員の占有率 55%を確保する。また、質の高い教員を養成するため、アクティブ・ラーニング等の手法による授業実践力の育成や学校現場で指導経験のある大学教員の 30%確保、複数免許取得の必修化検討、教職への動機づけ支援など実践型教員養成を実現する改革を行うとともに、平成 29 年度までに学生規模の見直しによる組織等再編の計画を策定する。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>1. 長崎県における小学校教員の占有率 55%の確保</p> <p>ミッションの再定義において掲げた上記占有率 55%の確保に向けて、平成 28 年 8 月に「教員就職率向上プロジェクトチーム」を設置し、以下の取組を実施するとともに、その他教師になるための動機付けや場面指導を含む教師教育に関する取組、また教員採用試験に向けた学部教員の意識向上のためのアクティブ・ラーニングを用いた授業を促進する FD 等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職講話（高校生対象、学部生対象） ・教員採用試験対策講座 ・小論文指導、面接指導 ・模擬試験 ・合宿勉強会 等 <p>これらの取組の結果、長崎県における本学部の小学校新規採用者の占有率は、平成 28 年度 30.2%、平成 29 年度 34.1%、平成 30 年度 36.2%と徐々に上昇した。</p> <p>なお、長崎県における小学校教員の正規採用数は、教員の大量退職（大量採用世代の退職期）を迎え、「ミッションの再定義」時に参照した平成 24 年度の 42 名に対して、平成 28 年度 149 名、平成 29 年度 167 名、平成 30 年度 235 名と大幅に拡大している。このような社会的環境の変化から、</p>	<p>（令和 2 年度）</p> <p>1. 長崎県における小学校教員の占有率 55%の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試受験者全員に面接試験を課すことで教職の意欲の高い人材を確保し、入学後はポートフォリオを活用した面談を通じて教職の魅力を啓発する取組を強化する。 ・教員就職率向上プロジェクトチームによる各種取組の継続により、教員を志望する学生の動機や意識を高めるとともに、教員就職率の向上につなげるための教職アドバイザーによる面談指導とその結果分析等を継続し、より充実した取組を行う。 ・学生の学習成果の向上に向けて、効果的な授業方法を周知するためのアクティブ・ラーニング等に関する教員向け FD を継続する。 <p>2. 学校現場で指導経験のある大学教員 30%の確保</p>

		<p>占有率 55%という数値は、本学教育学部における小学校教員コースの定員 125 名を踏まえると、平成 30 年度の例ではその全員が合格してようやく 55.3% (125/226) であり、現状として非常に高く達成困難な目標値となっている。</p> <p>上記状況のなか、本学の長崎県における小学校教員採用数は、平成 24 年度の 23 名に対して平成 28 年度 45 名、平成 29 年度 57 名、平成 30 年度 85 名と約 3 倍に増加しており、占有率においても上述のとおり年々伸びている。したがって、目標値の 55%に及ばないものの、第 3 期中期目標期間において長崎県における小学校教員占有率は改善・向上の状況にあると判断している。</p> <p>2. 学校現場で指導経験のある大学教員の 30%確保</p> <p>ミッションの再定義において掲げた上記教員 30%の確保に向けて、教員採用にあたり平成 28 年 8 月以降は学校現場で指導経験のある教員等の公募を進めることにより平成 28 年 3 月 31 日時点では 16.9%に対して、平成 29 年 4 月 1 日時点では 22.4%、平成 30 年 4 月 1 日時点では 21.3%となった。</p> <p>また、実務経験のある大学研究者教員の比率を高め、学校現場での指導経験を向上させるために、平成 30 年 10 月より附属学校園での実地研修（通年で平日 20 日間の学校現場研修）を整備し、平成 30 年度は教員 1 名に対して実施した。</p> <p>3. 複数免許取得必修化の検討及び学生規模見直しによる組織等再編の計画策定</p> <p>学生規模見直しによる再編について、学生定員を現行の 240 名から 180 名に減じ、各コース直下に置く専攻を廃止する計画を平成 29 年度に策定した。</p> <p>また、平成 30 年度には、同再編を令和 2 年度入学者より適用すべく、学生定員の縮小、新たなコース体制及び複数免許取得必修化のための入試・カリキュラムの具体案について、文部科学省と協議した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員採用にあたり、引き続き学校現場で指導経験のある教員等の公募を行う。（学校現場経験者の割合は、令和 2 年 4 月 1 日時点で 26.3%である。令和 3 年 4 月 1 日に更に 5 名を採用予定であり、30.1%となる見込みである。） ・引き続き附属学校園での実地研修を実施する。 <p>3. 組織再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新カリキュラムを効率よく適切に運用するため、学生指導体制、学部運営体制、時間割作成、個人面接に関する入試実施のシミュレーション等について、現在設置している WG において細部を検討し、長崎県が求める教育課題やニーズに応えられる体制を充実させる。 <p>(令和 3 年度) 令和 2 年度の諸取組について改善点を検討し、その改善を実施する。</p>
--	--	---	--

	<p>【25-1-①】 小学校教員占有率 55%到達に向けて学部内 PT(教員就職率向上プロジェクトチーム)により、小論文・面接・教科に係る教員採用試験の対策を行うほか、教員採用試験受験者を増やすための教職アドバイザーによる面談指導を行い、改善のための分析を行う。また、学部 FD 委員会によるアクティブ・ラーニング等による授業促進のための FD を引き続き開催するとともに、学校現場で指導経験のある大学教員 30%確保のための採用等を引き続き行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. 小学校教員占有率 55%に向けた取組 小学校教員占有率の向上・改善のため、平成 31 年度も引き続き教員就職率向上プロジェクトチームによる教員採用試験対策（教員採用試験対策講座、小論文対策、面接指導、模擬授業、合宿研修等）を行うとともに、長崎市教育委員会派遣の現職若手教員による講話や長崎県教育委員会との合同による臨時任用特別講座、アクティブ・ラーニング等による授業促進のための FD 等を行った。 さらに、教員を志望する学生の動機や意識を高め、教員就職率の向上を図るため、教育学部執行部及び同学部就職委員長において、教職アドバイザーによる面談指導の結果と 4 年生対象の教職志望に関する意識調査（長崎県教育委員会との合同実施）の結果を分析した。その結果、小学校教員を志望する学生の意欲向上が教員就職率の改善に繋がることが明らかとなり、対策として教職講話を再開することを決定した。 また、教職を志願する意欲の高い人材を確保すべく、令和 2 年度入試より受験者全員に対して面接試験を課した。 なお、平成 31 年度における小学校教員占有率は、長崎県における正規採用数 226 名に対して、本学教育学部から 76 名が採用され、33.6%となった。目標値の 55%に及ばず、また前年度までの上昇傾向に対して平成 31 年度はやや下降しているものの、長崎県における教員需要は令和 7、8 年頃まで現状維持が予測されることから、減少幅は上昇基調の許容範囲内にあると考えられ、現状としては全体的に改善・向上の状況にあると判断している。</p> <p>2. 学校現場で指導経験のある大学教員 30%確保 前年度に引き続き、教員採用にあたって学校現場で指導経験のある教員等の公募を行った結果、実務経験者 2 名の採用に至り、平成 31 年 4 月 1 日時点で 24.1%を確保した。 また、平成 30 年度より開始した附属学校園での実地研修については、平成 31 年 10 月から令和 2 年 2 月末にかけて 1 名に対して実施した。</p>	
--	---	------------	---	--

	<p>【25-1-②】複数免許取得必修化のための入試・カリキュラムの整備を行うとともに、学生規模見直しのための組織再編を段階的に進める。</p>		<p>III</p> <p>長崎県及び地域の教育課題やニーズへの対応として、学生組織・学生募集の変更、カリキュラム・時間割の変更、複数免許取得必修化を令和2年度入学者より適用すべく、その整備と、教員が学生指導と研究に注力できる体制への再編として、平成31年度は以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の教員免許を取得可能とするためのカリキュラム及び時間割の改訂 ・前期・後期入試への面接試験の導入（設問内容を構造化して統一） ・学生組織の改編による学生指導及び事務分掌の効率化のため、教員組織を現行の6講座から3講座に改組 ・働き方改革推進により委員会業務の効率化を図るため、22の学部内委員会を11に減じ、コース長会議を新設 	
<p>【25-2】世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため、本学の強み・特色を活かした大学の枠を超えた連携による共同大学院を設置するなど、学部・研究科の組織等の見直しを行う。</p>		<p>IV</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため、本学の強み・特色を活かした専攻等を以下のとおり新設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月、医歯薬学総合研究科に、本学及び福島県立医科大学の2大学共同専攻である、「災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）」を設置した。 ・平成28年4月、医歯薬学総合研究科に、本学、千葉大学及び金沢大学の3大学の共同専攻である、「先進予防医学共同専攻（博士課程）」を設置した。 ・平成29年4月、東京の国立国際医療研究センター内に、熱帯医学・グローバルヘルス研究科に係る「長崎大学東京サテライトキャンパス」を設置した。 ・平成30年4月、熱帯医学・グローバルヘルス研究科に、「グローバルヘルス専攻（博士医後期課程）」及び「長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月に「情報データ科学部」を設置する。 ・令和2年4月に、多文化社会学研究科「多文化社会学専攻（博士後期課程）」を設置する。

			<p>(博士後期課程)」を設置した。 ・平成 30 年 4 月に、「多文化社会学研究科多文化社会学専攻(修士課程)」を設置した。</p>	
	<p>【25-2-①】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻において、薩摩川内サテライトキャンパスを設置する。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 平成 31 年 4 月に医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻に係る「薩摩川内サテライトキャンパス」を鹿児島県薩摩川内市の鹿児島純心女子大学内に設置した。</p>	
	<p>【25-2-②】情報系新学部の平成 32 年度設置に向けて、着実に準備を進める。</p>	III	<p>令和 2 年 4 月の設置に向けて文部科学省に設置申請を行っていた「情報データ科学部」について、令和元年 9 月に設置が認められた。 その後、令和 2 年 4 月の設置に向けて着実に準備を進め、入学者選抜試験を実施した結果、入学定員 110 名に対し、志願者 377 名、入学者 116 名となった。</p>	
<p>【25-3】多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため、既存の研究科の組織の見直しを行い、多文化社会学部の学年進行と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。【◆】</p>		III	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 平成 30 年 4 月に「多文化社会学研究科多文化社会学専攻(修士課程)」を設置した。</p>	<p>令和 2 年 4 月に多文化社会学研究科「多文化社会学専攻(博士後期課程)」を設置する。</p>
	<p>【25-3-①】人文社会系研究科(博士課程)の平成 32 年度設置に向けて、着実に準備を進める。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 令和 2 年 4 月の設置に向けて文部科学省に設置申請を行っていた多文化社会学研究科「多文化社会学専攻(博士後期課程)」について、令和元年 9 月に設置が認められた。 その後、令和 2 年 4 月の設置に向けて着実に準備を進め、入学者選抜試験を実施した結果、入学定員 3 名に対し、志願者 12 名、入学者 4 名となった。</p>	

<p>【25-4】経済学部では、平成 26 年度に学部学生定員を削減したことに伴い行った教育コース再編等の改革を引き続き展開する。さらに、グローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため、「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に、国内外のビジネス系の大学や学部及び企業等と連携して実践力育成を志向した教育プログラムを実施する。【◆】</p>		<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>経済学部では、平成 26 年度の改革により開始した新カリキュラムを引き続き展開するとともに、当該改革の一要素である「国際ビジネスプログラム」及び「ビジネス実践力育成プログラム」の実施について、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>1. 国際ビジネスプログラム</p> <p>国際ビジネス教育研究センターを核とする「国際ビジネスプログラム」(平成 26 年度～)においては、当該期間中計 40 名の学生が海外の大学に留学するとともに、平成 29 年度(修了初年度)は 3 名、平成 30 年度は 5 名の学生が修了した(修了要件：指定カリキュラムの履修及び英語による卒業論文の作成等)。</p> <p>また、平成 29 年度には、本プログラムの完成にあたり、その継続に向けた総括及び内容の見直し(実施体制の再編並びに定員、カリキュラム及び修了要件の見直し)を行った。</p> <p>なお、本プログラム実施にあたり、学生の留学先として開拓した大学の一部(3 大学及び 1 コンソーシアム)とは、EU の国際交流助成制度「エラスムスプラスプログラム」の採択にも至っており、経済学部には留まらず、全学的な国際交流に繋がっている。</p> <p>2. ビジネス実践力育成プログラム</p> <p>みらい創造センターを核として、以下の試行を基に、“社会で高い実践力を発揮して問題解決を主導できる人材”の育成を目指す正課の「ビジネス実践力育成プログラム」を構築し、平成 30 年度より開始した(参加者 36 名)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度に、県内企業 5 社と「産学共修プログラム開発コンソーシアム」を組織し、経済学部学生と県内経営者・経営候補者との共修教育プログラム「ビジネス・リサーチ」を設計・実施した。 平成 29 年度に、離島事業者との共修科目「ビジネスアーキテクト」を設計し、試行的に五島市において離島・へき地集中プログラムとして実施した。 	<p>(令和 2 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 両プログラムを統括し効率的運用を目的とする新組織を開設する。 両プログラム参加学生が相互に履修できる科目を開始する。 <p>(令和 3 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 両プログラムの効果を検証し最終評価を行うとともに、令和 4 年以降の両プログラムの在り方について新組織を中心に検討を開始する。
---	--	------------	--	---

	<p>【25-4-①】国際ビジネスプログラムとビジネス実践力育成プログラムにおいて、それぞれの参加学生を対象とする授業科目を、両プログラム学生が相互に履修可能にする。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>ビジネス実践力育成プログラムで実施する授業科目「ビジネス・リサーチ」を、国際ビジネスプログラムの学生も履修可能にした。</p> <p>また、ラグビーワールドカップにあたり、令和元年9月にスコットランド代表チームが長崎でキャンプを行った際には、国際ビジネスプログラム科目の「留学生との共修ゼミ」とビジネス実践力育成プログラムの「専門ゼミ(実践力ゼミ)」において、長崎県ラグビー協会、長崎市役所スポーツ振興課など様々な機関と連携して、おもてなしチーム「YOKABAI-NAGASAKI」を組織し、その歓迎の取組を行った、</p>	
<p>【25-5】文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により、環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。【◆】</p>		III	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>1. 「地域レジリエンスモデル」の構築</p> <p>島原半島における「地域レジリエンスモデル」の構築に向け、アジア環境レジリエンス研究センターに環境汚染レジリエンス、災害レジリエンス、エネルギーレジリエンス、人材育成の4研究ユニットを配置するとともに、大学、地方自治体、地域各種団体、企業等からなるネットワークを構築した。</p> <p>各研究ユニットにおいては、大気及び温泉の連続観測、国内災害調査、フィールドスクールの試行実施等による基礎的データを蓄積した。</p> <p>2. 文理融合教育プログラムの開発</p> <p>平成 30 年度に、学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムとして「レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム」を策定し、平成 31 年度から環境科学部の正式プログラムとして実施することが決定した。</p>	<p>1. 「地域レジリエンスモデル」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 各研究ユニットのこれまでの成果を統合し、島原半島を対象とする「地域レジリエンスモデル」を確立する。 上記モデルを基に、地域自治体への政策提言やシンポジウム等による地域住民への成果還元を実施する。 <p>2. 文理融合教育プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、同プログラムを実施する。 <p>※学年進行により、大学院博士前期課程への導入は令和 5 年度を予定。</p>

	<p>【25-5-①】島原半島地域を対象とする地域レジリエンスモデルの構築に向けた作業を産学官連携で進めるとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開始する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. 「地域レジリエンスモデル」の構築 島原半島における地域レジリエンスモデルの構築に向け、同センター内に組織する環境汚染レジリエンス、災害レジリエンス、エネルギーレジリエンスの各研究ユニットにおいて、産学官及び地域との連携の下、引き続き基礎的データの収集等を行った。 また、エネルギーレジリエンス研究ユニットにおいては、地元自治体に対して「島原半島西部地域における地熱資源保護・活用モデル」の事業提案を行い、令和 2 年度から源泉調査、法政策調査、協議体制構築等の事業を開始することで合意し、その準備を開始した。</p> <p>2. 文理融合教育プログラムの実施 環境科学部において、学部・大学院一貫の文理融合教育プログラム「レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム」を開始した。同プログラムの一環として、5～12 月に、地域が抱える課題を扱う「環境フィールドスクール」を計 7 回開催した（参加学生延べ人数 75 名）。</p>	
<p>【25-6】熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究分野を有する本学の強み、特色を踏まえ、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を学内資源の戦略的配分等により推進するとともに、附属練習船及び環東シナ海環</p>		<p>IV</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を推進するため、当該期間中にそれぞれ 644,867 千円、374,391 千円を重点配分した。 また、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所、附属練習船「長崎丸」及び環東シナ海環境資源研究センターにおいては、本中期目標・中期計画を踏まえ、以下のとおり取り組んだ。</p>	<p>熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を推進するため、引き続き機能強化費等を配分する。 また、各組織においては、中期目標・中期計画を踏まえ、以下のとおり取り組む。</p> <p>1. 「熱帯医学研究拠点」の展</p>

<p>境資源研究センターの教育関係共同利用拠点を有効活用して、国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムを開発する。</p>			<p>1. 「熱帯医学研究拠点」の展開 熱帯医学研究所では、その現状及び強みを踏まえ、今後の共同利用・共同研究拠点（熱帯医学研究拠点）としての「展開構想」を平成 29 年度に作成するとともに、同構想に基づき、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>○国際学術研究ネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク強化のため、感染症研究教育拠点連合（北海道大学、東京大学、大阪大学、長崎大学）が主催する学術集会「あわじ感染免疫国際フォーラム」を毎年度開催した（平成 30 年度は主管校）。 北海道大学人獣共通感染症リサーチ研究センターとの共同人材育成プログラムである「JICA 博士研究者育成事業 JUMP プログラム」を平成 30 年度に策定し、同大との連携を強化した。 <p>○海外感染症研究施設、共同実験室の外部利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部利用促進のため、全国共同利用の公募課題を毎年受け入れた。 文部科学省「感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）」において、第Ⅰ期から第Ⅲ期にわたり、同プログラム下でベトナム拠点を運営した経験を踏まえ、プログラムで実施すべき研究内容を AMED（日本医療研究開発機構）に提言する等、第Ⅳ期計画案策定に貢献した。 <p>○産学官共同研究（PPP）の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官共同研究（PPP）の促進のため、「NTD イノベーションセンター」（後述）を設置した。 同センターを活用して、大型研究費獲得に向けた活動の支援を行い、多くの申請が採択された。 塩野義製薬株式会社との包括的連携協定に基づく「シオノギグローバル感染症連携部門」の平成 31 年度設置・稼働に向けた準備を行った。 <p>○人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成の強化を目的に、クロス・アポイントメント制度を活用した人材派遣を平成 30 年度より開始した。 	<p>開</p> <ul style="list-style-type: none"> 卓越大学院プログラムの推進への全面的協力を継続する。 ベトナム拠点を基盤とした大型外部資金プロジェクトへの申請を継続する。 第 4 期全国共同利用・共同研究拠点事業（令和 4 年度～）に対して、拠点経費及びプロジェクト経費に関する準備及び申請を行う。 ケニア拠点を基盤とした大型外部資金プロジェクトへの申請を継続する。 JICA 博士研究者育成事業 JUMP プログラムを継続する。 海外感染症研究施設、共同実験室の外部利用促進を図るため、全国共同利用公募課題数の増加に繋がる仕組みを整える。また、産学官共同研究（PPP）としての企業との共同研究課題数の増加も図る。 人材育成の強化策として、4 大学間（北海道大学、東京大学、大阪大学、長崎大学）にクロス・アポイントメント制度を導入する ケニアにおける KEMRI 大学院への協力を継続する。また、JICA 第三国研修も継続する。 <p>2. 顧みられない熱帯病（NTD）制御のための医薬品研究開発推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ケニアにおける医薬品研究開発推進拠点の形成をめざし、SATREPS 申請の支援を継続する。 国内外の NTD 研究ネットワー
---	--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生分野での国際化推進のため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の教授6名と助教1名を熱帯医学研究所の兼務教員とした。 <p>2. 顧みられない熱帯病 (NTD) 制御のための医薬品研究開発推進</p> <p>NTD 制御に係る先導的役割を果たすべく、熱帯医学研究所において「NTD イノベーションセンター」を平成28年度に設置し、産学官民連携を主体とするNTD 制御のための医薬品研究開発推進等に向けて、以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品研究開発推進拠点の維持を目指し、「外部資金獲得に向けた事業形成のシード研究のポートフォリオ・システム」構築のための情報収集を行い、外部資金獲得への支援及び共同研究実施に向けた活動を展開した。 ・国内外のNTD 研究ネットワーク化(拠点化)を目指して、国内のNTD ネットワークである「日本顧みられない熱帯病アライアンス Japan Alliance on Global NTDs (JAGntd)」の平成30年度設立を主導した。さらに、日本製薬工業協会や製薬企業を中心に会員のネットワークを広げた。 ・新薬開発に対する研究ネットワークの維持・拡張に資する活動として同研究所が主催する、「医薬品共同研究展開に向けた研究倫理の国際研修コース」及び「世界保健ニーズに応える医薬品開発研究ディプロマコース」の開催支援を行った。ほかにも多くのシンポジウムやセミナーを主催し、定期的にニュースレターを発行した。 <p>3. 原爆後障害医療研究所</p> <p>原爆後障害医療研究所については、広島大学原爆放射線医科学研究所、福島県立大学ふくしま国際医療科学センターとともに、ネットワーク型共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」として、平成28年度から新たに認定されている。当該期間中は、同拠点として以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該期間中において、同拠点として共同研究延べ640件、トライアングルプロジェクト(3拠 	<p>クであるJAGntdの活動を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究の推進については、医薬品研究開発推進拠点の維持と、外部資金獲得に向けた事業形成のシード研究のポートフォリオ・システムのための情報収集を継続するとともに、シオノギ連携部門を活用して産学共同研究モデル(オープンイノベーション方式)の実現に向けて支援を継続する。 <p>3. 原爆後障害医療研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県が取り組む福島イノベーション・コースト構想の各事業の趣旨に沿って、福島県において「災害・被爆医療科学分野の人材育成による知の交流拠点構築事業」を推進する。 ・共同利用・共同研究拠点中間評価(2年目終了時)の結果を踏まえ、成果が求められているトライアングルプロジェクトの支援強化のため、同プロジェクトにおける疫学及び低線量放射線の影響の研究を支援する。 <p>4. 附属練習船「長崎丸」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、練習船教育関係共同利用の公募と高等教育機関からの応募内容に沿って決定した航海計画に基づき、共同利用航海を実施する。また、コース横断型の乗船実習を継続して実施する。 <p>5. 環東シナ海環境資源研究セ</p>
--	--	---	--

		<p>点研究機関で連携して推進するトップダウン型プロジェクトとして平成 29 年度から開始) 36 件を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「物質・デバイス領域共同研究拠点 (北海道大学・東北大学・東京工業大学・大阪大学・九州大学)」と緩やかな連携を組み、ネットワーク型拠点同士の協働を推進した。 ・平成 30 年度に実施された共同利用・共同研究拠点に係る中間評価では総合評価「評価区分 A」を受けた。 <p>また、本学は、福島県立医科大学との共同大学院として、医歯薬学総合研究科に「災害・被ばく医療科学共同専攻 (修士課程)」を平成 28 年度に設置した。同専攻には、原爆後障害医療研究所の多数の教員が専任教員として携わり、講義棟を通じた放射線災害関連教育を行っている。</p> <p>4. 附属練習船「長崎丸」</p> <p>附属練習船「長崎丸」において、練習船教育関係共同利用の公募と高等教育機関からの応募内容に沿って決定した航海計画に基づき、共同利用航海を継続的に実施した。</p> <p>また、同練習船については、「東シナ海の水産・海洋科学をリードする国際洋上キャンパス」をコンセプトとした新船が、平成 30 年 3 月に竣工した。これに伴って、平成 30 年度からコース横断型の新たな内容の乗船実習を開始した。</p> <p>5. 環東シナ海環境資源研究センター</p> <p>環東シナ海環境資源研究センターにおいて、教育関係共同利用拠点として、長崎大学が提供する公開臨海実習、長期滞在型プログラム、他大学オーダーメイド型実習を継続的に実施した。</p> <p>また、北海道大学、京都大学、広島大学との「水産海洋実践教育ネットワーク」(平成 27 年度～)を利用して、平成 28 年度に各大学の臨海実験施設と「単位互換協定」を締結した。その一環として、同ネットワークにおいて、本学の「水産海洋環境学実習 I B 日程」と北海道大学の「応用発生工学実習」を連携させた「魚類の種苗生産・生殖生理</p>	<p>ンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、公開臨海実習、長期滞在型プログラム、他大学提案型のオーダーメイド型実習及び水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習を継続して実施する。加えて、国際臨海実習を実施するとともに、その整備を継続して進める。
--	--	---	--

			<p>に関する連携プログラム」を平成 28 年度に構築し、提供を開始した。</p> <p>さらに、平成 29 年度に、初となる国際臨海実習を実施（台湾海洋大学及び本学の学生が参加）した。</p>	
	<p>【25-6-①】熱帯医学研究所の共同利用・共同研究拠点（熱帯医学研究拠点）の展開について、熱研運営協議会（平成 28 年度設置）及び拠点運営協議会（平成 28 年度委員一新）において作成した展開構想に基づき具体的な活動を継続する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>熱帯医学研究所においては、展開構想に基づく具体的な活動を、以下のとおり継続した。</p> <p>1. 国際学術研究ネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携した卓越大学院プログラムの推進に、全面的に協力した。 ・引き続き、感染症研究教育拠点連合の一員として、国際学術集会である「あわじ感染免疫国際フォーラム」を主催した。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について連合内で密な情報交換を行い、活動内容を一般公開した。 ・北海道大学人獣共通感染症リサーチ研究センターとの共同人材育成プログラム「JICA 博士研究者育成事業 JUMP プログラム」による、北海道大学との連携を継続した。 ・世界銀行が推進するアフリカの重点大学 COE に認定されたナイジェリアのアフマド・ベロ大学との NTD 研究のため、人材交流を継続した。 <p>2. 海外感染症研究施設、共同実験室の外部利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国共同利用の公募課題を海外拠点で受け入れた。 ・ケニア拠点及びベトナム拠点を基盤とした大型外部資金プロジェクト（SATREPS）への申請を支援した。 <p>3. 産学官共同研究（PPP）の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTD イノベーションセンターを活用し、大型研究費の獲得を支援した。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・企業との PPP として、「シオノギグローバル感染症連携部門」を立ち上げた。 ・ケニア拠点を中心に、2 件の企業との共同研究を推進した。 <p>4. 人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の強化を目的とした 4 大学間（北海道大学、東京大学、大阪大学、長崎大学）のクロス・アポイントメント制度の検討を継続した。 ・ケニアで設置される KEMRI 大学院への協力と、10 月に KEMRI が実施する感染症アウトブレイクへの対応についての JICA 第三国研修への協力を通じて、ケニアにおける教育研究の強化を図ることを検討した。 	
	<p>【25-6-②】熱帯医学研究所に設置した NTDs イノベーションセンターによる共同研究を推進する。また、顧みられない熱帯病 (NTDs) 制御のための医薬品研究開発推進拠点形成への活動を更に加速する。</p>	<p>III</p>	<p>1. NTD イノベーションセンターによる共同研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「医薬品共同研究展開に向けた研究倫理の国際研修コース」及び「世界保健ニーズに応える医薬品開発研究ディプロマコース」の開催支援を行い、医薬品開発研究に必須の基礎知識及び最新情報を若手研究者や学生に周知し、より完璧な研究デザインやプロポーザルの作成能力の涵養に貢献した。 ・シオノギグローバル感染症連携部門の 4 月設置を支援するとともに、同部門の産学連携室長を同センターの運営委員会委員に任命し、産学連携研究の相談業務を強化した。産学連携分野に企業経験者を迎えたことにより、研究所内での研究シーズの企業での展開に関する相談が常時可能となり、また企業から見た大学の研究に対する評価を中立的な立場から受けることが可能となった。 <p>2. 医薬品研究開発推進拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 NTD イノベーションセンターの大きな機能的な核となる NTDs 撲滅のための世界的な「医薬品研究開発推進拠点の形成」を目的として、国内外の NTDs 関連機関、企業及び大学等の研究者のネットワーク化（拠点化）を推進した。具体的には、熱研を中心に国内の NTDs 関連機関、企業、大学等の研究者が参画して創設された日 	

			<p>本 NTD 連盟 (JAGntd) 事務局を熱帯医学研究所内に開設した。これにより熱研の国内での NTDs 対策研究グループにおける影響力が格段に高まり、ユニバーサルヘルスカバレッジ (UHC) や WHO の NTDs 対策 2030 ロードマップへの日本の貢献に関する指針などの策定に大きく貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、JAGntd を介した外務省、AMED、JICA、日本製薬工業協会、GHIT ファンド (グローバルヘルス技術振興基金)、大学等からの最新情報を活用することで、関連する NTDs 研究の大型予算 (AMED、GHIT ファンド、ビル&メリンダ ゲイツ財団等) の申請・採択に至るまでの情報を集約、新規申請採択に向けた研究者支援を更に進めた。この業務を円滑に進めるために、情報を効率的に収集整理し状況を研究者に説明することができる助教を外部資金で雇用した。 	
	<p>【25-6-③】原爆後障害医療研究所の多数の教員が専任教員として講義等を担当する長崎大学・福島県立医科大学共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻における人材育成を更に発展させるために、原子力発電所が立地している鹿児島県薩摩川内市の鹿児島純心女子大学と連携して、「災害・被ばく医療科学共同専攻」のサテライトキャンパスを同学内に設置し、被ばく医療科学分野の人材育成を開始する。</p>	III	<p>平成 31 年 3 月に締結した学校法人鹿児島純心女子学園との連携協定書に基づき、平成 31 年 4 月 1 日付けで、鹿児島純心女子大学内に医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻に係る「薩摩川内サテライトキャンパス」を設置した。</p> <p>同キャンパスでは、Web 会議システムを活用して、長崎大学及び福島県立医科大学で行われる講義をリアルタイムで受講できる環境を整備しており、また「リスクコミュニケーション」の講義の一部を同キャンパスから行うなど、その活性化にも努めている。平成 31 年度は、同キャンパスに社会人大学院生 1 名が入学した。</p> <p>また、薩摩川内市役所における講演会や、薩摩川内市や鹿児島純心女子大学との九州電力川内原子力発電所周辺における放射線リスク認知についての共同研究の遂行を通じて、地域における同キャンパスの周知や学生確保のための広報を行った。その結果、令和 2 年度における 1 名の入学が決定した。</p>	
	<p>【25-6-④】昨年度に引き続き、附属練習船では練習船教育関係共同利用の公募と高等教育</p>	III	<p>水産学部附属練習船「長崎丸」においては、教育関係共同利用拠点及び水産学部の附属練習船として、以下のとおり取り組んだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共同利用航海 	

	<p>機関からの応募内容に沿って決定した航海計画に基づき、共同利用航海を実施する。また、コース横断型の新たな内容の乗船実習を実施する。</p>		<p>共同利用航海として、計 10 航海（運行累積日数 72 日）を実施し、8 大学 1 高校より計 320 名が乗船した。</p> <p>2. コース横断型乗船実習 水産学部において、平成 30 年 3 月の新船竣工に伴って内容を新たにした乗船実習の 1 つとして、コース横断型である必修科目「乗船実習 II」を引き続き実施した。</p> <p>従来の乗船実習では、海洋生産管理学コースの指導教員のみが乗船し、船舶の運航や漁獲に関する実習・授業を中心に行っていたが、コース横断型乗船実習として 4 つのコースから指導教員が一名ずつ乗船して行うことにより、水産学・航海学・海洋学に関する幅広い知見や学問的な背景について、現場海域における経験を通して身につけることが可能となっている。</p>	
	<p>【25-6-⑤】環東シナ海環境資源研究センターにおいて、全国共同利用の公開臨海実習、長期滞在型プログラム及び他大学提案型のオーダーメイド型実習を継続して実施する。また北海道大学・京都大学・広島大学との水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習の提供科目の増加や実習内容の充実を図る。さらには国際臨海実習の拡大と整備を進める。</p>	<p>III</p>	<p>環東シナ海環境資源研究センターにおいては、教育関係共同利用拠点として以下のとおり取り組んだ。</p> <p>1. 公開臨海実習、長期滞在型プログラム及びオーダーメイド型実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開臨海実習として、「水産海洋環境学実習 I (A 日程)」「水産海洋データ解析演習 (A 日程)」「水産海洋環境学実習 III」「水産海洋データ解析演習 (B 日程)」「水産海洋環境学実習 I (B 日程)」を実施し、計 6 大学 12 名が参加した。 ・長期滞在プログラムとして、東京海洋大学から学生 3 名を受け入れて実施した。 ・オーダーメイド実習を、九州大学 (14 名)、日本大学 (28 名)、北里大学 (8 名) に対して実施した。 <p>2. 水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同実習を継続実施し、各大学からの学生を受け入れるとともに、本学学生も北海道大学・京都大学・広島大学で実習を受講した。 ・実習内容について、昨年度に参加した学生のア 	

			<p>ンケート等を踏まえた資料，実習スケジュールの修正を行い，実習生の理解度を高める構成とするなど，その充実を行った。</p> <p>3. 国際臨海実習の拡大・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際臨海実習として，濟州大学校の学生 34 名（学部生 30 名，大学院生 4 名）を受け入れて令和元年 5 月に実施した。 ・令和 2 年 1 月に琉球大学において，東シナ海海洋学水産科学教育研究コンソーシアム（6 大学フォーラム）が開催され，濟州大学校，上海海洋大学，台湾海洋大学，高雄科技大学，琉球大学と国際臨海実習のあり方について協議し，6 大学フォーラムとして長崎大学の国際臨海実習をサポートすることが決定した。 	
--	--	--	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標

- ・グローバル化や地域貢献など時代の要請に対応できる業務体制を整備する。
- ・本学の基本的目標の達成に向け、職員の能力向上を図るとともに、組織を活性化する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【26-1】事務組織検討 WG において、事務組織改革の検証を行い、機動的な業務遂行体制となるよう事務組織の機能・編成を見直す。	<p>(平成 30 年度に実施済みのため、平成 31 年度は年度計画なし)</p>	III		<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>平成 30 年 7 月に、国際的な教育研究力強化を図る観点から、研究推進戦略本部、産学官連携戦略本部、国際教育リエゾン機構及び国際連携研究戦略本部を、研究開発推進機構、グローバル連携機構、留学生教育・支援センター及び環境保全センターに再編した。</p> <p>これと連動して、機動的な業務遂行体制とするため、関係する事務組織についても、研究企画課と産学官連携課を「学術推進課」に統合し、国際教育リエゾン機構事務室を発展的に解消して新たに「国際企画課」と「留学支援課」を設置するなどの再編を行った。</p>	第 3 期中期計画実施済み
				<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>各学域長を支援する事務体制の確立、事務の効率化及び合理化等を目的として、令和元年 10 月に文教地区事務部、経済学部支援課、医歯薬学総合研究科事務部及び熱帯医学研究支援課を再編し、「人文社会科学域事務部」「総合生産科学域事務部」及び「生命医科学域・研究所事務部」を設置した。</p>	

<p>【26-2】新たな業務に柔軟に対応するため、職員配置の在り方を見直し、中期目標期間中に戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を26名確保するとともに、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。</p>			<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略) 「戦略的な職員配置を念頭に置いた流動定員の確保について(平成28年3月18日学内会議報告)」に基づき、当該期間中に11名の流動定員を確保し、BSL-4施設計画、人文社会系大学院構想、情報系新学部設置等の対応のための人員を配置した。 また、新規採用職員や若手職員を総務企画課や研究企画課など、調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「戦略的な職員配置を念頭に置いた流動定員の確保について」に基づき、流動定員を確保し、部局等の要望を踏まえた戦略的な配置を行う。 若手職員の調査・分析・企画立案に係る業務への積極的 configuration についても、引き続き実施する。
	<p>【26-2-①】「戦略的な職員配置を念頭に置いた流動定員の確保について」に基づき、新たに5名(累計16名)の流動定員を確保し、部局等の要望を踏まえた戦略的な配置を行う。また、若手職員の調査・分析・企画立案に係る業務への積極的 configuration についても、引き続き実施する。</p>	<p>III III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況) 平成31度においても、計画に基づき流動定員の確保を行い、総務部、財務部、学術情報部及び病院から合わせて5名を確保した。 当該定員を用いて、総務機能強化のため総務企画課に1名、BSL-4施設設置のため感染症共同研究拠点に1名、病院事務体制強化のため病院に2名を配置した(残る1名は次年度の人員補充後に配置予定)。 また、平成30年度に確保した3名の流動定員を用いて、人文社会系大学院設置準備室に2名、総務企画課(IR担当)に1名を配置した。 なお、若手職員の調査・分析・企画立案に係る業務への積極的 configuration については、令和元年7月の人事異動において、新たに若手職員3名を総務企画課及び人事課に配置し、調査・分析・企画立案業務に対応している。</p>	
<p>【27-1】グローバル化に対応するため、研修等により事務職員の英語能力を向上させるとともに、事務職員の語学力強化と組織の活性化を推進する海外拠点を活用した新たな長期研修制度を平成29年度から実施する。また、他大学等と連携した研修を通じて能力開発を行う。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略) 1. 英語能力の向上 事務職員英語研修を引き続き実施するとともに、平成30年度から、外部講師との連携による「新採用職員向け英語研修プログラム」を構築し、新規採用の事務職員全員に受講を義務付け、実施した。 2. 海外拠点を活用した長期研修制度 平成29年度における本研修については、ケニア拠点の活用による実施を予定していたが、ケニア国内の情勢が不安定になったことから、危機管理</p>	<p>1. 英語力の向上 新規採用職員全員に対する英語研修については、前年度の検証、及び研修を終えた職員のアンケート結果を踏まえ、引き続き実施する。 2. 海外拠点を活用した長期研修制度 同制度については、新型コロナウイルス感染症の終息状況及び研修先の国勢を注視し、安</p>

			<p>上の判断により延期を決定した。 また、平成 30 年度には、十分な情勢確認、安全面の確保の下、ベトナム拠点を活用して事務職員 1 名に対して実施した。</p> <p>3. 他大学等と連携した研修 他大学と連携した研修等の実施や派遣を以下のとおり行い、事務職員の能力向上に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立六大学（千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、熊本大学、長崎大学）が連携して実施する「国立六大学事務職員研修会」や、国立大学協会が主催する「国立大学法人等若手職員勉強会」等の研修に、積極的に事務職員を派遣した。 ・国立六大学連携コンソーシアム協議会において構築した国立六大学間の人事交流制度を活用して、新潟大学と若手職員の長期人事交流（2年間）を平成 30 年 4 月から開始し、1 名の派遣及び 1 名の受入を行った。 	<p>全面の確保の上で実施する。</p> <p>3. 他大学等と連携した研修 他大学と連携した国立六大学事務職員研修、国大協主催の研修等へ参加させることを通じて、引き続き、事務職員の能力向上を促進する。</p>
	<p>【27-1-①】新規採用職員全員に対する英語研修において、効果的な実施に向けて前年度の検証を行い、引き続き実施する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況） 新規採用事務職員に対する英語研修について、前年度の検証を踏まえた改善として、より参加しやすい時間帯への変更を行い、引き続き実施した（対象者 21 名）。</p> <p>本研修実施にあたっては、英語能力の向上度を把握するため、研修初回と最終回において、「発音」「流暢さ」「イントネーション」「文法」「態度」「身振り」の 6 つの面から、講師による 5 段階評価を行った。同評価により、参加者全員において英語能力の向上が認められた。</p>	
	<p>【27-1-②】海外拠点を活用した職員研修において、今後の効果的な研修実施に向けて検証を行い、研修先の国勢を注視しつつ実施する。</p>	<p>III</p>	<p>海外拠点を活用した長期研修については、前年度における実施内容の検証を踏まえて研修業務内容を改善し、熱帯医学研究所ベトナム拠点を活用して令和 2 年 2 月に実施予定であったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、ベトナム国の情勢により危機管理上の判断により中止となった。</p> <p>また、海外拠点を活用した研修の一環として、日本政府主導による第 7 回アフリカ開発会議</p>	

			<p>(TICAD7)の開催(令和元年8月28~30日)に際して、公式サイドイベントの主催等を本学が行うにあたって、事務職員1名を担当としてその準備段階から関与させた。具体的には以下の業務に従事させることで、当該職員の実践的英語力の向上、教育・研究のグローバル化推進に繋がる経験の獲得に繋がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期間における、学外への発信に向けた海外拠点の存在意義・成果の整理や英語での文書作成等 ・サイドイベント(シンポジウム及びブース展示)開催中における、アフリカ諸国の要人を含む会議出席者等に対する、アフリカ拠点/ケニア拠点に関する英語での説明等 	
	<p>【27-1-③】他大学と連携した国立六大学事務職員研修、国大協主催の研修等へ参加させることを通じて、事務職員の能力向上を促進する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>事務職員の能力向上を促進するため、国立六大学事務職員研修に5名、国立大学協会主催の研修に計16名(部課長研修2名、テーマ別研修2名、技術職員スキルアップ研修B6名、係長研修5名、若手職員勉強会1名)を派遣した。</p>	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

○熱帯医学グローバルヘルス研究科の機能強化（中期計画 25-2）

熱帯医学グローバルヘルス研究科においては、グローバルヘルス領域で活躍できる人材養成を目的とする同研究科への高いニーズに対応し、優秀な学生の確保や日本の国際保健政策の中心である国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）との連携強化を図るため、平成 29 年 4 月に東京サテライトキャンパス（NCGM サテライト）を NCGM 内に設置し、同 10 月から社会人学生の受入れを開始した。同サテライトでは、テレビ会議システムを活用し長崎の教員からもリアルタイムで指導を受けることを可能とするとともに、全てのサテライト学生に副指導教員として NCGM 連携大学院教員を配置し、最新の国際保健の潮流に沿った指導を受けられる体制を構築している。

また、平成 30 年度には、既存の修士課程を基盤に、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院（LSHTM）や NCGM との連携を軸に、高いレベルの博士課程教育を実施し、国際的・社会的なニーズへ資すること及び第 3 期中期目標基本的目標に掲げる“世界的グローバルヘルス教育研究拠点”となることを目的に、同年 4 月に「グローバルヘルス専攻（博士後期課程）」及び LSHTM とのジョイント・ディグリー・プログラムである「長崎大学—LSHTM 国際連携グローバルヘルス専攻（博士後期課程）」を設置した。

・熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程の特色

専攻	特色
グローバルヘルス専攻	高い次元でグローバルヘルスを理論的・実践的に研究・創造する能力を備えた実践的・社会的リーダーを養成するため、「リサーチワーク」型のコースデザインにより、本格的な国際共同研究、プログラムへの参加が可能となる教育課程を構築するとともに、分野横断の「チーム型研究指導」を導入している。
長崎大学—LSHTM 国際連携グローバルヘルス専攻	上記専攻の教育課程に加え、同研究科と LSHTM、ひいては日英のグローバルヘルス領域における連携を推進するための能力・経験を修得させるため、日英が共同で推進する研究プロジェクトや実践プロジェクトに参画させる中で卓越した教育と研究指導を行い、各学生に同研究科と LSHTM 双方から専門分野の異なる指導教員を配した研究指導チームを構成し、現に発生している健康課題の改善に資する分野横断的な教育研究指導を展開している。

○卓越大学院プログラムの採択（中期計画 25-2）

卓越したグローバルヘルス人材育成を目的に、熱帯医学・グローバルヘルス研究科（TMGH）を核として、博士課程教育リーディングプログラムの実績を基盤に構築した 5 年一貫の大学院教育プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」が、平成 30 年度文部科学省「卓越大学院プログラム」に採択された。38 大学 54 件（うち国立大学が 44 件）の申請の中から本学を含む 15 件が採択された。

○共同大学院の設置（中期計画 25-2）

被ばく医療学・放射線リスク学で実績を持つ本学と、東日本大震災を経験し災害医療分野での実績と貴重な経験・教育フィールドを有する福島県立医科大学と共同して、放射線災害を含む複合災害、大規模自然災害等における緊急時から復興期にわたる長期の健康被害に対応できる医療分野の人材育成を目的とする「災害・被ばく医療科学共同専攻」（修士課程：入学定員 10 名を純増）を平成 28 年 4 月に医歯薬学総合研究科に設置し、国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成する教育プログラムを開始した。

さらに同研究科において、千葉大学と金沢大学と共同で従来の衛生学・公衆衛生学分野を基盤とし、新たな方法論として、オミクス情報からマクロ環境情報まで個人や環境の特性を網羅的に分析・評価し、教育研究分野や医療分野等で 0 次予防から 3 次予防まで包括した個別化予防を実践できる人材を養成する「先進予防医学共同専攻」（博士課程：入学定員 10 名のうち 5 名を純増）を同時に設置した。

○「情報データ科学部」設置計画（中期計画 25-2）

第 5 期科学技術基本計画、日本再興戦略、科学技術イノベーション総合戦略などの様々な提言、報告書等に示される「データ・AI 人材」の育成ニーズを踏まえ、「情報データ科学部」を令和 2 年 4 月に設置するため、文部科学省に設置申請を行うことを平成 31 年 3 月に役員会で決定した。

同学部は、既存の情報工学分野の教育研究組織を核として、数学・統計学などの基礎学問分野や本学の強みを生かした医療・生命分野及び社会・観光分野を中心としたデータサイエンスのリソースを加えた構成とする。この組織を機能させることにより、基礎数学及びコンピュータ科学の知識・技術を核とし、「情報科学」又は「データ科学」のどちらかの学問領域に軸足を置きつつ、双方に精通させることで、これまででない新たな価値を創造しうる人財を養成する。

また、設置準備にあたり、学長の強いリーダーシップの下、学内資源の再配分による学生定員 110 名の確保及び戦略的な教員配置を行った。

○多文化社会学研究科の設置（中期計画 25-2）（中期計画 25-3）

本学は、共時的かつ領域横断的に地球的規模で解決が必要な 21 世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見、説明、予測及び解決に取り組むことのできる人材を育成することを目的に、平成 30 年 4 月に「多文化社会学研究科多文化社会学専攻（修士課程）」を設置し、入学定員 10 名に対し 11 名が入学した。初年度の志願倍率は 2.5 倍で、九州一円の国立大学・人文社会系大学院の平均志願倍率 1.23 倍に比べ 2 倍ほど高く、多文化社会学部からの進学者に加えて、県内他大学の新卒者や、社会人学生及び留学生といった志願者が受験し、多様なバックグラウンドを持つ大学院生を獲得することができた。

さらに、同研究科において、多文化社会学の更なる高度化と専門化を図り、国際的発信能力を備えた研究者又は高度専門職業人等を養成することを目的に、多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター及び大学教育イノベーションセンターから専任教員が参画する全学的な協力体制の下、学外連携機関（ライデン大学、国際基督教大学、国立歴史民俗博物館及び公益財団法人東洋文庫）と連携して教育及び研究を行う「多文化社会学専攻（博士後期課程）」を令和 2 年 4 月に設置するため、平成 31 年 3 月に文部科学省に設置申請を行った。

○「UHC Forum 2017」における公式サイドイベントの開催（中期計画 25-6）

平成 29 年 12 月に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）と顧みられない熱帯病（NTDs）との連携に関して我が国の関与を深めることを目的とした「Neglected Tropical Diseases (NTDs): Driving progress towards UHC」を、日本政府が主催する「UHC フォーラム 2017」の公式サイドイベントとして主催した（後援：厚生労働省、JICA スポンサー：ビル・メリンダ・ゲイツ財団）。

同イベントでは、WHO、世界銀行、米国国際開発庁、厚生労働省、自民党参議院政策審議会、長崎大学のトップが参加し、本学熱帯医学研究所、聖路加国際大学公衆衛生学研究科、JICA 人間開発部、グローバルヘルスイノベーション基金（GHIT）、リバプール大学熱帯医学学校の代表が講演を行った。また、我が国による NTDs に関する研究開発、さらには、対策活動を国際的な活動と連動させ、より効果的にするべく、国内関係者の連携を図り、国際的活動との連動を密接に行うネットワークの形成が議論され、本学がそのとりまとめ役を果たすことが決まった。

上述のとおり同イベントの開催により、当該領域の研究開発政策立案の要となる機関と長崎大学との緊密な関係を構築することに成功した。

○「Japan Alliance on Global NTDs」の設立（中期計画 25-6）

NTDs 対策において、日本は、アフリカ開発会議（TICAD）、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）、公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）等を通じて、世界の NTDs 制圧に一定の貢献をしている一方で、国際的な活動におけるプレゼンスは十分とは言えない状況にある。このような現状を踏まえ、日本熱帯医学会他学会 2 学会による「グローバルヘルス合同大会 2017」におけるシンポジウム及び「UHC フォーラム 2017」における本学主催の公式サイドイベントを本学が主催し、その中で産官学民が広く参画でき、国際的な NTDs 対策活動との連携を促進する国内ネットワークの構築に本学がリーダーシップをとることに多くの賛同が得られた。

これらを背景として、本学熱帯医学研究所は、顧みられない熱帯病に関わる組織や個人を結び、世界的な NTDs 対策活動に対する日本の貢献を推し進めることを目的に、共同利用・共同研究拠点としての機能を活用し、国内の NTDs ネットワークのハブ組織となる「Japan Alliance on Global NTDs (JAGntd/日本顧みられない熱帯病アライアンス)」を平成 30 年 11 月に設立した。

「JAGntd」の設立以降、国内において、NTDs に関わる個人あるいは団体・組織による協力体制が目に見える形で確立され、NTDs 対策における日本の貢献に対する認知度が高まり、国際的活動と連動するための基盤等が構築されるとともに、本学及び熱帯医学研究所においても、NTDs 制御のための医薬品研究開発をより促進する体制が構築された。

○クロス・アポイントメント制度に係る運用ルールの改善（中期計画 24-2）

多様な人材の確保を目指し、平成 27 年度から適用開始した「クロス・アポイントメント制度」については、平成 28 年度に対象を有期雇用教員にも拡大するとともに、平成 30 年度には、平成 30 年 1 月から計 3 回実施した学長室 WG での検討を踏まえ、制度の適切な運用や質の向上、人件費ポイントの機能的な運用を目的とした更なる改正を行った。

平成 30 年度の規程改正では、適用条件や申請及び決定の手続きを明確にするるとともに、制度利用の成果を明確にするための当該教員の活動状況に係る評価、報告についても定めた。これに併せて、同制度を適用する部局にメリットを与え、適用件数を拡大させるために、人件費ポイントの運用ルールを定めた「ポイント制による教育職員の人件費管理方式について」を改正し、制度適用に伴って生じた余剰ポイントの 50%を当該部局等で使用できるようにした。

その結果、平成 30 年度のクロス・アポイントメント制度適用件数は 6 件となり、前年度より 2 件増加した。

・クロス・アポイントメント制度適用件数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2 件	1 件	4 件	6 件	5 件

○ダイバーシティマネジメントの推進（中期計画 24-3）

本学では、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」（平成 29 年度策定）に基づき、部局ごとにダイバーシティ推進のための行動計画、女性教員の採用や在籍率等に関する数値目標を設定しており、ダイバーシティ推進センターが中心となってその目標達成に向けた進捗確認・サポートを行っている。

その一環として、「全学教授等選考委員会」にダイバーシティマネジメントの観点からダイバーシティセンター長がオブザーバーとして参加するとともに、平成 30 年度は女性教員の比率向上及び上位職登用にに向けた教員選考を推進するために「長崎大学における女性教員の比率向上及び上位職登用にに向けた教員選考に関する要項」を制定した。

それらの取組の結果、平成 31 年 3 月 1 日時点の女性教員在籍率は、平成 30 年同日時点の数値から 0.4%増加し 20.9%となった。

ガバナンスの強化に関する取組

○学長直轄組織としての学長室 WG の活用（中期計画 23-1）

学長の諮問に応じて調査、企画立案等を行う学長室 WG として、「自己収入増進 WG（平成 28 年 6 月設置）」「長崎大学の入試改革に関する検討委員会（平成 29 年 4 月設置）」「工学研究科及び水産・環境科学総合研究科総括 WG（平成 29 年 9 月設置）」「クロス・アポイントメントの運用制度検討 WG（平成 30 年 1 月設置）」「間接経費のあり方 WG（平成 30 年 1 月）」「人文社会系大学院（博士課程）構想 WG（平成 30 年 1 月設置）」「人文社会科学系学域検討 WG（平成 30 年 6 月設置）」「自然科学系教育研究組織検討 WG（平成 30 年 6 月設置）」「キャリア支援センター課題対応 WG（平成 30 年 9 月）」「附属学校園働き方検討 WG（平成 31 年 1 月設置）」の 10 件が設置され、それぞれの提言は、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会、役員会等での議論・決定を経て実行に移されている。

○大学執行部と部局運営会議の連携（中期計画 23-1）

理事、副学長等が分担して各部局運営会議に出席し、大学運営に係る執行部の意向を部局に共有するとともに、各部局における課題等を把握し、学長の意思決定への支援体制の一つである学長・副学長会議において報告、意見交換を行った。当該連携は、卓越大学院への申請や新たな学域の設置等にあたって、その実現に向けた相互の意思共有に活用され、機動的な大学運営に資した。

○IR 機能の強化（中期計画 23-2）

平成 27 年度に設置した「IR 室」をより機能させるため、IR 室が行うデータの収集、管理、公開、提供その他の業務に必要な事項を定めた要項を平成 28 年 6 月に制定し、学内データの収集体制を強化した。

また、第 3 期中期目標期間における中期計画に関連する KPI について、戦略的にその達成に取り組むべく、収集フローの整備や統一フォーマット化を行い、「学内管理指標（137 指標）」を定め、平成 28 年度実績データより継続的収集を開始した。収集したデータはグラフ化等により進捗状況を可視化し、IR 室ホームページへの掲載等により学内で共有するとともに、特に重要なデータは更に深掘りした分析を行い、学長・副学長会議で報告した。

さらに、学長の意思決定への支援体制を強化するため、同室（室長：総務担当理事）を廃止し、学長を本部長とする「IR 推進本部」を平成 30 年 1 月に設置した。同本部では、従来の体制を継承した本部構成員による「IR 推進本部会議」とは別に、学長、総務担当理事、評価担当副学長、IRer 及び評価・IR 事務担当者をメンバーとした少数規模の「IR ミーティング」を新たに設置し、同ミーティングを原則毎月開催することで、学長の意思決定に資するデータの分析、提供を行った。

○教員の活動状況の可視化（中期計画 23-2）

「若手教員による長崎大学将来構想 WG 答申」（平成 28 年 3 月）を受けて『長崎大学の喫緊の課題』として教員の機能分担を進める上で、その取組の一環として、IR 推進本部において平成 29 年度から「教員の活動状況分析」（教員の活動状況可視化）の試行を開始した。

同分析では、各教員の前年度（平成 29 年度試行時は前々年度）における活動実績を、「教育」「研究」「国際化」「社会貢献」「外部資金」「大学運営」の 6 分野から集計し、ポイント化することで、各分野における教員個人の順位や、平均値、最大値との差等を明らかにするとともに、各々の強み・弱みを定量的に可視化した。教員ごとに作成した分析資料は、各教員へ配付するとともに、部局長には自部局所属教員の分析資料を提供した。

○部局長指名制度の推進と拡充

本学は部局長の決定にあたって、学長の直接指名あるいは部局からの推薦を受けた上での学長の選考により行うこととしており、特に後者については、平成 29 年 12 月より各部局は「原則として 3 名の候補者を推薦すること」と具体的に定め、各部局の意向を尊重しながらも、学長のリーダーシップを発揮できる仕組みに改めた。

これらの制度に基づき、平成 28 年度は 2 名、平成 29 年度は 3 名、平成 30 年度は 1 名の部局長を学長指名により決定するとともに、平成 31 年 3 月で任期満了となった部局長 11 名の後任については、うち 3 名を学長指名により選考し、残る 8 名は各部局から推薦された 3 名以上の候補者から学長が選考した。

○部局長の運営方針表明

本学では、新任・再任となった全ての部局長に、学長が提示する諸課題に対する運営方針を役員懇談会での意見交換を経て、教育研究評議会等において表明させる「部局長の運営方針表明」を平成23年度から実施しており、もって全学的な課題や目標を部局と共有し、また部局固有の課題を全学的にも共有している。

第3期中期目標期間においては、学長より第3期中期目標・中期計画における達成すべき具体的目標（KPI）に係る部局独自の数値目標の設定や行動計画、部局固有の課題や構想の進展状況等についての課題を提示し、それぞれの部局長等から具体的な運営方針が表明されている。

また、今期は、同運営方針の中で、教員組織である学域の設置や、教員の機能分担、情報系新学部を設置構想などの本学の組織改革等に係る意見も求めており、大学運営に係る学長等との意見交換の場としても機能している。

【平成31事業年度】

○女性教員の上位職登用を促進するための取組（年度計画24-3-①）

女性教員の比率向上及び上位職登用に向けた教員選考を推進するため、令和元年9月から「女性枠設定による学内教授昇任促進事業」（学内昇任による女性教員の教授昇任人事において、学長が特に必要と認めた場合に限り、准教授から教授に昇任する際に必要とする教員人件費ポイントを、期間を限定して貸与）を開始し、これにより女性教授1名が昇任した。

また、令和元年9月に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」の採択を受け、女性研究者サポートオフィスをセンター内に設置し、女性研究者サポートを強化するとともに、女性教員の上位職登用の増加に向けて活動を開始した。

その一環として、女性研究者に対して以下の支援を実施した。

- ・海外派遣支援（平成31年度実績：16名）
- ・英語論文作成支援（平成31年度実績：21名の支援、3名のアクセプト）
- ・女性教授就任インセンティブ経費の配分（平成31年度実績：10月以降の年度内教授就任者3名のうち2名に配分。残る1名は令和2年度配分予定。）

これらの取組の結果、女性教員在籍率は、令和2年3月1日現在で昨年度の同時点の数値から2.17%増の23.07%となった。また、管理職における女性教職員の在職率は令和2年2月1日現在で10.3%となり、いずれも目標数値を上回る結果となった。

◇ガバナンスの強化に関する取組

○人文社会科学域及び総合生産科学域の設置（年度計画23-1-①）

平成29年4月に生命科学領域の教員組織として設置した「生命医科学域」に加えて、平成31年4月に、新たに人文社会科学領域の学域である「人文社会科学域」及び自然科学領域の学域である「総合生産科学域」を設置した。

学域長には、大学執行部と部局との連携を図ることによりガバナンスを強化するという重要な役割があり、その役割を最大限に果たすことができるよう、執行部として位置付ける新たな職として執行役員を設け、学長が指名する教員を執行役員に任命し、当該執行役員を学域長に充てることとした。これにより学域長を執行役員として役員懇談会に出席させるなど法人運営にも参画させる体制を構築した。

学域設置による成果の一例として、学域内の教員選考基準の統一化、部局を超えた融合的研究の推進等の取組が行われている。

○政策企画室の設置（年度計画23-1-②）

令和元年5月に学長のシンクタンク機能を果たすことを目的として政策企画室を設置し、将来の法人運営を担う人材育成も兼ねて、若手教員4名を学長補佐に任命した上で室員として配置した。

当該室においては、令和元年8月に「長崎大学の研究力向上に関する総合的な方策について（答申）」を、令和元年12月に「総合生産科学域将来構想及び研究科横断型学位プログラムに関する提案書」をとりまとめ、学長に提出するなど、学長のシンクタンクとしての機能を果たしている。

○「教員の活動状況分析」の本格稼働とその活用（年度計画23-2-①）

IR推進本部において、教員個人の教育研究等の活動状況を可視化する「教員活動状況分析」を、平成30年度までの試行を経て平成31年度より本格稼働した。

同分析の本格稼働に伴い、「長崎大学における教員活動状況分析の実施要領」を制定し、実施における必要事項を明確にするとともに、同分析結果を教員の給与等に反映できることとした。これにより、同分析結果を活用し、学長が実施する12月期賞与の優秀者等選考において、分野ごとに各職位から「特に優秀」「優秀」となる教員を選考した。

また、付随する効果として、同分析の本格稼働は、同分析により得られるデータを活用した新たなIR分析を可能としており、当該年度は、他の保有データとの紐付けによる「入試業務に関する業績評価再検討分析」「予算執行額からみた研究分野の現状分析」「教育活動・研究活動に関するコストパフォーマンス計測の試み」を実施するなど、本学IR機能ひいては学長の意思決定を支援する体制の強化にも繋がっている。

◇中期計画に掲げる各達成指標の進捗状況

中期計画番号	達成指標	平成31年度における指標に対する状況
【23-2】	IR機能の確立	IR機能を活用した「教員の活動状況分析」を本格的に稼働した。
【24-1】	新たな就業形態の運用	平成31年度より、妊娠、出産若しくは育児又は介護における負担を軽減し、ワークライフバランスを推進することを目的としたテレワークの運用を開始した。
【24-2】	年俸制導入に関する計画に基づく対象教員の拡充	年俸制導入に関する計画に基づき、平成31年度末時点で15名に対して年俸制を適用した。
【24-3】	女性教員在籍率23%以上	23.07% (令和2年3月1日現在)
	役員における女性教職員の在職率10%以上	0% (令和2年3月1日現在)
	管理職における女性教職員の在職率10%以上	10.3% (令和2年2月1日現在)
【24-4】	学長裁量経費の拡充	学長裁量経費について、一般分の76百万円とは別に充実分として1億円を引き続き確保した。当該1億円は、中期計画及び学長ビジョンの達成に寄与する取組を積極的に支援する外、熱帯医学・感染症研究、放射線医療科学研究に続く第3の矢となる研究コア創出プロジェクトへ重点的に支援するなど戦略的・効果的な予算配分を実施した。
【25-1】	小学校教員の占有率55%確保	33.6% (平成31年4月1日現在)
	学校現場で指導経験のある大学教員の30%確保	24.1% (平成31年4月1日現在)

	組織等再編計画の策定	同計画に基づき、令和2年度入学者より入学定員を240名から180名に縮小した。また、複数免許取得を必修化した。
【25-2】	学部・研究科の組織等見直し	令和2年4月の設置に向けて文部科学省に設置申請を行っていた情報データ科学部について、令和元年9月に設置が認められた。その後、令和2年4月の設置に向けて着実に準備を進めた。
【25-3】	人文社会学系大学院の設置	令和2年4月の設置に向けて文部科学省に設置申請を行っていた多文化社会学研究科博士後期課程について、令和元年9月に設置が認められた。その後、令和2年4月の設置に向けて着実に準備を進めた。
【25-4】	国内外のビジネス系の大学等と連携した教育プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国際ビジネスプログラム ①参加学生数 83名 ②留学(派遣)者数 16名 ③留学先での総取得単位数 22単位 ※単位互換制度による取得単位数 ④参加学生のTOEIC平均点 594点 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス実践力育成プログラム ①参加学生数 141名
【25-5】	「地域レジリエンスモデル」の構築	島原半島における同モデルの構築に向けて、環境汚染、災害、エネルギーの各研究ユニットにおいて、産学官及び地域との連携による活動を行った。
	学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムの開発・実施	新設プログラム「レジリエントな地域社会創生リーダー育成プログラム」を平成30年度に策定した。平成31年度入学生から正式プログラムとして実施し、4年後には大学院博士前期課程にも導入予定である。
【25-6】	国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・北大・京大・広大との水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習(平成29年度開始)を継続実施し、各大学からの学生を受け入れるとともに、長崎大学の学生が北大・京大・広大で実習を受講するなど、ネットワークの成果が見られた。 ・国際臨海実習については、平成30年度に済州大学校(韓国)と協議をし、令和

		元年5月に済州大学校の学生34名(学部学生30名,大学院生4名)を受け入れて実施した。
【26-2】	戦略的な配置を可能とする機動的な職員数26名確保	計画に基づき,平成31年度末現在で16名を確保しており,第3期中期目標期間終了時点で26名を確保できる見込みである。
【27-1】	海外拠点を活用した新たな長期研修制度の実施	熱帯医学研究所ベトナム拠点を活用して令和2年2月に実施予定であったが,新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など,ベトナム国の情勢により危機管理上の判断により中止となった。

2. 共通の観点「ガバナンス改革」に係る取組状況

- ◆権限と責任が一致した意思決定システムの確立や法人運営組織の役割分担の明確化,監事の役割の強化等のガバナンス改革の取組が,人材育成・イノベーションの拠点としての法人の機能強化にどのようにつながっているか。
- ◆外部有識者の意見が法人運営に適切に反映され法人運営の活性化につながっているか。

○ガバナンス機能の強化

本学は,組織運営の改善において「迅速かつ機動的な意思決定」「学長主導の企画立案機能」及び「部局との意思疎通と連携」の3つをその軸としている。第3期中期目標期間においては,これらを踏まえ,以下のとおりガバナンス機能の強化を実施した。

1) 迅速かつ機動的な意思決定

本学の「迅速かつ機動的な意思決定」を支えるのは,学長,理事,監事及び執行役員を構成員とする「役員懇談会」と,学長,理事,副学長及び学長特別補佐を構成員とする「学長・副学長会議」である。前者は,法人運営に係る重要事項の共有・協議を,後者は,構成員それぞれを各業務ラインのトップに位置付けた業務執行体制を前提に,大学運営に係る重要事項の共有・協議及び業務遂行戦略の策定を行っており,これらを原則毎週開催することで迅速な意思決定を可能としている。

両者は,第1期中期目標期間から継続される仕組みであるものの,後述する「学長主導の企画立案機能」及び「部局との意思疎通と連携」と密に連携している。

2) 学長主導の企画立案機能

・学長の意思決定を支援する体制の強化
 政策立案機能を含む学長の意思決定への支援体制を強化するため,平成27年度に設置した「IR室」(室長:総務担当理事)を廃止し,学長を本部長とする「IR推進本部」を平成30年1月に設置した。
 同本部では,学長,総務担当理事,評価担当副学長,IRer等をメンバーとした少数規模の「IRミーティング」を新たに設置し,同ミーティングを原則毎月開催することで,学長の意思決定に資するデータの分析,提供を行った。
 また,同本部では,教員の活動状況を可視化する「教員の活動状況分析」を新たに構築し,教員の機能分担を進める仕組みとして機能させるとともに,同分析により得られるデータを,他の保有データとの紐付けることにより新たなIR分析に活用するなど,学長の意思決定を支援する体制の強化に繋げている。

・学長主導の企画立案機能の強化
 重要な懸案については,第2期中期目標期間に引き続き,学長室に案件ごとにワーキング・グループ(WG)を設置(案件によって学外有識者も参画)し,WGでの企画立案に基づき実施計画を策定する体制としている。

第3期中期目標期間中は,平成28年6月の「自己収入増進WG」から始まり,平成31年1月の「附属学校園働き方検討WG」まで,合計で10件のWGが設置され,提言に基づく施策を行うことにより,戦略的なガバナンスを可能とした。本学独自の修学支援,教育・研究支援を目的とした「西遊基金」の設置(平成29年10月)と充実,「人文社会科学域」及び「総合生産科学域」の設置(平成31年4月),「キャリアセンター」の設置(令和元年10月),多文化社会学研究科博士後期課程の設置(令和2年4月)などはその例である。

さらに,令和元年5月には,学長のシンクタンク機能を果たすことを目的とした「政策企画室」を新たに設置した。政策企画室には,将来の法人運営を担う人材育成も兼ねて,若手教員4名を学長補佐に任命した上で配置し,政策立案機能を更に強化した。政策企画室は,平成31年度中に,「長崎大学の研究力向上に関する総合的な方策について(答申)」及び「総合生産科学域将来構想及び研究科横断型学位プログラムに関する提案書」の2つの答申・提言を行った。

学長室WG及び政策企画室のそれぞれの答申・提言は,役員懇談会,経営協議会,教育研究評議会,役員会等での議論・決定を経て,上述のとおり実行に移されており,両者の見識と実現可能性の高い企画立案に学長のガバナンスが連動して,第3期中期目標期間においても,経営,組織,教育にわたるいくつかの大きな改革が実現した。

3) 部局との意思疎通及び連携

本学では,新任・再任となった全ての部局長に,学長が提示する諸課題に対する運営方針を教育研究評議会等において表明させる「部局長の運営方針表明」

を平成23年度から実施しており、もって全学的な課題や目標を部局と共有し、また部局固有の課題を全学的にも共有している。

第3期中期目標期間においては、学長より第3期中期目標・中期計画における達成すべき具体的目標（KPI）に係る部局独自の数値目標の設定や行動計画、部局固有の課題や構想の進展状況等についての課題を提示し、それぞれの部局長等から具体的な運営方針が表明された。加えて今期は、同運営方針の中で、教員組織である学域の設置や、教員の機能分担、情報系新学部の設置構想などの本学の組織改革等に係る意見も求めており、大学運営に係る学長等との意見交換の場としても機能した。

また、本学独自のガバナンス強化システムとして、平成27年度施行の学校教育法等の改正に連動して学部、研究科等に設置した「部局運営会議」（当該部局における組織、予算、人事等の重要事項を審議）を、第3期中期目標期間においても継承し、部局との意思疎通及び連携を行う場として活用した。

同会議では、理事、副学長等が分担して出席し、大学運営に係る執行部の意向を部局に共有するとともに、各部局における課題等の把握を行い、学長・副学長会議において報告、意見交換を行った。特に今期は、卓越大学院への申請や新たな学域の設置等にあたって、その実現に向けた相互の意思共有に同会議が活用され、機動的な大学運営に資した。

さらに、平成31年4月の「総合生産科学域」及び「人文社会科学域」の新設に伴って構築した体制が、新たな部局との意思疎通及び連携の仕組みとして機能している。

平成29年度設置の「生命医科学域」を含む3学域は、教育研究組織から独立した教員組織として、一部を除く教員の所属を集約させ、従来部局等が主導していた教員人事と教育研究のための予算編成を学域単位で行うこととし、部局の壁を越えた人事と予算編成を可能としている。

学域長には、大学執行部と部局との連携を図ることによりガバナンスを強化するという重要な役割があることから、その役割を最大限に果たすことができるよう、執行部として位置付ける新たな職として執行役員を設け、学長が指名する教員を執行役員に任命し、当該執行役員を学域長に充てることとした。これにより学域長を執行役員として役員懇談会に出席させるなど法人運営にも参画させる体制を構築した。

学域設置による成果の一例として、学域内の教員選考基準の統一化、部局を超えた融合的研究の推進等の取組が行われている。

○戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果

学内予算配分について、第3期中期目標・中期計画期間のシミュレートを実施し、学内資源の戦略的配分と学長裁量経費の拡充を行うためには、人件費及び物件費の基盤的経費を計画的に削減する必要があるとの判断の下、人件費においては、平成28年度に第3期中期目標期間中の「人件費削減方針」を掲げ①未使用ポイントの凍結、②配分ポイントの削減、③定年退職の後任補充の一時的凍結の3つの対策を実施するとともに、物件費においては、基盤的経費を平成28～29年度は平成27年度の88%配分、平成30年度以降は80%配分を実施した。

当該計画的削減によって得られた成果としては、機能強化経費によるKPI達成をより確実なものとするための「機能強化支援経費（業務達成基準適用事業）」の創設（H28：182百万円 H29：128百万円 H30：121百万円）、中期目標・中期計画及び学長ビジョンの達成への寄与及び研究力の更なる強化を実施するための「学長裁量経費（充実分）」を創設（H30～：100百万円）した。

特に「学長裁量経費（充実分）」については、令和3年度まで毎年度1億円の予算を確保することとし、グローバル化に資する事業として、「本学学生の海外留学に係る特別支援事業」へ平成30年度から令和3年度までの4年間で総額1億3百万円、及び「外国人留学生受け入れのための長崎大学グローバル推進プロジェクト」へ平成30年度に4千8百万円（業務達成適用事業）の支援の外、研究力強化に資する取組として「熱帯医学・感染症研究、放射線医療科学研究に続く本学の第3の矢となる研究コア創出プロジェクト」を開始した。本プロジェクトでは、「総合水産海洋産業研究プラットフォームの構築」及び「長崎大学オリジナル創薬ライブラリーの開発と拡充」の2事業を選定し、平成31年度から令和3年度までの3年間で各1億2千万円、総額2億4千万円の支援を計画している。

このほか、平成31年度より外部資金間接経費の全学共通経費と部局経費の配分割合を50：50から60：40へ変更させ、これを活用し電子ジャーナル経費を共通経費化させる（部局負担の廃止）などの取組も行った。

以上のことから、これまで以上に学長のリーダーシップを活かした戦略的な予算編成を構築するなど、本学の機能強化の推進へとつながった。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標

・外部資金及び自己収入の増加に向けた戦略的な取組を推進する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【28-1】基金を含めた外部資金を増加させるため、IR 室の分析データを活用した取組を計画的に進めるとともに、自己収入増進 WG において増収方策を検討し、自己収入を増加させる。			IV	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>1. 寄附金獲得に関する取組 平成 29 年に西遊基金を創設し、受け入れ体制を整備するため平成 30 年にファンドレイザーや専任職員を配置した「基金室」を設置した。さらに、「全学同窓会」を廃止し、卒業生のみならず在学生や教職員も加えた「校友会」を設置することに伴い、「校友会・基金室」に発展的に改組した。改組に伴い、一般基金と修学支援事業基金の一元管理や外国人留学生後援会と「西遊基金」との統合等、受入体制を拡充するとともに、同窓会、企業・法人、教職員を中心にアプローチを行った結果、大学運営支援事業基金及び修学支援事業基金については、平成 29 年度における受入額 18,950 千円に対して、平成 30 年度は 52,422 千円と大幅に増加した。</p> <p>2. 自己収入増進 WG における増収方策の策定・実施 平成 28 年に自己収入増進 WG を立ち上げ、様々な増収方策を策定・実施した。主な実績は以下のとおりである。 ・平成 30 年度までの主な増収事業の実績として、国立大学法人法第 34 条の 2 の規定により国立大学法人で最初の文部科学大臣の認可を得て、平成 30 年 7 月に片淵キャンパステニスコート</p>	<p>1. 寄附金獲得に関する取組 基金による支援事業の拡大を図るため、基金の安定的確保に向け新たな拡大方策を創設する。</p> <p>2. 自己収入増進 WG における増収方策の実施 引き続き、外部資金及び自己収入増加に向け、自己収入増進 WG が策定した「行動計画」等を着実に実施する。</p>

			<p>を駐車場として民間に貸し付け、年間 9,098 千円の増収を図った。また、文教キャンパス南側駐輪場についても、平成 30 年 7 月に文部科学大臣の認可を得て、駐車場として貸し付ける準備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担と大学の財務基盤強化を目的に、平成 30 年度 10 月より文教キャンパスにおいて車両による入構者に対して料金を課すこととし、年額約 14,205 千円の収入を得た。 <p>3. 資金運用による増収への取組</p> <p>平成 29 年度の余裕金運用について、マイナス金利政策の状況下において、定期性預金、地方債、一般担保付社債（新発債 8 件 15 億円）にてリスク分散した効率的な運用を行い、その運用益 19,151 千円は事業収入として有効活用した。</p> <p>また、国立大学法人法の一部改正による運用可能な金融商品の拡大にあたり、平成 29 年 12 月に文部科学大臣より認定基準【第一区分】の認定を国立大学法人で最初に受け、無担保社債の購入が可能となり更なる運用益の増収を目指し、平成 30 年度には、無担保社債による短期 6 年の高利率の社債を購入するとともに、定期性預金においては、外資系金融機関と約定した。これらの公債、社債、預金による効率的な運用により前年度比 30.3%の増収を図り、平成 30 年度の運用益 20,889 千円は事業収入として有効に活用した。</p>	
	<p>【28-1-①】基金の安定的確保に向け「西遊サポーター（賛助会員）制度」を創設するとともに、基金による支援事業を開始する。また、更なる外部資金及び自己収入増加に向け、自己収入増進 WG が策定した「行動計画」等を着実に実施する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. 基金の充実について</p> <p>西遊基金の拡大については、安定的な財源確保を目的とした「西遊サポーター（賛助会員）制度」の創設や役員、副学長、部局長等を構成員とする「基金拡大タスクフォース（企業紹介制度）」を立ち上げ、アプローチするとともに、学長による企業訪問や本学の支援者等を招いた「学長を囲む会」の開催等、新たな拡大方策を実施した。</p> <p>その結果、西遊サポーターは、平成 31 年度末現在、個人及び法人等を含め 375 件の登録、6,062 千円を受け入れており、それらを含めた平成 31 年</p>	

			<p>度の大学運営支援事業基金及び修学支援事業基金の受入金額は平成 30 年度 (52,422 千円) を約 21% 上回る 63,579 千円に増加した。</p> <p>支援事業については、留学生が民間宿舎に入居する場合の住宅総合補償 (約 250 名) や損害賠償保険 (約 200 名) への加入補助をはじめ、留学生の交流事業への補助等に年間約 300 万円支援した。</p> <p>2. 自己収入増進 WG 策定の「行動計画」実施について</p> <p>自己収入増進 WG が策定した「行動計画」に基づき、文部科学大臣認可の下、文教キャンパス南側駐輪場についても民間への貸し付けを行い、年間 20,160 千円の増収を図った。</p> <p>3. 資金運用による増収への取組</p> <p>余裕金の効率的な運用により、運用益は、前年度の 20,889 千円から 95.9% 増の 40,915 千円となり事業収入として有効に活用した。</p>	
<p>【28-2】研究力、申請支援を強化し、科研費採択件数を 0.55 件/人に増加させるとともに、大型研究費 (総額 5,000 万円以上) においても獲得件数を増加させる。</p>	<p>III</p>		<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>研究力、申請支援を目的として、URA による情報収集、勉強会の企画、学内外折衝、申請書作成支援、ヒアリング資料作成支援等を実施した。また、3 年間で計 7 回の英語論文執筆セミナー・ワークショップを開催した (参加者延べ 455 人)。</p> <p>その結果、科研費採択件数は 0.45 件/人 (平成 27 年度実績) から 0.53 件/人 (平成 30 年度実績) に増加した。大型研究費 (総額 5,000 万円以上) については先端研究基盤共用促進事業や頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム など平成 28 年度から 3 年間で新たに 19 件を獲得した。</p>	<p>第 3 期中期目標・中期計画の科研費関連 KPI (0.55 件/人) を達成し、本学の研究基盤を一層強化するために、以下の施策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. URA 等研究支援人材を増員し、研究支援体制を強化する。 2. URA, 科研費審査員経験者や採択経験が豊富な教員による研究計画調書のブラッシュアップ及び研究者の相互査読ワークショップ等多角的アプローチにより研究者の申請書類の改善をサポ

	<p>【28-2-①】引き続き、URA による科研費をはじめとする外部資金の応募情報の提供、応募書類のブラッシュアップ支援や獲得セミナーの開催、英語論文書き方セミナーやワークショップ等の論文作成支援を行うとともに、これらの支援効果を検証する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>科研費の採択件数及び大型外部資金の獲得件数の増加を目指し、科研費をはじめとする外部資金の応募情報の提供や申請課題設定相談、応募書類のブラッシュアップ支援、獲得セミナーの開催、英語論文書き方セミナーやワークショップ等の論文作成支援のほか、採択者経験者インタビュー情報の HP 公開など多様な取組を行った。</p> <p>また、学術研究及び産学官連携を推進し、本学の教育研究の充実と社会貢献に資することを目的とし、より実質的かつ強力な組織とするため、研究開発推進機構を設置し、学術研究支援担当 URA と産学連携担当コーディネーターの連携を強化し、より充実した申請支援体制を構築した。</p> <p>その結果、科研費採択件数は 0.53 件/人を維持し、大型研究費（総額 5,000 万円以上）についても次世代がん医療創生研究事業や環境研究総合推進費など新たに 4 件を獲得した。</p>	<p>ートするとともに、申請書類書き方セミナー、採択された申請書類のデータベース構築と学内閲覧提供等を実施する。</p> <p>3. 研究者間勉強会や学内研究者交流プラットフォーム「CHODAI 共創プラット」を通して研究の活性化を図り、若手研究者の研究テーマ探索や新たな学際研究の創出により、今まで応募の少ない学術変革領域研究（新学術領域研究）への応募件数を増やす。</p> <p>4. 科研費に応募したが不採択となった教員に対して、申請書類の改善のためのアドバイスを行うとともに、研究課題に取り組むための研究費を支援する。</p> <p>5. 重複制限など科研費制度に関する情報を研究者に提供し、複数種目への挑戦を促す。</p> <p>6. 学術研究、産学連携研究、知財、研究設備等を一元的に支援する研究開発推進機構の機能を強化するために、産学連携コーディネーターの増員や研究支援人材間の連携を強化し、本学の研究シーズの発信力を強化する。また、「長崎オープンイノベーション拠点」を立ち上げる等、一連の取組を深めながら大型外部資金の獲得増につなげていく。</p>
--	---	------------	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標

・安定的な大学運営を図るため、財務分析情報の活用や業務点検による業務改善を行い、経費の抑制を図る。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【29-1】管理的経費を抑制するため、業務を恒常的に点検して業務の合理化やアウトソーシングを推進するとともに、効率的な執行を図り、一般管理費比率を毎年度、3.1%以下に抑制する。		III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 管理的経費の抑制を図るため、下記のとおり取組を実施した。 1. 契約の見直し (1) 平成 28 年度に複写機総合支援サービス（平成 28 年 9 月～平成 33 年 8 月）の総合評価基準を価格面での競争性がより生じるよう見直し入札を行った結果、年間約 2,600 万円の経費削減効果を得た。 (2) 平成 29 年度に電話回線通信サービスにおいて、光回線への切り替えにより年間約 830 万円の削減効果を得た。 (3) 平成 30 年度に九州地区の 8 大学及び 8 高等専門学校で、スケールメリットを活かした電力（低圧・高圧）の共同調達を行い、年間約 740 万円の削減効果を得た。 2. 各種会議等による周知 事務連絡協議会において、一般管理費（損益計算上）の財務分析、予算執行状況及び外部資金等の部局別獲得状況について報告し、一般管理費の状況についての自己点検及び効率的な執行を促した。 3. 業務効率化の実施	引き続き、財務分析情報を周知し一般管理費の縮減取組を実施する。また、業務改革推進本部による業務の点検を行い、業務の効率化等を進める。

			<p>平成 30 年度に、一般管理費等の経費削減に向けての提案公募を行い、優秀な提案 3 件(提案 19 件)について、担当部署において実現に向けての対応を進めていくこととなった。</p> <p>以上の取組を行った結果、一般管理費比率は平成 28 年度 2.5%、平成 29 年度 2.6%、平成 30 年度 2.2%と中期計画に掲げた目標値を下回った。</p>	
	<p>【29-1-①】財務分析情報を周知して管理的経費の抑制を図る。さらに、管理的経費の抑制が見込まれる他大学、学内の事例を継続的に調査・検討し、段階的に実施する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. 財務分析情報の周知による管理的経費の抑制 前年度から引き続き、一般管理費の更なる縮減を目指し、一般管理費の財務分析、予算執行状況、外部資金の部局別獲得状況についての自己点検及び効率的な執行を促した。これらの取組が奏功し、平成 31 年度決算では、一般管理費比率は 2.4%と目標値の 3.1%以下を維持している。</p> <p>2. 管理的経費の抑制に向けた他大学及び学内事例の調査・検討 平成 30 年度監事監査結果報告書において、一般管理費における事務局の旅費交通費が多い点が指摘され、その要因を個別に分析し、事務局長(財務担当理事)名による出張旅費の抑制通知を发出した。また、近隣同規模大学へ訪問調査を行い、更なる分析を行った。その結果、引き続きパック旅行の徹底や参加人員の見直し等、自助努力を行うこととした。</p> <p>3. 業務改革の推進(業務の合理化) 事務局長を本部長とした業務改革推進本部を設置し、同本部の下で各部署の若手職員によって構成された業務改革推進タスクフォースが中心となり、令和 3 年 3 月までの 2 年間において、業務改革、改善を大胆かつ機動的に推進し、限りある人的リソースの適正配置、働き方改革の実現などに向けての取組を開始した。 業務改革推進の周知、検討のため、事務職員を対象とした階層別及び全体の研修を実施し、延べ 274 名の参加があり、その参加者を中心に 174 件の業務改革等の提案がなされ、順次改革、改善を進めた。さらに、複数部署が関係する提案につい</p>	

			<p>では、タスクフォースメンバーがリーダーとなりWGを設置して検討するなど、すべての事務職員が参加、提案できる検討体制を構築した。</p> <p>また、パソコン上の定型業務を自動実行するソフトウェアロボットであるRPA（Robotic Process Automation）を全学的に導入するためのトライアルを実施し、人事、財務、学生支援、研究支援、病院業務のロボットを作成した結果、年間 436 時間程度の削減を見込むとともに、成果報告会に参加した 130 名の事務職員を中心に令和 2 年度以降の本格導入に向けて更なる対象業務の洗い出しを行った。</p>	
<p>【29-2】財務内容を改善するため、予算執行状況や財務分析情報を毎年度 2 回以上学内へ情報提供し効率的な執行を促すとともに、学内予算配分や監事との協議の場においても有効に活用する。</p>			<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>毎年度決算において、財務レポートを作成し学内外へ公表している。また、各種財務指標について 6 大学での比較検討を行い各種会議へ報告し、本学の強みや弱みの確認を行っている。</p> <p>また、平成 29 年度分の部局別予算収支の状況を平成 31 年 3 月 5 日役員懇談会へ報告し、部局ごとの財政的な特性の確認を行なった。</p>	<p>学内に向けては、継続的に財務指標に係るベンチマーク分析や、部局別の予算執行状況や財務分析情報等を各種会議において報告し財務内容の改善を促す。</p> <p>学外に向けては、ステークホルダーのニーズに応えられるようアニュアルレポートを充実させ、会議やホームページなどにより効果的な情報提供を行う。</p>
	<p>【29-2-①】予算執行状況や財務分析情報について、財務レポートを充実し、会議やホームページなどにより学内外へ効果的な情報提供を行う。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>平成 30 年度決算分より、財務レポートを発展させ教育研究情報を盛り込んだ「アニュアルレポート」を作成し、ホームページや各ステークホルダーへの配布などにより、学内外へ効果的な情報提供を行った。</p> <p>また、6 大学の財務指標比較分析を引き続き行い、経営協議会や学内会議において報告し、本学の強みや弱みの確認を行い、対策等を検討する機会とした。</p> <p>さらに平成 30 年度分の部局別予算収支の分析を行い、その結果を役員懇談会へ報告し、部局ごとの収入支出の増減要因の確認や、財政的な特性の確認を行なった。</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標

・資産の体系的な管理を行い、効率的に運用する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
【30-1】資産を効率的に運用するため、客観的なデータにより不効率資産の利用拡大や不用資産の処分を行うとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、共用機器については、計画的な更新、廃棄、新規導入を進めることにより対象機器の数を第2期中期目標期間最終年度と比較して 10% 増加させ、利用を促進させる。		III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 1. 資産の効率的運用 高額な資産について、毎年度の稼働状況調査により、取得時に想定した稼働状況から著しく低下していないかの確認を行い、利用の拡大を促している。 また、通常の資産について、不用資産のリユースに関する学内照会を実施し、そのマッチングを図っている。 2. 共用機器の利用促進 設備整備マスタープランに基づく整備を着実に進め、共用機器の登録台数は、第2期中期目標期間最終年度と比較して 8.2% 増加した。また、各種関連事業の成果と併せて、技術職員の高度化と支援の充実、設備共同利用システムによる研究室レベルでの共用機器の利用を促進した。	1. 資産の効率的運用 継続して、資産の稼働状況等の現状把握を行い、有効利用を促す。不用資産については、効率的な運用のために、リユースの学内照会を実施し、適切な処分又は活用を行う。 2. 共用機器の利用促進 引き続き、設備整備マスタープランの策定及びプランに基づく合理的な設備の廃止、更新、新規導入を進める。また、大学連携研究設備ネットワーク事業の成果等を活用しつつ、技術職員の技能向上を更に推進して、本学における研究支援体制を充実させるとともに、機器情報の周知及び予約システムの充実等により共用機器の

	<p>【30-1-①】 不用資産については、効率的な運用のために、リユースの学内照会、適切な処分又は貸付けなどを行う。また、共用機器については、計画的な更新、新規導入及び専用機器からの共用化等により対象数全体を前年度から増加させ、機器情報の周知及び予約システムの充実等により利用を促進させる。</p>		<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. 資産の効率的運用について 前年度に引き続き、資産の稼働状況等の調査を行い有効利用状況のモニタリングを行った結果、著しく低下しているものはなかった。 不用資産のリユースについては、学内照会件数 110 件に対して、35 件のマッチングがあり、資産の有効活用を行うことができた。</p> <p>2. 「設備マスタープラン」の更なる実質化による共用機器の利用促進について 研究企画推進委員会を通して、設備整備マスタープランを策定するとともに共用機器の計画的な整備・更新を行った。また、新規購入、再利用・配置転換（プロジェクトを終えた機器及び教員の定年退職後の研究室機器の移設等）等による共用機器化を推進し、平成 31 年度に新たに 5 台の共用機器を追加した。登録台数は第 2 期中期目標期間最終年度と比較して 18.4%増加した。 さらに、共用機器の学外利用を促進するために、大学宿舍の斡旋及び機器の利用指導支援を開始した。その結果、大学連携研究設備ネットワークを通じた学外からの利用実績が、前年度 113 件から 237 件へと増加し、参加 77 校中第 1 位となった。 共用機器の利用にあたっては、「新たな共用システム」との接続を進めることにより利便性を向上させ、予約システムの充実を図るとともに、機器利用説明会を実施（12 回）して利用を促した。</p>	<p>利用を促進させる。</p>
--	--	--	--	------------------

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

◇財務基盤の強化に関する取組

○自己収入増進WG策定に基づく増収方策の実施（中期計画28-1）

文部科学省が策定した「国立大学経営力戦略」における国立大学の経営力の強化の考え方や、平成28年3月の文部科学省事務連絡による「収益を伴う事業」の考え方を受けて、学長が示す本学の喫緊の課題の一つとして「自己収入の増進」が掲げられ、その課題解決のために平成28年6月から自己収入増進WGを立ち上げ、様々な増収方策を平成28年10月までに策定した。また、平成28年12月には各増収方策の「行動計画」を作成し、大学として計画を押し進めることを決定し、次のとおり増収を図った。

- 国立大学法人法第34条の2の規定に基づく、当面使用する予定のない片淵キャンパステニスコートを、駐車場として民間へ貸し付ける事業について、平成30年2月に国立大学法人で最初の文部科学大臣の認可を得て、一般競争入札により同年7月に契約を締結し、年間9,098千円の増収となった。
なお、文教キャンパス南側駐輪場についても、平成30年7月に文部科学大臣の認可を得て平成31年度の契約に向け、準備を進めた。
- 受益者負担と大学の財務基盤強化を目的に、平成30年度10月より文教キャンパスにおいて車両による入構者に対して料金を課すこととし、年額約14,205千円の収入を得た。
- 無料により毎年度継続的に実施していた公開講座（長崎大学リレー講座）を平成30年度から有料化し、講演会4回の受講料を3千円と定めたところ、428名分の受講料1,284千円の収入を得た。
- 平成29年度に飲料用自動販売機設置及び管理業務契約について、平成24年度からの公募方式による3か年契約の更新時期にあたり、平成30～32年度の契約を締結し、平成30年度は年間10,605千円の収入を得た。
- 寄附金収入の増加に向けて、後述（「寄附金獲得に関する取組」参照）のとおりに実施した。

○寄附金獲得に関する取組（中期計画 28-1）

本学は、寄附金収入の増加に向けて、自己収入増進WG「行動計画」に基づき、大学全体の事業支援としての一般基金と特定目的の事業支援としての特定基金（グローバルヘルス基金及び修学支援事業基金）を一本化した「長崎大学西遊基金」を平成29年10月に立ち上げるとともに、同基金の獲得に向けて、基金の収集、対外折衝、基金の運用等に関して専門知識を有する「ファンドレーザ」の平成29年度配置、同ファンドレーザや専任職員を配置した「基金室」設置（平成30年4月）による受入体制の整備等を行った。

また、平成30年10月には「全学同窓会」を廃止し、卒業生に新たに在学生や教職員も加えた「校友会」を設置することに伴い、上記基金室を「校友会・

基金室」に発展的に改組した。同改組に伴い、一般基金と修学支援事業基金の一元管理や外国人留学生後援会と「西遊基金」との統合など、受入体制を拡充した。

その結果、大学運営支援事業基金（旧一般基金）及び修学支援事業基金については、平成29年度受入額18,950,131円に対して、平成30年度受入額52,427,937円と大幅に増加した。また、平成31年度から、西遊基金の一事業として、留学生に対する支援事業を開始することを基金運営委員会で決定した。

その他、寄附金収入増に向けて以下の取組を行った。

- ・遺贈に係る寄附窓口の開設（平成29年度～）
- ・「長崎大学 CHODAI 古本募金」の創設（平成29年度～）

○積極的な資金運用による増収への取組（中期計画28-1）

平成29年度の余裕金運用について、マイナス金利政策の状況下において、定期性預金、地方債、一般担保付社債（新発債8件15億円）にてリスク分散した効率的な運用を行い、その運用益19,151千円は事業収入として有効活用した。

また、国立大学法人法の一部改正による運用可能な金融商品の拡大にあたり、平成29年12月に文部科学大臣より認定基準【第一区分】の認定を国立大学法人で最初に受け、無担保社債の購入が可能となり更なる運用益の増収を目指し、平成30年度には、無担保社債による短期6年の高利率の社債を購入するとともに、定期性預金においては、外資系金融機関と約定した。これらの公債、社債、預金による効率的な運用により前年度比30.3%の増収を図り、平成30年度の運用益20,889千円は事業収入として有効に活用した。

○契約方式の見直しによる管理的経費削減への取組（中期計画 29-1）

- ・平成28年度に複写機総合支援サービス（平成28年9月～平成33年8月）の総合評価基準を価格面での競争性がより生じるよう見直し入札を行った結果、年間約2,600万円の経費削減効果を得た。
- ・平成29年度に電話回線通信サービスにおいて、光回線への切り替えにより年間約830万円の経費削減効果を得た。
- ・平成30年度に九州地区の8大学及び8高等専門学校で、スケールメリットを活かした電力（低圧・高圧）の共同調達を行い、年間約740万円の経費削減効果を得た。

◇産学官連携を推進するためのマネジメント強化等に関する取組

○本部機能の強化に向けた取組

本部機能の強化に向けた組織的な連携体制の構築のため、平成30年7月に産学官連携戦略本部とURAを配置している研究推進戦略本部を統合・再編し、「研究開発推進機構」を設置した。

また、東京在住の有識者に、各省庁のグラント獲得や民間企業等との共同研究契約・受託研究契約の獲得に向けた橋渡しを依頼することにより、産学官連携における外部資金獲得に向けた活動を更に強化した。

○費用負担の適正化に向けた取組

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」においては、産業構造の変化、グローバル化に対応すべく企業と大学が連携し、新たなイノベーションを創出するために、共同研究を拡大・深化させた「組織」対「組織」の「本格的な共同研究」が不可欠であり、この実現に向けた研究環境や研究支援、人材育成等の体制整備を図るためにも、エビデンスに基づく「費用の見える化」による間接経費等の適正な費用負担を産業界に求めることとしている。

このガイドラインに基づき、大型の共同研究（直接経費が年間1,000万円以上又は包括連携協定に基づく共同研究）において、間接経費相当額として、光熱水料等の維持管理経費である「基盤的研究推進経費（直接経費の15%）」、共同研究に専ら従事する研究者の人件費である「教員共同研究参画経費（同10%）」、産学連携機能強化等に従事する職員の人件費である「戦略的産学連携経費（同5%）」を財務諸表等により積算し、当該金額を平成30年12月から企業負担としたことにより、適正な費用の確保を実現することができた。

○「長崎大学産学連携研究シーズ集」の作成

知的資産マネジメントの高度化に係る研究成果の社会実装への道筋の一つとして、地域におけるイノベーションシステムの構築に向け、その基盤を築くべく、本学の研究成果を地域に対して積極的に発信し、県内企業との共同研究構築に特化した研究内容（テーマ）紹介を主眼とする「長崎大学産学連携研究シーズ集」を新たに作成し、平成30年3月から当該シーズ集の紹介と産学連携に関するヒアリングのための企業訪問を開始した。

同シーズ集は、県内企業担当者の活用や問合せのきっかけとなることを意識して、各研究シーズについてその背景や目的、共同研究により考えられる展開、技術相談可能な分野・テーマ等を企業関係者に向けて分かりやすく記載している。特に地域の産業構造を踏まえて工学系、水産系の研究シーズを充実させた（全91件中73件）。

【平成31事業年度】

○共用機器の外部利用増加（年度計画31-1-①）

共用機器の充実及び利用促進のため、プロジェクトを終えた機器及び教員の定年退職後の研究室機器を移設し、特に外部利用に対しては、高度な依頼分析の引受、希少な共用機器の開放、宿泊施設の斡旋と技術指導支援を行った。

その結果、平成31年度は8種の共用機器が外部から利用され、また大学連携研究設備ネットワークを経た外部利用は237件となり、同ネットワークに参加する77校中第1位となった（平成27年度比91%増、平成30年度比109.7%増）。また、平成31年度の共用機器利用料金9,179,040円の中における外部利用料金の割合は10.3%（948,300円）に達した。

◇財務基盤の強化に関する取組

○自己収入増進WG策定に基づく増収方策の実施（年度計画28-1-①）

国立大学法人法第34条の2の規定に基づく、当面使用する予定のない文教町南側駐輪場を、駐車場として民間へ貸し付ける事業について、平成30年7月に文部科学大臣の認可を得て、一般競争入札により令和元年9月に契約を締結し、年間20,160千円の増収となった。

○寄附金獲得に関する取組（年度計画28-1-①）

西遊基金の拡大については、安定的な財源確保を目的とした「西遊サポーター（賛助会員）制度」の創設や役員、副学長、部局長等を構成員とする「基金拡大タスクフォース（企業紹介制度）」を立ち上げ、企業等にアプローチするとともに、学長による企業訪問や本学の支援者等を招いた「学長を囲む会」の開催等、新たな拡大方策を実施した。

その結果、西遊サポーターについては、平成31年度末現在、個人（教職員含む。）及び法人等を含め375件の登録、6,062千円を受け入れ、それらを含めた平成31年度の大学運営支援事業基金及び修学支援事業基金の受入金額は、平成30年度（52,428千円）を約21%上回る63,579千円に増加した。

○積極的な資金運用による増収への取組（年度計画28-1-①）

余裕金の運用について、日銀のマイナス金利政策による国内金利の低水準、下半期における円高基調、米国の利下げ等による厳しい状況下であったが、安全性を確保しつつ、収益性を確実に向上させるために、無担保社債による短期6年の高利率の社債を購入するとともに、定期性預金においては、外資系金融機関と約定した。これらを含む効率的な運用により、平成31年度の運用益は、前年度の20,889千円から95.9%増の40,915千円となり事業収入として有効に活用した。

○業務改革の推進（年度計画 29-1-①）

本学では、平成 31 年 4 月に事務局長を本部長とした「業務改革推進本部」を設置し、同本部の下で各部署の若手職員によって構成された業務改革推進タスクフォースが中心となり令和 3 年 3 月までの 2 年間において、業務改革、改善を大胆かつ機動的に推進し、限りある人的リソースの適正配置、働き方改革の実現などに向けての取組を開始した。

業務改革推進の周知、検討のため、事務職員を対象とした階層別及び全体の研修を実施し、延べ 274 名の参加があり、その参加者を中心に 174 件の業務改革等の提案がなされ、順次改革、改善を進めた。さらに、複数部署が関係する提案については、タスクフォースメンバーがリーダーとなり WG を設置して検討するなど、すべての事務職員が参加、提案できる検討体制を構築した。

また、パソコン上の定型業務を自動実行するソフトウェアロボットである RPA (Robotic Process Automation) を全学的に導入するためのトライアルを実施し、人事、財務、学生支援、研究支援、病院業務のロボットを作成した結果、年間 436 時間程度の削減を見込むとともに、成果報告会に参加した 130 名の事務職員を中心に令和 2 年度以降の本格導入に向けて更なる対象業務の洗い出しを行った。

◇産学官連携を推進するためのマネジメント強化等に関する取組

○本部機能の強化に向けた取組

平成 30 年 7 月に産学官連携戦略本部と URA を配置している研究推進戦略本部を統合・再編し設置した「研究開発推進機構」に、平成 31 年 4 月より URA 1 名を新たに雇用し、URA と産学連携コーディネーターが、基礎研究から産学連携による社会実装を目指した研究までシームレスに支援が行える体制を強化した。併せて、本学の外部資金獲得の中心である AMED を始めとする公募事業等の情報収集や指導助言を行う特任教授 1 名を採用し、研究者支援に関する活動を更に強化した。

また、各省庁のグラント獲得や民間企業等との共同研究契約・受託研究契約の獲得に向けた橋渡しを依頼した東京在住の外部有識者と研究開発推進機構の研究情報の交換等の協働により、共同研究契約・オプション契約・データマネジメント契約に結び付け、産学官連携を推進する活動を更に活性化した。

○費用負担の適正化に向けた取組

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づく取組として、平成 31 年度から、これまで共同研究の対象となりづらかった、共同研究・受託研究に着手する前の技術指導やコンサルティング、試作、分析活動等の産学連携案件について、本学研究者が本務として、教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導を行うことを契約の対象とする「学術指導制度」を導入し、企業への適正な費用負担を求めることとし、財源の多様化を図った。

○「研究シーズ集」の活用

平成 30 年に引き続き、県内企業との共同研究構築に特化した研究内容（テーマ）紹介を主眼とする「長崎大学産学連携研究シーズ集」を活用しつつ、産学連携に関するヒアリングのための企業訪問を重ね、県内企業等との産学連携による共同研究を促進した。また、当該シーズ集以外に学内に存在する全ての研究シーズ集の調査、状況把握を進めており、外部から活用しやすい仕様構築に向けて検討を開始した。

◇中期計画に掲げる各達成指標の進捗状況

中期計画番号	達成指標	平成 31 年度における指標に対する状況
【28-1】	自己収入の増加	自己収入増進 WG が策定した行動計画に基づき計画を実施した結果、97,443 千円の自己収入を得た。 (内訳) ・ 寄附金(基金)獲得 63,579 千円 ・ 土地の有効活用 19,178 千円 ・ 入構課金 14,032 千円 ・ 公開講座 654 千円
【28-2】	科研費採択件数 0.55 件/人へ増加	0.53 件/人
	大型研究費（総額 5,000 万円以上）の獲得件数増加（第 2 期計 22 件）	平成 28 年度：9 件 平成 29 年度：6 件 平成 30 年度：4 件 平成 31 年度：4 件
【29-1】	一般管理費比率を毎年度 3.1%以下に抑制	平成 28 年度：2.5% 平成 29 年度：2.6% 平成 30 年度：2.2% 平成 31 年度：2.4%
【30-1】	対象の共用機器数 10%増（平成 27 年度 81 件）	29.6%増（平成 31 年度 105 件）

2. 共通の観点「財務内容の改善」に係る取組状況

◆外部資金の一層の獲得や財源の多様化等による自己収入の増加を図るとともに、財務データを最大限活用し、事実関係に裏打ちされた財務分析を実施することで、資源配分の重点化や経費の節減などその分析結果を運営の改善に活用しているか。

○既定収入の見直しや新たな収入源の確保に向けた取組

※「1. 特記事項 (p. 80)」に記載する『○自己収入増進WG策定に基づく増収方策の実施』及び『○寄附金獲得に関する取組』を参照

○財務分析の実施とその分析結果の活用

財務指標の6大学(千葉,新潟,金沢,岡山,長崎,熊本)との比較分析について各種学内会議にて報告し、財務指標から見える本学の強みや弱みについて共通認識の構築を図った。平成30年度から、政府方針等において「学内配分の使途等の見える化」が求められていることを踏まえて、役員懇談会において、学部・研究科・研究所セグメントの収支状況に関する資料を提示し、部局毎の強みや特色について財務的な観点から情報共有を行った。さらに、平成31年3月の経営協議会において、法人化後15年間の財務状況の推移を分析・検証し、現在の財務基盤の脆弱性を把握するとともに「財務基盤強化のための方策」について協議を行った。

また、事務連絡協議会において、一般管理費(損益計算上)の財務分析、予算執行状況及び外部資金等の部局別獲得状況について報告し、一般管理費の状況についての自己点検及び効率的な執行を促した。

≪病院における取組≫

○既定収入の見直しや新たな収入源の確保に向けた取組

病院では、既定収入の見直し及び新たな収入源の確保に向けて、以下の取組を実施した。

取組	概要
診療従事手当の見直し	診療従事手当の見直しを行い、当分の期間凍結することで支出を削減した。(平成29年度)
省エネパトロールによる電気料の削減	施設部を中心に関係部署も協力し、消費電力の増加する夏季と冬季に、中央診療棟や病棟に個別にパトロールすることで省エネに対する意識付けを行っている。(平成27年度より毎年実施)

支出削減策公募の企画・実施	病院全体に支出削減策を公募し、支出を削減した。平成30年度の削減額は、約1,430万円である。(平成29年8月より開始し、平成31年度も随時募集)
増収策公募の企画・実施	病院全体に増収策を公募し、実施可否の検討を経て、病院運営会議において了承された提案を、実施に移した。(平成30年10月より開始し、平成31年度も随時募集)
医薬品等の価格交渉を強化すべくベンチマークシステムを導入	他病院の購入実績を把握し、本院の購入額と比較することで価格交渉を行い、支出を削減した。平成30年度の削減額は約2億円である。(平成30年度より実施)
国立大学病院共同調達	国立大学病院全体で医療機器の購入について共同調達に参加することで、支出を削減した。平成30年度の削減額は、約1,000万円である。(平成28年度より参加)
国立大学病院共同交渉	国立大学病院全体で医療機器の購入について共同交渉に参加することで、支出を削減した。(平成29年度より参加)
駐車場料金の改定	駐車場料金を周辺病院並みに値上げした。(令和元年10月)
特別室料金、各種診断書料の金額の改定	増収策公募でも提案のあった、特別室料金や診断書料について他病院を参考に金額を改定した。(令和元年11月)

○継続的・安定的な病院運営のために必要な取組

病院では、継続的・安定的な運営のため、以下の取組を実施した。

取組	概要
経営改善ミーティングの開催	経営担当副院長以下、多職種により構成され、収支改善の対応策を集中的に検討し、迅速に対応するとともに、経営目標の設定や評価を実施している。(平成27年度より毎週開催)

<p>病院長ヒアリングの実施</p>	<p>全診療科を対象（平成 30 年度より中央診療部門も追加）に、診療科スタッフへ経営目標の周知，経営に関する意識の向上状況の把握，診療科の状況の把握と稼働額の増を目的として実施している。 （毎年 6，7 月頃実施）</p>
<p>副病院長ヒアリングの実施</p>	<p>平成 30 年度において，目標稼働額の達成が難しい見込みとなったため，対象を 15 診療科に絞り，収支見込の周知，患者数の増，診療科スタッフの経営に関する意識の向上，診療科の状況の把握，稼働額の増を目的として実施した。 （平成 30 年 10，11 月実施）</p>
<p>診療科別診療実績の作成・報告</p>	<p>診療科ごとに毎月，入院，外来別に主な診療の指標について診療科長，医局長，病棟医長，外来医長宛に報告している。（平成 27 年度より実施）</p>
<p>診療科別経営目標の作成・報告</p>	<p>診療科ごとに初診患者数，新入院患者数の目標値を設定し，達成状況を毎月診療科長，医局長，病棟医長，外来医長宛に報告することで，現在の状況を周知している。（平成 29 年度より実施）</p>
<p>業務委託点検部門の設置</p>	<p>経営担当副病院長以下多職種で構成された構成員で部門を設置し，委託業務の見える化，内容の検討を行っている。 （平成 30 年 11 月より開始）</p>
<p>かかりつけ医への逆紹介推進ポスターの作成</p>	<p>機能分化によりかかりつけ医への受診を推進するため，他院へ紹介することで，効率の良い診療をしていただくことを目的に，病院全体で逆紹介の取組を行っている旨のポスターを作成し，外来の呼出掲示板にも掲示した。 （平成 30 年 4 月）</p>
<p>マスタープランの作成</p>	<p>高額機器について，計画的に更新を行うため，500 万円以上の主な機器についての納入時期，金額といった内容のリストを作成した。（平成 29 年度より作成）</p>
<p>支出予算決定フローの整備</p>	<p>増収減益が続く状況から，人事・設備・保守・委託等について予算執行から承認までのフローを作成し，支出予算をコントロールした。 （令和元年 10 月）</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
① 評価の充実に関する目標

中期目標

・全学的な改善サイクルを確立させ、教育研究の質の向上を図る。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【31-1】第 2 期中期目標期間に策定した自己点検・評価結果改善サイクルによる法人評価、認証評価等の第三者評価に基づく自己点検・評価を実施するとともに、新たに部局における中期目標等の自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営に反映させる。</p>	<p>【31-1-①】平成 33 年度の大学機関別認証評価受審に向けて、新たな大学評価基準に沿った自己点検・評価を実施し、自己点検・評価結果改善サイクルに</p>	III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>1. 第 3 期中期目標期間中の業務の実績に係る自己点検・評価 年度計画の実施状況及び実施予定を確認するための進捗状況管理を 4 月及び 10 月の年 2 回実施し、その内容については、学長、理事、副学長等が構成員である計画・評価本部会議において点検・評価している。</p> <p>2. 部局等の KPI 達成状況評価 第 3 期中期計画における達成指標（KPI）の実現に向けて全学的に取り組むため、平成 28 年 4 月に「第 3 期中期計画における全学的達成指標等に対する部局等の達成状況評価について」を策定し、平成 29 年度（平成 28 年度実績）から各指標に係る部局ごとの達成状況の評価を開始した。また、平成 30 年度から、達成状況評価結果が上位の部局に対して、インセンティブとして学内で措置された「中期計画達成指標戦略経費」を配分した。</p>	<p>（令和 2 年度） 令和 2 年度実施の法人評価（4 年目終了時評価）の受審にあたり、自己点検・評価結果改善サイクルに基づく自己点検・評価を実施し、その結果を大学運営及び第 4 期中期目標・計画の策定に反映させる。 令和 3 年度実施の大学機関別認証評価の受審に向けて、内部質保証に重点を置いた自己点検・評価を実施する。</p> <p>（令和 3 年度） 国立大学法人評価委員会による評価結果及び大学機関別認証評価の受審に際し実施した自己点検・評価結果を踏まえ、教育研究の質の向上を図るための改善案を作成するとともに、その実施状況及び結果を確認し、大学運営に反映させる。</p>
				<p>（平成 31 事業年度の実施状況） 令和 3 年度の大学機関別認証評価受審に向けて、新たな大学評価基準への適合状況を検証し、適切に改善することを目的として、認証評価シミュレーションを実施した。 実施に当たっては、計画・評価本部が中心とな</p>	

	<p>基づく検証及び改善を行う。</p>		<p>り、各学部・研究科及び事務局各課と密接に連携し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①根拠資料・データの作成・収集、 ②分析項目ごとの自己点検・評価、 ③シミュレーション結果の提示、 ④改善の実施、改善状況の確認 <p>の各段階に分けて検証を進めた。</p> <p>その結果、各基準において洗い出された問題点は、計画・評価本部及び関係する全学委員会等で検討し、改善に向けた対応を行った。</p> <p>その過程で、本学の内部質保証体制をより実質化させるため、「国立大学法人長崎大学における点検及び評価に関する規則」及び「長崎大学計画・評価本部規則」を一部改正し、新たに「長崎大学における内部質保証に関する基本方針」を定めた。また、その基本方針に基づき、内部質保証のための自己点検・評価とその結果を基にした改善に関する具体的な手順等をまとめたガイドラインを策定した。さらに、各学部・研究科においても、内部質保証に係る責任体制、自己点検・評価及びその結果への対応と改善の実施手順をまとめた申合せ等の作成を進めた。</p>	
--	----------------------	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標

- ・本学の強み・特色や運営状況等について，国内外のステークホルダーに対し，正確かつ迅速に情報発信を行う。
- ・大学図書館を世界と地域に開かれた「知の拠点」とした情報発信を行う。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【32-1】大学ポートレートを活用した情報発信を行うとともに，ステークホルダーごとに大学へのニーズを把握できる会員制組織を平成 30 年度までに構築し，積極的・戦略的に本学の特色を訴求する効果の高い広報を実施する。また，メディアミックスを意識したネット情報展開により，大学ホームページへの海外からのアクセス数を倍増させる。		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>1. 積極的・戦略的な広報活動について</p> <p>大学ポートレートについて，年 1 回最新の情報に更新し，情報発信を継続している。また，全学同窓会を発展的に改組し，卒業生に在学学生及び教職員等を加え，ステークホルダーを拡大し「長崎大学校友会」を平成 30 年 10 月に設置するとともに，平成 31 年 3 月には運営会議及びアドバイザー・ボードを開催し，校友会の具体的な事業内容を決定した。事業の一つである情報発信（メールマガジン）については，ニーズの把握も視野に入れ，配信を希望する会員がメールアドレスを登録するためのサイト作成に着手した。さらに，一般向けに配信している既存のメールマガジンを通じて年代，職業，居住地等の属性調査及び広報ニーズ調査も実施した。</p> <p>2. 海外への情報発信強化について</p> <p>以下の取組により海外への情報発信を強化し，海外からのアクセス数は，平成 27 年度 124,636 件と比較して平成 30 年度には 219,988 件と約 1.77 倍になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォーリン・プレスセンターを経由した情報発信 ・Instagram の公式アカウント開設（投稿数：平成 29 年度 111 件，平成 30 年度 54 件） 	<p>校友会メールマガジン登録者を増加させ，情報発信を充実させるとともに，ニーズ調査に活用し，本学の特色等を訴求する効果的な広報に反映させる。</p> <p>海外への情報発信については，これまでのツールを継続するとともに，英語版ホームページでの記事掲載の増を図る。あわせて，アクセス数の管理体制を整備する。</p> <p>さらに，ユーザビリティ，アクセスビリティ，視認性等の向上のため，全学ホームページをリニューアルする。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・Facebook の公式アカウント（英語版）開設（投稿数：平成 29 年度 73 件，平成 30 年度 189 件） 	
	<p>【32-1-①】メールマガジン会員に対して行ったニーズ調査の結果を精査し活用策を検討するとともに，新たに校友会の会員に対しても広報ニーズ調査を実施する。また，フォーリン・プレスセンターを經由した定期的な情報発信，英語版 HP での記事掲載頻度の増，簡便な HP 更新システムの導入，動画制作，SNS の活用等により広く海外へ発信する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>本学における広報の在り方を検討するため，メールマガジン会員へのニーズ調査や大学広報誌「CHOHO」に関するアンケート調査等も踏まえ，広報の基本方針，中期目標・計画，体制，広報施策，予算等に関する現状分析を行うとともに，課題抽出を行い，改善等について取りまとめた。本検討結果を踏まえ，教職員の広報意識の醸成や情報発信の強化等を目的に「広報ポリシー」を策定し，全学的に周知した。</p> <p>同ポリシーによる主な情報発信強化策や改善策は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信強化策 簡便な HP 更新システムの導入，公式ツイッターの開設，SNS のガイドラインや運用方針の策定，広報戦略本部のホームページの開設（情報発信のマニュアルや統一様式等提示），大学広報用動画制作 ・海外への情報発信強化 英語での研究成果の発信様式の提示及び発信依頼，全学的に海外からのアクセス数を管理できる体制整備，フォーリン・プレスセンター経由の情報発信 ・全学ホームページ情報陳腐化防止のためのチェック体制の整備 <p>その結果，大学ホームページへの海外からのアクセス数については，287,726 件（2.31 倍）であった。</p> <p>また，校友会の会員に対し広報ニーズ調査を行い，結果に基づいて，校友会メールマガジンで発信する情報を精査した。</p>	

<p>【33-1】日本古写真の世界拠点を形成するため、日本古写真を総合的に検索可能とするデータベースを構築する。また、本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジトリランキング日本10位以内を維持する。</p>			<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>1. 「日本古写真グローバル・メタデータ・データベース」の構築</p> <p>本学は、日本古写真の世界的な拠点を形成すべく、国内外の日本古写真を総合的に検索可能とする「日本古写真グローバル・メタデータ・データベース」の構築に取り組んでおり、平成 28 年度～平成 30 年度は、以下の①～④に示すとおり、本学のデータベースの充実に取り組むとともに、他機関のデータベースとの総合化実現に向けて、日本古写真を多数所蔵する海外の機関との連携強化に取り組んだ。</p> <p>①データベース未登録の本学所蔵古写真の追加登録</p> <p>②本学が公開している複数の古写真データベースの統合</p> <p>③フランス・ギメ東洋美術館との学術交流協定の更新</p> <p>④オランダ・ライデン大学図書館との連絡調整</p> <p>2. 学術研究成果の積極的情報発信について</p> <p>機関リポジトリ NAOSITE に、平成 28 年 750 件、平成 29 年 850 件、平成 30 年 900 件を登録した。この間、リポジトリ関連業務にパート職員 1 名を配置し、調査・登録体制を強化し、教員への協力依頼をメールやポータルサイトを通して行った。スペイン高等科学研究院発表のリポジトリ世界ランキングでは、途中公表されない時期があったが、国内順位は、平成 28 年 7 月から現在まで、19 位→15 位→3 位（公表されず）→9 位→9 位となっている。朝日新聞出版発行の「大学ランキング」におけるリポジトリダウンロード件数ランキングでは、平成 28 年度実績は国内 7 位、平成 29 年度も 7 位となっていた。（平成 30 年度実績より公表されず）</p>	<p>1. 「日本古写真グローバル・メタデータ・データベース」の構築</p> <p>「日本古写真グローバル・メタデータ・データベース」を公開するとともに、他機関との連携を更に進め、所蔵する古写真を相互に比較分析して、個々の古写真の出自・来歴・系譜を同定することにより、古写真のメタデータを量的・質的に拡充する。</p> <p>2. 学術研究成果の積極的情報発信について</p> <p>引き続き、機関リポジトリ NAOSITE への登録について、教員への協力要請を行い、調査・登録業務についても体制を確保し、リポジトリランキングの上位を維持する。</p>
	<p>【33-1-①】他機関との連携により、日本古写真を総合的に検索可能とする機能をグローバル・データベースに追加し、日本古写真の世界拠点の基礎を</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>古写真事業開始当初から研究交流があるライデン大学及び日本古写真分野における学術交流協定を締結しているギメ東洋美術館の協力の下、本学が構築している「日本古写真グローバル・メタデータ・データベース」に、両機関の日本古写真約</p>	

	<p>形成する。</p>		<p>1,000点を登録し、本学が所蔵する古写真とそれらを総合的に検索できる機能を追加した。 これにより、通常は明記されておらず、その欠如が日本古写真の弱点となっているメタデータ（出自・来歴情報等）を、複数機関が所蔵する多数の写真を系統的に比較分析することによって、明らかにすることが初めて可能となり、日本古写真の世界拠点形成に向けた道筋が固まった。</p>	
	<p>【33-1-②】本学で生産された学術研究成果の機関リポジトリ登録を奨励し、リポジトリランキングの上位を維持する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>機関リポジトリ NAOSITE に平成 31 年度は 805 件を登録した。スペイン高等科学研究院発表のリポジトリ世界ランキングでは、5 月、7 月の発表ではともに国内 7 位、2020 年 2 月発表は国内 10 位であった。</p>	

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 28～30 事業年度】

○部局評価による第 3 期中期計画 KPI 達成の推進（中期計画 31-1）

本学は、第 3 期中期計画に掲げる数値指標（KPI）の達成に向けて全学的に推進するため、平成 28 年 4 月の教育研究評議会において、「第 3 期中期計画における全学的達成指標等に対する部局等の達成状況評価」を決定し、前年度における各部局の KPI の達成状況評価（KPI ごとの 5 段階評価）を平成 29 年度から実施した。

同評価の結果は、各部局の現状把握及び KPI 達成の全学的意識付けのため、教育研究評議会において公表し、また、平成 30 年度からは、上位部局に対し、インセンティブ経費を配分した。

対象となる 12 項目の全学的 KPI のうち、平成 28 年度実績において 5 項目が達成され、平成 30 年度実績において新たに 2 項目が達成された。

○センター等のミッションの再定義と自己点検・評価（中期計画 31-1）

本学は、各本部組織及び支援センター等に対する全学的な理解を進め、各学部・研究科をはじめとする部局間の協力と支援の好循環に繋げるため、第 2 期中期目標期間中に実施された各学部・研究科の「ミッションの再定義」に倣い、学内共同教育研究施設等センター等 19 組織について、第 2 期中期目標期間における取組と成果を総括するとともに、第 3 期中期目標期間において全学的視点から重視する特色、担うべき役割を明らかにする「センター等のミッションの再定義」を平成 28 年度に実施した。

各センター等は、平成 29 年度以降において、再定義されたそれぞれのミッションを基に前年度における実施状況及び達成指標の進捗状況について自己点検・評価を行うとともに、各自己点検・評価の結果は、学長が本部長を務め、理事・副学長等が構成員となる「計画・評価本部」において再点検・評価した。また、これらの点検・評価の結果は、教育研究評議会において報告することで学部・研究科とも共有した。

○日本古写真の拠点としての情報発信及び認知度向上（中期計画 33-1）

本学附属図書館は日本古写真の拠点として、その情報発信の一環として、平成 29 年 8 月 18 日から 10 月 15 日まで出島において「出島橋と表門橋」古写真展を長崎市と共同開催するとともに、平成 30 年 3 月から 6 月にかけては、東京都写真美術館及び長崎歴史文化博物館と「写真発祥地の原風景／長崎」古写真展を共同開催した。

さらに、平成 30 年 2 月に公開された内閣官房「明治 150 年ポータルサイト」の「写真で振り返る『明治』の記憶」では、古写真画像 38 点（最多提供）及び

「幕末・明治期日本古写真超高精細画像データベース」（古写真 501 点）へのリンクを提供した。

同 Web 展示への協力は、本学の日本古写真データベースへのアクセス者数（月ごとに重複を排除したアクセス端末数）増加に繋がり、同 Web 展示が公開された平成 30 年 2 月の極端な増加（アクセス者数 47,808 名）を除いて前後 1 年間の月平均アクセス者数を比較しても、公開前 1 年間の月平均 9,926 名に対して公開後 1 年間は月平均 11,064 名と顕著な増加がみられ、日本古写真の拠点としての認知度向上に大きな効果があった。

（参考）古写真展の開催状況

古写真展	共催者	期間	入場者数
「出島橋と表門橋」古写真展	長崎市	平成 29 年 8 月 18 日～10 月 15 日	81,009 名 ※出島入場者数
「写真発祥地の原風景／長崎」古写真展	東京都写真美術館	平成 30 年 3 月 6 日～5 月 6 日	11,756 名
「写真発祥地の原風景／長崎」古写真展	長崎歴史文化博物館	平成 30 年 5 月 22 日～6 月 24 日	6,386 名

【平成 31 事業年度】

○日本古写真の世界拠点の基礎形成（年度計画 33-1-①）

日本古写真のデータベース連携に向けて、令和元年9月に、附属図書館長らが、オランダのライデン大学図書館、アムステルダム国立美術館及びアムステルダム海事博物館並びにフランスのギメ東洋美術館を訪問した結果、ギメ東洋美術館が所蔵する日本古写真 985 点、及びライデン大学図書館が所蔵する日本古写真 50 点を「日本古写真グローバル・データベース」に登録し、本学が所蔵する日本古写真とそれらを総合的に検索できる機能を実現した。また、今回初めて訪問したアムステルダム国立美術館からは、データベース連携のために同館が所蔵する日本古写真 121 点の画像データを、アムステルダム海事博物館からは、データベース連携に有用な同館データベース拡充計画の情報を入手した。

日本古写真の学術資料としての弱点は、いつ、誰が、何のために撮影したか、等々のメタデータが個々の写真に明記されていない点にある。メタデータの量的・質的拡充には、多数の日本古写真を比較分析して、それらの出自・来歴・系譜を同定することが不可欠である。

「日本古写真グローバル・データベース」により、ギメ東洋美術館が所蔵する世界最大の日本古写真コレクション、ライデン大学が所蔵する最初期の日本古写真コレクション、及び本学が所蔵する日本古写真コレクションの系統的な比較分析が可能となった。これは、複数機関が所蔵する日本古写真を相互に比較分析して、個々の写真の出自・来歴・系譜を同定し、日本古写真のメタデータを量的・質的に拡充するとともに、現在、世界各地に残存しながらも、メタデータの不備がネックとなって可視化されていない日本古写真に対しては、基準となるメタデータを提供することのできる「世界拠点の基礎」が形成されたことを意味する。

◇中期計画に掲げる各達成指標の進捗状況

中期計画 番号	達成指標	平成 31 年度における指標に対する状況
【32-1】	大学ホームページへの海外からのアクセス数倍増 (平成 27 年度 124,636 件)	平成 31 年度 287,726 件
【33-1】	リポジトリ ランキング 日本 10 位以内 の維持	・リポジトリ世界ランキング国内 7 位 (スペイン高等科学研究院令和元年 5 月発表分, 令和元年 7 月発表分) ・リポジトリ世界ランキング国内 10 位(スペイン 高等科学研究院令和 2 年 2 月発表分)

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標
 ・本学の教育研究環境の向上のため、計画的かつ効果的な施設設備の整備を実施するとともに、施設の有効活用を進め、安心・安全かつ良好な施設環境を提供する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【34-1】キャンパスマスタープランを充実させ、環境保全やバリアフリーに配慮した老朽化対策及び施設整備を実施するとともに、国の財政状況を踏まえ、坂本地区における教育研究施設の整備を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、部局専有講義室の全学共用化、団地及び文・理系毎の共同利用スペース拠出割合の再設定等、施設マネジメントを進めるとともに、プロジェクト、共同研究等に学内資源（スペース）を戦略的に再配分し、施設資源を有効に活用する。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 平成 28 年度に教育・研究の基盤となるキャンパスの整備・活用を図るため、キャンパスごとに作成していた長崎大学キャンパスマスタープランを集約する形で改訂し「キャンパスマスタープラン 2016」を作成した。これに基づき、以下のとおり施設設備の整備及び施設の有効活用を実施した。</p> <p>1. 老朽化対策等の施設整備 ・坂本地区における施設の改修工事の実施 ・文教町団地等のブロック塀安全対策工事の実施 ・空調設備更新及び照明設備の LED 化 ・国立研究開発法人国立国際医療研究センターの一部をサテライトキャンパス化（熱帯医学・グローバルヘルス研究科における「NCGM サテライト」） ・内閣府の企業主導型保育事業助成金を活用した「長崎大学おもやい保育園」の設置 ・感染症共同研究拠点実験棟（BSL-4 施設）の工事着手</p> <p>2. 部局専有講義室の共用化等の施設マネジメント インフラ長寿命化計画（行動計画）及びインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の各キャンパス編を策定した。また、外部貸し出しが可能なオープン</p>	<p>1. （片淵）図書館改修，（医病）ライフライン再生（構内交換設備等）など老朽化対策等の施設整備を推進する。</p> <p>2. インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、防水改修等の予防保全に着手する。</p> <p>3. 引き続き、施設の利用状況調査（坂本団地）及び施設点検パトロール（片淵・文教町 1 団地）を実施する。</p>

			<p>イノベーションラボの規則を策定し、その施設使用料を空調機の修理などの維持管理費に使用した。</p> <p>3. 施設資源の有効活用 教育研究スペースの利用状況調査(103 棟 3,381 室 125,904 m²)及び施設点検パトロールを実施し、稼働率の低い講義室の全学共有化するなど、施設資源を有効に活用した。</p>	
	<p>【34-1-①】教育・研究の基盤となるキャンパスの整備・活用を図るため、老朽化対策等キャンパス整備を推進する。また、適切な維持管理を図るため、片淵団地におけるインフラ長寿命化計画(個別計画)を策定し、策定済みの文教団地、坂本団地の計画と団地間及び年度ごとのバランスや平準化等の調整等、全学的な計画とするための作業に着手する。このほか3年ごとに実施している施設利用状況調査を本年度は文教町団地について実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 引き続き「キャンパスマスタープラン 2016」に基づき、以下のとおり施設設備の整備及び施設の有効活用を実施した。</p> <p>1. 老朽化対策等の施設整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国策で整備中の感染症研究拠点である感染症共同研究拠点実験棟 (BSL-4 施設) 工事の実施 ・医歯薬学総合研究科拠点整備の総合研究棟(旧歯学部本館)Ⅱ期改修整備の完了 ・文教町団地のブロック塀安全対策工事の完了 ・医歯薬学総合研究科拠点整備の総合研究棟(旧歯学部本館)Ⅲ期改修整備に着手 ・工学部 2 号館の改修整備に着手 <p>2. 施設マネジメントについて 片淵団地におけるインフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定した。また、各団地のインフラ長寿命化計画(個別施設計画)を取りまとめた全体版を策定した。</p> <p>3. 施設資源の有効活用 教育研究スペースの利用状況調査(50 棟 1,299 室 45,017 m²)を実施し、その結果を HP で公開した。</p>	

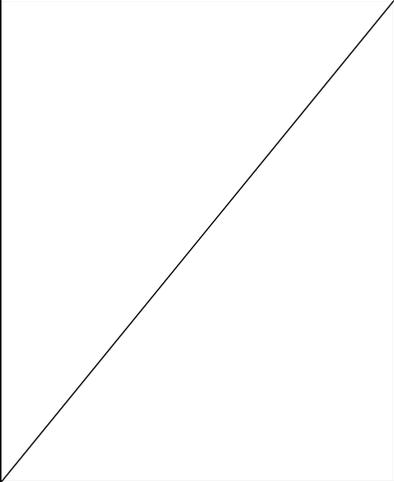
I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標

・学生及び教職員の安全と健康における安全管理体制を強化する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【35-1】労働安全衛生体制を充実させるため、安全教育を毎年度行うとともに、学生及び教職員の健康管理と健康増進において、メンタルヘルスチェックの実施と二次健診受診率を向上させる。</p>	<p>【35-1-①】安全衛生講座を定期的に行うとともに、学生のメンタルヘルスチェックの対象学年の拡大、教職員に対するストレスチェック及び集団解析による職場環境の評価を行う。また、二次健診受診率 50% 以上を継続させる。</p>	IV		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 安全教育として、安全衛生講座を毎年度開催した。 また、職員健康診断の二次健診について、上司への勧奨を含む受診勧奨の強化を行った結果、受診率は平成 28 年度末時点の 28.8% から平成 30 年度末には 51.2% と大幅に上昇した。そのほか、学生のメンタルヘルスチェックの対象学年を段階的に拡大するとともに、メタボリックシンドローム該当者の減少プログラムを立案した。 さらに、学生及び教職員の更なる健康増進を図るため、平成 30 年度に「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」を立ち上げ、「5・4・3 ヘルシー弁当」の販売開始や「長崎大学禁煙実践方針」の策定等、具体的な取組を開始した。</p>	<p>1. 労働安全衛生体制の強化 安全衛生講座を定期的に行うとともに、学生のメンタルヘルスチェックの対象学年の拡大、教職員に対するストレスチェック及び集団解析による職場環境の評価を行う。また、二次健診受診率 50% 以上を達成するため、受診勧奨を更に強化する。</p> <p>2. ヘルシーキャンパスの充実 平成 31 年度に開設した禁煙外来及びメタボリック該当者減少プログラムの効果の評価し、体制の見直しを行う。</p>
				<p>（平成 31 事業年度の実施状況） 引き続き、安全衛生講座を定期的に行う。また、学生のメンタルヘルスチェックの対象学年を 1～5 年生から 1～6 年生に拡大し実施したほか、教職員に対するストレスチェック及び集団解析を行い、その結果を各事業場の衛生委員会へ報告し、学生及び教職員の健康管理と健康増進を推進した。 このほか、ヘルシーキャンパスプロジェクトの一環として、企業と協力した減量プログラム（ススムピック 2019）を開始するとともに、新たな</p>	

			<p>プログラム（歩いて健康貯金プログラム：1日の歩数を増やすためのプログラム）を実施した。</p> <p>二次健診受診率については、前年度と同様に受診勧奨対象者への早期勧奨等を行った結果、47.2%であった。なお、当該受診率については、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐとともに、医療機関の負担増大を避けるため、特に2～3月において更なる受診勧奨を実施できなかったことが、目標値50%不達成の要因として挙げられる。</p> <p>一方で、当該年度は、二次健診対象者が前年度の704名から621名と大きく減少し、また二次健診対象者のうち「産業医による就業配慮検討の基準」又は「労災保険二次健康診断該当基準」に該当する対象者（ハイリスク者）についても、前年度の121名から104名に減少しており、全体的に教職員の健康リスクが低下している。</p> <p>本年度計画の進捗状況については、上述の事情を踏まえるとともに、二次健診受診率は50%に近い水準を維持できていること、大学として全体的に健康状態が改善されていることを総合的に勘案し、十分に実施していると判断している。</p>	
	<p>【35-1-②】学内者を対象とした無料禁煙外来を開設し、喫煙者の減少に努める。</p>	<p>IV</p>	<p>学内者を対象とした無料禁煙外来を保健・医療推進センターに開設し、専門医による禁煙相談及び禁煙補助薬の提供を開始した。禁煙プログラム参加者は学生及び教職員26名であり、うち19名が卒煙した。</p> <p>さらに、スモークフリーキャンパスの実現に向けて、学内における禁煙対策を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内完全禁煙の開始（令和元年8月～） ・教職員採用における喫煙者不採用方針の制定 ・入構業者への敷地内禁煙の徹底（契約書に敷地内禁煙の徹底を記載） ・タバコ及び関連器具の持ち込み禁止の決定（令和2年度より実施） ・教養教育の授業における防煙教育 ・各キャンパス担当者による定期的な巡視 ・ポスター及びメール等による啓発 	

<p>【35-2】学生及び教職員の安全管理に対する意識を向上させるため、全学的な危機管理体制の下、安全確保に関する指針の不断の見直しを行うなど潜在リスクを分析して防止策を講ずる。</p>			<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 平成 29 年 8 月に、本学における犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図ることにより、本学の職員、学生等の安全を確保することを目的として、「長崎大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規則」を制定した。 防災訓練等の実施に際しては、前回の課題を改善するなど PDCA サイクルにより充実させている。 例えば、文教 2 団地の防災訓練については、平成 29 年度訓練から一部の学生参加や、危機対策本部の情報共有の方法について工夫するなどの改善を行っている。 毒劇物の適正管理については、四半期ごとに毒劇物管理責任者等に対して注意喚起を行った。</p>	<p>危機管理に関する規程・マニュアルや事業継続計画について検証を行う。 また、防犯カメラの管理運用状況を把握するなど、防犯対策の確認、改善を行う。 引き続き、PDCA サイクルにより前回の課題を踏まえた防災訓練を実施する。 毒劇物の適正管理についても周知、管理方法の確認を行う。</p>
	<p>【35-2-①】危機管理に関する規程・マニュアルや事業継続計画について検証を行うとともに、防災訓練の内容充実、毒劇物の適正管理、管理方法の確認、化学物質の使用に関するアセスメントの実施など組織的な取組を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 本学の内部ガバナンス強化の観点から、危機事象が発生した場合に危機管理担当理事は必要に応じて当該危機事象の状況を監事に報告することとするため、「長崎大学危機管理規則」及び「長崎大学における危機管理体制に関する要項」の一部改正を行った。 また、前年度実施した防災訓練の反省を基に、 ①自衛消防組織から消防署への消防活動の支障となる危険物所在情報の提供訓練 ②地震発生後早期に避難誘導を開始できる体制の検討及び訓練 を実施し、より安全な危機対応に向けた取組を行った。 さらに、毒劇物の適正管理については、四半期ごとに毒劇物管理責任者等に対して注意喚起を行っており、今年度は4月、7月、10月及び1月に周知した。</p>	
	<p>【35-2-②】学内で生じる危機事象に対して迅速かつ確実な報告体制の下、執行部によるモニタリング及び適時適切な支援等を行う。</p>	<p>III</p>	<p>危機管理担当理事をリーダーとする危機管理対応チームによる定期的なモニタリングを行うとともに、報告のあった危機事象ごとに適時必要な対応の指示や支援を行った。</p>	

	<p>【35-2-③】防犯カメラの管理運用状況を把握するなど、防犯対策の確認、改善を行う。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>防犯カメラの管理運用状況を把握するため、学内に設置されている防犯カメラの設置場所、設置台数、画像の保存状況等について、実地に抽出確認を行った。その結果、設置の届出が行われていない事例が判明したため、届出を行うよう指示した。</p>	
--	---	--	----------	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の徹底及び管理・監査体制の強化を図る。 ・研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止する体制を強化する。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
<p>【36-1】情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化を図るため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心に情報セキュリティ自己点検制度の導入など強化対策を実施する。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>1. 情報セキュリティ等に関する制度の整備 平成 29 年 3 月に、情報セキュリティ対策基本計画（対象期間：平成 28～30 年度）の策定を完了した。また、本計画の実施に必要な「長崎大学における情報セキュリティ対策の実施に関する要項」及び「長崎大学における情報の格付け及び取扱制限に関するガイドライン」を制定することにより、情報の格付けと取扱制限、情報セキュリティ自己点検、CSIRT 業務等の制度化を完了した。</p> <p>また、保有個人情報をより適切に管理する観点から、平成 30 年 1 月に長崎大学個人情報管理規程を一部改正し、保有個人情報を外部に持ち出す場合は、総括保護管理者（総務担当理事）への申請及び個人情報保護委員会における審査を義務付けた。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策基本計画の情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の実施」について、情報セキュリティ監査に関する新たな取組として、佐賀大学及び九州工業大学と情報セキュリティ相互監査に関する覚書を締結し、平成 29 年度の試行を経て、平成 30 年度から相互監査の本運用を開始した。また、他大学の取組状況を参考に、パスワードの強化やサーバの学外公開運用手順について改善を実施した。</p>	<p>引き続き、以下の取組を実施する。</p> <p>1. 情報セキュリティに関する制度の整備 サイバーセキュリティ対策等基本計画に基づき、「実効性のあるインシデント対応体制の整備」等を実施する。</p> <p>2. 情報セキュリティ対策の徹底 ネットワーク及びメールシステム等基盤システムの更新を行い、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、新システムに対応した CSIRT の訓練、利用者の教育を進める。</p> <p>3. 情報資産の安全管理強化 教職員に対する個人情報保護に係る意識醸成のための教育を徹底する。</p>

			<p>2. 情報セキュリティ対策の徹底</p> <p>平成 28 年度末に本学が独自に導入した不正通信検知センサーにより，監視活動を本格的に開始した。また，情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）の携帯端末等に不正通信の発生を自動通報する仕組み及び土日祝日の CSIRT 対応体制を整え，インシデントの発生抑制及び発生後の被害の拡散防止・学外との通信遮断に 24 時間 365 日対応可能な CSIRT 体制を確立した。平成 29 年 7 月には，国立情報学研究所（NII）の「大学間連携に基づく情報セキュリティ体制の基盤構築」に参加し，学内センサーと NII が導入した学外センサーとの組み合わせにより，多層的な不正通信検知・インシデント対応体制を確立し，CSIRT 体制を更に強化した。平成 30 年度末には，次期キャンパス情報ネットワークシステムの多層的な防御機能の核となるファイアウォールの導入によって，処理能力の大幅な向上，ルールの見直し，サンドボックスや URL フィルタリング機能の導入などを実現した。</p> <p>3. 情報資産の安全管理強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の個人情報保護意識の醸成のため，平成 30 年 3 月に「個人情報保護教育研修 e ラーニングシステム」を導入し，全教職員を対象に研修を開始した。 ・情報の格付け及び取扱制限について，平成 30 年 4 月から事務局において本運用を開始するとともに，各部局においても説明会を実施した。 ・「長崎大学における電子メールの業務利用に関する規程」など各種規定を整備し，電子メールやクラウドサービス利用における情報の取り扱いを厳格化した。 ・実施を義務化している教職員の情報セキュリティ自己点検を充実させるため，平成 30 年度に新規採用者向け自己点検及び学生の情報セキュリティ意識醸成のための学生向け自己点検（英語併記）を追加した。 	
--	--	--	---	--

	<p>【36-1-①】情報セキュリティ対策を強化するため、キャンパス情報ネットワークシステムを多層的な防御機能を有するシステムに更新するとともに、教職員及び学生に対する情報セキュリティ及び教職員に対する個人情報保護に係る意識醸成のための教育を徹底する。</p>		<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. 情報セキュリティ及び個人情報保護の意識醸成</p> <p>「個人情報保護教育研修 e ラーニングシステム」について、未受講者及び未受講者の所属部局の保護管理者に受講の徹底を依頼し、受講率は 38% (8 月時点) から 63% (3 月時点) と向上した。また、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種 e ラーニングシステムの未履修者に対する徹底した履修指導 ・新任教職員向け情報セキュリティ e-Learning の開始 ・全教職員を対象とした標的型メール訓練の実施 ・新任教職員向け FD における個人情報保護と情報セキュリティに関する講習の実施 ・4 月入学の全新生を対象とした情報セキュリティ特別授業の実施 ・全教職員を対象とした外部講師による講演会の開催 <p>2. 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>新たに導入したファイアウォールの URL フィルタリング機能により、6 月から教育・研究並びにその支援のための業務に関係の無いサイトへの接続制限を行った。また、情報セキュリティ対策を強化した新キャンパス情報ネットワークシステムの令和 2 年度導入を決定した。</p> <p>このほか、情報漏えい等のリスクを最小限にするために、「クラウドサービス利用ガイドライン」の運用を開始した。また、情報セキュリティ対策基本計画の後継となる、サイバーセキュリティ対策等基本計画 (対象期間: 令和元年 10 月～令和 3 年度) を策定した。</p>	
--	--	--	--	--

	<p>【36-1-②】情報セキュリティの管理・監査体制の強化を図るため、情報セキュリティの大学間相互監査（佐賀大学，九州工業大学）を定例化する。</p>		III	<p>引き続き相互監査を実施し，昨年度の指摘事項が改善されているかの確認や各大学が策定したサイバーセキュリティ対策等基本計画の意見交換についても実施した。本相互監査は，来年度以降も継続する予定としている。</p>	
<p>【36-2】不正防止計画の対応状況を毎年度モニタリングし，不正発生要因に応じて内部監査の手法や事項の見直しを行うとともに，定期的な内部監査を実施する。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） リスクアプローチの観点から，内部監査項目の設定や不正防止計画に基づく取組状況の確認により，これまでに構築した会計並びに業務に関する内部監査の手法及び監査事項を毎年見直し，定期的な内部監査を実施している。 また，内部監査実施後には内部監査報告書を作成し，学長へ監査結果の報告を行い，事務連絡協議会等で監査結果を報告するとともに，その監査結果を学内ホームページへの掲載により公表し，学内教職員へ注意喚起及び周知を行い，改善に生かしている。</p>	<p>不正防止計画の対応状況をモニタリングし，リスクアプローチの観点から内部監査の手法や事項を継続的に見直し，学内の連携体制も強化しつつ，内部監査を年 3 回，定期監査として実施する。</p>
	<p>【36-2-①】不正防止計画の対応状況をモニタリングし，リスクアプローチの観点から内部監査の手法や事項を継続的に見直し，学内の連携体制も強化しつつ，内部監査を年 3 回，定期監査として実施する。また，資産管理を重点課題として，研究契約終了資産の現物確認を随時行っていく。</p>	III	III	<p>（平成 31 事業年度の実施状況） 監査手法については，効率性と正確性を勘案しつつ，リスクの分析・評価を見直しており，近年の発覚事案を見つつ，様々な視点から監査することとした。 7 月から 8 月にかけて行った第 1 回内部監査において公的研究費を対象とした監査を実施した後，1 月には第 2 回内部監査として，研究契約終了資産の現物確認及び自家用車利用による出張についての調査を実施し，2 月から 3 月にかけて第 3 回内部監査「会計監査及び業務監査の全般」を実施した。</p>	
<p>【36-3】法人の公共性及び運営の適正性を確保するため，監事への情報提供等の支援体制整備により，監事機能の強化を図るとともに，監査対象の重点化など効率的な監査を実施する。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 監事監査実施にあたり，監査室が対象部局の情報を事前に収集するとともに，文部科学省メールマガジンサービスをはじめ各種情報媒体から，監査業務に有益な情報を収集し，監事へ提供した。 平成 29 年度からは監事が大学病院の経営状況等を一層把握できるよう，大学病院と調整の上，毎月行う学長と大学病院との懇談会における資料を監事へも提出することとした。また，概ね四半</p>	<p>引き続き，監事への懸案事項や新たな課題に関する情報提供等の支援により，監事監査対象の重点化を図り，監査を効率的に実施する。</p>

	<p>【36-3-①】監事への、懸案事項や新たな課題に関する情報提供等の支援強化により、部局に適した監査事項の重点化を図り、監査を効率的に実施する。</p>	III	<p>期ごとに収支状況及び年間決算見込を報告するよう手配した。 監事からは、懸案事項等の把握とともに監査項目の設定等に大いに役立ったと高評価を得ている。</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況) 監事と相談の上、部局の規模及び内容により、監査時間の短縮を図るなど部局の負担軽減に努めた。 また、文部科学省等からの発信情報を入手・要約し、監査業務の補助となるよう監事へ提供した(情報提供件数 32 件)。例えば監事監査では、提供した他大学の裁量労働制教員の深夜・休日の賃金未払いに対し労基署の是正勧告がされた件を基に、働き方改革関連法への対応について、意見交換が行われた。 さらに、学内情報収集の強化として今年度より広報戦略本部が発信するプレスリリースを監事へ提供した。</p>	
<p>【37-1】公的研究費の不正使用及び研究における不正行為を防止するため、e-learning の導入などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制を整備する。さらに、不正防止計画推進室を機能させることにより、組織の管理責任体制、監査体制を強化する。</p>		III	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 1. コンプライアンス教育 各部局におけるコンプライアンス教育の履修状況や不正使用防止対策の実施状況等を踏まえ、本学における公的研究費の不正使用防止に係る管理・運営体制状況について、学内会議において報告し、履修率が低い部局においては、必要に応じてコンプライアンス推進責任者へ改善するように依頼した。このほかにも、四半期ごとに、コンプライアンス教育の履修状況を各部局に通知し、改善を求めた。 これらの取組の結果、コンプライアンス教育の履修率は、89.9% (平成 28 年度末) から 97.7% (平成 30 年度末) に向上した。 また、本学の「科研費獲得セミナー」において長崎大学における不正使用、不正行為の防止に関する取組等についての資料を配布し周知するとともに、文部科学省が作成した「公的研究費に係る</p>	<p>1. コンプライアンス教育 引き続き、公的研究費不正使用防止部門において、e-learning システムによるコンプライアンス教育の履修率を向上させることで、公的研究費不正使用防止に努める。</p> <p>2. 研究倫理教育 引き続き、研究不正行為防止のための研究倫理教育履修状況を検証し、未履修者への対応を強化する。</p> <p>3. 管理責任体制及び監査体制の強化 引き続き、毎事業年度、不正防止計画推進室において、研究</p>

		<p>不正事例（研究機関におけるコンプライアンス教育用）」の全学周知，採用職員研修で他大学の不正経理の事例や通報窓口を紹介し，不正防止の教育を図るなど，本学の公的研究費不正使用防止に努めた。</p> <p>2. 研究倫理教育 本学の研究倫理教育の実施状況を適切に把握し，学内の研究倫理教育への意識を高めるため，各部局における研究倫理教育の受講状況について年2回調査を実施しており，調査結果については学内会議において報告した後，理事（研究担当）から各部局等の研究倫理教育責任者（部局長）へ「研究倫理教育の実施に関する指針」に従い，研究倫理教育を受講させるよう通知した。また，曖昧となっていた学内共同教育研究施設等の成績管理者を明確に定め，修了率を管理させることにした。これらの取組の結果，教職員の研究倫理教育の修了率は以下のとおりとなった。 修了率：76.9%（平成29年7月）→81.3%（平成30年1月） 修了率：84.3%（平成30年8月）→81.5%（平成31年2月） また，外部講師を招き，平成30年1月に教職員向けに「研究倫理教育に関する講演会」を開催したほか，大学での活動に必要なコンプライアンス（法令遵守）の知識の習得や学生時に養っておくべき一般的な倫理観を醸成することを目的とした，教養教育科目の平成31年度開講に向けて準備を行った。</p> <p>3. 管理責任体制及び監査体制の強化 毎事業年度，不正防止計画推進室会議を開催し，研究活動の不正行為防止に関する活動及び公的研究費の不正使用防止に関する活動について，研究不正行為防止部門（研究担当理事）と公的研究費不正使用防止部門（財務担当理事）におけるダブルチェックを実施した。また，以下の取組を実施した。 ・平成29年に「研究倫理教育の実施に関する指針」を制定し，研究倫理教育の有効期間や受講対象</p>	<p>不正行為防止及び公的研究費不正使用防止に関する活動をチェックし，必要に応じて組織の管理責任体制や監査体制を強化する。</p>
--	--	---	---

			<p>者等を明確にし、定期的且つ明瞭的な研究倫理教育の実施を可能にした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を毎年度作成し、文部科学省に提出した。 ・本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的としてため、本学において研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める「長崎大学研究倫理規程」を平成30年9月に制定した。 	
	<p>【37-1-①】研究不正行為防止部門において、研究不正行為防止のための研究倫理教育履修状況を検証し、未履修者への対応を強化する。公的研究費不正使用防止部門において、e-learning システムによるコンプライアンス教育の履修率を向上させる。また、引き続き不正防止計画推進室において、研究不正行為防止及び公的研究費不正使用防止に関する活動をチェックし、必要に応じて組織の管理責任体制や監査体制を強化する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンプライアンス教育 昨年度と同様、コンプライアンス教育の受講徹底に関する取組を実施（履修率：99.8%）し、公的研究費不正使用防止に努めた。 2. 研究倫理教育 昨年度と同様、研究倫理教育の受講徹底に関する取組を実施するとともに、新任教職員ガイダンスにおいて「研究活動に係るコンプライアンス」の講義を行った。またeラーニングによる研究倫理教育において新たに「大学等における安全保障輸出管理」を必須単元化した。修了率は、83.0%（令和元年8月時点）から、86.2%（令和2年2月時点）に向上した。 3. 管理責任体制及び監査体制の強化 不正防止計画推進室会議において、新任教職員研修の内容に公的研究費の不正使用防止が含まれていないことを指摘し、今後は研究活動の不正行為防止と併せて、同研修の内容を充実させることとした。 また、前年度に制定した「長崎大学研究倫理規程」に基づき、諮問機関として各部局に倫理審査委員会を設置し、研究倫理推進体制を充実させ、責任ある研究活動の実施体制を整備した。 	

(4) その他業務運営に関する特記事項等**1. 特記事項**

【平成 28～30 事業年度】

○教職員の安全管理・健康管理（中期計画 35-1）

平成 29 年度までに、二次健診の受診が必要な教職員に対し、上司への勧奨を含む受診勧奨の強化を行ってきた結果、平成 28 年度までの二次健診受診率 30% 前後（第 2 期中期目標期間の平均受診率 29.7%、平成 28 年度 28.8%）と比較して、平成 29 年度は受診率 50% 以上を達成し、受診勧奨強化の効果を確認した。平成 30 年度も前年度同様の受診勧奨を行い、引き続き 50% 以上の水準を維持した（平成 29 年度 54.8%、平成 30 年度 51.3%）。

二次健診受診勧奨の継続に加え、平成 29 年度より健診結果の通知時に併せて生活習慣改善に関する啓発パンフレットの送付を追加した結果、平成 30 年度の健診結果に基づくメタボリックシンドローム該当者と予備軍の合計は 423 名と平成 29 年度 450 名より 6% 減少した。

また、学生のメンタルヘルスチェック対象学年を、平成 27 年度における 1～3 年生から段階的に拡大し、平成 30 年度には 1～5 年生に対して実施した。さらに平成 31 年度から 6 年生を対象学年に追加することを決定した。第 2 期中期目標期間においては 4 名の自殺者があったが、平成 27 年度から 4 年連続で学部生の自殺者がいない結果となっており、メンタルヘルスチェックによる早期介入が安全管理体制の強化に繋がっている。

○「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」の始動（中期計画 35-1）

本学のメンタルヘルス相談件数は年々増加傾向にあり、本学の生産性の向上のためにも、学生・教職員の心身の健康づくりにおける環境改善が喫緊の課題となっている。このことを踏まえ、本学は学生及び教職員の更なる健康増進を図るための「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」を平成 30 年度に策定し始動した。

同プロジェクトにおける取組として、平成 30 年 7 月に鈴木大地スポーツ庁長官らを招聘して、参加者約 200 名のキックオフイベントを開催したほか、同年 10 月からは大学生協との連携により 500kcal 以下、野菜 4 種類以上、塩分相当 3g 以下をコンセプトとした 18 種類のオリジナル「5・4・3 ヘルシー弁当」を販売開始した。平成 31 年 2 月には、生活習慣病の予防を目的とし、学生及び教職員の食生活改善を図るため、ヘルシー弁当を活用したランチセミナーを開催した（参加者 27 名）。

また、望まない受動喫煙を防止するため「長崎大学禁煙実践方針」を平成 30 年 11 月に策定し、令和元年 8 月の敷地内完全禁煙に向けて、屋外指定喫煙所の段階的削減を計画し実施した。その一環として、保健・医療推進センター内に、本学の学生及び教職員を対象とした無料の禁煙外来を平成 31 年度より開設することを決定し、教職員 8 名を対象にプレ実施を行い、本格開設に向けての検討を深めた。

さらに、メタボリックシンドローム該当者の減少及び運動習慣を増やすことを目的として、学外企業と連携した運動サポート及び保健師による栄養指導を含む減量プログラムを作成し、職員 4 名を対象にプレ実施を行った。

以上のとおり、同プロジェクトの立ち上げは、大学として学生及び教職員の健康増進の強化に積極的かつ戦略的に取り組む契機となった。引き続き、ヘルシーキャンパスプロジェクトを充実させることにより、学生及び教職員の更なる健康増進を図るとともに、研究成果の還元を通じてアカデミアとして健康長寿社会に貢献する役割を担う。

◇法令順守（コンプライアンス）に関する取組**I. 情報セキュリティの強化に関する取組****○情報セキュリティに関する制度の整備（中期計画 36-1）**

平成 29 年 3 月に、情報セキュリティ対策基本計画（対象期間：平成 28～30 年度）の実施に必要な「長崎大学における情報セキュリティ対策の実施に関する要項」及び「長崎大学における情報の格付け及び取扱制限に関するガイドライン」を制定することにより、情報の格付けと取扱制限、情報セキュリティ自己点検、CSIRT 業務等の制度化を完了した。（基本計画「情報セキュリティインシデント対応体制及び手順書の整備」）

○情報セキュリティインシデント対応体制の整備（中期計画 36-1）

平成 28 年度末に本学が独自に導入した不正通信検知センサーにより、学術情報部情報企画課及び病院医療情報部による監視活動を本格的に開始した。また、情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）の携帯端末等に不正通信の発生を自動通報する仕組み及び土日祝日の CSIRT 対応体制を整え、インシデントの発生抑制及び発生後の被害の拡散防止・学外との通信遮断に 24 時間 365 日対応可能な CSIRT 体制を確立した。

平成 29 年 7 月には、国立情報学研究所（NII）の「大学間連携に基づく情報セキュリティ体制の基盤構築」に参加し、学内センサーと NII が導入した学外センサーとの組み合わせにより、多層的な不正通信検知・インシデント対応体制を確立し、CSIRT 体制を更に強化した。（基本計画「情報セキュリティインシデント対応体制及び手順書の整備」）

○他大学との情報セキュリティ相互監査の実施（中期計画 36-1）

情報セキュリティ対策基本計画の情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の実施について、情報セキュリティ監査に関する新たな取組として、佐賀大学及び九州工業大学と情報セキュリティ相互監査に関する覚書を締結し、平成 29 年度の試行を経て、平成 30 年度から相互監査の本運用を開始した。

また、他大学の取組状況を参考に、パスワードの強化やサーバの学外公開運

用手順について改善を実施した。（基本計画「情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の実施」）

II. その他法令遵守に関する取組

○コンプライアンス教育受講率向上に向けた取組（中期計画 37-1）

各部局におけるコンプライアンス教育の受講状況や不正使用防止対策の実施状況等を踏まえ、本学における公的研究費の不正使用防止に係る管理・運営体制状況について、学内会議において報告し、受講率が低い部局においては、必要に応じてコンプライアンス推進責任者へ改善するように依頼した。

また、上記会議以外においても、コンプライアンス教育の受講状況については、四半期ごとに各部局に通知し、改善を求めた。

これらの取組の結果、本学におけるコンプライアンス教育の受講率は、平成28年度末時点の89.9%に対し、平成30年度末時点では97.7%に向上した。

○研究倫理教育修了率向上に向けた取組（中期計画 37-1）

本学の研究倫理教育の実施状況を適切に把握し、学内の研究倫理教育への意識を高めるため、各部局における研究倫理教育の修了状況について年2回調査を実施しており、調査結果については学内会議において報告した後、理事（研究担当）から各部局等の研究倫理教育責任者（部局長）へ「研究倫理教育の実施に関する指針」に従い、研究倫理教育を修了させるよう通知した。

また、平成30年度には、未修了者への対応強化の一環として、曖昧となっていた学内共同教育研究施設等の成績管理者を明確に定め、部局における修了率の管理体制を適正化した。

これらの取組の結果、本学における教職員の研究倫理教育の修了率は、平成29年7月時点の76.9%に対し、平成30年2月時点では81.5%に向上した。

○「研究倫理教育の実施に関する指針」の制定（中期計画 37-1）

本学の研究者に対し、研究活動を行うために必要な研究者としての倫理規範を十分に修得させるため、各部局等の研究倫理教育責任者（部局長）が実施する研究倫理教育の教育内容、受講対象者、受講方法、有効期間等その他必要な事項を定める「研究倫理教育の実施に関する指針」を平成29年7月に学長裁定として制定した。

本指針により、研究倫理教育の有効期間や受講対象者等を明確にすることで、定期的且つ明瞭的な研究倫理教育の実施が可能となった。

○「長崎大学研究倫理規程」の制定（中期計画 37-1）

本学の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、本学において研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める「長崎大学研究倫理規程」を平成30年9月に制定した。

○不正使用、不正行為防止に係る学内周知（中期計画 37-1）

本学における公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為を防止するため、学内に対して以下のとおり周知等を行った。

- ・研究倫理について高い見識を持つ外部講師を招聘し、平成30年1月に教職員を対象とした「研究倫理教育に関する講演会」を開催するとともに、同講演会において、本学における不正行為の防止に関する取組等についての資料を配布し周知した。
- ・毎年度開催する本学「科研費獲得セミナー」において、長崎大学における不正使用、不正行為の防止に関する取組等についての資料を配布し周知した。
- ・文部科学省が作成した「公的研究費に係る不正事例（研究機関におけるコンプライアンス教育用）」を学内に周知した（平成28年度）。
- ・新採用職員研修において、不正防止教育（他大学における不正経理事例や通報窓口の紹介等）を実施した。

◇施設マネジメントに関する取組

① 施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する事項

- ・文教町2団地における施設（教育研究スペース：50棟・1517室、59,850㎡）、片淵団地、坂本1・2団地における施設（教育研究スペース：38棟・1,806室、64,432㎡）及び多比良団地における施設（教育研究スペース：15棟・58室1,622㎡）の利用状況調査を行い、その結果をHPで公開した。
- ・本学が管理する施設の計画的な修繕・改修等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、インフラ長寿命化計画（行動計画）を作成し、基本的な方針を定めた。引き続き詳細な維持管理費用を把握するインフラ長寿命化計画（個別施設計画）文教団地編及び坂本団地編を策定したほか、平成31年度に策定する予定であった片淵団地編の策定を完了した。
- ・施設の有効活用に関する規則を平成29年度に改定し、外部に貸出しが可能なオープンイノベーションラボの規則を追加することで、その使用料を維持管理に使用できるようにした。
- ・平成30年10月より新たに導入した本学と共同研究の実績のある企業等の社会貢献を支援するオープンイノベーションラボ（施設利用料24,000円/㎡・年）の貸出しを行い、約1,400千円/年の施設利用料を確保し、オープンラボの使用料と合わせて約19,300千円/年を施設の維持・管理費用に充当した。
- ・「情報データ科学部」（令和2年度設置）の設置に伴い必要となるスペースについて、既存スペースの再配分を行うことで、必要なスペースを確保した。

② キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

- ・新たに作成したキャンパスマスタープラン 2016 において、主要団地の今後 6 年間で実現させるための具体的な実行計画案であるアクションプランを平成 28 年度に策定した。
- ・平成 28 年度は、事務局耐震改修や新学部の多文化社会学部に係る改修、平成 29 年度は、病院再開発の最終事業である第 2 中央診療棟の取壊し工事を完了。平成 30 年度には、感染症研究拠点として国策で本学に整備する感染症共同研究拠点実験棟 (BSL-4 施設) を着実に着工するとともに、医歯薬学総合研究科の拠点整備である総合研究棟 (旧歯学部本館) II 期改修工事及びキャンパス周辺の安全を図るため文教町団地他のブロック塀安全対策工事に着手した。

③ 多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

- ・内閣府の企業主導型保育事業の助成金を活用し、既存施設 252 m²の改修工事を行い、「長崎大学おもやい保育園」を平成 28 年度に整備した。
- ・寄附金により、平成 28 年度は、水産学部内に海洋貴重生物標本室等展示スペース 78 m²を整備、平成 29 年度は、ゲストハウス及び弓道場の新築、テニスコートの表層改修等を実施した。また、平成 30 年度は、オープンイノベーションラボの使用上の寄附 10,000 千円により、野母崎町 2 団地の研究棟等の内・外部の改修を実施したほか、大学生協からの現物寄附により、食堂内の照明器具を LED 化した。
- ・熱帯医学・グローバルヘルス研究科の教育研究機能強化のため、国立研究開発法人国立国際医療研究センター内の一部 (122 m²) を借用整備 (内部改修) した。

④ 環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項

- ・地球温暖化・省エネ対策として省エネ中長期計画書の見直しを平成 28 年度に行い、次年度以降、エネルギーの見える化に係るシステム更新等を行った。また、平成 30 年度には省エネ経費を確保し、空調機器等の更新や照明器具の LED 化を実施した。併せて、環境報告書を作成し公表した。

◇入学者選抜の実施体制の強化に関する取組

○「大学入学者選抜における外部からの出題ミス指摘への対応要領」の策定

「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について (平成 30 年 11 月 26 日 30 高大振第 13 号)」の 5 により、外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応することが求められていることを踏まえ、本学における当該対応手順として既に規定している「長崎大学危機管理規則」及び「長崎大学における危機管理体制に関する要項」に加え、「大学入学

者選抜における外部からの出題ミス指摘への対応要領」(平成 31 年 2 月 22 日 学長裁定) を定めた。

【平成 31 事業年度】

○スモークフリーキャンパスの実現に向けた取組の充実（年度計画 35-1-②）

平成 30 年 8 月から始動した「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」において、望まない受動喫煙を防止するため、令和元年 5 月から保健・医療推進センターに無料の禁煙外来を開設し、専門医による禁煙相談及び禁煙補助薬の提供を行った。禁煙プログラム参加者は学生及び教職員 26 名であり、うち 19 名が卒煙した。

さらに、学内における禁煙対策として、以下を実施し、ヘルシーキャンパスに繋がるスモークフリーキャンパスの実現に、大きく前進した。

- ・敷地内完全禁煙の開始（令和元年 8 月～）
- ・教職員採用における喫煙者不採用方針の制定
- ・入構業者への敷地内禁煙の徹底（契約書に敷地内禁煙の徹底を記載）
- ・タバコ及び関連器具の持ち込み禁止の決定（令和 2 年度より実施）
- ・教養教育の授業における防煙教育
- ・各キャンパス担当者による定期的な巡視
- ・ポスター及びメール等による啓発

◇法令順守（コンプライアンス）に関する取組

Ⅰ. 情報セキュリティの強化に関する取組

○教育・訓練や啓発活動の実施（中期計画 36-1）

令和元年 2 月に、全教職員及び名誉教授に対し標的型メール訓練を実施し、メール内の URL をクリックし ID・パスワードを入力した教職員については、警告画面を表示した上で CSIRT に通報させる等の対応を行った。また、訓練終了後に一般的な標的型攻撃の手口や見分けるポイント、見分けた後の対応についての解説を行い、情報セキュリティ保護意識の向上を図るとともに、部局ごとの URL クリック率やログイン率等を全学会議で共有した。

（基本計画「サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施」）

○情報セキュリティインシデント対応体制の強化（中期計画 36-1）

平成 31 年 4 月から、情報セキュリティスペシャリスト資格を有する民間企業勤務経験者を新たに採用し、情報企画課に配置してネットワークや情報セキュリティ関連の体制強化を図った。

（基本計画「実効性のあるインシデント対応体制の整備」）

○情報セキュリティ相互監査の実施（中期計画 36-1）

平成 30 年度から実施している佐賀大学及び九州工業大学との情報セキュリティ相互監査について、平成 31 年度は 10 月（18 日、125 日、31 日）に相互監

査を実施し、前年度の指摘事項に対する改善状況の確認や各大学が策定したサイバーセキュリティ対策等基本計画の意見交換についても実施した。本相互監査は、来年度以降も継続する予定としている。

（基本計画「情報セキュリティ対策に係る自己点検及び監査の実施」「他機関との連携・協力」）

Ⅱ. その他法令遵守に関する取組

○コンプライアンス教育受講率向上に向けた取組（年度計画 37-1-①）

前年度から引き続き、各部局におけるコンプライアンス教育の受講状況や不正使用防止対策の実施状況等を踏まえ、本学における公的研究費の不正使用防止に係る管理・運営体制状況について、学内会議において報告し、受講率が低い部局においては、必要に応じてコンプライアンス推進責任者へ改善するように依頼した。

また、上記会議以外においても、コンプライアンス教育の受講状況については、四半期ごとに各部局に通知し、改善を求めた。

これらの取組の結果、本学におけるコンプライアンス教育の受講率は、平成 31 年度 99.8%となった。

○研究倫理教育受講率向上に向けた取組（年度計画 37-1-①）

本学の研究倫理教育の実施状況を適切に把握し、学内の研究倫理教育への意識を高めるため、各部局における研究倫理教育の受講状況について年 2 回調査を実施しており、調査結果については学内会議において報告した後、理事（研究担当）から各部局等の研究倫理教育責任者（部局長）へ「研究倫理教育の実施に関する指針」に従い、研究倫理教育を受講させるよう通知した。

これらの取組の結果、本学における教職員の研究倫理教育の受講率は、平成 30 年度末時点の 81.5%に対し、平成 31 年度末時点では 87.3%に向上した。

◇施設マネジメントに関する取組

① 施設の有効利用や維持管理（予防保全を含む）に関する事項

- ・文教町団地における施設（教育研究スペース：50 棟・1,299 室、45,017 m²）の利用状況調査を行い、その結果を HP で公開した。
- ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の全体版を取りまとめ、令和元年 12 月に、環境・施設マネジメント委員会において了承された。同計画中に示された予防保全に係る費用の一部として導入が検討されたスペースチャージ制度が、令和 2 年 3 月の財務委員会でも了承された。

② キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

- ・感染症研究拠点として、国策で本学に整備する感染症共同研究拠点実験棟（BSL-4 施設）の工事を着実に実施した。
- ・文教町団地ほかのブロック塀安全対策工事を実施した。
- ・医歯薬学総合研究科の拠点整備である総合研究棟（旧歯学部本館）Ⅱ期工事の完成に引き続き、総合研究棟（旧歯学部本館）Ⅲ期工事及び総合研究棟（旧工学部2号館）改修工事に着手した。
- ・文教町団地ほかのインフラ老朽化対策として、受変電設備等の更新を実施した。
- ・令和2年設置の情報データ科学部の為の総合研究棟（旧教育学部本館）改修工事に係る設計業務に着手した。
- ・熱帯医学研究所（昭和42年建設）、工学部2号館（昭和63年建設）及び事務局（昭和58年建設）の屋上防水改修工事を実施した。
- ・附属小学校体育館の安全対策として、外壁改修を実施
- ・老朽化が進む文教町1団地の校内屋外給水管の更新工事を実施した。
- ・教育学部本館、事務局及び学生会館の消火ポンプの更新を実施した。・情報データ科学部の教育・研究拠点を確保するため、学内の移転に伴う改修工事を実施した。

③ 多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

- ・学長裁量経費による正門及び東門周辺環境整備を実施した。
- ・病院経費による総合周産期母子医療センター改修工事、ME機器センター等改修工事、中央採血室等改修工事及び病児保育室改修工事を実施した。
- ・厚生労働省補助金による高度被ばく医療センター改修工事の設計に着手した。

④ 環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項

- ・省エネ経費により、熱帯医学研究所等の照明器具のLED化やフロンガスR22を使用している原爆後障害医療研究所等の老朽化が進んだ空調機を更新することでCO2の排出を削減した。
- ・環境報告書に記載する研究テーマ等のうち、SDGsに係る取組に関連する記事について、SDGsマークを付し学内外に広く公表した。

◇入学者選抜の実施体制の強化に関する取組

試験問題のチェック体制を強化するため、点検委員を増やすとともに、点検委員のうち1名は、「1回目の点検における先入観にとらわれない新たな目」として2回目からの点検に加わることとした「個別学力検査問題点検委員に関する申合せ」（入学者選抜委員会決定）の改正を令和元年5月22日に行った。

◇中期計画に掲げる各達成指標の進捗状況

年度計画番号	達成指標	指標に対する状況
【35-1】	二次健診受診率の向上 (第2期平均受診率29.7%)	平成31年度：47.2%

2. 共通の観点「法令遵守及び研究の健全化」に係る取組状況

◆社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が具体的にどのように機能しているか。

○個人情報保護に関する規程の整備及び個人情報保護意識の醸成

保有個人情報をより適切に管理する観点から、平成30年1月に長崎大学個人情報管理規程を一部改正し、保有個人情報を外部に持ち出す場合は、総括保護管理者（総務担当理事）への申請及び個人情報保護委員会における審査を義務付けた。

また、教職員の個人情報保護意識の醸成のため、平成30年3月に「個人情報保護教育研修 eラーニングシステム」を導入し、全教職員を対象に研修を開始した。令和元年8月に確認したところ、受講率が約38%であったため、その後2回にわたり未受講者及び未受講者の所属部局の保護管理者に対して受講促進を依頼したところ、令和2年3月時点での受講率が約63%に向上した。

○「海外渡航システム」の導入・活用

海外におけるテロが多発していることを踏まえ、渡航者をタイムリーに把握する「海外渡航システム」を導入し、平成29年10月からその運用を開始した。従来、海外渡航を行う際には、紙媒体による「海外渡航（旅行）緊急連絡先届」の提出を求めていたが、このシステムに同届と同様の内容を入力することによる届出に変更し、海外のどこに誰が渡航しているかをリアルタイムに把握可能とした。

当該システムの活用により、平成30年2月7日に台湾で発生した大規模地震において、渡航中であった本学職員の安全確認を迅速に確認することができた。

また、新型コロナウイルス感染症の発生当初から、海外渡航システムにより学生・教職員の渡航状況を把握し、本学における同感染症への対応方策の検討に活用した。

◆研究の健全化のために、研究費の不正使用や研究活動における不正行為を防止するための体制が具体的にどのように機能しているか。

○研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するための体制

平成 27 年度に設置した、研究不正行為防止部門及び公的研究費不正使用防止部門からなる「不正防止計画推進室」において、毎事業年度、不正防止計画推進室会議を開催し、前述する研究倫理教育及びコンプライアンス教育に係る受講状況や、その他研究活動の不正行為防止に関する活動及び公的研究費の不正使用防止に関する活動について報告、検証を行った。

○学生に対する研究倫理及びコンプライアンス教育の提供（中期計画 37-1）

大学での活動に必要なコンプライアンス（法令遵守）の知識の習得や学生時に養っておくべき一般的な倫理観を醸成することを目的として、平成 31 年度から教養教育の自由科目として「研究倫理とコンプライアンス」を開講し、新たに学生にも研究倫理教育の学習機会を提供した。

II 大学の教育研究等の質の向上

(4) その他の目標

② 附属病院に関する目標

中期目標

- ・地域に根ざした質の高い医療人を育成する。
- ・高度急性期医療の強化を図り，地域の中核病院として最高水準の医療を提供するとともに，医療の国際貢献を推進する。
- ・未来の医療の高度化に寄与する橋渡し研究を実施する。
- ・中長期的な財政計画に基づき効率的な病院経営を推進する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【17-1】地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため，指導医とマンツーマンによるプライマリ外来研修を通して，総合的に患者を診る教育を，平成 31 年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また，平成 31 年度までに，医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し，オリエンテーションに組み込む等して，ワークショップを通じたチーム医療の向上教育を行うとともに，指導者の育成教育も併せて行うものとし，指導医講習会を開催し臨床経験 7 年以上の医師のうち受講済者を 50%以上。看護師については，翌年度実地指導予定者のうち，未受講者の受講率を 50%以上とする。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>1. プライマリ外来研修の実施 医科初期研修医は，平成 28 年度 49 名，平成 29 年度 62 名，平成 30 年度 48 名を受け入れ，指導医とマンツーマンによる「プライマリ外来研修」（1 人当たり年間 10 回以上）については，平成 30 年度には柴田長庚堂病院を研修先に追加して，地域の協力病院における研修実施日を増加させることにより，全員に対して実施できた。</p> <p>2. チーム医療の向上教育 新採用者オリエンテーションに「チーム医療教育プログラム」を組み込むことで，各年度とも医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し実施できた。 また，医科初期研修医及び新規採用看護師に対して，災害時を想定した研修会を毎年度 1 回実施した。</p> <p>3. 指導者の育成教育 長崎県医師臨床研修協議会（新・鳴滝塾）との共催により広く参加者を募ることで，指導医講習会の臨床経験 7 年以上医師（医科）の受講者は，平成 28 年度 66%，平成 29 年度 62%，平成 30 年度 69%，看護師の実地指導者に対する受講率は，平成 28 年度 73%，平成 29 年度 60%，平成 30 年度 75%であり，中期計画に掲げる指標を達成した。</p>	<p>引き続き，各取組を実施する。 また，ワークショップを通じたチーム医療の向上教育を充実させるため，医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対して実施する災害時を想定した研修会について，令和 2・3 年度は 2 回実施する。</p>

		<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. プライマリ外来研修の実施 医科初期研修医は、平成 31 年度 37 名を受け入れ、指導医とマンツーマンによる「プライマリ外来研修」については、石坂脳神経外科を研修先に追加して、地域の協力病院における研修実施日を増加させることにより、全員に対して実施できた。</p> <p>2. チーム医療の向上教育 引き続き、新規採用者オリエンテーションに「チーム医療教育プログラム」を組み込み、新採用の研修医及び看護師全員を対象に実施した。 また、医科初期研修医及び新規採用看護師を対象とする災害時を想定した研修会についても、引き続き開催した。</p> <p>3. 指導者の育成教育 指導医講習会にあたっては、長崎県医師臨床研修協議会（新・鳴滝塾）との共催により広く参加者を募ることで、指導医講習会の臨床経験 7 年以上医師（医科）の受講者は 64% となった。また、看護師の現地指導者に対する受講率は 61% であった。</p>	
<p>【18-1】地域で安心して分娩ができるように母体・胎児集中治療管理室 (MFICU) の設置に向けて長崎県との協議により、受入体制の強化を図り、新生児受入を第 2 期中期目標期間最終年度と比較して増加させる。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>長崎県の周産期医療は、総合周産期母子医療センター（長崎医療センター）を中心として、3 つの地域周産期母子医療センター（長崎みなとメディカルセンター、佐世保市総合医療センター及び本院）と地域の周産期医療機関とのネットワークによって確保され、平成 28 年度の周産期医療センターにおける救急搬送受入状況は、母体搬送 442（うち本院 88）件、新生児搬送 156（うち本院 49）件であった。</p> <p>しかし、救急搬送を受入できなかった件数として、母体搬送 65（うち本院 29）件、新生児搬送 5（うち本院 5）件、主な理由が「NICU が満床」であり県外への母体搬送が 3 件あった。</p> <p>このような状況から、本院においても地域で安心して分娩できるよう総合周産期母子医療センターの指定について長崎県へ働きかけ、平成 28 年 8 月には長崎県知事による本院 NICU の視察を実施し、長崎県と協議を重ね、平成 29 年 3 月には「第 2 期長崎県周産期医療体制整備計画」の中に本院への支援検討について計画が盛り込まれた。</p> <p>平成 29 年 10 月に厚生労働大臣より、一般病床 15 床（MFICU 6 床、NICU 6 床、GCU 3 床）の増床認可を受け、平成 30 年 3 月</p>	<p>重症度の非常に高い（合併症妊娠等のため母体又は胎児に対するリスクの高い妊娠と認められる）妊産婦及び新生児を優先的に受け入れる。</p>

		<p>策定の「第7次長崎県医療計画」にも本院に対する支援検討が盛り込まれ、平成30年8月からNICU・GCUの改修工事を実施した。平成31年1月に竣工、必要な医療機器を整備し、NICU12床、GCU12床で同年3月に稼働を開始し、新生児を受け入れている。</p> <p>人材育成の面では、平成28年度から平成30年度末までの間に、2名の医師が周産期専門医（母体・胎児）を取得した。看護師においては、平成29年度から他施設での実地研修を延べ12名の看護師が受講し、NICU・GCUの増床に備えて計画的に準備することができた。</p> <p>また、平成31年度の総合周産期母子医療センターの指定に向けて、平成31年3月からMFICUの新設工事を開始した。</p> <p>※MFICU：母体・胎児集中治療管理室 NICU：新生児集中治療管理室 GCU：新生児回復期治療室</p>	
<p>【18-2】高度急性期ないし急性期を担う特定機能病院として、地域病院との役割分担を明確にし、医療政策プラン及び教育政策プランを策定する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略)</p> <p>1. 医療政策プランの策定・実施 特定機能病院として、地域における今後の方向性について記載した「長崎大学病院 公的医療機関等2025プラン」（医療政策プラン）を平成29年12月に策定した。同プランにて示した“担うべき役割”に基づき、周産期医療体制の更なる充実（中期計画18-1）や地域医療人の育成（後述、教育政策プラン）に取り組むとともに、同プラン等に示した役割等については、長崎県と継続的に調整し改訂を行っている。</p> <p>2. 教育政策プランの策定・実施 「教育政策プラン」として、地域中核病院等が抱える医師・</p>	<p>「長崎大学病院 公的医療機関等2025プラン」に示した“担うべき役割”に対して、引き続き取り組む。</p> <p>また、長崎医療人材育成室（N-MEC）の活動により、地域の問題解消並びに人材育成事業の推進を引き続き実施する。</p>

	<p>看護師不足，医師の高齢化及び研修医増加に伴う研修病院不足の問題を解消するべく，平成 30 年 4 月，本院組織として長崎医療人育成室（N-MEC）を開設し，同時に長崎記念病院へ支部を設置した。同支部に室長（教授）として常駐医師 1 名，1 年間の研修として看護師 2 名を派遣し，また，研修医の地域医療研修先として平成 30 年度内に 12 名を派遣した。長崎県内唯一の特定機能病院として，地域の問題解消並びに人材育成事業の推進に取り組んでいる。</p> <p>3. 脳死下臓器提供体制の強化</p> <p>本院は，長崎県内唯一の特定機能病院として，脳死下臓器提供に取り組んでいる。平成 30 年度には，脳死下臓器提供時における患者主治医負担軽減を目的とした，複数診療科から組織する「臓器提供支援チーム」を設置し，ドナー管理における各種業務分担，術前準備，術中管理等について内規制定及びマニュアル作成を行った。</p> <p>また，本院での脳死下臓器提供に際しては，ドナー家族からの臓器提供同意取得後から臓器提供実施に至るまでの間，ドナーの全身管理や 2 回の脳死判定業務など，ドナー主治医等への業務負荷が生じることからインセンティブ配分をルール化していた。</p> <p>一方で，他医療機関において脳死下臓器提供が実施される場合には，臓器摘出のため本院の該当診療科から 4 名程の医師が摘出チームとして他医療機関へ出向き，本院に残った医師が診療科内の診療体制（外来診療・病棟受け持ち患者の管理，外勤先医療機関の調整等）の業務調整・対応を行うため，該当診療科全体に業務負荷が生じることから，脳死下臓器提供を推進するとともに診療科全体の士気を高めるべく，平成 30 年度に新たなインセンティブ配分ルールを作成した。</p> <p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>1. 医療政策プランの実施</p> <p>「長崎大学病院 公的医療機関等 2025 プラン」（医療政策プラン）に示した“担うべき役割”に引き続き取り組んだ。</p> <p>なお，同プランでは，「県内唯一の特定機能病院，地域の中核病院として最高水準の医療を提供し，医療人を育成する役割があり，今後も高度急性期及び急性期機能を担う。」等の方向性を掲げており，長崎県とは，長崎県医療審議会や長崎区域地域医療調整会議・専門部会等に病院長又は総務担当副病院長が委員として参加し，地域病院との役割分担について，継続的に</p>	
--	---	--

		<p>協議を行っている。</p> <p>2. 教育政策プランの策定・実施 長崎医療人育成室 (N-MEC) に関しては、9月に済生会長崎病院 (耳鼻咽喉科) 及び長崎みなとメディカルセンター (歯科) に支部を設置し、医師、歯科医師の派遣を開始した。</p> <p>3. 脳死下臓器提供体制の強化 地域における臓器提供体制の構築を図ることを目的とした「臓器提供施設連携体制構築事業」(公益社団法人日本臓器移植ネットワーク実施) に応募した結果、本院を含め全国で8施設が採択された。 平成31年度は長崎みなとメディカルセンター、長崎県島原病院及び長崎労災病院を連携施設とし、臓器提供における院内体制を整備するための技術的助言を行うカンファレンスの開催や連携施設職員の育成を目的とした脳波計の環境測定等を実施した。</p>	
<p>【18-3】高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの2つの国の指定に沿った被ばく医療活動を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略) 長崎大学は、平成27年8月26日に改正された原子力災害対策指針に基づき、同日付けで国(原子力規制委員会)から高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに指定された。 本学は、平時から関係者に対する放射線・放射能に関する教育啓発と準備訓練に加えて、被ばく傷病者の受入れを想定した医療体制の整備及び原子力災害に備えた準備を指導する立場として、長崎大学の担当エリアである福岡県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県の担当者並びに原子力災害拠点病院の医療関係者等と緊密な連携強化を図り、原子力災害時の医療体制の構築支援を進めている。 また、原子力規制庁及び5つの支援センターによる会議に出席し意見交換を行うなど、連携強化に向けた情報共有体制を構築している。 さらに、支援センター運営に係る人材育成・施設維持、高度・専門的な教育研修等を実施している。</p> <p>(平成31事業年度の実施状況) 福岡県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県の担当者並びに原子力災害拠点病院の関係者等が会する地域連携推進協議会を7月に開催した。さらに、東京において全国連携推進協議会を1月</p>	<p>充実した教育・訓練体制の構築を図るため、放射線災害対応センター(仮称)を整備する また、基幹高度被ばく医療支援センターの主導により新たに構築された教育研修体系に従って、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害拠点病院が有する原子力災害医療派遣チームへの専門研修を、高度被ばく医療支援センターは原子力災害医療中核の人材育成研修及び自施設職員研修を実施する。</p>

		<p>に開催し、地域及び全国規模の連携強化を図った。 また、原子力災害医療体制に携わる人材育成のため、10月に「中核人材研修」、9月及び1月に「原子力災害医療派遣チーム研修」を実施した。</p>	
<p>【18-4】海外への医療教育協力を推進させるため、国際医療協力を推進し、ミャンマー、カザフスタン、ジョージアなどで診療指導を行うとともに、海外からの医師の受入れを増加させる。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>1. 海外への医療教育協力の推進 海外への医師派遣については、平成 28 年度に 38 名、平成 29 年度に 67 名、平成 30 年度に 55 名を派遣し、海外からは平成 28 年度に 134 名（内訳不明）、平成 29 年度に 168 名（うち医師 87 名）、平成 30 年度に 103 名（うち医師 89 名）の医療関係者等の研修受入を実施した。（注：内訳調査は平成 29 年度以降） このうちミャンマーについては、平成 28 年度に 2 名、平成 29 年度に 6 名を派遣し、平成 29 年度に 3 名を受け入れた。カザフスタンについては平成 30 年度に 3 名の派遣、平成 29 年度に 4 名、平成 30 年度に 22 名を受け入れた。 このほか、シエラレオネ、モンゴル、フィリピンなど世界各国への派遣により診療指導を実施しているが、ジョージアに関しては現地の情勢を鑑み、派遣を控えている。</p> <p>2. 外国人患者受入体制の整備 平成 28 年 4 月の国際医療センター立ち上げに始まり、国際医療センターのホームページ開設、平成 30 年度には英語版診療申込書の作成、長崎県多言語コールセンターの利用開始、翻訳用タブレット端末の試用を開始するなど外国人患者の高次医療の受け皿としての体制整備を行ってきた。 また、これらの取組の一環として、平成 29 年 6 月、一般社団法人 Medical Excellence Japan (MEJ) のジャパンインターナショナルホスピタルズ (JIH) 推奨病院となった。</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. 海外への医療教育協力の推進 研修受入数については、新型コロナウイルスの影響により、平成 30 年度 103 名（医師 89 名、医療従事者 14 名）に対し、平成 31 年度 97 名（医師 71 名、医療従事者 26 名）と横ばいであったが、JICA の国際緊急援助隊（感染症対策チーム）として医療支援を行うためサモアへの医師派遣を行ったほか、カザフスタン、ミャンマー、カンボジア、モンゴル、フィリピン等に医師 88 名を派遣し、医師派遣数については大幅な増（平成 30</p>	<p>引き続き、一般診療領域、先進医療領域を含めた世界各国からの外国人医師等の研修受入数及び海外への医師派遣数の増加に努める。 また、国際医療センターホームページの改修及び実績データの更新を通じて、国際医療センターの発信力を強化するほか、外国人患者受入体制の整備も継続するなど、医療の国際貢献に向けた取組を推進していく。</p>

		<p>年度は 55 名) となり, 国際医療協力の推進に貢献した。 また, 受入・派遣の増に向け院内会議 (診療科長等会議) において協力依頼を行う等の活動を実施した。 発信力強化への取組として, 派遣・受入実績について詳細データを掲載し, 国際医療センターホームページのアップデートを実施した。</p> <p>2. 外国人患者受入体制の整備 外国人患者受入にあたってのフローチャートを作成したほか, 英語表記がなされた院内サインの運用を開始するなど, 外国人患者の受入体制を整備した。</p>	
<p>【19-1】先進医療を更に充実させるため, 現在症例収集を含めて新たに 5 件の承認を得る。また, 検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため, 倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進し, 臨床検査においては, 平成 29 年度までに国際規格 ISO15189 認定を取得する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>1. 先進医療の充実 先進医療を充実させるための情報収集・発信を定期的に行いつつ, 積極的に申請を行うための取組を継続した結果, 新たに平成 28 年度に 3 件, 平成 29 年度に 3 件, 平成 30 年度に 1 件の承認を得ることができ, 平成 30 年度末時点において, 当初の目標である 5 件を超えて 7 件の承認を得ることができた。</p> <p>2. 臨床研究・検査に係る対外的な信頼性の向上 臨床研究法施行に伴う認定臨床研究審査委員会を設置, 倫理審査委員会の国際承認である FERCAP を平成 30 年度に更新する等, 倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進した。研究者への研修会等は毎年度定期的に行われ研究者の教育も併せて行った。 また, 検査結果の正確さの向上と良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため, 平成 28 年度事業として日本適合認定協会 (JAB) による ISO15189 の認定を平成 29 年 3 月に取得, 以来, 細胞療法部においても同時に取得した検査部と共同でマネジメントシステムの改善活動を継続している。</p> <p>3. 臨床研究支援体制の強化 平成 28 年度から Research Electronic Data Capture (REDCap) の構築を開始し, 平成 30 年度では多施設共同研究に使用できるようインターネットに公開できるまでに至った。 また, 先進的な新規再生・細胞医療や移植医療の研究開発を支援し, 医療の高度化に寄与するため, 新たに Cell Processing Center (CPC) を平成 28 年度に設置し, 数々のプロジェクトを展開している。平成 29 事業年度には 114 件, 平成 30 事業年度</p>	<p>倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進していくため, 臨床研究法の基準遵守義務の臨床研究について, 認定臨床研究審査委員会 (CRB) で審査する方針を立て, 当該研究の CRB 審査件数を増加させる。また, 臨床研究法遵守のため, CRB 審査を行う研究責任 (代表) 医師について, 審査前にヒアリング・指導を行うとともに, 倫理審査業務の支援を行う。 倫理審査委員会委員を対象とした研修会を開催し, 倫理審査の質の向上を図り, 倫理性・透明性の確保された臨床研究を更に推進していく。</p>

		<p>には 81 件の利用を認めた。併せて平成 29 事業年度においては、移植用組織・細胞バンキングシステムの構築活動を開始し、羊膜バンク（カテゴリー I）を設立、活動を開始した。</p> <p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>1. 先進医療の充実 平成 31 年度においては、先進医療として新たに 2 件が承認され、平成 31 年度末時点での承認件数の合計は 9 件となった。</p> <p>2. 臨床研究・検査に係る対外的な信頼性の向上 日本適合認定協会（JAB）による ISO15189 の認定取得以来、細胞療法部においても同時に取得した検査部と共同でマネジメントシステムの改善活動を継続している。平成 31 年度においても、4 月に検査部と合同で定期サーベイランスを受審、5 月に更新の承認を得た。</p> <p>3. 臨床研究支援体制の強化 研究者向けの研修会を継続して行い、特定臨床研究については事前面談を行う等、支援内容を大きく向上させた。また、インセンティブを付与するなど臨床研究を推進した。 平成 28 年度稼働開始した新 CPC は、GCTP（Good Gene, Cellular, and Tissue-based Products Man）省令に適合した製造・品質・衛生管理体制を構築して、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」を遵守する形で適切に運営されている。引き続き CPC を活用する事業に加え、平成 31 年度においても新規事業を開始した。 平成 29 年度に稼働開始した羊膜バンク（カテゴリー I）も順調に稼働しており、海外からの研修受け入れも実施した。併せて、幹細胞・再生医療研究用共同利用リソースとしての周産期産物バイオバンキングを開始した。</p>	
<p>【20-1】効率的病院経営により病院の収益等を改善させるとともに、特に地域医療連携を拡充し、地域に密着した病院経営につなげ、病床稼働率 88%以上、患者紹介率 70%以上、逆紹介率 80%以上とする安定的な経営収益を維持する。さらに、地域医療ネットワーク「あじさいネット」の拠点病院数を 10 施設増の 37 施設に拡充し、病病連携、病診連携を活性化させる。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>1. 安定的な経営の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 「病床稼働率」は、平成 28 年度は 86.25%であったが、平成 29 年度は 89.05%で目標を達成できた。平成 30 年度は平均在院日数の短縮も影響し 87.1%であった。 「患者紹介率」は、平成 28 年度は 71.66%、平成 29 年度は 73.16%であった。平成 30 年度は、診療報酬改定により、歯科における周術期等口腔機能管理料の対象患者が拡大され、医科の入院予定患者の取込を行うことで初診患者が大幅に 	<p>安定的な経営の維持のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療効率の向上を目的として、診療科ごとに毎月入院・外来の主な項目についての診療実績の配付を継続する。 診療科に対して、経営に関する意識向上を目的として、6、7 月頃を目途に病院長ヒ

	<p>増加したが、院内紹介は紹介患者数にはカウントされないことから、69.84%となり、目標を達成できなかった。ただし、当該特殊要因を除けば、平成30年度の実績は80.9%となり、当初計画を達成できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「逆紹介率（診療情報提供書の算定数/初診患者数）」については、平成26年度には78.19%であったが、平成27年度の病院長ヒアリングにおいて地域医療機関への逆紹介を推進したことから、平成28年度111.61%、平成29年度104.35%、平成30年度106.74%と増加している。 ・平成28、29、30年度の目標稼働額279.04億円、279.4億円、299.2億円に対し、実績は、271.6億円、290.04億円、299.6億円となっており、平成28年度は病院の再開発終了直後であったことから安全に稼働を開始することを優先したため目標を達成できなかったが、平成29、30年度は目標を達成している。 <p>要因としては入院における処置・手術料の増加等が挙げられ、平成28、29、30年度の入院1人当たりの診療単価は、76,138円、78,274円、81,533円と、同様に外来においても、15,416円、16,508円、17,646円と毎年増加している。</p> <p>その結果、経常損益も平成28年度は△354百万円であったが、平成29年度は1,169百万円、平成30年度は621百万円と毎年プラスとなっており、安定的な経営を維持できている。</p> <p>2. 「あじさいネット」拠点病院数の拡充 病病連携、病診連携を活性化させるため、「あじさいネット」における拠点病院及び一般参加施設の拡充に取り組んだ結果、平成31年3月時点で拠点病院数は37施設、一般参加施設は薬局106施設を含む340施設となり、中期計画に掲げる目標値を早期に達成した。</p> <p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>1. 安定的な経営の維持 平成31年度における各指標の実績は、病床稼働率86.35%、患者紹介率70.42%（紹介患者数/初診患者数）、逆紹介率（診療情報提供書算定件数/初診患者数）111.62%である。</p> <p>また、平成31年度の目標稼働額311.22億円に対し、実績は、316.04億円となっており目標を達成した。要因としては入院における処置・手術料の増加等が挙げられ、平成31年度の入院1人当たりの診療単価は、平成30年度より3,210円増の84,743円、同様に外来においても、平成30年度より1,496円増の</p>	<p>アリングを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より実施している初診患者の増を目的とした診療科アピールポイントチラシについては、医師の異動の多い時期に今後も継続的に配付を予定している。 ・次年度の目標達成のため、1月頃、診療科より情報収集を行う予定である。 ・年々増え続けている人件費の抑制策について、働き方改革を含めた対応策を講じる。 <p>また、地域医療ネットワーク「あじさいネット」が利用できる一般参加施設について5施設増を目指す。</p>
--	---	--

	<p>19,142 円と毎年増加している。</p> <p>なお、安定的な経営の維持に向けて、以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療効率の向上を目的として、診療科ごとに毎月入院・外来の主な項目についての診療実績と初診患者数及び新入院患者数の目標値の達成状況をフィードバックしており、8月の診療実績報告の際にはそれに加えて、平成30年度のDPC毎の収支のベンチマーク資料を配付し周知した。 また、平成29年度より初診患者数の増を目的とした診療科アピールポイントチラシを県内の医療機関に対して定期的に配付しているが、平成31年度は4月に病院長の交代もあったことから、詳細な診療科毎の実績等を追加した「診療科案内2020」を作成し、県内の医療機関に配付した。 12月には、経営目標である初診患者数及び新入院患者数が減少傾向にある10部署並びに総合周産期母子医療センターに関係する小児科及び産科婦人科を対象に病院長ヒアリングを実施し、1月には、次年度の目標達成のための情報収集を行うことを目的として診療科ラウンドを行った。 ・高額医療機器や人件費の増加を抑制するため、10月に人事・設備・保守・委託等の予算執行承認までの流れのフロー図を構築するとともに、設備更新の際の評価の見直しを図り、計画的な設備更新を行っている。 ・病床稼働率の上昇を図るため、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)を10月より6床開設し、病床稼働率の低い精神科病床を11月より42床から39床へ3床減床した。 ・その他の増収を図るため、10月より駐車場料金の改定、11月より特別室料金及び各種診断書料金の金額を改定した。 <p>2. 「あじさいネット」拠点病院数の拡充</p> <p>病病連携、病診連携を活性化させるため、引き続き「あじさいネット」における拠点病院及び一般参加施設の拡充に取り組んだ。</p> <p>その結果、令和2年3月時点において、「あじさいネット」に参加する拠点病院の37施設に変化はなかったものの、一般参加施設は薬局113施設を含む354施設へと増加した。</p>	
--	--	--

II 大学の教育研究等の質の向上
(4) その他の目標
③ 附属学校に関する目標

中期目標	・教育学部・大学院教育学研究科と組織的な協働により、児童生徒の確かな成長に資する先進的教育研究や課題解決力を備えた実践型教員の養成を推進し、地域におけるモデル校園として長崎県の教育振興に貢献する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【21-1】多様な子どもたちの受入れを行いつつ、教育学部や教育委員会と連携して、子どもの課題発見・解決力向上を目的とした主体的・協働的な学習による先進モデル授業の研究や、インクルーシブ教育推進を目的とした発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の教育研究を実施するとともに、複式教育におけるICT活用や外国語活動など長崎県の教育課題に対応する教育研究を実施する。</p>	III	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>1. 多様な子どもたちの受入れについての実施状況 平成 29 年 3 月に策定した『長崎大学教育学部附属学校園における多様な子どもたちの受け入れ方針』に従い、その具体化・具現化のための『多様な子どもたちの受け入れ方針に関わる行動計画』を平成 30 年 3 月に策定し、それに基づいた入試を行っている。 その結果、平成 29 年度に附属小学校で肢体不自由児の受入れを行い、合理的配慮を行った。</p> <p>2. 長崎県の教育課題に対応した教育研究の実施 平成 28 年度から長崎県及び長崎市教育委員会との協議に基づき、附属学校運営協議会において附属 4 校園共通の研究テーマを定めた上で、長崎県における喫緊の教育課題を以下の 4 つとして地域展開を実施した。</p> <p>①子どもの課題発見・解決力向上に基づく学力の向上に向けた取組 長崎県教育委員会が主催する「全国及び県学力調査の課題改善に向けた授業提案〈公開授業〉」を、合同会議（長崎県教育委員会学力向上推進会議、学力調査検討委員会、学力向上検証改善委員会を各校種）に参画し、附属小学校・附属中学校を会場に毎年秋に実施している（平成 29 年度は 215 名、平成 30 年度の参加者は 430 名）。【附属小学校・附属中学校】</p>	<p>(令和 2 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な子どもたちの受入れについては、課題の分析結果を基に改善を図りながら、継続して実施する。 先進モデル授業の研究開発については、学部教員や地域の研究部会等との連携も図りつつ、成果と課題の分析結果を基に改善をし、継続して実施する。 特別な支援を要する児童生徒の教育研究については、支援ラボや特別支援学校等との連携を図りつつ、成果と課題の分析結果を基に改善をし、継続して実施する。 長崎県の教育課題に対応する研究開発については、長崎県教委等との連携を図りつつ、成果と課題の分析結果を基に改善をし、継続して実施する。 <p>(令和 3 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度の諸取組について

	<p>②複式学級等における指導法研究の深化(先進モデル授業の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校の教育研究を先進モデル授業として地域展開することを目的に、市町教育委員会と連携し、先進モデル授業として地域の学校への出前・師範授業と協議を、県内の公立学校等で毎年実施した(平成 28, 29, 30 年度実施件数 5, 12, 13 件)。その状況と各校での活用事例は、各校のホームページで公開された。【附属小学校】 ・毎年 6 月に一週間程度の授業公開を行った。【附属小学校・附属中学校】 <p>③小学校外国語活動の先進的授業研究</p> <p>長崎県教育センターと連携し、小学校外国語教育研修講座を毎年開催した(参加者数約 50 名)。特に平成 29 年 10 月には「教育学部附属小学校外国語研究会公開授業」として複式学級を含めて小学校外国語(H29 年度より外国語科を開始)の授業公開を行った(参加者 217 名)。また小学校英語教育学会と連携して九州ブロックセミナーを開催し、先進的教育研究の在り方の協議を行った(参加者数 40 名)。【附属小学校】</p> <p>④インクルーシブ教育推進としての発達障害の可能性のある児童生徒への教育的支援の実践と研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育を推進するために、文部科学省委託事業「発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業」「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」の受託事業を活用し、支援機関である支援ラボの整備と支援活動を行った。 <p>支援活動では、毎年、附属学校園の子ども達(平成 28 年度 25 名, 平成 29 年度以降 30 名以上)を対象に、個別支援(原則週 1 回 1 時間)と保護者支援を行い、すべての事例のケース会議を 7 月及び 2 月に実施した(平成 28 年度支援対象児童生徒数: 発達障害支援アドバイザー派遣支援 403 件, 個別支援 20 件 274 回)。</p> <p>また、全児童生徒を対象とした子どもの行動的・情緒的問題を把握するスクリーニング検査(SDQ)を導入し、附属学校や家庭での教育的支援に役立てる手法の検討を行った。附属小学校と附属中学校では、大学教員とアドバイザーが参画する校内委員会(月 1 回を原則)を開催し、生徒指導の改善を図った。</p> <p>さらに、その成果を地域に展開・還元するため、教育センタ</p>	<p>改善点を検討し、その改善を実施する。</p>
--	--	---------------------------

	<p>一等と連動した現職教員研修（平成 29, 30 年度参加者数 147 名, 約 300 名）を実施した。特に、インクルーシブ教育推進は、平成 30 年 1 月に附属小学校で公開研究発表会を開催した（参加者数約 300 名）。【附属幼稚園・附属小学校・附属中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属特別支援学校がリーダーシップをとり、「附属校園特別支援教育コーディネーター連絡会」を開催し、各校園のインクルーシブ教育の推進や特別支援教育に係わる事項について情報共有を図るとともに、事例検討を行う勉強会を開催している。また、教育学部と連携して、特別支援教育公開セミナーを毎年 8 月に開催（平成 28, 29, 30 年度参加者数 166, 244, 149 名）するとともに、平成 NSCO（長崎・西彼地区特別支援教育コーディネーター連絡協議会）などの研修会（平成 29 年度参加者数 45 名）を実施している。【附属特別支援学校】 	
	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>平成 31 年度においては、以下に示すとおり、多様な子どもの受入れについて、申し合わせの策定や評価方法の改善を行うとともに、長崎県の教育課題について長崎県教育委員会等との継続的な連携を行い、発達障害の可能性のある児童生徒等の支援が進んだ。</p> <p>1. 多様な子どもの受入れについての実施状況</p> <p>入園入学選考の実施にあたり、平成 29 年 3 月策定の『長崎大学教育学部附属学校園における多様な子どもの受け入れ方針』に沿って、多様な子どもの受入方針や行動計画に基づいて入試を実施することを再確認した。また、同方針を維持しつつ、幼稚園及び小学校における長崎大学教育学部附属学校入学者選考規程 8 条及び 9 条 2 項にある入試倍率の制約を協議し、継続審議となった。</p> <p>さらに当該年度は、附属中学校における「多様な子どもの受け入れ方針に係る行動計画」の評価方法の改善の決定や、「新型コロナウイルス感染症に係る帰国命令等により一時帰国した附属学校園に在籍歴のある幼児児童生徒の臨時的な入園・入学に関する申し合わせ」の策定等を行った。</p> <p>2. 長崎県の教育課題に対応した教育研究の実施</p> <p>長崎県の教育課題への対応として、主に 4 つの取組を行った。</p>	

	<p>①子どもの課題発見・解決力向上に基づく学力の向上に向けた取組</p> <p>課題発見・解決力向上に基づく学力向上の取組として、長崎県教育委員会主催「全国及び県学力調査の課題改善に向けた授業提案」として、附属小学校・附属中学校を会場に公開授業を実施し(11/22, 中学校英語のみ 2/10), 地域の教員を中心に463名の参加を得た(中学校英語は90名)。この公開授業を中心に、県教育委員会と連携し、学力向上に関する委員会における協議の中心的役割を担った。</p> <p>なお、本事業は、長崎県の学力向上に関する検証改善プロセスに位置付けられ、附属学校の授業改善のみならず、県の授業改善に関する施策に活用されており、同事業への参画により長崎県内の授業改善に貢献している。</p> <p>②複式学級等における指導法研究の深化(先進モデル授業の実施)</p> <p>長崎県内の複式学級等における指導の充実を図るため、市町教育委員会と連携し、先進モデル授業として県内の学校・研究会への出前・師範授業と協議を県内12校で実施した。</p> <p>なお、出前・師範授業として、小学校の複式学級における国語指導や通常学級における算数科、外国語科、道徳科、中学校における国語科の指導などを実施した。</p> <p>③小学校外国語活動の先進的授業研究</p> <p>小学校外国語活動のより一層の推進に向け、先進的授業研究として県教育センターと連携し、小学校第3学年で小学校外国語教育研修講座を実施した(5/30)。</p> <p>④インクルーシブ教育推進としての発達障害の可能性のある児童生徒への教育的支援の実践と研究</p> <p>昨年度までの取組を継続し、附属幼稚園・附属小学校・附属中学校において、教育学部と連携し、発達障害の可能性のある児童生徒について、附属小児童、附属中生徒、附属幼稚園幼児(35名)を対象に個別支援と保護者支援(延べ654件)を行い、各事例のケース会議や子どもの行動的・情緒的問題を把握するスクリーニング検査の実施と校内委員会(教員参加数延べ50人)での報告・協議等を実施した。また附属特別支援学校と教育学部の主催により、8月に特別支援教育公開セミナーを地域の教員を対象に実施し、地域教員ほか141名の出席を得た。</p> <p>これらの取組については、第10回附属学校運営協議会(令</p>	
--	---	--

		<p>和2年3月)において総括が行われ、令和2年度から長崎県教育委員会出身の実務家教員による「附属学校アドバイザー制度」(第9回同協議会で導入決定)を活用して、教育学部と長崎県教育センター等との連携を更に推進する仕組み作りを行うこととした。</p>	
<p>【21-2】実践型教員に必要な資質・能力を涵養するため、教育学部・教職大学院の教育実習指導体制や教育方法の改善に不断に取り組み、理論と実践を往還した教育実習に転換する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略) 教育学部及び教職大学院では、平成28年度に教育学部・教育学研究科実習委員会において教育実習改善方針を策定し、それに基づいたPDCAサイクルを実施することで、教育の質の向上を図った。当該期間中は、教育実習指導体制及び教育方法の改善について以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を要する学生や心身に問題を抱える学生に対する情報交換の体制を構築するために、学務班・実習委員会・障がい学生支援室・カウンセラー等による担当者会議を実習前に実施するとともに、問題発生時には適宜必要な支援者・支援機関の協力を得ながら対応する支援会議を設置した。(平成28, 29, 30年度対象者0, 2, 3名) ・教育実習における大学教員の指導体制を強化するために、「教育実習サポート参観システム」の充実を図り、附属小学校の主免実習では、教員の参観回数は平成28年度延べ94名から平成30年度延べ125名に、附属中学校では平成28年度延べ123名から平成30年度延べ191名に増加した。一方で、教員間の実習指導に対する寄与度に差がある状況にあったことから、学部では教員採用率向上や教育実習の改善を図るためにアンケート調査・分析を実施し、指導体制の改善を図るよう教授会等で報告・依頼した。(大学院も同様)。 ・実習前後でアンケート調査を毎年度実施し、平成30年3月にその成果を研究論文(教育学部教育実践研究紀要, pp.117-126)にまとめた。教育実習の教員志望への影響は、年度によるばらつきがあるが、全体的実習後に教員志望者の割合が増加する傾向が見られた。一方で、学部教育との接続や実習の事前指導、実習中の支援体制に課題があり、実習委員会等で改善策を検討している。このことを踏まえた改善として、大学院では、平成30年度より授業デザイン演習(必修科目)を開講し、グループ単位で実習を振り返ることで、教員としての資質能力の向上を図る機会を充実させた。 ・附属学校園と大学教員による教育実習成績評価判定会議を実 	<p>(令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、理論と実践を往還した教育実習実現のために、実習前後等のアンケート調査や成績判定会議などで出た意見を実習委員会等で協議し、改善した学部・大学院の教育実習指導体制や教育方法について実施する。 <p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の諸取組について改善点を検討し、その改善を実施する。

	<p>習ごとに開催し、評価項目の検討・改善や指導体制、学部教育との連動性を検討するとともに、成績評価を実施した。また、公立学校での実習に対応するために、附属学校園と大学が連携して、公立学校でも使用可能な評価基準を作成するとともに、平成 30 年度から県内市町教育委員会や校長会で意見交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領や教育指導要領の改訂や実習委員会での検討・改善事項を踏まえ、教育実地研究テキスト「先生になるために」の充実を実習委員会で検討し、平成 29 年度に改訂を行った。 ・学校教育実地体験実習の充実を図るために、学生部会、教育委員会や自然の家との協議会、障がい学生支援室等との情報交換を適宜行い、実施部会で協議を諮りながら行った。 ・大学院の実習については、平成 29 年 10 月に実施したアンケート調査から、大学院生の満足度は 53.9%であり、実習校の選定に関する情報開示、実習校変更、実習日の弾力化、受入校との意思疎通の改善が意見として挙げられたことから、平成 28 年度に作成した「学校教育実践実習の手引き」を改訂するとともに、オリエンテーションや指導教員等による実習校訪問等を工夫し、平成 30 年度より授業デザイン演習による支援強化を図った。また、平成 30 年度に管理職養成コース用の「学校教育実践実習の手引き」を作成した。 	
	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>教育実習指導体制及び教育方法の改善について、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育実習の高度化を図るために、まず、参加観察実習の導入時の指導方法の改善として、校園長等による授業観察の視点等に関する指導を行うとともに、附属校園の授業者による参観授業の解説や振り返りを学生とともに行うことで学びの定着・深化を図った。その成果は学生個々の4校園での「参加観察実習の記録」として記されている。 ・主免実習前後にアンケート調査を行った結果、教員志望者の割合は、小学校では 80.5%から 82.7%と高くなり、中学校では 79.5%から 78.1%とわずかに減少した。特別支援学校では 87.5%から 93.8%と高くなった。幼稚園では教職志望者の割合は 80.1%から 80.5%とほぼ変化がなかった。これらの傾向は例年とほぼ同じであり、学部の実習前の授業との連動性や実習中の学部教員による指導や支援の向上が更に求められる。 	

		<p>同アンケート結果を踏まえ、教育実習前後で教職への意欲が高まっている一方で、実習を通して学生自身の課題が明確になって不安が生じる学生もいることから、次年度の教育実習に向けて、学習指導案の書き方や模擬授業、教科書教材の研究などについて、大学授業の見直しなど、事前指導、教育実習、事後指導の各段階での中核的な指導事項を更に明確化することを決定した。</p>	
<p>【21-3】教育委員会との連携により、附属学校における一貫教育研究をはじめとして、子どもの確かな成長に資する先導的な教育実践研究に取り組むとともに、長崎県の教育課題に対応した研究会の開催や地域の教員を受け入れての研修などを通して、その成果を地域に発信する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>1. 教育実践研究の実施・充実 先導的な教育実践研究については、長崎県及び長崎市教育委員会との連携推進会議の結果や個別の連携事業の実績と地域の教育課題を踏まえ、附属学校運営協議会や教育学部・教育学研究科教育実践研究推進委員会において附属 4 校園共通の研究テーマを設定し組織的に展開するとともに、平成 29 年 1 月に策定した『長崎大学教育学部教育実践研究推進計画』に基づく活動（重点研究課題の設定、研究プロジェクト支援及び個人研究支援）により推進した（中期計画【21-1】【21-4】参照）。また、以下の 2 及び 3 に示すとおりその成果を地域に発信した。</p> <p>2. 長崎県の教育課題に対応した研究会 地域の研究課題に対応した研究会として、以下のとおり公開授業研究会、教育研究発表会、教育実践研究フォーラムを、教育委員会と連携して開催した。</p> <p>①附属 4 校園の連携による教育実践研究 【附属幼稚園】 ・平成 28, 29, 30 年度の秋に幼稚園教育研究発表会を行った。（参加者数 134, 177, 158 名） 【附属小学校】 ・平成 29, 30, 31 年 2 月に教育発表会を行った。（参加者数 692, 578, 609 名） 【附属中学校】 ・平成 29, 30, 31 年 2 月に研究発表会を行った。（参加者数 485, 267, 233 名） 【附属特別支援学校】 ・平成 29 年 2 月に公開研究会を行った。（参加者数 103 名） ②教育学部との連携による教育実践研究 毎年 11 月に教育実践研究フォーラムを開催した。（平成 28, 29, 30 年度ポスター発表件数 51, 61, 48 件、参加者数 219,</p>	<p>(令和 2 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験的・先導的な教育実践研究について、教育委員会・教育学部と連携しつつ附属学校園間が協働して研究を継続的に展開するとともに、更なる充実に向けた改善点を分析する。 ・教育委員会と連携して、地域の教育課題に対応した研究会を継続的に開催するとともに、地域の教員を受け入れての研修を実施しつつ、教育研究成果を効率的に地域へ発信するため、更なる改善点を分析する。 <p>(令和 3 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度の諸取組について改善点を検討し、その改善を実施する。

	<p>215, 143 名)</p> <p>3. 地域の教員に対する研修</p> <p>地域の教員に対する研修を以下のとおり実施した。また、教育学部・教育学研究科と本学地域教育総合支援センターが実施する CST (コア・サイエンス・ティーチャー) 養成事業や公開講座等のリカレント事業にも積極的に協力した。</p> <p>【附属幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県教育センターと連携して新規採用教員研修 (平成 29, 30 年度参加者数 16, 40 名) を、長崎県こども未来課と連携して園長等運営管理協議会の訪問研修 (平成 29, 30 年度参加者数 109, 130 名) を実施した。さらに独自企画として現職教員リカレント研修 (終日の保育参加と協議) を計画・実施した (平成 29, 30 年度参加者数 35, 8 名)。 <p>【附属小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度は「教育学部附属小学校外国語研究会公開授業」や小学校英語教育学会 (JES) 九州ブロックセミナー関連学会を開催した (21-1③再掲)。平成 30 年度には福岡雙葉小学校の現職教育 2 名を受け入れた。また、長崎市教育研究会算数部会を開催し、師範授業を行った (参加者数 50 名)。また同教育研究会の社会科、体育科、音楽科の各部会を開催し、部会授業を実施した (参加者数 30 名～50 名)。 <p>【附属中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育学部教員との協働により、平成 29 年度には長崎市国語部会及び長崎県社会科研究会、長崎技術科教育研究会の会場として、平成 30 年度には大村市中学校社会科部会及び長崎市中学校技術部会の会場として学力向上という教育課題を取り上げ、教員のリカレント研修の中心的役割を果たした。 <p>【附属特別支援学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公開型の公開セミナーを毎年度実施した (平成 28, 29, 30 年度参加者数 166, 244, 149 名)。(21-1④再掲) <p>【附属小学校・附属中学校の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県教育委員会が主催する「全国及び県学力調査の課題改善に向けた授業提案〈公開授業〉」を附属小学校・附属中学校で毎年実施した。(平成 29 年度参加者 215, 430 名) (21-1①再掲) 	
--	--	--

	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>1. 教育実践研究の実施・充実</p> <p>教育委員会との連携による先導的な教育実践研究については、長崎県及び長崎市教育委員会との連携推進会議の結果や個別の連携事業の実績と地域の教育課題を踏まえ、附属学校運営協議会や教育学部・教育学研究科教育実践研究推進委員会において検討された『長崎大学教育学部教育実践研究推進計画』に基づく研究支援を行い、組織的に展開した。</p> <p>また、以下の2及び3に示すとおり、その成果を地域に発信した。</p> <p>2. 長崎県の教育課題に対応した研究会</p> <p>【附属小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月に教育研究発表会を開催（参加者数 480名） <p>【附属中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月に教育研究発表会を開催（参加者数 131名） <p>【附属特別支援学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月に教育研究発表会を開催（参加者数 117名） <p>なお、これらの公開研究会においては、学部・大学院教員延べ21名（附属小学校12名、附属中学校6名、附属特別支援学校3名）が公開授業等の事前の打ち合わせから当日の指導助言者として参画・支援するとともに、助言にあたっては県教育委員会等と役割を分担し、研究内容のより一層の発展・充実に寄与した。</p> <p>また、引き続き教育実践研究フォーラムを11月に実施した（参加者延べ223名）。</p> <p>3. 地域の教員に対する研修</p> <p>【附属幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県教育センターとの連携の下、新規採用教員研修（6/6、9名参加）を受け入れるとともに、長崎県こども未来課との連携の下、園長等運営管理協議会の訪問研修（130名参加）を実施した。さらに附属幼稚園独自の企画として、年9回の現職教員リカレント研修（終日の保育参加と協議）を計画し、12月から2月に合計32名の参加を得た。 <p>【附属小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現職教員のリカレント教育として、佐世保市教育委員会主催の「学校図書館司書研修会」に講師（国語科2名）派遣した。8月に福岡雙葉小学校の現職教育2名を受け入れた。長崎県算数・数学教育研究県南大会と佐世保市教育研究会へき地部 	
--	---	--

		<p>会（複式）に教員を各1名派遣し、指導助言を行った。また小値賀町立小値賀小学校教職員1名及び波佐見町立南小学校教職員1名を、長崎県教育センターの研修制度に基づき受け入れた。</p> <p>【附属特別支援学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公開型の公開セミナーを実施し、「地域に開かれた支援を目指して」のテーマの下、支援体制、教科指導、コミュニケーションの視点から大学研究者等による講話を行った（参加者141名）。 <p>【附属小学校・附属中学校の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県教育委員会が主催する「全国及び県学力調査の課題改善に向けた授業提案〈公開授業〉」を附属小学校・附属中学校で毎年実施した。（参加者463名）（21-1①再掲） <p>4. 教育委員会等との連携強化 附属学校園，教育学部・教育学研究科，各教育委員会（長崎県教育センター含む）及び公立学校等との更なる連携強化を図るために，令和2年度から，元長崎県教育委員会義務教育課長（次長級）及び元長崎県教育センター所長である教育学部教授を，「附属学校運営アドバイザー」として任命することを決定した。</p>	
<p>【21-4】地域の教育課題等に対応した実践的教育研究力を強化するため，教育委員会との連携による課題把握を推進し，教育学部の教育実践研究推進委員会との連携・協働による教育実践研究を組織的に展開する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成28～30事業年度の実施状況概略） 地域の教育課題等に対応した実践的教育研究力を強化するため，以下のとおり課題把握と教育実践研究の組織的展開を実施した。</p> <p>1. 教育課題の把握 教育課題の把握の場として，「学部・研究科と長崎県・市教育委員会連携推進協議会」を毎年8月に開催し協議したほか，附属小学校では長崎県教育委員会「検証改善委員会」，附属中学校では「学力調査検討及び検証に関する委員会」への教員の派遣を行い，教育課題の把握に努めた。 また，平成29年度には，文部科学省高等教育局大学振興課教員養成企画室長を講師に招いた講演会を教育学部と共同開催し，附属学校の意義や教員養成及び教育課題の把握を行った（参加者は学部教員45名，附属学校教員62名，大学事務職員10名）。</p> <p>2. 教育実践研究の組織的展開</p>	<p>（令和2年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会との連携により，地域の教育課題の把握を継続するとともに，課題解決のための教育実践研究を引き続き展開する。 ・教育学部と附属学校園の教員が組織的・継続的に連携・協働して教育実践研究を展開し，教育実践研究フォーラムなどを通じて地域への情報発信を行い，研究を高度化させる。 <p>（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の諸取組について改善点を検討し，その改善を実施する。

	<p>教育学部・教育学研究科との連携・協働による教育実践研究については、具体的な教育実践計画推進の方針となる『長崎大学教育学部教育実践研究推進計画』を平成 29 年 1 月に策定し、同計画に基づき次の 3 つタイプの活動を実施した。</p> <p>① 重点課題研究 重点課題として「小学校外国語活動」「インクルーシブ教育推進」を設定した。この 2 つは文部科学省委託事業として採択され、中期計画【21-1】の実施状況に示すとおり実施した（「③小学校外国語活動の先進的授業研究」及び「④インクルーシブ教育推進としての発達障害の可能性のある児童生徒への教育的支援の実践と研究」を参照）。</p> <p>②プロジェクト研究 教育学部の研究企画推進委員会が企画するプロジェクト助成事業を、附属学校として支援し、喫緊の教育課題による共同研究課題が各年度 6 件採択された。その成果の一部は、教育実践研究フォーラムや教育学部の紀要等で発表された。</p> <p>③個人研究 教育学部の教育実践研究推進委員会による募集の下、学部と附属学校が連携した実践研究（平成 28, 29, 30 年度採択件数 19, 22, 22 件）を毎年度実施し、教育実践研究フォーラムや教育学部の紀要に発表した。</p>	
	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>1. 教育課題の把握 教育課題の把握の場として、引き続き、「学部・研究科と長崎県・市教育委員会連携推進協議会」を開催し協議したほか、附属小学校では長崎県教育委員会「検証改善委員会」、附属中学校では「学力調査検討及び検証に関する委員会」への教員の派遣を行い、教育課題の把握に努めた。</p> <p>2. 教育実践研究の組織的展開 教育学部・教育学研究科との連携・協働による教育実践研究については、『長崎大学教育学部教育実践研究推進計画』に基づき、引き続き次の 3 つのタイプの活動を実施した。</p> <p>① 重点課題研究 ・重点課題研究として設定した「小学校外国語活動」では、附属小学校を会場に長崎県教育センター等と連携した「小学校外国語教育研修講座（長崎県教育センター研修講座名称：コミュニケーション能力を育む小学校外国語教育研修講座）」</p>	

	<p>を開催し、県内外から 51 名の参加を得るなど、地域の教育振興の先導的役割を担った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点課題研究として設定した「インクルーシブ教育推進」では、発達障害の可能性のある児童生徒について、附属小学校、附属中学校、附属幼稚園の幼児・児童・生徒（35 名）を対象とした個別支援と保護者支援（計 330 回、延べ 654 名）の実施をはじめ、ケース会議、学校経営検討会（県教委長崎県教育委員会を含む）、スクリーニング検査の導入、附属中における校内委員会の設置等の取組を行い、その成果を教育センター研修講座（141 名参加）において発表し、地域の教育振興に寄与した。 <p>② プロジェクト研究 引き続き、教育学部の研究企画推進委員会が企画するプロジェクト助成事業を、附属学校として支援した（平成 31 年度は 6 件の共同研究課題が採択）。</p> <p>③ 個人研究 教育学部の教育実践研究推進委員会による募集の下、22 件が採択され、引き続き教育学部と附属学校園が連携して実施した。</p> <p>なお、②プロジェクト研究と③個人研究については、学部教員と附属学校教員との共同研究として取り組んだ 8 件と、大学院生等の研究成果 43 件の成果が「教育実践研究フォーラム in 長崎大学」（11/16-17：参加者は延べ 223 名）で発表され、県内外の教育振興に寄与した。</p> <p>また、附属幼稚園では、幼児教育コース教員との事例カンファレンスの実施や、附属学校園での教育実地指導研修者（中期計画【25-1】参照）を橋渡しとした、サツマイモ栽培やカメの飼育等における実践的な教育改善活動の実施など、附属学校園と教育学部との新たな連携形態が構築された。</p>	
--	---	--

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

◇教育研究等の質の向上に関する全体的な状況について

＜教育・学生支援に関する取組＞

○アントレプレナー教育の導入

本学は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの「産学連携の協力推進に係る協定」に基づき、寄附講座として「FFG アントレプレナーシップセンター（NFEC）」を令和元年10月に開設した。同講座では、長崎大学の全ての学部生・大学院生を中心に、先進的なイノベーション教育・研究の企画を提供することにより、自立心、向上心を有し、新しい価値創造に挑戦し、課題解決に取り組む意欲を持ったアントレプレナー人材の育成を目指す。

同センターにおいて平成31年度は、令和2年度から提供する「NFEC教育プログラム」の開講準備を行った。

なお、当該教育プログラムは、基礎4科目、応用4科目、実践2科目の3ステップの教育プログラムから構成され、合計10科目の授業を体系的に実施することにより、従来のアントレプレナー教育をより充実させるものである。学部生及び大学院生に対しては令和2年4月から、社会人に対しては同年6月から開講する。

○「キャリアセンター」の設置

第2期中期目標期間の最終年度である平成27年度までは、キャリア形成支援を行う全学的な組織はなく、就職支援室において単に学生への就職活動支援が行われているに過ぎなかったが、平成27年度末にキャリア支援センターを設置して、平成28年度にキャリア形成支援を強化するため教養教育科目として「キャリア入門」を新たに開講し、平成30年度には、県内企業でインターンシップ実習を行う「キャリア実践」、及び表現力、コミュニケーション力を養う「自己表現法」を新たに開講した。この間、「キャリア入門」の受講学生数は、平成28年度652名から平成31年度1,294名へ大幅に増加した。

また、学生の就職相談等については、外部委託の相談員に加え、平成28年度に「キャリアカウンセラー」の資格を有する職員1名を増員し2名体制として相談体制を充実させた。

このような取組に加え、キャリア教育の一環としてボランティア、インターンシップ、さらにアントレプレナー育成などの社会体験プログラムを充実・強化するため、ボランティア活動支援組織である「やってみゅーでデスク」を取り込み、平成31年度に新たに法人の組織として「キャリアセンター」を設置した。

その結果、①「キャリア入門」「キャリア実践」のほか、平成31年度から開講した県内企業経営者等とディスカッションを行う「キャリア交流」等のキャリア教育の実施、②ボランティア及びインターンシップの活動支援、並びにアントレプレナー育成等の社会体験プログラムの実施、③キャリアカウンセラーによる専門的なキャリア相談の実施、④業界・仕事研究フェア、企業説明会の

開催等の就職支援プログラムの実施、⑤求人情報、各種就職関連等の情報提供、以上を総合したキャリア形成支援及び就職支援体制が整備された。

○入学時給付奨学金制度の導入

18歳人口が減少する中、優れた資質・能力を有する多様な学生を受け入れることは、本学の教育・研究の高度化・個性化にとって非常に重要であることから、成績優秀な学生に対して、本学に対する進学意欲を促し、地域の発展に貢献できる優秀な学生の人材育成につなげるため、2020年度入学生から入学時の経済的負担を軽減させる本学独自の「入学時給付奨学金制度」を創設した。

入学時給付奨学金は、各学部（医学部は医学科と保健学科）の一般入試（前期日程）の合格者上位20%以内に入っている長崎県内出身者及び県外出身者のトップ各2名の計4名（全学部合計44名）を給付対象者とし、入学金相当の30万円を入学後の4月に給付するものである。

○大学入試過去問題活用宣言への参加

入学試験の作題においては、各学部のアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集要項に示した出題範囲から高等学校学習指導要領に準拠した試験問題を作成しているところであるが、作題者の負担が大きいことから、他大学の過去の入学試験問題の良問を活用することにより負担軽減を図るため、「入試過去問題活用宣言」の参加大学となることを決定し、令和3年度入試より「入試過去問題活用宣言」に参加することとした。

○コンビニでの証明書発行サービス開始

学生の在学証明書や成績証明書等の証明書は、従来は無料で窓口発行又は郵送（郵送料は学生及び離籍者負担）に限っていたが、利用者の利便性の向上及び窓口業務の負担軽減のため、スマートフォンやパソコン等で申し込み、コンビニや郵送で受け取れる証明書発行サービス（有料）を令和2年1月7日から開始した。

なお、本サービスの開始後、令和2年3月31日までの約3か月で約600件の利用があり、約90万円の手数料収入にも繋がっている。

＜研究・社会貢献に関する取組＞

○研究環境の整備による研究力向上の取組

多様なワークスタイルを実現するため、平成27年度から外部コンサルタントの協力を得て、働き方の見直しを行っており、この成果を基にハンドブック「働き方改革ABC～働くあなたのために～」を令和元年8月に作成し、学内に周知した。

また、これまでの研究支援員の雇用、夏休み期間中の学童保育等のライフイベントサポートに加え、令和元年9月に文部科学省科学技術人材育成費補助事

業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」の採択により、女性研究者サポートオフィスをセンター内に設置し、女性研究者サポートを強化するとともに、女性研究者海外派遣、英語論文作成支援により女性教員の上位職登用の増加に向けて研究環境の整備をした（p. 67 参照）。

○新型コロナウイルス感染拡大に対する取組

蛍光 LAMP 法を用いた新型コロナウイルスの検出技術を確認し、新型コロナウイルス遺伝子を 40 分以内で検出できる新型コロナウイルス遺伝子検査システムをキャノンメディカルシステムズ株式会社と共同開発した。本システムで用いる蛍光 LAMP 装置は、短時間でウイルスの遺伝子が検出可能であり、軽量かつコンパクトで操作性も優れ、医療現場や離島等での使用に適しており、長崎県と協力して県内での臨床研究を開始した。

○政策提言「朝鮮半島の平和から北東アジア非核兵器地帯へ」の作成・公開

令和元年 6 月に韓国において、世宗研究所（韓国）と核兵器廃絶研究センター（RECNA）の共催でワークショップを開催した。

また、その成果を活かす形で両研究機関の連携により、RECNA 主催「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル（PSNA）」の協力の下、政策提言「朝鮮半島の平和から北東アジア非核兵器地帯へ」を作成し、その概要を 9 月に RECNA のホームページへ公開するとともに、記者会見を行った。12 月には同提言を報告書（日本語・英語）にまとめ、RECNA のホームページに公開するとともに、日本や韓国、欧米の政府関係者や専門家に送付した。11 月にはソウルの国民大学の特別講演にて提言内容を発表した。

また、政策提言の概要と、ワークショップに参加した米韓の専門家の論考を組み合わせ、令和 2 年 3 月に英文の国際学術誌「Journal for Peace and Nuclear Disarmament (J-PAND)」へ投稿した。

○英文の国際学術誌「J-PAND」の刊行

核兵器廃絶研究センター（RECNA）が編集を行い、テイラー&フランシス社が出版する「Journal for Peace and Nuclear Disarmament (J-PAND)」については、平成 31 年度は外国人エディターと契約し、質の向上を実現の上、令和元年 7 月に第 2 巻第 1 号、12 月に第 2 巻第 2 号を刊行した。

平成 31 年度の J-PAND の閲覧数（論文ダウンロード数）は約 8 万 4 千件あり、前年度に対して約 2.3 倍まで伸びた。

また、一般市民向けの書籍「核兵器のある世界とこれからの考えるガイドブック」（法律文化社、174 頁）を RECNA 叢書 5 号として執筆し、令和 2 年 3 月までに出版の契約を行った。（刊行は令和 2 年 4 月。）

○国際基督教大学（ICU）との連携

平成 31 年度から「軍縮教育」を核兵器廃絶研究センター（RECNA）の研究の柱の一つに加えるとともに、大学間連携協定に基づき、国際基督教大学（ICU）との共同研究を始動させた。平成 31 年度は、共同研究として科研費・基盤研究（B）に「日韓共同による軍縮・平和教育プログラムの作成・実践・評価：教育的アプローチ」を申請するとともに、令和元年 12 月には、RECNA と ICU 平和研究所共催の特別シンポジウム「Peace Education in Context: An Interdisciplinary Global Look」を開き、共同研究の基盤固めを行った。

また、軍縮教育の普及に向けて、平和首長会議（165 か国・地域の約 7870 の自治体が加盟）の副会長・理事都市である長崎市と協議し、連携強化で基本合意した。令和 2 年 1 月には、平和首長会議の事務局を担う広島平和文化センター理事長と協議し、広島市・長崎市などが共催する「広島・長崎講座」（国内外の大学生対象）に対する RECNA からの教材提供等協力することで基本合意した。

◀グローバル化に関する取組▶

○学内公募による国際交流推進の取組

日本人学生の留学及び外国人留学生の受入れ並びに学生交流の開始に向けた相手大学との連携構築を学長のイニシアティブにより組織的に推進するため、部局の取組を学内で公募し学長裁量経費等により実施する事業を平成 31 年度に開始した。

日本人学生の短期留学は 22 件を実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 1 件は中止）し、179 人を派遣、外国人留学生の短期受入は 12 件を実施し（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 1 件は中止）、213 人を受け入れた。

また、新たな国際交流を開始するための連携構築については、8 件を実施した。外国人留学生の受入事業においては、短期プログラムに参加したことにより本学への交換留学に興味を持った学生がおり、そのうち 1 名は交換留学生として 1 年間の受入が決まるなど、新たな留学生の獲得に発展し得る可能性を生む効果が明らかとなった。プログラムによっては、大学院への優秀な外国人留学生獲得、国際共同シンポジウム及び国際共同研究に繋げることも目的の一つとしており、そうしたプログラムにおいて引率した相手大学の教員を含め、双方の教員と学生が交流しネットワークキングの機会となったことも大きな成果である。また、日本人学生との共修や交流を含む内容のプログラムにおいては、共同発表や外国人学生のサポートを通じた日本人学生のコミュニケーション力の訓練など内なる国際化による効果を得ることができた。

○海外教育研究拠点を活用した国際貢献の取組

ベトナム、ケニア、ベラルーシ及びフランスに設置した海外教育研究拠点及び交流推進室の支援体制を維持し、各拠点におけるそれぞれの特色を活かした教育研究を実施した。

その中で、ベトナムにおいては、特に、現地で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が報告されて以降、ベトナムの国立衛生疫学研究所（NIHE）からの依頼を受けて、診断試薬の提供及び診断法の技術協力を行った。具体的には、旧正月明けに、ベトナム拠点が設置されている国立衛生疫学研究所（NIHE）に COVID-19 の診断用 real time RT-PCR 法を導入するとともに、ベトナム北部で 12 名の陽性者を確認し、ベトナムで最初の SARS-CoV-2 ウイルス株を分離した。世界保健機関（WHO）からベトナム北部 COVID-19 陽性患者臨床検体の確認試験の依頼を受け、WHO 協力センターである熱帯医学研究所ウイルス学部門に送付して確認試験が実施された。これらの取組を更に発展させ、科学研究費助成事業・特別研究促進費に、感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）でアジア地域に海外拠点を持つ東京大学や大阪大学等 5 大学とともに、長崎大学を代表機関として「アジアに展開する感染症研究拠点を活用した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する緊急研究」を申請し、令和 2 年 2 月より研究を開始した。また、令和 2 年 3 月末には、「ベトナムにおける新興・再興感染症研究推進プロジェクト（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）」が令和 2 年度「新興・再興感染症研究基盤創生事業 海外拠点研究領域」に採択された。

アフリカにおいては、感染症のアウトブレイクを含めたグローバルヘルスに関して、大学と民間企業との連携によるイノベーションの推進と大学だけでは限界がある地球規模の課題解決を目指し、研究開発から社会実装に向けての活動を展開した。例えば、NEC と新生児の健康管理に必要となる指紋認証技術の開発、田辺三菱製薬とロタウイルスに関する共同研究、東芝メディカルとの新興感染症診断機器の開発など、アフリカでの企業との産学連携を推進した。これらの実績に基づき、アフリカでの本学の取組の周知と産学連携の可能性についての内外の関心を喚起する事を目的に、令和元年 8 月に横浜で開催された第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7）において、公式サイドイベント「アフリカにおける大学と民間企業との連携：グローバルヘルスからアフリカ開発へ」と題したシンポジウムを開催した。7 社の民間企業が参加し、本学とのアフリカにおける取組事例を紹介するとともに、産学連携の視点を共有する機会ともなった。

さらに、フランスにおいては、フランス原子力防護評価研究所内に置く交流推進室を活用して、国際放射線防護委員会（ICRP）との連携により原子力災害からの復興期についての勧告の取りまとめを主導した。また、広島大学・長崎大学・福島県立医科大学による放射線災害・医科学研究拠点を活用し、ウクライナ・ジトーミル州における住民の内部被ばく線量を、ホールボディカウンタを用いて解析し、放射性セシウムによる内部被ばく線量が極めて限られていることを明らかにした。この結果は、福島の将来を展望する上においても重要な知見である。

◇共同利用・共同研究拠点の状況

○熱帯医学研究所（熱帯医学研究拠点）

①拠点としての取組や成果

熱帯医学研究所は、平成 22 年度から「熱帯医学研究拠点」としてケニア及びベトナムの海外教育研究拠点を活用した滞在型国際共同研究と研究所内における国内共同研究を推進しており、平成 31 年度は、一般共同研究 26 課題、研究集会 3 課題、海外拠点連携共同研究 2 課題を採択して本研究所スタッフとの共同研究を実施した。また、研究集会の採択課題においては、全国医学研究者等を対象に、平成 18 年度から毎年実施していた「世界保健ニーズに応える医薬品研究開発ディプロマコース」について今年度を最終とし、これまでより大きな規模のシンポジウムとして開催した。同様に平成 27 年度から実施している「医学研究のための倫理に関する国際セミナー」についても開催した（当該セミナーは令和 2 年度も実施予定）。

なお、これらの共同研究においては、若手研究者及び女性研究者のプロジェクト提案を推し進めており、海外との共同研究も活性化させるため、公募方法等の英語化を実施した。当該研究の成果は「熱帯医学研究拠点共同研究報告集」として取りまとめ、関係者及び関係機関等に配布するとともに、令和元年 11 月に長崎において研究成果報告会を開催した。

②研究所等独自の取組や成果

熱帯医学研究所の特色ある取組として、病原体やその毒素と宿主との関係の基礎的研究、疫病が流行する熱帯地域での生体疫学・対策研究、WHO、JICA への専門家の派遣を通して開発途上国での感染症対策等を推進しており、特に研究実施のために必要な研究経費を平成 31 年度は、科研費以外に受託研究（35 件、直接経費 9.1 億円、間接経費 1.7 億円）を獲得するなど、感染症対策等の研究を強力に推し進めている。

さらに、平成 31 年度は長崎大学と塩野義製薬株式会社との包括的連携協定に基づき、本研究所内に、細胞環境構築学、分子感染ダイナミクス解析、免疫病態制御学、創薬探索研究の 4 分野を有する“シオノググローバル感染症連携部門”を設置し、マラリアの生活環及び宿主側防御機構の解析等に取り組み、その知見を基に革新的な新薬・ワクチン・診断法の創製を目指した研究を推進した。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対しては、迅速診断キットを開発するとともに、創薬・ワクチン開発の共同研究に着手した。さらに、本感染症への対応について、北大人獣共通感染症リサーチセンター、東京大学医科学研究所、大阪大学微生物病研究所、長崎大学熱帯医学研究所からなる感染症研究教育拠点連合内で密な情報交換を行い、活動内容を一般公開した。

○原爆後障害医療研究所（放射線災害・医科学研究拠点）

①拠点としての取組や成果

1) ネットワーク全体の取組・成果

放射線災害・医科学研究拠点として、研究者コミュニティに様々な先端研究ノウハウや研究材料を提供し、平成31年度は拠点全体として共同研究207件を実施した。平成31年度から新たに「第1回放射線災害・医科学拠点ワークショップ」を開催し、同拠点での共同研究成果の発表が行われた。

同ワークショップにおいては、ネットワーク型共同利用・共同研究拠点間の緩やかな連携を行っている「物質・デバイス領域共同研究拠点」及び、「放射線環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点」の研究者による特別講演が実施された。

2) 原爆後障害医療研究所個別の取組・成果

平成28年5月より、文部科学省機能強化経費を使用して、甲状腺がん分子疫学研究（共同利用・共同研究のテーマ）を担う特任教員（助教）を配置している。また、平成28年度より、文部科学省機能強化経費を使用して、同研究所内で基準を設け研究を毎年公募し、研究所教員に研究費を配分している。

②研究所等独自の取組や成果

福島イノベーション・コースト構想推進機構による「復興知」事業（重点枠）「災害・被ばく医療科学分野の人材育成による知の交流拠点構築事業」及び「復興知」事業（一般枠）「富岡町におけるイノシシ中の放射性物質濃度評価；地域振興のためのモデルケース作り」に採択され、これまでの川内村、富岡町における復興支援に加えて、東京電力福島第一原子力発電所が立地し、平成31年同1月から住民の帰還が開始された福島県大熊町への復興支援を開始している。

原爆後障害医療研究所の多数の教員が専任教員として講義等を担当する長崎大学と福島県立医科大学との共同大学院「災害・被ばく医療科学共同専攻（平成28年4月設置）」を通じ、放射線災害関連教育を行っている。

平成29年度に文部科学省による世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）に採択され、平成31年度も前年度と同様に北西医科大学より10名の学生を受け入れるとともに、長崎大学及び福島県立医科大学から9名の学生を北西医科大学へ派遣し、双方において単位互換を行った。令和3年度からのダブル・ディグリー・プログラム開始に向けて北西医科大学と協議を継続している。

◇ 教育関係共同拠点の状況

○水産学部附属練習船長崎丸（東シナ海、日本海及び有明海における洋上教育のための共同利用拠点）

「水産学部附属練習船長崎丸」は、【東シナ海、日本海及び有明海における洋上教育のための共同利用拠点】として、平成23年度に教育関係共同利用拠点の認定を受け、平成28年度から5年間の再認定を受けている。

平成31年度は、共同利用として鹿児島大学・九州大学・琉球大学・富山大学・富山県立大学・愛媛大学・放送大学・高知大学の8大学と、福井県立若狭高校の1高校から総計320名が長崎丸に乗船した。また、共同利用に該当する航海は10航海で、運行累積日数は72日となった。共同利用航海中には、海洋学・航海学・漁撈学等に関する実習や、水産科学や海洋科学に関する研究を主に行ってきた。最新鋭の観測機器や実験機材を積極的に用いることで、現場海域における海況や海洋環境について、今まで以上に正確かつ多面的に把握できるようになり、充実した研究・実習を行うことが可能となった。

なお、共同利用航海中に、悪天候やトラブル等で研究や実習が不可能となった場合は、本船教職員が代替プログラムとしてロープワークや操船講習会等を開き、船舶に関連した実習メニューを提供した。

○海洋未来イノベーション機構 環東シナ海環境資源研究センター

「海洋未来イノベーション機構 環東シナ海環境資源研究センター」は、【東シナ海における水産・海洋環境教育拠点-海洋生物資源の持続的利用に向けた国際的フィールド教育-】として、平成26年度に教育関係共同利用拠点の認定を受け、平成31年度から5年間の再認定を受けている。

平成31年度は、公開臨海実習として「水産海洋環境学実習Ⅰ」「水産海洋データ解析演習」「水産海洋環境学実習Ⅲ」を実施した。「水産海洋環境学実習Ⅰ」では学外より3名（近畿大学・三重大学）が、「水産海洋データ解析演習」では学外より5名（鹿児島大学）が、「水産海洋環境学実習Ⅲ」では学外より4名（鹿児島大学・京都大学・広島大学）が参加した。

平成30年度に実習に参加した学生のアンケートなどを検討し、平成31年度に資料や実習スケジュールの修正を行い、実習生に理解しやすい構成とした。また、実習の量を抑え、その代わりに理解を深めることに多くの時間を割くようにした。さらに、水産海洋データ解析演習では、これまで期間をあけて実施していたA日程とB日程を連続させることで、参加者により高度な実習を提供するプログラムとした。

国際臨海実習を令和元年5月に実施し、済州大学の学生34名（学部生30名、大学院生4名）を受け入れた。また、令和2年1月に琉球大学において、東シナ海海洋学水産科学教育研究コンソーシアム（6大学フォーラム）が開催され、済州大学、上海海洋大学、台湾海洋大学、高雄科技大学、琉球大学と国際臨海実習のあり方について協議し、6大学フォーラムとして長崎大学の国際臨海実習をサポートすることが決まった。

◇ 附属病院について

【平成 28～30 事業年度】

1. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。(教育・研究面の観点)

《ミッションの再定義を踏まえた各大学の特色・強みに関する教育や研究の取組状況》

○「長崎医療人育成室(N-MEC)」の設置

地域中核病院の医師及び看護師不足の解消並びに人材育成事業の推進を目的に、長崎記念病院との協定に基づき、本院医療教育開発センターの下部組織として平成30年4月1日付で「長崎医療人育成室(N-MEC)」を立ち上げ、その拠点を長崎記念病院内に設立した。N-MECは、本院が抱える「研修医増加に伴う研修病院の不足」、地域中核病院が抱える「医師・看護師の不足、高齢化」というそれぞれの問題を同時に解決する方策として両院の協議・調整の下、実現したものであり、具体的には研修医の地域医療研修、看護師の派遣を行っている。

平成30年度は、N-MECの設置に伴い、室長として研修医教育において十分な実績を有する常勤医師(教授)1名を長崎記念病院内同室に派遣し、質の高い教育体制を整備するとともに、同室が実施する地域看護を学ぶための研修として看護師2名を1年間派遣した。また、初期臨床研修における地域医療研修先として研修医計12名を同室に派遣し、その研修の一環として週1回、同室長の指導の下、内科外来研修を行った。

《臨床研究に関する各種法令等を遵守するために必要な組織体制(倫理審査委員会等)の整備状況》

○臨床研究センターの強化

本院臨床研究センターの増員を行い、平成28年度に7回開催した臨床研究を実施する研究者向けの講習会の開催数を年々増加させ、出席機会を増やすことで指針・法令等の遵守について教育を行っている。(平成31年度には15回開催)

○倫理審査体制の整備

平成30年度には臨床研究倫理委員会のFERCAP(アジア太平洋地域倫理委員会フォーラム)の認証更新を行い、臨床研究法施行に伴う認定臨床研究審査委員会を設置するなど、倫理審査を行える体制を整えた。

《高度先端医療の研究・開発に関する取組状況》

○臨床研究に対する支援の強化

平成30年4月臨床研究法施行に伴い、特定臨床研究を審査する「認定臨床研究審査委員会」(平成30年3月30日付、厚生労働省認定)を設置するとともに、法施行に伴う臨床研究の落ち込みを補う取組として、平成30年度に認定臨床研究審査委員会の審査料の助成を開始した。また、先端医療の研究に必要なとなるデータ管理システムを構築し、多施設共同研究にも利用可能な状態とした。

さらに、研究支援を行う人材を増員し、研究計画書の作成支援、モニタリング等、臨床研究の支援を強化し、本院が主導する医薬品の開発として、平成29年度から平成30年度までに医師主導治験を3件開始している(平成31年度に新たに1件)。

○新規再生・細胞医療等の研究・開発

平成28年度から、新Cell Processing Center(CPC)の稼働を開始し、数々の事業を展開している。平成28年度には、がん免疫細胞療法臨床試験(樹状細胞、NK細胞)、睥島細胞移植プロジェクト、平成29年度には自家末梢血単核球由来細胞を用いた唾液腺再生医療のプロジェクト、肝臓移植療法における免疫抑制剤の早期離脱を目指した自己制御性T細胞輸注による免疫寛容誘導プロジェクト、自己血由来多血小板血漿の凍結乾燥品調製事業新規事業、平成30年度には筋芽細胞シートを用いた消化管再生医療の開発事業を開始した。(平成31年度には肝細胞のリプログラミングによる肝疾患再生医療の開発事業を開始)

また、平成31年度には、幹細胞・再生医療研究用リソースとして活用することを目的とした周産期産物組織バンキングシステムを稼働開始した。

(2) 大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。(診療面の観点)

《医療提供体制の整備状況(医療従事者の確保状況含む)》

○「総合周産期母子医療センター」指定に向けた整備

「総合周産期母子医療センター」指定に向けて、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)、新生児集中治療管理室(NICU)及び新生児回復期治療室(GCU)の増床について厚生労働省と協議を行い、平成29年10月26日付で一般病床15床(MFICU6床、NICU6床、GCU3床)の増床が認可された。

また、平成31年度と同センター指定に向けて、人材の養成として「周産期専門医」取得のための研修実施や超未熟児に対する看護習得のための県内他医療機関への看護師派遣等を行うとともに、新生児集中治療管理システム等医療機器の整備に取り組んだ。

《医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況》

○「転倒転落による骨折等を減少させるプロジェクト」の発足

転倒転落予防に向け、平成29年度に「転倒転落による骨折等を減少させるプロジェクト」を発足した。

入院患者説明用に、履物は滑り止めがあり踵のあるものを準備してもらおうようパンフレットを作成し、入院時支援部門であるメディカルサポートセンターで入院前の説明と指導する体制を整えた。

また、入院時には転倒しにくい履物かを確認し、転倒予防の指導内容も記録に残せるように電子カルテ記載のテンプレートを作成し記録の推進を図っている。

なお、電子カルテ記載率を毎月調査し部署に還元している。

《患者サービスの改善・充実にに向けた取組状況》

○患者満足度調査の実施

毎年10月～12月頃、院内患者サービス全般について、外来・入院患者に対しアンケート調査を実施している。

成果としては、調査結果は患者サービス推進委員会として担当部署に通知し改善を依頼しており、病院改善のための実態調査の各種資料の一つとして活用している。

(アンケート調査を踏まえた患者サービス推進委員会の取組例)

	意見・要望等	対応	対応年月
①	渋滞問題に係る駐車場整備	立体駐車場建設決定	平成30年8月着工
②	採血待ち時間の短縮要望	中央採血室における採血ブースの増設	令和元年9月増設
③	その他具体的意見の汲み上げ・個別対応	医学部実習生マナー改善の申し入れ等	令和元年3月
④	—	病院全職員を対象とした接遇研修の実施	令和元年12月

《がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実にに向けた取組状況》

○高度救命救急センターへの指定

本院は、平成30年4月1日付で、長崎医療センターとともに県内初の「高度救命救急センター」に指定された。高度救命救急センターでは、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対し、24時間常に手術が可能な高度救命救急医療体制の維持が求められており、本院は長崎県内唯一の特定機能病院でもあり、地域医療の最後の砦として救命率の向上に尽力している。

また、同センターは、厚生労働省が実施する平成30年及び平成31年における充実段階評価において、最高評価となる「S評価」を連続して取得した。

○災害医療における院内業務調整員の養成

災害医療活動において、傷病者のトリアージ(Triage)、治療(Treatment)、搬送(Transport):TTTには、指揮命令系統(Command)、安全(Safety)、情報共有(Communication)、評価(Assessment):CSCAの確立が大前提であり、業務調整員(被災地で活動する医療スタッフを後方支援する人材)が担うロジスティクスはCSCAを支える重要な要素である。

このことを踏まえ、本院の災害対応力強化のため、災害医療における業務調整員を養成するUNLOST(University of Nagasaki Logistics Support Team)隊員養成研修コースを、看護師や事務職員等を対象に平成29年度より実施している。

平成29年度は16名、平成30年度は8名を院内認定し、認定者は院内防災訓練時の災害対策本部要員として活動を行った(平成31年度は新たに12名を認定)。

○DPC機能評価係数Ⅱの評価

医療機関が担うべき役割や地域の実情に応じて求められている医療機関の機能を評価する「DPC機能評価係数Ⅱ」(平成30年度)において、本院は大学病院本院群(82病院)で最も高い0.1157となった。

なお、平成31年度は4月に0.1188、令和元年10月に0.1143といずれも大学病院本院群(82病院)で最も高い係数を維持した。

《医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進に向けた取組状況》

○医師等の働き方改革(病院長3者連名)

平成30年度において、働き方改革の一環として長時間労働改善の趣旨から、病状説明は平日診療内に限る旨を「病院からのご願い」として本院、佐世保市総合医療センター及び長崎医療センターの病院長3者連名で公表した。

この取組は、平成31年2月に開催された第40回全国国公立大学病院救急部協

議会における特別講演において、「医師の労働時間短縮に向けた取組」の一つとして紹介された。

○タスクシフティングの推進

診療看護師（NP）資格認定を受け、特定行為を実施できる診療看護師を平成30年4月から採用し、病棟での創部管理、定型的処置等を行わせることで医師の負担軽減に繋がった。

また、平成31年度に多職種によるタスクシフティングを検討するワーキンググループを立ち上げ、検討を開始した。

（3）継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。（運営面の観点）

≪管理運営体制の整備状況≫

○組織運営体制の強化

平成29年4月より、担当ごとの副病院長、看護部及び事務部の連携を強化することを目的として、副病院長、事務部課長で毎週開催していた「副病院長・課長会議」を「執行部会議」に改め、副病院長、副看護部長及び事務部課長が連携・情報共有できる場を設定し、円滑な運営体制の構築を図った。

≪外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況≫

○病院機能評価等、外部評価の認定状況

平成30年11月に公益財団法人 日本医療機能評価機構が審査を行う「病院機能評価：一般病院3」の国内第一号認定を受けた。

このほか、平成29年3月には公益財団法人 日本適合性認定協会が審査を行う「ISO15189：2012」を検査部と細胞療法部が取得。倫理審査においては平成27年11月にアジア太平洋地域倫理委員会フォーラム（FERCAP）の認証を受け平成30年11月に更新している。

また、優れた医療人の育成を目的に臨床研修病院を評価するNPO法人「卒後臨床研修評価機構」により、機構が定める認定基準に達しているとして平成30年3月に認定を受けた。

≪国立大学病院管理会計システム(HOMAS2)により得られた各種統計データを踏まえた病院の経営分析や、それに基づく戦略の策定・実施状況≫

○HOMAS2を活用した経営分析や戦略の策定・実施

取組	概要
ベンチマーク資料を活用した収入増	四半期ごとに送付される加算関係の算定状況を基に、自院の状況を分析し、会議等で報告、該当部署との算定要件の確認や（算定）フローを改善することで収入増に至った（精神科急性期医師配置加算、難病外来指導管理料、悪性腫瘍特異物質治療管理料など）。 （平成29年度より実施）
医薬品、材料費の支出についてのベンチマーク	他大学の同じDPCで医薬品、医療材料の使用状況を比較し、診療科に情報提供している。平成31年度病院長ヒアリングでは殆どの診療科にデータを提示することで支出削減を依頼した。 （平成30年度より実施）

≪収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況）≫

○収支の改善に向けた取組

取組	概要
診療従事手当の見直し	診療従事手当の見直しを行い、当分の期間凍結することで支出を削減した。（平成29年度）
省エネパトロールによる電気料の削減	施設部を中心に関係部署も協力し、消費電力の増加する夏季と冬季に、中央診療棟や病棟に個別にパトロールすることで省エネに対する意識付けを行っている。 （平成27年度より毎年実施）
支出削減策公募の企画・実施	病院全体に支出削減策を公募し、支出を削減した。平成30年度の削減額は、約1,430万円である。 （平成29年8月より開始し、平成31年度も随時募集）
増収策公募の企画・実施	病院全体に増収策を公募し、実施可否の検討を経て、病院運営会議において了承された提案を、実施に移した。 （平成30年10月より開始し、平成31年度も随時募集）

医薬品等の価格交渉を強化すべくベンチマークシステムを導入	他病院の購入実績を把握し、本院の購入額と比較することで価格交渉を行い、支出を削減した。平成30年度の削減額は約2億円である。 (平成30年度より実施)
国立大学病院共同調達	国立大学病院全体で医療機器の購入について共同調達に参加することで、支出を削減した。平成30年度の削減額は、約1,000万円である。 (平成28年度より参加)
国立大学病院共同交渉	国立大学病院全体で医療機器の購入について共同交渉に参加することで、支出を削減した。 (平成29年度より参加)

《地域の医療需要を踏まえた、都道府県等との地域連携強化に向けた取組状況》

○地域連携強化に向けた取組

取組	概要
診療科アピールポイントチラシの企画・発送	初診患者増を目的として、診療科ごとに曜日毎の初診担当医、専門の案内といった内容のチラシを作成し、主に長崎県内の紹介先の多い病院を選び定期的に配付した。 (平成29年8月、30年1月、31年5月、11月、令和元年6月に発送)

《その他継続的・安定的な病院運営のための取組》

○その他継続的・安定的な病院運営のための取組

取組	概要
経営改善ミーティングの開催	経営担当副院長以下、多職種により構成され、収支改善の対応策を集中的に検討し、迅速に対応するとともに、経営目標の設定や評価を実施している。 (平成27年度より毎週開催)

病院長ヒアリングの実施	全診療科を対象（平成30年度より中央診療部門も追加）に、診療科スタッフへ経営目標の周知、経営に関する意識の向上状況の把握、診療科の状況の把握と稼働額の増を目的として実施している。 (毎年6、7月頃実施)
副病院長ヒアリングの実施	目標稼働額の達成が難しい見込みとなったため、対象を15診療科に絞り、収支見込の周知、患者数の増、診療科スタッフの経営に関する意識の向上、診療科の状況の把握、稼働額の増を目的として実施した。 (平成30年10、11月実施)
診療科別診療実績の作成・報告	診療科ごとに毎月、入院、外来別に主な診療の指標について診療科長、医局長、病棟医長、外来医長宛に報告している。（平成27年度より実施）
診療科別経営目標の作成・報告	診療科ごとに初診患者数、新入院患者数の目標値を設定し、達成状況を毎月診療科長、医局長、病棟医長、外来医長宛に報告することで、現在の状況を周知している。（平成29年度より実施）
業務委託点検部門の設置	経営担当副院長以下多職種で構成された構成員で部門を設置し、委託業務の見える化、内容の検討を行っている。 (平成30年11月より開始)
かかりつけ医への逆紹介推進ポスターの作成	機能分化によりかかりつけ医への受診を推進するため、他院へ紹介することで、効率の良い診療をしていただくことを目的に、病院全体で逆紹介の取組を行っている旨のポスターを作成し、外来の呼出掲示板にも掲示した。 (平成30年4月)
マスタープランの作成	高額機器について、計画的に更新を行うため、500万円以上の主な機器についての納入時期、金額といった内容のリストを作成した。（平成29年度より作成）

2. その他

《その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等》

○医師の育成・確保のための取組

離島を多く抱える本県では、医師の高齢化に併せた医師不足が予測・懸念されるため、医師の育成・確保について、自治体等との協議を行っている。

医師の育成・確保の取組の一環として、長崎県内の医師不足の状況などを把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援を行う「ながさき地域医療人材支援センター」（平成24年度～、長崎県委託事業）では、平成28年度よりその拠点を本院に移し、長崎県や医師会、地域と協働して、医師不足状況の把握・分析や医師不足医療機関への支援、キャリア形成プログラムの策定、医師のキャリア形成支援・負担軽減等の様々な支援を実施している。特に平成29年度からは、医師確保の目的で「新専門医制度に対応した専攻医確保事業」や「地域医療継続支援事業」を新たに開始し、多面的に長崎県内への医師の勧誘活動を行っている。

また、平成30年度より開始した「長崎医療人育成室（N-MEC）」事業（p.138参照）も、地域における医師及び看護師不足の解消並びに人材育成に資している。

【平成31事業年度】

1. 評価の共通観点に係る取組状況

（1）質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

《ミッションの再定義を踏まえた各大学の特色・強みに関する教育や研究の取組状況》

○「長崎医療人育成室（N-MEC）」事業の拡大

本事業の更なる拡大・充実のため、令和元年9月、済生会長崎病院に耳鼻咽喉科、長崎みなとメディカルセンターに歯科部門の支部を設置し、医師及び歯科医師各1名を派遣し診療及び研修医の受け入れを開始した。

また、既設の長崎記念病院支部には、令和元年6月より助教1名、医員1名、7月より医員1名を増員することにより、研修医の地域研修先として前年度より7人増の19人を派遣でき、更なる事業拡大に取り組んでいる。

○「救急・国際医療支援室」の新設

長崎市の救急医療体制を支える医療人の育成及び国際医療を志す医療人の国内における診療と教育環境整備のため、令和元年12月に本院高度救命救急センターに「救急・国際医療支援室」を設置した。同室の設置は、長崎市と令和元年8月に締結した「救急医療体制整備に関する協定書」に基づくものであり、その取組の一環として、同室より長崎みなとメディカルセンターへの救急科専門医2名の派遣を開始した。当該派遣を含む連携・協力により、長崎みなとメ

ディカルセンターの救命救急センター開設（令和2年2月）の実現、長崎市内の救急医療体制の充実に資した。

《高度先端医療の研究・開発に関する取組状況》

○医工連携による研究開発の推進

本院は、医工連携による研究開発も推進しており、平成30年度～平成31年度に本学工学研究科と共同で行った「ロボットによる認知症自動診断予防システムの研究開発」では、平成30年度に「認知機能障害」を会話型ロボットとの会話により定量的に把握できる認知症予兆検知ロボットを開発し、平成31年度には、IoTとAIを活用することにより、従来の会話型ロボットで、高齢者の生活行動の見守りを可能とし、そこから生活機能の障害の度合いを定量的に把握できるシステムの開発に成功した。同システムについては、令和2年2月より当該ロボットの評価を目的とした実証実験を、本院において開始している。

（2）大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。（診療面の観点）

《医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）》

○周産期医療体制の充実

近年、出産年齢が高齢化し、ハイリスク妊産婦及び低出生体重児が増加傾向にある。一方で、長崎県は他県と比較して、これまで周産期（妊娠満22週～生後満7日まで）医療にかかる病床数や人材が不足しており、その対応を他県に頼らざるを得ず、問題の解消が喫緊の課題となっていた。

この改善として、本院は、平成31年3月の新生児集中治療管理室（NICU）6床及び新生児回復期治療室（GCU）3床の拡充に加え、令和元年10月には母体・胎児集中治療管理室（MFICU）6床を新設し、その稼働を開始した。

これに伴って本院は、令和元年9月25日付で、長崎県より県内2施設目となる「総合周産期母子医療センター」の指定を受けた。

なお、同センターに必要な人員として、平成30年度及び平成31年度において医師9名、看護師40名を確保した（平成31年度は医師1名、看護師21名を拡充）。

《医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況》

○「肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症リスク評価率の調査」の開始

肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症予防に向け、平成29年度より診療科別・病棟別での肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症リスク評価率の調査を開始した。

全部署のリスクマネージャーへ調査結果を還元し、入院時のリスク評価とリスク状態に合わせての介入を促している。

平成28年度まで遡って調査したところ、当初は評価率30%台であったのが

徐々に上昇し、令和元年9月は76.5%まで上昇した。

《がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた》

○がんゲノム医療拠点病院の指定

厚生労働省において、従来の、がんゲノム医療を牽引する機能を持つ「がんゲノム医療中核拠点病院」と、中核拠点病院と協力してがんゲノム医療を行う「がんゲノム医療連携病院」に加えて、両病院の間に位置付けられる「がんゲノム医療拠点病院」（がんゲノム医療を提供する機能を有する医療機関として、がんゲノム医療の拠点となる病院）が令和元年8月に新設された。

これまで慶應義塾大学病院を中核拠点病院とする連携病院として指定（平成30年3月～）を受けていた本院は、長崎県のゲノム医療の拠点となるべく「がんゲノム医療拠点病院」の申請を行い、令和元年9月に当該指定を受けた。

令和2年1月には、長崎医療センター及び佐世保市総合医療センターが、本院の医療連携病院として指定を受けた。

《医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進に向けた取組状況》

○医師等の働き方改革（病院長3者連名）

働き方改革の一環として、本院、佐世保市総合医療センター及び長崎医療センターの病院長3者連名で公表している、病状説明は平日診療内に限る旨を示した「病院からのお願い」について、公表から1年が経過しようとする9月下旬に、診療科医局長と病棟看護師長を対象にその効果についてアンケート調査を実施した。

アンケートの結果、「労働時間短縮の効果あり」との回答は54%であり、「労働時間短縮以外の効果あり」については62%の回答を得られたほか、具体的な効果として、「病状説明に看護師の同席件数が増えた。」「負担軽減となった。」「患者等とのコミュニケーションが向上した」等の意見が挙げられたため、働き方改革の一つの取組として引き続き実施する。

○医師等の働き方改革（複数主治医制の推進）

入院診療における複数主治医制を患者等へ周知し理解を促す取組としてポスター及びベッドネームに複数主治医制であることを明記し、8月より掲示した。

○タスクシフティングの推進

働き方改革の動きを踏まえ、看護部内で「タスクシフティング検討WG」を設置し検討していたが、安全で適切なタスクシフトには、看護師が実施する手技が適切であることが担保されなければならないため、医師等を含めた多職種によるWGを7月に立ち上げ、「実施要件（教育プログラムやルール）の確認と決定」及び「院内で統一してタスクシフトするための運用ルールの決定」をWGの

目標とし検討を開始した。

部署と診療科で取り組む共通の項目：アドバンス・テクニク（院内呼称）を5項目（Aライン採血、Aライン作成、12誘導心電図検査、血液培養採取、咽頭培養採取）に定め、9月より教育プログラムを開始した。実技評価には医師や検査技師に協力を依頼し、令和2年3月の時点でアドバンス・テクニク5項目の認定者として延べ505人（合格率99%）が誕生し、各部署においてタスクシフティングを実践できる体制を整えた。

（3）継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。（運営面の観点）

《管理運営体制の整備状況》

○医療安全管理体制の強化

平成31年4月1日付で安全管理部にリスクマネジメント中心の役割を担う専従の教授を配置し、医療安全管理体制の強化を図った。

《国立大学病院管理会計システム(HOMAS2)により得られた各種統計データを踏まえた病院の経営分析や、それに基づく戦略の策定・実施状況》

○HOMAS2を活用した経営分析や戦略の策定・実施

取組	概要
勉強会において優秀校に選出	2019年度 HOMAS ユーザ勉強会において、DPC 包括の薬剤についてクリティカル・パスを見直すことで支出削減に取り組むことを発表し、優秀校に選出された。（令和元年10月）

《収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況）》

○収支の改善に向けた取組

取組	概要
駐車場料金の改定	駐車場料金を周辺病院並みに値上げした。（令和元年10月）
特別室料金、各種診断書料の金額の改定	増収策公募でも提案のあった、特別室料金や診断書料について他病院を参考に金額を改定した。（令和元年11月）

《地域の医療需要を踏まえた、都道府県等との地域連携強化に向けた取組状況》

○地域連携強化に向けた取組

取組	概要
診療科案内の作成	平成31年4月に病院長の交代があったことから、平成31年度は、平成29年度より定期的に行っている診療科アピールポイントチラシに診療科毎の実績を追加し、診療科案内として作成し、県内の開業医を含めた地域の医療機関への配付を行い、連携を強化した。(令和2年2月)

《その他継続的・安定的な病院運営のための取組》

○その他継続的・安定的な病院運営のための取組

取組	概要
支出予算決定フローの整備	増収減益が続く状況から、人事・設備・保守・委託等について予算執行から承認までのフローを作成し、支出予算をコントロールした。(令和元年10月)

2. その他

《その他、大学病院を取り巻く諸事情(当該大学固有の問題)への対応状況等》

○周産期医療体制の充実(再掲)

※詳細は、同名項目(p.142)を参照

○院内病児保育施設の開設

子育て中の職員よりかねてから要望が多く挙げられていた院内病児保育施設を令和2年2月3日付で開設した。本施設は約60㎡の職員休憩室を改修し、床暖房を備えた3つの保育室のほか、洗濯室、調乳室を備え、最大収容5名の施設であり、総工費約3,000万円をかけて完成したものである。

本学としても初めての取組であり、本学職員数約4,200名のうち、半数以上の2,300名を超える職員が病院勤務であるため、子育て中の職員や出産・子育てを控えた職員が、安心して勤務できる職場環境整備、育児休業からの円滑な復帰策の構築の一環として取り組んだ事業である。

◇附属学校について

1. 特記事項

○「全国及び県学力調査の課題改善に向けた授業提案」への参画

長崎県の教育課題である学力向上について、長崎県教育委員会が主催する「全国及び県学力調査の課題改善に向けた授業提案(公開授業)」の合同会議(長崎県教育委員会学力向上推進会議、学力調査検討委員会、学力向上検証改善委員会を各校種)に参画し、附属小学校・附属中学校を会場に毎年秋に実施している(参加者数:平成29年度215名、平成30年度430名、平成31年度463名)。

なお、本事業は、長崎県の学力向上に関する検証改善プロセスに位置付けられ、附属学校の授業改善のみならず、県の授業改善に関する施策に活用されており、同事業への参画により長崎県内の授業改善に貢献している。

○先進モデル授業の地域展開

附属学校の教育研究を先進モデル授業として地域展開することを目的に、附属学校園での公開授業や県内の教育委員会や所管の教科研究会及び公立学校の研究会等で師範授業を継続的に実施している(実施件数:平成28年度5件、平成29年度12件、平成30年度13件、平成31年度12件)。

○インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育を推進するために、文部科学省委託事業「発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業」「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」の受託を活用し、支援機関である支援ラボの整備と支援活動を継続的に実施している。また附属特別支援学校が中心となり、附属学校園や公立学校のインクルーシブ教育・特別支援教育の支援体制を構築・運用するとともに、教員や保護者に対する啓発・研修活動をしている(現職教員研修:平成29年度147名、平成30年度約300名、平成31年度153名(五島市で6/30に公開講座として実施)が参加/附属小学校での公開研究発表会:平成29年度約300名が参加/特別支援教育公開セミナー:平成28年度166名、平成29年度244名、平成30年度149名、平成31年度141名が参加)。

○教育実践研究の推進

附属学校園の教育実践研究の推進を図るために、教育学部と連携した共同研究を継続的に実施している。(プロジェクト研究:平成28~30年度各6件、登録共同件数:平成28年度19件、平成29年度22件、平成30年度22件、平成31年度22件)

○有識者会議報告書を踏まえた改革案の策定

平成29年8月に出された「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」に関する現状分析を行い、附属学校園の定員に関する改革案(令和3年度入学者からの段階的な定員縮減及び2年保育の廃止)

を策定した。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 教育課題への対応

○学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。

- ・ 長崎県における喫緊の教育課題について、①課題発見・解決力の育成による学力向上、②複式学級等における指導法研究の深化、③小学校外国語活動等の先進的授業研究、④発達障害の可能性のある児童生徒への教育的支援やインクルーシブ教育の推進の4つを重点課題として地域展開を実施している。

○審議会答申などにより明確となる新たな教育課題や国の方策について、率先して取り組んでいるか。

- ・ 「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」を踏まえ、平成31年度に学部を、平成30年度に大学院を、令和3年度に附属幼稚園を改組し、年少人口の減少を含む地域の教育課題や教員養成並びに現職教員のリカレント教育の推進・充実に資する取組を進めている。

○地域における指導的あるいはモデル的な学校となるように、多様な子供たちを受け入れながら、様々な教育課題の研究開発の成果公表等に取り組んでいるか。

- ・ 平成29年3月に策定した『長崎大学教育学部附属学校園における多様な子どもの受け入れ方針』に従い、その具体化・具現化のための平成30年3月に『多様な子どもの受け入れ方針に関わる行動計画』を策定し、それに基づいた入試を実施している。また、平成29年度入試から附属中学校においては、知・徳・体の総合的な評価に変更した結果、学力的には多様な生徒が増加する傾向がある。

(2) 大学・学部との連携

○附属学校の運営等について、大学・学部側との間で協議機関等が設置され十分に機能しているか。

- ・ 附属学校の運営等は、平成22年度より附属学校運営協議会を設置し、公立学校から赴任した附属学校園の校長とともに、附属担当副学部長を議長として学部教員が協働して附属学校の運営にあたっている。

○大学・学部の教員が、学校現場での指導を経験する意義を踏まえ、一定期間附属学校での授業の担当や、行事への参加などについてのシステムが構築されているか。

- ・ 学部の教員が附属学校園で園児・児童・生徒や保護者に対して、専門性を活かした教育活動を展開場面が設定されており、幼稚園では保護者向けのミニ講座や出前保育指導・授業が実施され、学部教育への還元がなされている。（平成30年度ミニ講座4回、出前保育指導3回）

○附属学校が大学・学部におけるFDの実践の場として活用されているか。

- ・ 平成30年度に「教育学部附属学校園における実地指導研修の実施に関する申合せ」を制定し、学部の教員が最大40週附属学校園で研修する制度を構築し、平成30年度と平成31年度に各1名の教員（助教及び教授）が研修を行った。

○大学・学部のリソースを生かしながら、質の高い教育課程や教育方法の開発に取り組んでいるか。

- ・ 学部教員の開発した教材や教員の専門性を生かすことで、質の高い教育課程や教育方法の開発に取り組んでいる。

○附属学校での実践研究の成果が大学・学部の教員養成カリキュラムに反映されるシステムが構築されているか。

- ・ 平成16～18年に小学校に複式学級が整備され、それに伴った複式学級の指導法が構築される流れの中で、平成19年度には学校教育実地体験実習の中に離島・へき地実習が整備され、平成28年度から教育学部小学校教育コースに離島教育プログラムを開設された。
これを受けて、令和2年度長崎県公立学校教員採用試験に離島教育特別枠（小学校4名）が設定された。

①大学・学部における研究への協力について

○大学・学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。

○大学・学部と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践が行われているか。

○大学・学部との連携により、学校における実践的課題解決に資するための研究活動が行われているか。

- ・ 附属学校園と学部教員の共同研究を推進するために、平成28年度は35万円/件、平成29年度以降は30万円/件の予算枠を確保しプロジェクト研究を公募し、各年度6件の実践研究が実施され、学会等でその成果が公表されている。

また、附属学校園と学部教員が連携した実践研究を公募し、各年度20件以上の研究が実施され、その成果は教育実践フォーラムや学部の実践研究紀要等に発表されている。特に、教育実践フォーラムは毎年ニュー

スレターでその概要が県内の公立学校及び私立学校に配布され、研究科のホームページでも公開をしている。

- ・ 教育学研究科と附属学校や公立学校が連携をして、学校における実践的課題解決に資するための教育実践研究を実施し、毎年2月にその成果報告会を開催するとともに、その概要を県内の公立学校及び私立学校に配布し、研究科のホームページでも公開をしている。

②教育実習について

- 質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場としての実習生の受入を進めているか。
- 大学・学部の教育実習計画は、附属学校を十分活用したものとなっているか。（附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけについて検討が進められているか。）
- 大学・学部の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。
- 大学・学部と遠隔地にある附属学校については、教育実習の実施に支障が生じていないか。
 - ・ 質の高い教育実習を提供するために、1年次から附属学校での参加観察実習を導入し、附属教員や実習生の授業参観等を行い、その成果と課題については実習委員会で検討を行っている。また、それに合わせて2年次から学校教育実地体験実習として公立学校での野外体験や学習支援実習をすることで、児童・生徒理解の向上を図っている。さらに、附属学校教員による事前指導と学部教員による教科指導法や教材研究を主免実習開始までにはほぼ済ませるカリキュラムを運用し、4年次では学校教育実地体験実習として公立学校での学習支援や離島・へき地実習等を選択的に行わせることで、附属学校と公立学校を関連づけた実習体系が実施されている。
 - また、令和3年度から本格的な公立学校実習を開始するための制度設計や環境整備を、実習委員会や公立学校実習実施部会が教育委員会や校長会等と行っている。

(3) 地域との連携

- 教育委員会と附属学校との間で組織的な連携体制が構築されているか。
- 地域の学校が抱える教育課題の解決に教育委員会と連携して取り組んでいるか。
 - ・ 長崎県教育委員会が主催する「全国及び県学力調査の課題改善に向けた授業提案〈公開授業〉」を、合同会議（長崎県教育委員会学力向上推進会議、学力調査検討委員会、学力向上検証改善委員会を各校種）に参画し、

附属小学校・附属中学校を会場に毎年秋に実施している（参加者数：平成29年度215名、平成30年度430名、平成31年度463名）。

また、長崎県教育センター等と連携して、若手教員の研修受入や小学校外国語活動等や特別支援学校の師範授業や教員研修を実施している（外国語活動：各年度の参加者数約50名／特別支援教育：平成29年度147名、30年度約300名（ネット公開分含む）、平成31年度176名）。

(4) 附属学校の役割・機能の見直し

- 附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われているか。
- 附属学校として求められる機能の強化を図る観点から、その規模も含めた存在意義の明確化や大学の持つリソースの一層の活用がなされているか。
- 教育委員会と連携し、広く県内から計画的に教員の派遣・研修が行われているか。また研修後に各地域に研修成果を生かした貢献ができていないか。
 - ・ 「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」や「長崎県教諭等としての資質向上に関する指標」を踏まえ、教員研修機関としての教育委員会等との連携強化による高度化（平成31年度に長崎県教育センターと「育成指標」に基づいた管理職養成プログラムの開発（教職員支援機構事業）の実施）、教員養成学部附属学校としての実習機能（公立学校実習校に対する指導的役割）の充実（平成30年3月に教育学部公立学校教育実習実施部会内規の制定、令和元年10月に教育学研究科教職実践専攻連携協力校等教育実習連絡協議会内規の制定）、地域の教育的諸課題に対するリーダー的存在の強化（師範・公開授業の実施、長崎県教育委員会と連携した対策の普及、離島・へき地教育やインクルーシブ教育の推進）を進めている。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>1 短期借入金の限度額 4,020,425 千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>1 短期借入金の限度額 4,020,425 千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	実績なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>1 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 立岩職員宿舎の土地（長崎県長崎市立岩町201番, 1,677.94㎡）を譲渡する。 水産学部附属練習船長崎丸（長崎県長崎市, 全長62.87m）を譲渡する。 <p>2 重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。 	<p>1 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 立岩職員宿舎の土地（長崎県長崎市立岩町201番, 1,677.94㎡）を譲渡する。 <p>2 重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属病院の環境整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。 	<p>1 重要な財産を譲渡する計画</p> <p>立岩職員宿舎跡地について、平成27,28年度と2度にわたり売却入札公告を行ったが、応札者がなかった。再度、不動産会社へ査定を行ったところ、一定の評価があったため、最低売却価格を適正化し再度公告する方針とした。</p> <p>2 重要な財産を担保に供する計画</p> <p>附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物について、以下のとおり担保に供した。</p>

		担保物件の表示 敷地 長崎市坂本一丁目 48 番 2 外 土地 178,035.2 m ² 建物 長崎市坂本一丁目 93 番外 42,437.29 m ² 病棟・診療棟及び渡り廊下(コリドー)ル 2,242.76 m ² 国際医療センター 40,292.59 m ² 病院本館 18,598.24 m ² 中央診療棟 所有者 国立大学法人長崎大学
--	--	--

VI 剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>平成 29 年度の決算により生じた剰余金の文部科学大臣承認額については、役員会の議を経て、工学部 2 号館改修に伴う移転経費、総合研究棟（旧歯学部本館 C 棟）改修に伴う移転費・設備整備費に、96,609 千円を充当した。</p> <p>平成 30 年度の決算により生じた剰余金の文部科学大臣承認額：486,180 千円についても、施設・教育研究環境整備事業、附属病院院内環境整備・医療機器整備事業に充当する予定である。</p>

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・(文教町) 管理棟耐震改修 ・附属練習船長崎丸建造 ・小規模改修 	総額 6,838	施設整備費補助金等 (6,460) (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (378)	<ul style="list-style-type: none"> ・(坂本) 総合研究棟改修Ⅲ〔医歯薬学系〕 ・(文教町) 総合研究棟改修〔工学系〕 ・(文教町) ライフライン再生〔電気設備〕 ・(坂本) 実験研究棟 ・(坂本) 総合研究棟改修Ⅱ〔医歯薬学系〕 ・(文教町他) 基幹・環境整備〔ブロック塀対策〕 ・大学病院設備整備 ・小規模改修 ・(坂本) BSL-4 施設付帯設備 ・(坂本) 感染症革新イニシアティブ〔拠点形成研究〕 	総額 7,193	施設整備費補助金 (2,762) 長期借入金 (1,500) (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (41) 先端研究等施設整備費 補助金 (860) 医療研究開発推進事業 費補助金 (2,030)	<ul style="list-style-type: none"> ・(坂本) 総合研究棟改修Ⅲ〔医歯薬学系〕 ・(文教町) 総合研究棟改修〔工学系〕 ・(文教町) ライフライン再生〔電気設備〕 ・(坂本) 実験研究棟 ・(坂本) 総合研究棟改修Ⅱ〔医歯薬学系〕 ・(文教町他) 基幹・環境整備〔ブロック塀対策〕 ・大学病院設備整備 ・小規模改修 ・(坂本) BSL-4 施設付帯設備 ・(坂本) 感染症革新イニシアティブ〔拠点形成研究〕 	総額 2,941 ※上記金額には、先端研究等施設整備費補助金及び医療研究開発推進事業費補助金は、含まれていません。	施設整備費補助金 (1,400) 長期借入金 (1,500) (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (41)
<p>(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金等、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

◆ 施設整備費補助金

- ・ (坂本) 総合研究棟改修Ⅲ (医歯薬学系) の施工業者が見つからず、工期が年度内に完成できないことから、426,948 千円を繰越したため。
- ・ (文教町) 総合研究棟改修 (工学系) の施工業者が見つからず、工期が年度内に完成できないことから、351,230 千円を繰越したため。
- ・ (文教町) ライフライン再生 (電気設備) の入札の結果、1,324 千円が不要となったため。
- ・ (坂本) 実験研究棟の施工の見直しを行った結果、年度内の工事出来高の不足が生じ、458,631 千円を繰り越したため。
- ・ (坂本) 総合研究棟改修Ⅱ (医歯薬学系) の後年度分について、70,220 千円が不要となったため。
- ・ (文教町他) 基幹・環境整備 (ブロック塀対策) の入札の結果、53,318 千円が不要となったため。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>○ 採用方針 年俸制やクロス・アポイントメント制度を活用し、優秀な若手教員及び外国人教員等を積極的に採用する。 また、ダイバーシティマネジメントを推進し、女性教員及び女性管理職の在職率を向上させる。</p> <p>○ 人事管理方針 人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。 また、適切な業績評価体制を整備し、年俸制適ユーザーへの評価を行う。 さらに、研究者の業務特性に鑑み、柔軟な勤務形態のひとつとしてテレワーク等の新たな勤務形態を導入する。</p>	<p>○ 採用方針 年俸制について、文部科学省の人事給与マネジメント改革に係るガイドラインを参照しつつ、新たな年俸制の規則を整備し、新規採用教員に適用する。 また、女性教員の両立支援から登用までの段階において様々なサポートを行うことにより女性教員在職率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき、部局ごとに定めた女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを強化し、達成度確認を実施する。</p> <p>○ 人事管理方針 人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。 また、育児、介護等を必要とする研究者の働き方に関して、より柔軟な勤務形態であるテレワークを導入する。</p>	<p>○ 採用方針 年俸制については、令和元年7月1日に新規採用教員、移行希望者等に適用する年俸制の規則を整備し、新規採用教員に適用した。従来の年俸制は本学の戦略的なミッションを担当する教員や年俸制を希望する教員を対象に目標の達成度評価に応じて年俸を毎年改定するが、新たな年俸制は新規採用教員等を対象に月給制の評価に合わせた年度評価に応じて業績年俸を毎年改定するとともに4年に1回の総合評価に応じて基本年俸を改定（昇給）するもので、平成31事業年度に10名の新規採用教員に適用した。なお、平成31年度末時点では、同計画に掲げる導入目標人数15名に対し、15名に年俸制を適用した。 ダイバーシティマネジメントについては、令和2年9月から学内昇任により女性教員の教授昇任人事を行うにあたり、准教授から教授に昇任する際に必要とする人件費ポイントについて、学長が特に必要と認めた場合に限り、期間を限定して教員人件費ポイントを貸与する「女性枠設定による学内教授昇任促進事業」を開始し、平成31年度は同事業を利用して、1名の女性教員が教授へ昇任した。女性教員在籍率は令和2年3月1日現在で23.07%であり、達成指標である女性教員在籍率23%以上を満たしている。</p> <p>○ 人事管理方針 人件費管理については、引き続きポイント制により円滑に運用している。また、「第3期中期目標期間の人件費削減方針（平成28年7月役員会決定）」に基づき、配分ポイントの削減、定年退職の後任補充の一時的凍結を着実に実施している。 テレワークの導入については、平成31年度より、妊娠、出産若しくは育児又は介護における負担を軽減し、ワークライフバランスを推進することを目的としたテレワークの運用を開始した。</p>

<p>○ 人材育成方針 若手職員の意欲及び能力を向上させるため、調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。 また、グローバル化に対応するため、新たに海外教育研究拠点を活用した研修を実施するとともに、他大学等と連携した研修を通じ能力開発を行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中総額 153,509 百万円を支出する。(退職手当は除く。)</p>	<p>○ 人材育成方針 引き続き若手職員の意欲及び能力を向上させるため、調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。</p> <p>(参考1) 平成31年度の常勤職員数 1,730 人 また、任期付職員数の見込みを 499 人とする。 (参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 26,138 百万円</p>	<p>○ 人材育成方針 若手職員の積極的配置については、令和元年7月の人事異動において、新たに若手職員3名を総務企画課及び人事課に配置し、調査・分析・企画立案業務に対応している。</p>
---	---	---

○ 別表1 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科, 研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	(b)/(a)×100
		(人)	(人)	(%)
多文化社会学部	多文化社会学科	400	435	108.7
教育学部	学校教育教員養成課程	960	983	102.3
経済学部	総合経済学科			
	・昼間コース	1,060	1,142	107.7
	・夜間主コース	240	278	115.8
医学部	・編入学	30	36	120.0
	医学科	735	771	104.8
	保健学科	444	433	97.5
歯学部	歯学科	300	309	103.0
薬学部	薬学科	240	252	105.0
	薬科学科	160	170	106.2
工学部	工学科	1,520	1,649	108.4
	電気電子工学科	0	1	-
環境科学部	環境科学科	530	569	107.3
水産学部	水産学科	440	476	108.1
学士課程 計		7,059	7,504	106.3
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻 (H30.4設置)	20	21	105.0
経済学研究科	経済経営政策専攻 (前期)	30	35	116.6
工学研究科	総合工学専攻	440	457	103.8
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻 (前期)	70	68	97.1
	環境科学専攻 (前期)	50	50	100.0
医歯薬学総合研究科	災害・被ばく医療科学共同専攻	20	19	95.0

	保健学専攻	40	48	120.0
	生命薬科学専攻	72	60	83.3
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻 ※秋季入学	62	67	108.0
修士課程 計		804	825	98.9
経済学研究科	経営意思決定専攻 (後期)	9	13	144.4
工学研究科	生産システム工学専攻 (後期)	45	48	106.6
	グリーンシステム創成科学専攻	25	16	64.0
水産・環境科学総合研究科	環境海洋資源学専攻 (後期)	36	41	113.8
	海洋フィールド生命科学専攻	25	12	48.0
医歯薬学総合研究科	医療科学専攻	240	382	159.1
	新興感染症病態制御学系専攻	80	99	123.7
	放射線医療科学専攻	20	22	110.0
	先進予防医療科学共同専攻	40	37	92.5
	生命薬科学専攻 (後期)	30	15	50.0
	グローバルヘルス専攻 ※秋季入学	10	6	60.0
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	NU-LSHTM国際連携グローバルヘルス専攻 ※秋季入学	10	5	50.0
博士課程 計		570	696	122.1
教育学研究科	教職実践専攻	56	51	91.0
専門職学位課程 計		56	51	91.0

○ 計画の実施状況等

定員充足が90%未満となる学科・専攻

学部の学科・研究科の専攻等名	収容定員と収容数に差が生じた理由
医歯薬学総合研究科 生命薬科学専攻 (博士前期課程)	平成30, 31年度入試において、志願者数が少なく、かつ、平成30年度入試で3名、平成31年度入試で4名の入学辞退があったため、入学定員は未充足となり、その結果、収容定員充足率は90%未満となった。
工学研究科 グリーンシステム創成科学専攻	平成29, 31年度が特筆して入学定員未充足となっているが、平成31年度入学者からグリーンシステム創成科学専攻研究奨励金の支給を中止したため、平成31年度入試の志願者が激減し、定員充足率が90%未満となった。
水産・環境科学総合研究科 海洋フィールド生命科学専攻	同専攻は平成26年度文部科学省国費外国人留学生優先配置プログラムに採択されたことにより、同プログラムによる国費留学生が、ベトナムの協定大学から、平成26年から平成30年までの5年間、毎年1名ずつ秋季入学していた。しかし、日本人学生の志願者数が年々減少しており、過年度において入学定員の未充足が続いたことから、定員充足率が90%未満となった。 なお、平成30年度をもって同プログラムが終了したため、平成31年度以降の収容定員充足率の適正化のために、欠員補充の追加募集の公募を随時行うとともに、本学水産学部と環境科学部の3, 4年次学生を対象とした入学説明会を行っている。

医歯薬学総合研究科 生命薬科学専攻 (博士後期課程)	以下のことから、定員充足率が90%未満となった。 ・薬学部薬科学科卒でも博士前期課程修了後、博士後期課程在学中に薬剤師試験受験資格を得られる“履修モデルコース”の上限を従来の8名から3名に絞った。 ・博士前期課程から博士課程(医療科学専攻)への進学者が一定数いる。 ・直近3年間に生命薬科学専攻の教授が3名定年退職しており、外部の大学院への進学が見受けられた。 ・博士後期課程修了後の有力就職先である大手製薬会社が研究職の採用を絞る一方、化学会社や医薬品開発業務受託機関(CRO)は前期課程修了者の採用を増やしている。 ・景気の好調に伴い、学卒の就職率が上昇した反面、大学院進学率が低下した。
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻※秋季入学 10月入学を実施しており、令和元年10月1日現在では、収容数10人、定員充足率100%である。
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	NU-LSHTM国際連携グローバルヘルス専攻※秋季入学 10月入学を実施しており、令和元年10月1日現在では、収容数10人、定員充足率100%である。

○ 別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成28年度)

学部・ 研究科等名	収容 定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B) - (D, E, F, G, I, Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) ×100	
			外国人 留学生 数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者 数のうち, 修業 年限を超える 在籍期間が 2年以内の者 の数 (I)	長期 履修 学生 数 (J)	長期 履修 学生 に係 る控 除数 (K)			
				国費 留学生 数 (D)	外国政 府派遣 留学生 数 (E)	大学間交 流協定等 に基づく 留学生等 数 (F)								
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
多文化社会 学部	300	272	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	266	88.7%
教育学部	960	982	1	0	0	0	23	18	15	0	0	0	944	98.3%
経済学部	1,420	1,576	28	1	1	0	50	92	81	5	0	0	1,443	101.6%
医学部	1,175	1,207	0	0	0	0	14	44	36	0	0	0	1,157	98.5%
歯学部	300	318	0	0	0	0	12	22	18	0	0	0	288	96.0%
薬学部	400	429	0	0	0	0	7	22	17	0	0	0	405	101.3%
工学部	1,520	1,703	32	0	0	0	37	111	89	0	0	0	1,577	103.8%
環境科学部	540	581	20	0	0	0	11	26	21	0	0	0	549	101.7%

水産学部	440	476	1	0	0	0	14	20	15	0	0	447	101.6%
(研究科等)	(人)	(%)											
多文化社会学研究科													
教育学研究科	76	67	2	0	0	0	3	0	0	0	0	64	84.2%
経済学研究科	39	44	16	1	0	2	3	6	3	10	0	35	89.7%
工学研究科	505	504	53	3	0	3	8	13	13	1	0	477	94.5%
水産・環境科学総合研究科	181	187	46	7	0	3	9	19	18	7	0	150	82.9%
医歯薬学総合研究科	517	707	71	23	0	0	107	66	38	7	0	539	104.3%
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	42	31	8	0	0	0	1	0	0	0	0	30	71.4%

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

(平成 29 年度)

学部・ 研究科等名	収容 定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, K の合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100	
			外国人 留学生 数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者 数のうち、修 業 年限を超える 在籍期間が 2年以内の者 の数 (I)	長期 履修 学生 数 (J)	長期 履修 学生 に係 る控 除数 (K)			
				国費 留学生 数 (D)	外国政 府派遣 留学生 数 (E)	大学間交 流協定等 に基づく 留学生等 数 (F)								
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
多文化社会 学部	400	369	1	0	0	0	10	0	0	0	0	0	359	89.8%
教育学部	960	994	1	0	0	0	12	27	25	0	0	0	957	99.7%
経済学部	1,330	1,454	22	0	0	0	39	80	63	3	0	0	1,352	101.7%
医学部	1,179	1,206	0	0	0	0	20	43	35	0	0	0	1,151	97.6%
歯学部	300	315	0	0	0	0	8	15	14	0	0	0	293	97.7%
薬学部	400	432	0	0	0	0	9	26	15	0	0	0	408	102.0%
工学部	1,520	1,665	38	0	0	0	34	109	96	1	0	0	1,535	101.0%
環境科学部	530	563	16	0	0	0	13	17	14	0	0	0	536	101.1%

水産学部	440	483	1	0	0	0	10	30	28	0	0	445	101.1%
(研究科等)													
多文化社会学研究科													
教育学研究科	76	62	2	0	0	0	2	1	1	0	0	59	77.6%
経済学研究科	39	44	16	1	0	1	3	7	5	7	0	34	87.2%
工学研究科	510	496	59	2	0	2	7	11	10	1	0	475	93.1%
水産・環境科学総合研究科	181	181	60	10	0	6	10	15	13	9	0	142	78.5%
医歯薬学総合研究科	532	699	78	17	0	0	95	69	34	8	0	553	103.9%
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	52	51	21	1	0	0	3	0	0	0	0	47	90.4%

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

(平成 30 年度)

学部・ 研究科等名	収容 定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, K の合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者 数のうち、修 業 年限を超える 在籍期間が 2年以内の者 の数 (I)	長期 履修 学生 数 (J)	長期 履修 学生 に係 る控 除数 (K)		
				国費 留学生 数 (D)	外国政 府派遣 留学生 数 (E)	大学間交 流協定等 に基づく 留学生等 数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会 学部	400	408	0	0	0	0	20	21	21	0	0	367	91.8%
教育学部	960	982	2	0	0	0	17	14	12	0	0	953	99.3%
経済学部	1,330	1,453	21	0	0	0	35	74	58	3	0	1,360	102.3%
医学部	1,179	1,210	0	0	0	0	21	50	43	0	0	1,146	97.2%
歯学部	300	313	0	0	0	0	6	15	12	0	0	295	98.3%
薬学部	400	426	1	1	0	0	10	18	14	0	0	401	100.3%
工学部	1,520	1,661	42	0	0	0	37	89	79	1	0	1,545	101.6%
環境科学部	530	568	19	0	0	0	23	13	12	0	0	533	100.6%

水産学部	440	481	2	0	0	0	5	28	21	1	0	455	103.4%
(研究科等)													
多文化社会学研究科	10	11	6	1	0	0	0	0	0	2	0	10	100.0%
教育学研究科	66	44	1	0	0	0	1	0	0	0	0	43	65.2%
経済学研究科	39	49	15	1	0	1	6	3	3	4	0	38	97.4%
工学研究科	510	526	67	4	0	0	11	10	6	0	0	505	99.0%
水産・環境科学総合研究科	181	164	58	12	0	6	9	13	9	6	0	128	70.7%
医歯薬学総合研究科	537	688	79	19	0	0	101	57	31	6	0	537	100.0%
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	72	58	29	1	0	0	2	0	0	1	0	55	76.4%

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。

(平成 31 年度)

学部・ 研究科等名	収容 定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D, E, F, G, I, K の合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者 数のうち、修 業 年限を超える 在籍期間が 2年以内の者 の数 (I)	長期 履修 学生 数 (J)	長期 履修 学生 に係 る控 除数 (K)		
				国費 留学生 数 (D)	外国政 府派遣 留学生 数 (E)	大学間交 流協定等 に基づく 留学生等 数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
多文化社会 学部	400	435	2	0	0	0	27	13	13	0	0	395	98.8%
教育学部	960	983	1	0	0	0	21	14	12	1	0	950	99.0%
経済学部	1,330	1,456	19	0	0	0	33	68	59	9	0	1,364	102.6%
医学部	1,179	1,204	0	0	0	0	16	46	41	0	0	1,147	97.3%
歯学部	300	309	0	0	0	0	8	13	7	1	0	294	98.0%
薬学部	400	422	1	1	0	0	8	16	13	0	0	400	100.0%
工学部	1,520	1,650	38	0	0	0	39	67	56	1	0	1,555	102.3%
環境科学部	530	569	19	0	0	0	14	21	18	3	0	537	101.3%

水産学部	440	476	1	0	0	0	4	23	18	3	0	454	103.2%
(研究科等)													
多文化社会学研究科	20	21	10	1	0	0	1	0	0	3	0	19	95.0%
教育学研究科	56	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	91.1%
経済学研究科	39	48	14	1	0	2	3	4	1	7	0	41	105.1%
工学研究科	510	521	62	3	0	0	8	7	6	1	0	504	98.8%
水産・環境科学総合研究科	181	171	48	11	0	2	8	6	3	2	0	147	81.2%
医歯薬学総合研究科	542	682	75	18	0	0	108	56	28	3	0	528	97.4%
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	82	78	38	5	0	0	1	1	1	2	0	71	86.6%

○計画の実施状況等

当該年度における各学部・研究科の定員超過率（5月1日時点）は、上記のとおり適正な状況にある。